

に、大一と申せるは、我天御中主尊に御在し坐すが、其至高にして上無き義を以て、天を一大とし、又至尊にして二有らざるを以て、神を大一と申せるにて、天と云へば大一の事なり、大一と云へば其神の事にて、上に引る如く、春秋説題辭に合爲<sup>三</sup>大一、分、爲<sup>三</sup>殊名、故立<sup>レ</sup>字一大爲<sup>レ</sup>天と云ひ、五行大義に天地因<sup>レ</sup>何生、曰因<sup>三</sup>大一<sup>一</sup>生、故變<sup>三</sup>大一字<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>天と有るも此古説に合せて謂ゆる隱身に御在し坐しつゝも、天中<sup>ニ</sup>混成<sup>テ</sup>、神と天と別れざる我が天御中主神の義に合へり、然れば、漢籍に謂ゆる天命と云者は、大一之命と云ふ事にて、我が天神之命と云に、少かも異なる所なくなむ) 上件は、謂ゆる別天神の御事を並擧けたるなるが、上に引ける第三、二書に、天地混成之時、始有<sup>三</sup>神人<sup>一</sup>焉、號<sup>三</sup>可美葦牙彥舅尊<sup>一</sup>、次國底立尊と有るに、妙なる趣なむ有ける、然るは如此く同じ混成る一物に、天神と國神と相次ぎて成坐る事は、甚く異なる傳なるが如し、然れども、此には極めて幽深<sup>ニ</sup>致有<sup>ル</sup>事となむ聞えたる、其は上に云へるが如く、二柱神の産靈の御業に資<sup>テ</sup>、此混成<sup>ス</sup>一物の生れ出来る由を以て、可美<sup>ト</sup>は御名に懸<sup>カ</sup>せるにて、其中より牙を含みて萌え騰る方は客と成り、其萌え騰る物の根は後に國土となれる者なれば、國底立尊は其主にて渡らせ御在し坐す證になむ有ける、古史第二段徴には、「國底立尊を天底立尊と改め引かれて、其説に、天底立尊の天を、諸本に國と有るを、今は一古本に依りて改めつ、能く古事記と合へばなり」と云はれたるを予も信に然る説と思ひしかども却りて誤なり、其故如何となれば、其天地混成と有るは、天と成り地と成るべき一物の混成せる時を云ふなれば、其物に因りて兩方の神、共に成り出でさせ御在し坐ける事を傳へたりし者にて、古事記と合はず可き所には非ざるなり、其例は第二、一書に、古國稚地稚之時、譬猶<sup>ニ</sup>浮膏<sup>一</sup>而漂蕩、于<sup>レ</sup>時國中生物、狀如<sup>ニ</sup>葦牙之抽出<sup>一</sup>也、因

レ此有<sup>ニ</sup>化生之神<sup>一</sup>、號<sup>三</sup>可美葦牙彥舅尊<sup>一</sup>、次國常立尊云々と有ると同じ趣なる傳にて、此に國稚地稚と云ふは、右に謂ゆる天地混成と有る是なり、于<sup>レ</sup>時國中生物、狀如<sup>ニ</sup>葦牙之抽出<sup>一</sup>也と有るは、次に可美葦牙彥舅尊の成出でさせ御在し坐す御事に係けて云へるにて、國常立尊にはばらざる事なり、其は國とは右に國稚地稚と云ひ于<sup>レ</sup>時國中と云へる此にて、其葦牙の抽出る地盤を云ふなれば、神の成坐る次第のみこそは續きて有けれ、各其因る所異なる所明らかかりける者なりかし、偕其相分るゝ事を並べ云はざるには、第一、一書に天地初判、一物在<sup>ニ</sup>於虛中<sup>一</sup>、狀貌難<sup>レ</sup>言、其中自在<sup>ニ</sup>化生之神<sup>一</sup>、號<sup>三</sup>國常立尊<sup>一</sup>云々と有て、唯一物をのみ云ふは其物の神を直に國常立尊と申し、又第四、一書に、天地初判始有<sup>ニ</sup>俱生之神<sup>一</sup>、號<sup>三</sup>國常立尊<sup>一</sup>と有るは、物と俱に神の生れ坐せる傳なるが、其物は何ぞと云ふに、天地と未だ判れずして有りし一物を指て即國なる由にて、即ち古事記に、次國稚如<sup>ニ</sup>浮脂<sup>一</sup>而云々と有りて、葦牙の如く萌え騰る物をも、此にある間は、兼ねて國と云へるを合せ考ふべし、第六、一書に、天地初判、有<sup>レ</sup>物如<sup>ニ</sup>葦牙<sup>一</sup>、生<sup>ニ</sup>於空中<sup>一</sup>、因<sup>レ</sup>此化神、號<sup>三</sup>天常立尊<sup>一</sup>、次可美葦牙彥舅尊、又有<sup>レ</sup>物若<sup>ニ</sup>浮膏<sup>一</sup>、生<sup>ニ</sup>於空中<sup>一</sup>、因<sup>レ</sup>此化神、號<sup>三</sup>國常立尊<sup>一</sup>と有るは、已に一物の成り出でたりし事を云はず、其初めて判るゝ時を云ふ故に、本同根より出でたる物ながら、其如<sup>ニ</sup>葦牙<sup>一</sup>と云ふ物と、若<sup>ニ</sup>浮膏<sup>一</sup>と云ふ物と、別々に成り分かるゝ上を云ふなれば、此傳も、其一物の地盤を國とは云へるなり、(但し正書に、于<sup>レ</sup>時天地之中生<sup>ニ</sup>一物<sup>一</sup>、狀如<sup>ニ</sup>葦牙<sup>一</sup>、便化<sup>ニ</sup>爲神<sup>一</sup>、號<sup>三</sup>國常立尊<sup>一</sup>とは如何、狀如<sup>ニ</sup>葦牙<sup>一</sup>の四字削ら將欲<sup>ハ</sup>し、此に云へるが若く、其一物の中より、葦牙の如くして萌騰りたりし物には有りけれども、神の御名にも、可美葦牙彥舅尊と有るからは、其は別の事にて、其一物ぞ、上に渾沌如<sup>ニ</sup>雞子<sup>一</sup>と云へる物なるにて、國常立尊の主宰<sup>ラ</sup>せ御在し坐す所には有け

る、又第五一書にも、天地未<sub>レ</sub>生之時、譬猶<sub>レ</sub>海上浮雲無<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>根係<sub>一</sub>、其中生<sub>ニ</sub>一物<sub>一</sub>、如<sub>ニ</sub>葦牙<sub>一</sub>之初生<sub>ニ</sub>濕中<sub>一</sub>也、便化<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>人<sub>一</sub>、號<sub>ニ</sub>國常立尊<sub>一</sub>と有るも然にて、其猶<sub>レ</sub>海上浮雲無<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>根係<sub>一</sub>と云ふ物は、正書の一物と同じくて、天地混成す物を云へれば、即ち國の事にて、其より國常立尊に係けて然る可からむを、此も如<sub>ニ</sub>葦牙<sub>一</sub>之初生<sub>ニ</sub>濕中<sub>一</sub>也と云ふ文を、其出自と爲るは、誤なる事論を待たず、右の如く、天地混成りし一物に、已に久邇と云ふ稱有るを思へば、久邇は旋土の義とぞ所思えたりける、其は第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>而漂蕩と見え、古事記も其如くにて、次國稚如<sub>ニ</sub>浮脂<sub>一</sub>而、久羅下那洲多陀用幣流之時云々と所見たり、偕師の天朝無窮曆附録に、「神代紀に狀貌難<sub>レ</sub>言とある一物即ち大極の元より大空に根係る所なく、漂蕩として右旋せる、是三神造化の元運なり」と云はれたるは、徹視されたる説にて、上に謂はゆる高皇產靈尊、神皇產靈尊の、天中に遭合<sub>ニ</sub>ひ爲<sub>レ</sub>させ御在し坐しけるは、氣と氣との交接<sub>ニ</sub>る事なるが、八洲起元章に、陽神左旋、陰神右旋、分<sub>ニ</sub>巡國柱<sub>一</sub>、同會<sub>ニ</sub>一面<sub>一</sub>と有るは、天神の相嫁<sub>ニ</sub>繼<sub>レ</sub>せる御有<sub>ニ</sub>狀<sub>一</sub>を、神習ひに習ひ行はせさせ御在し坐しける事著明<sub>ニ</sub>かりければ、其より推上るに、其高皇產靈尊の氣は別天に左旋し、神皇產靈尊の氣は日天に右旋して、相勢<sub>ニ</sub>り御感<sub>レ</sub>け御在し坐しつゝも、此天中に產靈の御德<sub>ニ</sub>を敷<sub>レ</sub>布<sub>レ</sub>らし御在し坐す御事と所見たり、若て多陀用布に漂蕩と書くなどは、抑末の事にて、言義は經倚<sub>ニ</sub>なるべし、其經とは、成務天皇五年御紀に、因<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>東西<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>日縱<sub>一</sub>、南北爲<sub>レ</sub>日橫<sub>一</sub>、山陽曰<sub>ニ</sub>影面<sub>一</sub>、山陰爲<sub>ニ</sub>背面<sub>一</sub>と有りて、東西を經とし、南北を緯とし、山陽を前とし、山陰を後とせる御定なり、此は此大地のみならず、謂ゆる五星なども共に天日を中央に居て、其外露に圍まり居る國の限は、天日の右施り爲る其氣勢に牽<sub>レ</sub>職<sub>レ</sub>れて、西より東へ經に巡る今の實象を以て云ふ事なるが、其より推し上りて未

だ天地の相判れざりし以前にも、其如く右旋りに在るべき事、言を待たずして明らかかりける者なりけり、(今天日を視奉るに、常の其の氣の右に晋<sub>ニ</sub>めるを以ても、宇宙の氣の右旋なる事を知るべく、又恆天の左に移るを以ても、其氣の左旋する事をなむ明らむべき者なりける、其皇產靈神の氣の交接ると云ふ事は、予の始て云ひ出づる事なるが、已に傳二卷(一四三頁)に、其名義を説き奉れるを合せ讀みて、其味を知るべきなり、又其を二柱神の天柱の御事に合せ云は、凡て此時の御行ひ共は、悉くに其天神に従ひ奉らせ給へるを以て知れり) 偕其國の中より如<sub>ニ</sub>葦牙<sub>一</sub>と云へる物の萌え騰り去りて後も甚凝り固まり難<sub>ニ</sub>なりけらし、正書に精妙之合搏易、重濁之凝場難、故天先成而地後定と有るを以て知るべし、其漂蕩ひて相圓まらざりける狀は、其次に開闢之初、洲壤浮漂、譬猶<sub>ニ</sub>游魚<sub>一</sub>之浮<sub>ニ</sub>水上<sub>一</sub>也と有りて、游魚の或は聚まり或は離れて視ゆるが内に、其所在の易り定まらざるに譬へさせ給へる者なり、又第五一書には天地未<sub>レ</sub>生之時、譬猶<sub>レ</sub>海上浮雲無<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>根係<sub>一</sub>と有るも、雲は山より出で山に復る物なれば、陸地にては其浮かるゝ中には、其係り先處も有るが如きを、海上に在る浮雲はしも風などに吹き漂はされては、何處を許<sub>ニ</sub>としてかは根係るべき、此も亦其速無き事を、譬へとは爲させ給へる者なり、此を以て其物と俱に成出でさせ御在し坐ける大神國常立尊其國と成るべき物を凝らし給ひて、國處<sub>ニ</sub>をなむ立てさせ給へりける、偕此大地の圓體にして如此く凝固る事は、譬へば渦卷く水の中央に玉藻の聚固まるが如くして渦の卷く事甚急なれば、玉藻の凝る事も亦甚堅きが如く、此大神の國土を然<sub>ニ</sub>回<sub>レ</sub>市<sub>一</sub>らしく御在し坐し、豐國主尊と御力を合せて動もし御在し坐すが故に、國土の全體を保つ事なり、國常立尊と申奉るなむ信に此大地を立たせ御在し坐す義の御名なりける、然れば國は旋土<sub>ニ</sub>なるにて、本より旋り轉る物なりけるが、然<sub>ニ</sub>旋<sub>レ</sub>々と旋

り轉るに就ては其游魚と云ひ浮雲と云へる狀の物も、漸次に凝り寄り著きて稍一圓けには成たりけらし、(然れば、久邇と云ふ時は旋土にて、其旋り轉る狀を云ひ、處と云ふは合ひ凝りて、一區の域に成れるを云なり、出雲風土記に飯石郡須佐郷云々、神須佐能袁命詔、此國者雖小國、國處在云々とある意は、此國は小しと雖も國處なりと詔ひて、一區の地を指させ給へる是なり、記傳に、登許と曾許と相通ふ由を以て、説を成されたるは委しからず、天經或問に大虛之中、元氣摩盪、蒸爲重腹白霧、陰滋陽長、吹息不已、遂豁然內空、有若浮漚、日月星辰從茲麗矣、故造天元起于微氣、于空漚中、陽氣噴薄燥、爲野馬塵埃、日飛露聚、旋轉凝中、遂坏然內實、有如彈丸、天地山河從茲始矣、故地原起于微塵と有て、天は微氣に成り地は微塵に起ると云へるも、我古説に合へり、其微塵と云ふの上に譬へたる玉藻とし、其神を水の渦と見たらむには、其理を曉るべくなむ有)上件の如く、天經已に定りて、地緯又此に因て定まるべき時勢なり、其國常立尊を國底立尊と申奉る、其國底と云は、何處を指して云ふ稱ならむ、寶劍出現章第三一書に、底根之國と見え、大被詞に根、國底之國と云ふ稱あれども、天地の全體の底と云ふ義には非ず、古事記には、此を根之堅洲國とも有りて、其は唯地の底に在る國、又は根の片隅にある國と云ふ事にし有りければ、其を以て、國底とは如何は云ふべき、故思ふに、此大地をも合せて緯星なるが中に、天日を表として、此大地は其中間に在りて、其底と云ふは土星木星などの如く、日を距る事極めて遠き物は大地より底と云ふべき物なりけり、然して其國共は大地を本として、此に對へて近く國底なる物は月にして、愈遠き國底と云ふべき地はしも、彼土木の二星なりければ、其等の國々を立てさせ御在し坐けるなむ、此神の御業なりける、大神宮祈年月次等祭詞に、皇神能見霽志

坐四方國者天能壁立極國能退立限と有る、此退立と底立と同言にて、一は天底を云ひ、一は國底を云るにて、其底とは、天日の御光の及ぶ所を云なれば、此を月と見ても、天壁に對ふれば猶事足らざるべし、是師説と、我意と違ふ所以なりける、若て正書第二、第四等第一書に、國常立尊、次國狹槌尊と並び、第一一書に、國常立尊、亦曰國底立尊、次國狹槌尊、亦曰國狹立尊と有りて、豐國主尊の先に出でたり、然るは、御紀には此を三御代とし、次を四御代と爲て、神代七世の數に合はされたれども、其は次に註へるが如く、古事記の方、正しくてなむ有りければ、此は必ず其記に、次成神、名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神、亦獨神成坐而隱身也と、書かれたる如くならざれば叶はざる事なり、然らば、其國狹槌尊を取り除く可きかと云ふに、其は中々なる僻事なり、其は國常立尊の亦御名には御在し坐せども、其御功用の御在し坐す所、此國土にては非ざる故に、別神の如く傳はり來る者なりけり、然して、其御名義を今考るに、國狹槌尊(△庸彥云狹槌ハ狹立ナルベシ)は、國割立尊と申す義にて、歷世の御紀に、割某國置某國と云へるが如く、此大地と成るべき一物を割きて、月は更なり五緯星までを置せ御在し坐して、一は大地に屬給ひ、一は天日の周邊に立ち給ひて、如此なむ國底を堅め定めさせ御在し坐しける御名なりけらし、然説き以て行く時は、月は此程より成つゝ有りける物なるを、其を所知看す月讀尊の食國と定まれるは、遙に後なる事にて、日も已く成り定りて有りと雖も、其を所知看す日神を、天上に送り舉げ奉らせ給へるは、遙に後なると同じ事なりけり、故予が心には、五星及び月はしも、已く此時に國狹立尊の割立させ御在し坐すが故に、又は國底立尊とも申し奉る御事となむ思ひ定めたりける、楮、神に亦名と云ふ事の御在し坐すは、後の人に名有りて字ある類には非ず、其別なる

御功用も御在し坐すが故に、又殊に稱へ奉る御名御在し坐すにて、其御名御在し坐すとは、別に一神と御身を分けさせ御在し坐す事に就て、委しき説有りて、已に傳一(八頁)に、註へるが如し、然れば、月の出来初は此時に在りし事を知るべし、然るに服部中庸が三大考に、「黄泉國の始の事は、彼萌騰の物有りて天と成れるに准らへて思ふに、彼一物の中より垂り降る物も有りて、黄泉とは成れるなるべし、其は根國底國とも云ひて地下に在ればなり」と云ひて、月と黄泉とを一つに爲るは誤なり、彼國の事は下に註へるが如く、全く大地の胎内に在る國なる事決き者なり、但し其國に入り坐せる素戔鳴尊と、月讀尊とを同神と云ふ説は已に、鈴屋大人の記傳に、其端緒を起されたるに始りて、師の古史第二十六段徴に、委しく定められたるが上に、予亦慥に動くまじき由を見認めて、下に所々に委しく明らかに註せれば、予亦其説を信ふ者なり、然れども、國名の黄泉と月讀尊の讀とを一に爲るは、大なる僻事と云ふ者なり、此は大日靈尊、月夜見尊と相並ばせ給ふ御名にして、大日と月夜と對ひて、晝夜の義なり、靈と見とは、其主宰として所知食させ御在し坐す御事を申奉れるなれば、夜見と言ふは連けども意は別なるなり、然れば其の同神と云ふ説に違ふかと云ふに、其は殊に所以有る事にて同一神には御在し坐せども、彼根國底國に坐す御名を素戔鳴尊と申し奉り、其より別れさせ御在し坐して、月國に御在し坐す御名を月讀尊と申し奉る御事なれば、強ひて黄泉國と一に合するに及ばざる事なり、説長ければ此には盡されず、楮、其葦牙の如き物悉くに萌え騰りて、天日はしも最早くなりて天先定れるが、即ち國常立尊の所知看し御在し坐す域なるにて、其國處となる餘剩の物はしも浮雲の如く、或は聯なり或は離れて、常處なく漂蕩ひてのみ有りつるを割きて、別に國を立てさせ御在し坐しける、是國狹槌尊とも、國狹立

尊とも申し奉る所以なり、若て其國底まで造り立てさせ御在し坐し、御功を以て、國底立尊と申し奉れるにて、皆其御名に就きて其行事を探り索むる時は、天地の造化眼前に現發るゝ御事になむ有りける、楮、其天日を天柱として、自ら轉るに因循て同じく右旋に往き巡る此大地を始として、國底と云ふ土木の二星まで合せて、皆久邇と云ふは、其一物たりし時より、已に右旋せし元運に依れる事云ふも更なれば、言義は旋土なり、然るは師の天朝無窮曆に云く、「古傳に、天地の分ると云ひしは、天日と大地と元一に混沌たりしが二に判れたるを云ひて、其天日は素より精妙にして萌え騰り、其健剛なる餘りの氣勢四方八面に薄靡き周りて天露となり、天日即ち其最中に懸りて、終古其所を移さず、今現に見放る如く右旋せしを、大地は日の旋るに従ひて、漂蕩ひ周り初めつるぞ、謂ゆる曆元にて、其際の始には有りける」と云はれつる曆元は、此國常立尊に係るべき文なるにて、此大地の天日に従ひて、其周圍を一年に一周り爲る公運を主とらせ御在し坐す大神になむ渡らせ給へりける、古より今に至る迄に、然回り巡らし御在し坐して終古に止まざるを以て、國處は如此しも立ち定まれる者なり、字書に、國古文國字と有を、説文に、回也、从三回市之形也と註せるは我が久禰留の言に相似たる者なり、然れば國は、車の如く、神は其車を牽く人の如くにて、其は此大地に限らず、大地を中心として附き従ふ月は更なり、天日を中心として旋り動く緯星共も、悉に其常度有りて、推して測る可く算へて知るべく、天に謀有るなむ、此大神の謂ゆる隱身に御在し坐すも、成し行はせ給ふ御事迹の著はれ見ゆるなるが、人は自然と思ふらめども、實には幽に其神の行事として、歳年を成し春夏秋冬を成して其國處有たせ給へるになむ有りける、(師説に、此大地の天日に従ひて漂よひ旋るに定まれる道あり、其は一年に日を一周しつゝ、

一度は昇り一度は降る、是大地の大運なるが、諸越の古書に、「地に四游あり、又天地已に分れし後、上天より天皇氏天降りて、六合を觀して易威を定め、天柱を立て、地理を安んじ、五嶽を立て、鎮輔に擬たる由所見たり」と云はれき、其四游と云ふは、洛書考靈曜に、地有四遊、冬至地上行北、而西三萬里、夏至地下行南、而東亦三萬里、春秋二分其中矣、地恒動不止、而人不<sub>レ</sub>知、譬如人在大舟中、閉牖而坐、舟行而人不覺也と有る是なり、其天柱の事は、赤縣大古傳三皇紀に引かれたる、漢武內傳に所<sub>レ</sub>見て、此には八洲起元章に合ふ所なるが、此に心有りて引けるなり、其は國を車として牽く者は、國常立尊なり、其轂を持つ者は豐國主尊なり、其上に乗りて其曲直を正し、根軸を固むる者は伊弉諾、伊弉册二神にして、此に右の師説をしも係けて云るは、然る故有るを以なり、若て其國常立尊に次ぐに豐斟淳尊御在し坐す、此は師の天朝無窮曆に、一年に日を一周しつゝ、一度は昇り一度は降る、是大地の大運なるが、其昇降する間に、又三百六十餘の小運有りて、日に向ふ域は晝をなし、日に背ける域は夜を成す」と云はれたる如く、天地自轉の謂はゆる私運を主とらせ御在し坐す天神是なり、其委しき傳は、第一一書に、次豐國主尊、亦曰豐組野尊、亦曰豐香節野尊、亦曰浮經野豐買尊、亦曰豐國野尊、亦曰豐齧野尊、亦曰葉木國野尊、亦曰見野尊と見えたる、此に因て伺知らるゝ御事になむ有りける、故其豐國主尊と申奉る豐は處寄の義にて、漢字に當つれば、動字の意なり、然れば豐國と申して謂はゆる地動と云ふ事になむ當れりける、主は其物を成して其物に主宰たる謂なる事、天御中主尊の主と同じ、次なる豐國野尊、葉木國野尊の國野は、右の國主の言を切たるにて、其義異ならず、然れば此は國常立尊の天日の隨に、此大地を一年三百六十五日有奇に回らし御在し坐す、其公運に従ひて又自己

の動み有る、此を私運と云ふ、其大地の體中に地軸といふ物有り、彼二柱御祖神の立てさせ給へる天柱是にて、大地の本心是なり、其天柱たる本心を巡り盡すに十二の時を以てす、是晝夜を成す所以なり、故此豐雲野神はしも、必ず其事の神に御在し坐すに違ひ有るまじき由、次々の御名に此を合せ思はゞ、思半に過ぎなむ者ぞとよ、(彼車を牽き行くに、直板を横たへて引くが如く、行く物に非ず、其輪廓の旋りては轉り、旋りては轉り、行くに依りて車脚の進む所以を思ふべき者なりかし、故其地動と云ふ事は、其天朝無窮曆附錄に、河圖括地象に、天左旋、地右動と云ひ、春秋元命苞に、陰右動終而入靈門、地所以右轉者、迎天佐其道也と有りて、宋均註に、右動者動而東也、靈門已也、陰藏于已也と云ふ文を引かれたるは、此に甚能く契合へる者になむ)次に豐組野尊と申す御名御在し坐すを、下に豐齧野尊と出で、又上を略きて見野尊とも出で、又正書には豐斟淳尊とあり、古事記には豐雲野神と見えたる、共に豐は右に註へるが如く、大地の全體の動む事なり、若て右の組も斟も雲も皆同言にして、其音の轉れる者なるにて其義一なり、偕、其久毛は氣聚の義なるにて、彼太神宮祈年月次等祭詞に、青雲能靈極、白雲能墜坐向伏限と見えたる青雲是なり、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊伊弉册尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神云々、是風神也とある朝霧も、即ち此と同物なる故に、師は此を薰園と稱けられたり、世に大清と云ひ、霧園と云ひ、濛氣とも濛環とも字くる者是なり、偕、此薰園は、此天地を包む物にして、其厚さ地平より上四十五度許の間に、薰滿たる空氣にて、即ち天日の光輝大地を照す時は、其氣大地の全體に融通りて、其地氣と相釀成して發出で浮ぶ者是なり、大地に萬物の成出る基本をなむ、此に在る事なるが故に、天上に成坐る神に寄某

と稱奉る、並に國土にて成坐る神に豐某と稱申す事は、唯に稱號のみには非ず、大地上に愛たき事の極みと云は、天日に向ひ動みて、天地の氣相感合て物を生ずより愛たき事の非るを以てなり、又此青雲はしも薰園とも號く許り、實に大地を圍みて、此圓球の上に在りとし有らゆる一物を墜さらしむる者は、國常立尊の地心に此を引せ給ふと、豐斟淳尊の地外より此薰園を以て壓すと、相持合ふ事になむ有りける、彼白雲は一時河海山澤の氣の升騰れるにて、大地の全體に取りては僅なる物なれども、高地に噴入られては又河海の水脈と成りて水脈を起し、雨露霜雪と成りて諸物を膏澤す功の盛大なるに、況して皇祖天神の無用なる物を立置かせ給ふべきに非ざれば、元を元として其元の元を明らめ知らずば有るべからざる者なりかし、(抱朴子に、上昇四十里爲大清、大清之中其氣甚剛、能勝人也と有る大清は右の青雲を云ひ、其氣甚剛は、謂ゆる冷際はなり、能勝之也とは、能く物に勝つにて、物を壓す力有るを云なり、其證は、右に謂ゆる白雲も、河海山澤なる氣の天日の光に引かれ昇るなり、然るに冷際に迫る時は、貫きて昇る事能はず、此を以て雨露霜雪と成りて大地に下るなり、是其大清の氣、能物に勝て壓す所以なり、又氣海觀瀾と云ふ物に、日月諸曜之所、涇漢大虛至大至高、不可極涯際、而稀微之天氣充焉、此謂之氣海、地球爲氣海中之一大體、亦有自發之氣、周圍其外、此謂之氣圍と云へり、然れども此神物の用を云はざるは憐む可き者なりけり)若て又豐香節野尊と申奉れるも、豐國主尊と申すにおなじくて、此香節と云ふは、地動の狀を云ふにて、凡そ天體は日緯を以て規矩を定むる事にて、東を首とし西を尾とす、故香節は首伏にて、大地の私運も公運と同じく西より東へ右旋り爲る事を云ふなり、其體なる證は天孫降臨章第一一書に、天照太神の天忍穗耳尊を、令降之於葦原中國、

是時勝速日天忍穗耳尊、立于天浮橋而臨睨之曰、彼地未平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還登、具陳不降之狀とある、彼地未平矣にて一句なり、不須也凶目杵之國歟も一句にて、彼は荒振神の多在る狀を詔ひ、此は大地の自轉有りて獨樂の廻るが如く、晝夜頗傾して止まざるを、天浮橋の上より見驚かし御在し坐て、此地には大御身をも置させ給ひ難しと思して、詔ひ出させ給へるなり、但し其は唯傍觀して然所思し、事を、直に語給へるにこそ有けれ、其地上に住みては案外なる者にして、然は可畏き者ならざりける事は、御心行せ御在し坐しけども、其言を宣ひて還り上らせ給へる故に、右の傳は有るなりけり、此大御言實に御賜物にて、此傳なくば、如何でかは此の豐香節野尊の御名義を説き明らか奉るべき便宜無からむを、甚々辱なき御事になむ有ける、字鏡集に傾を加夫久とも、加多夫久とも訓り、此言古事記八千矛神の御歌にも、夜麻登能、比登母登須々伎、宇那如夫斯、那賀那加佐麻久と詠せ給へるは、薄の葉の垂りたるに比べて、后神の低たれさせ給はむ事を詔へるなり、天智天皇三年御紀にも、一夜之間稻生而、穗其且垂穎而熟とある垂穎を、加夫志と訓めるも、右と同意なるを思ふ可し、(然れば如何に見ても首伏の義を相離れざる事なりかし、右の垂穎は、字書に、穎穀實繁傾而、垂末也と云へる義をも合せ考ふべし、但し大地に首と云ふ二義有るなり、其は此大地はしも、天底を上とし、天日の中と爲る物なるが故に、其全體に取りては彼北極直下なる、師説に謂ゆる崑崙山はしも、天柱たり地首たりと雖ども、天日に向ひて旋轉の上にては東を上とし西を下と爲る事なるは、我が碓敷盧島の天柱を以て東首と爲る事にて、此は彼日縱日横の法に同じく、天日を體に取りて、上下首尾を定むる事にて、此に予が、香節は首伏なりと云へるも、其東を首として云言なり、西川正休説に、此國在萬

國之東頭、而朝陽始照之地、陽氣發生之最初と云るは、實に然る言になむ有る。又浮經野豐買尊とも、葉木國野尊とも申奉る御名義はしも、浮經は字の如くにて、彼國常立尊の大地を乗せて、彼四游昇降の御事を成させ給ふ、其大地の行道に浮びつゝも經歷く意、主は例の成なるにて、其經は、古事記日代宮段歌に、阿良多麻能、登新賀岐布禮婆、阿良多麻能都紀波岐閉由久、と有る來經にて、日を加と云ふも伎閉の切まれるなる事、已に記傳に説かれたるが如し、如此くして一度二度と來經行て、三百六十五度有奇を回畢て、其本處に復り、復りては始より常在に經行て止まざるが故に、此國處は如此なむ立てりける所以是なりける、但し此は國常立尊と御功を相成し給ふ意にて、其豐買と申すなむ全く地動の故なりける、豐は例の動なり買は替なり、交代る義なり、然れば然浮經つゝも公運をなす内に、豐國の私運をなして、一日二日と計へつゝ、一年三百六十五日有奇にして、其年月日時を成す謂ひ是なり、寶鏡開始章、日神の石屋隱の所に、故六合之内常闇而、不知晝夜之相代と有れども、天に晝夜の有りて相代るには非らず、彼豐國を成す内に、其天日に面ふ域は白晝となり、其背ける域は闇夜と成るにて、晝夜は大地の旋動に依りて相代る者ながら、然晝夜の相代る事は、全く右の三百六十五日有奇の私運に依りて、三百六十五日餘の晝夜と成れるなれば、豐買と申す意必ず此に在りねべき事なりかし、次に葉木國野尊と申す御名は、下に葉木國、此云播舉矩爾と訓を註せり、思ふに運國の謂なり、運は運送とも運輸とも熟する字なるにて、此は國を運び輸して、年月日時をなし給ふ意なり、譬へば崇神天皇十年御紀に、著墓の事を、日也人作、夜也神作、故運大坂山石而造と有るが如く、人の日作は目にも見ゆべきを、神の夜作は此を誰かは見知らむ、然れども其石を運びて墓と成せる迹を見て、信に神作なり

と知るが如く、此大地も實に其運び送り輸す神の御在し坐て、晝夜相代る私運をなしつゝも、公運の方に運び送り輸し給ふ事には有れども、其神は隱身に御在し坐せるから、人此を知らず、唯公運私運の有る事迹を知るのみなれども、神代に如此く事足ひて明亮なる古傳の有りて、此事は其神、其事は此神と實に正目に見奉り知らるゝなむ、奇しとも異しとも云はむ言さへ絶えて無かりける者なりかし、故此御名共を、記傳に、稻穗を以て稱奉つる義に説かれたるにも從はず、又此國常立尊、豐斟尊を師説に、黃泉神なる由に定められたるにも戻りて、予更に一家の私言をなす所になりける、(關尹子二柱篇に、天非自天、有爲天者、地非自地、有爲地者、譬如屋宇舟車待人而成、彼不自成、知彼有待、知此有待と有るが如く、大地の車も本此を造れる神御在し坐し、此を率く神御在し坐し、此を廻す神御在し坐す理有るべき事をなむ、思定むべかりける、格致草に、萬物芸々無主則亂、帝王於人其顯且大、豈非俱言天之有主宰耶、夫鳥鳳獸麟、蜂房蟻蛭尙有王長、況以天地之大、時行物生、際上蟠下者乎、圓則九天、孰營度之、其運其處、孰主張之、且也江鱸海舶、越艇蜀船、乘風盪漢、波斷凌波、豈舟之自爲哉、有舵師操之、若神存焉、天地主宰、先無始、後無終、其樞軸之全能運于於穆不已者、蓋有非人所思議能及者也、故綴歸天之而止也と云るは、能くも心着たり、然れども神代の古傳無きが故に、其全能をなし給ふ神を、如何なる神とも終に曉る世なきは憐むべき事なりかし、斯く計り神代の古説明らかなる上は、徒しく古説を守りて居るべきに非ざれば、予今此に説き改むる者なり、其可否の如きは、唯神祇に質し奉るより外なき事になむ) 然れば此に該羅めて云ふ時は、上件云へる狀に、天御中主尊はしも、天中に神積坐す主宰の大御神に御在し坐して、此天中凡べて其大

御靈の充塞からざる隈處ケマツなくむ御在し坐しければ、世は天中唯一のみにて、神は唯此神一神のみに渡らせ給へりける、次に高皇產靈尊、神皇產靈尊は、陰陽の氣を主どらせ御在し坐す神にて、天中に唯氣の動靜カタリカサマのみ有りて、萬物此に因りて産ムスばり生るゝ御靈の大御神に御在し坐すめり、次に可美葦牙彥舅尊、天常立尊二柱と、國常立尊、豐斟淳尊二柱とは、即ち天と地との神に御在し坐す事、右に註せるが如し、偕、又下に云へるが如く、古事記に國稚如ニ浮膏而、久羅下那洲多陀用弊流之時と有る國稚は、伊弉諾伊弉冊二神の未だ濕土煮尊、沙土煮尊と申し、御名の所に當れること、下に云へるが如し、然るに四神出生章に、二神の日神を生み奉らせ給ひて、天上を事依さし奉らせ給へるを以て思ふに、國常立尊、豐斟淳尊も御在し坐せども、打ち任せて此一物の主宰と坐すは、伊弉諾伊弉冊二神にて渡らせ給ふ事は、國稚地稚と云ふ言を以て、然御名に負はせるを以て知るべし、若て其葦牙の如き物も、其一物より成り出て天と成れる故に二柱神の御子ながら、天照太神は日神と御在し坐して、高天原を所知食し、然して後に、伊弉諾尊は天上に復命し給ひつゝも、日之少宮に永く留らせ給ふ因縁此に在ることなりかし、然れども其天地を然造り成させ御在し坐す御事はしも、其神等に然る御德御在し坐すが上に、實に其事を然成らしめ給ふ事は、全く其高皇產靈神皇產靈二神の、相預アヒクはらせ御在し坐すに因れる事なり、其證は、顯宗天皇三年御紀に、於是月神著人謂之曰、我祖高皇產靈尊、有預アヒク鑿造天地之功と見えたる、此預鑿造を曾比阿比伊多世流と訓める、預は、綏靖天皇御紀に、阿會布と訓みて、相副アヒクの義なり、字書に預與與通と有るが、此寶劍出現章第六一書なる、幸魂奇魂神の御事を、古事記にも、此時有光ニ海依來之神、其神言、能治我前者、吾能共與相作成、若不レ然者國難成と見えたる、共與トモに同

じく、素より其主として造らせ御在し坐すが上に、副加ツクはらせ御在し坐せる義なり、阿比伊多世流は所相致ツクにて伊多流は行足ユキタルの義にて、事をなし遂ぐるを云ふなり、然れば、其產靈の御靈に因りて天地を造らせる神を成出給ひて、其天地を令造ツクラシ給へると共與トモに、其產靈の御靈を以て大造の續を令建ツク給へる御事を、詔り給へる者にして、此は其天地を相造らし、神のみには限らず、伊弉諾伊弉冊二神の、國を孕み神を生み給ふより始めて、凡天地の底際ソコの内に在りと有ゆる八百萬千萬神は更なり、世中に生きとし活ける人皆の上にも、幸魂奇魂神として幽ソレより預鑿造し給ふ御事になむ有りける、(又右の時に日神著人、謂阿閉臣事代曰、以警余田獻我祖高皇產靈尊云々と云ふ事見えれば、右の御言は、日神月神共に詔給ひ出させ給へる御言なりけむを、其片方の先なるに譲りて、語を省ける者なるべし、偕、御紀の今本には、尊字落ちたるを、若槻氏の見たる本に、尊字有りける由、畏庵隨筆に云へるを以て補へり、又右の預字を、繼體天皇二十三年御紀に、國中大人、預昇堂者一二と有るには、久波々理氏と訓める義をも思ふべき者なり、偕、又右に引出でたる幸魂奇魂神と申すを、古來大國主神の和魂神の御事に思へるは、甚じき誤なるにて、此に預鑿造天地と有るが如く、其神の國作の御事を預鑿造し給ふ神に御在し坐す事、已に傳二卷(一四三頁)高皇產靈尊、神皇產靈尊の傳に委しく云へるが如し、此に又、師の赤縣太古傳第九章に盤古氏之後、乃有三皇、此天地人之始也と有り、此は彼土の古傳なるが、可美葦牙彥舅尊、天常立尊は、天を成せる神なり、國常立尊、豐斟淳尊は地を成せる神に坐せども、其は共に隱身の神に坐すが故に、其神等に當る可き傳へは彼には無きのみならず、右に云へる如く、天神より直に、伊弉諾伊弉冊二神に續く事にて、此にても右と同じ狀なればなり)若て上に云へ



るが如く、第六一書に、有<sub>レ</sub>物若<sub>シ</sub>浮膏、生<sub>レ</sub>於空中、因<sub>レ</sub>此化神、號<sub>ニ</sub>國常立尊<sub>一</sub>と有りて、其浮膏の若くなりし物の地盤はしも素より其神の成り出でさせ御在し坐ける出自にて、此に繼ぎて豐斟淳尊御在し坐して、其より神世七代の末に成り出でさせ御在し坐す伊弉諾尊、伊弉冊尊までは、遙に世も隔たれる如く思ふ事なれども、其は顯身と現れ出でさせ給へるこそ然なりけれ、其の隱身は上の二神と共に、甚<sub>ク</sub>已<sub>キ</sub>時よりなむ成り出でさせ御在し坐たりけらし、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冊二神、相謂曰、有<sub>レ</sub>物若<sub>シ</sub>浮膏、其中蓋有<sub>レ</sub>國乎と有る是なり、然るに、其神世七代章第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶<sub>シ</sub>浮膏<sub>ニ</sub>而漂蕩と有るも、右に合へる文なるを、口訣に、國稚地稚者、國宇比志、地宇比志也と所見たる、此に就きて古史第四段徴に、古事記に、次國稚如<sub>シ</sub>浮脂<sub>ニ</sub>而、久羅下那洲多陀用弊琉之時と有るは、彼葦牙の如くなる物の萌え騰りて、宇麻志阿斯訶備比古遲神の成り坐せるより、伊邪那岐伊邪那美命の國固め給ふ程までを、廣く誤り傳へたる文なるを、其比古遲神と天之底立神とは、天に屬坐し、國之底立神と豐斟淳神とは、根國の屬坐せれば、此國稚云々之時は、專<sub>ニ</sub>此國土に成り坐せる神に係り、其は其始めて成り坐せる神の御名を宇比地邇神と申すにて灼然し(下略)と所見たるは、實に然る言なる中に、師は右の第六一書なる有<sub>レ</sub>物若<sub>シ</sub>浮膏<sub>一</sub>と云ふ物は、其漂<sub>ル</sub>在<sub>ル</sub>物の根底に垂<sub>リ</sub>下<sub>リ</sub>生<sub>リ</sub>りて、根國底國と成れる趣に見られたる事なれども、其は上(一八二頁)に云へる如く其浮膏の如き物は、全く此大地の始にし有りければ、宇比地邇神のみ、國土に成り坐せるには御在し坐さざるなり、記傳三(三十丁)に、右の第六一書を引きて、其下の説に、「記に國稚如<sub>シ</sub>浮脂<sub>ニ</sub>而、久羅下那洲多陀用弊琉之時と有るは、廣く伊邪那美神の成り坐る迄に係れる語なれば、國之常立神より次々皆此物に因りて成り坐せること、自然

に聞えたり」と云はれたるぞ、信に然る言なりける、然れども其國稚の事に係けて宇比地邇神を見られたるは、然すがに吾師と仰ぐ大人の言なりけり、楮、伊弉諾尊伊弉冊尊は、後に顯身<sub>ニ</sub>に御在し坐す神なり、然るに古事記には、次成神名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而、隱身也と終めて其間を界ひて、次成神名宇比地邇神、次妹須比智邇神と云ふより始めて、次々に御名を擧げたるに其終に、隱身也と云ふ事を書されざりければ、顯身の神に渡らせ給ふ可<sub>ク</sub>か<sub>ク</sub>めるを、其御事迹も外に傳はらず、又神名式などにも然る御名を以て祀れる神の一所だに御在し坐ざるを以て思ふに、其は次國形の整へる狀と、御身の成出で坐せる狀とに依りて負坐せる御名共にて、實には此壠土煮尊、沙土煮尊以下八神は、伊弉諾尊伊弉冊尊二柱の別號に御在し坐す事の近き證は、國常立尊、豐斟淳尊は、別に有たせ御在し坐せば、其を除きて、以上の五御代の初と御在します壠土煮尊沙土煮尊に、國生の御事を負せずして、最後に成り坐せる伊弉諾、伊弉冊の二神に御命依さし給ふべき所謂無きを思ふべき者なりかし、又右の第二一書には、古國稚地稚之時云々、古事記にも、次國稚如<sub>シ</sub>浮脂<sub>ニ</sub>と云へる、即ち壠土煮尊、沙土煮尊に係り、又其八洲起元章第四一書に、有<sub>レ</sub>物若<sub>シ</sub>浮膏<sub>一</sub>と云へるは、伊弉諾伊弉冊二神に係れる事を合せ讀まば、自然に得る所有りなむ者なるぞかし、(然るを各一御世に計へ奉れるは、私記に、是後代之人、見<sub>レ</sub>代々相嗣<sub>ニ</sub>而、假謂<sub>ニ</sub>之生<sub>ニ</sub>未<sub>ニ</sub>必事實<sub>一</sub>也と有るが如し、又口訣に、豐國主之七別名、皆當<sub>ニ</sub>豐國主之義<sub>一</sub>、古語從<sub>レ</sub>時稱號と云ふ事あり、其從<sub>レ</sub>時稱號と云ふ事を、此に引當て心得るに、實に面白き事なり、譬へば御戸開神と御在し坐す手力雄神は、言の如く手力御在し坐せる謂の神號なるを其事に依りて磐戸開の神に任され給ひ、若て其御戸を開き奉れる御功に依て、天石門別神と負坐し、然して

日神を令<sub>レ</sub>坐奉る新宮の御門神として守衛奉るが故に、櫛磐間戸命とも、豐磐間戸命とも御名に負はせる、此即ち從<sub>レ</sub>時稱號と云ふ者にて、此の濕土煮尊、沙土煮尊と申せるより、伊弉諾尊、伊弉冊尊まで五御代の御名はしも、其二柱神の時に從へる稱號なる事を明らむべくなむ）然れば彼譬へたる車を以て言を成さむに、彼國常立尊は其車を牽きて其行くべき所に致す神に御在し坐して、此は車軸にも車輪にも拘はる事なくして、其到るべき處に致すのみを以て御行事となし給ふ、是天日の外廓を大地の公運して一年を成す所以なり、次に豐國主尊はしも、其車の行く先には拘はらずして、軸と輪との機關を善くして其運びを進ましめ御在し坐すが故に、其運轉の歩數積りて、其到るべき所に到る、是大地の私運して晝夜をなしつゝも、寒往き暑來り、終に其一年をなす所以なり、又二神御在し坐す後に大成し給へる御名を、伊弉諾尊伊弉冊尊と申し奉る、此二神は其上の二柱神に牽せて車を遣る主にして、此は車の行くにも輪廓の巡るにも拘はらずして、彼天柱と云ふ車軸を刺し固めて、其車の有つ可く、車上より萬事を取擬ふ人なり、是天柱を化堅て國柱と堅め成して、國を生み萬物をなして、此大地の 軌クルマノトコに羅列ねさせ御在し坐すに譬へ云ふなり、偕、其國常立尊、豐國主尊はしも、終古に御體ミタマを顯はし御在し坐さゞれば、打ち任せて此大地に主宰と御在し坐すは伊弉諾伊弉冊二柱御祖神になむ渡らせ給へりける、又上に云へるが如く、國稚地稚と云へるが此二神の未しき御名、濕土煮尊、沙土煮尊と申せるに係れるを以ても、打ち任せて此一物の成り出でたるより、其主宰と坐すは此二神に在しましけり、然るは此一物より萌え騰れる葦牙の如き物の天に成りたるが故に、此二神の御子と坐す天照太神の高天原を所知看す所以も亦此に在ることなり、又伊弉諾尊の登天報命して、日之少宮に留宅まらせ給ふ所以此に在るなり、

皆各其因り來る所ある者なりかし、（此に如此譬を取りて、然しも云ふ故は師説に國常立尊豐斟野尊はしも、謂はゆる黃泉神に配アテられたる説有るが上に、予今此に其二神を指して又大地の公運私運を主どらせ御在し坐す神なりと、天下の耳目を新に爲る事なるが故に、止む事を得ざる事になむ、偕、此は濕土煮尊、沙土煮尊以下の神々の御事を明らめ奉るべき所なるに、彼天御中至尊の御事より及ぼして、長々しく此に至れるは、上件の事共より明らめて、説をなさずては聞え難き事なるが故に、傳一卷二卷に云へる事共の較略を撮り出で、云ひ續けたるなり）偕、御紀にも古事記にも、等しく神世七代と云ふ稱は有りながら、其神に異説なむ有りける、其は此には國常立尊、國狹槌尊、豐斟野尊の御名を連ね擧げて、凡三神矣と上に出でたり、古事記には國之常立神、豐雲野神を載せて、此二柱神、亦獨神成坐而隱身也と有りて、此に三神と二神との差有るは上（一八五頁）に註へるが如く、此には國狹槌尊を一御代に立たるが故に、三神とは成れるなれども、實は其國常立尊の亦御名なるが、世數に加はりたるにて、古事記の二柱神なるなむ正しかりける、次なる五御代の世數も然り、此には上を三御代と爲るが故に、下を四御代に合せ列ぬとしては、角織尊、活織尊の一御代を、正書には、漏らされてなむ有りけるを、下の一書には、男女耦生之神、先有<sub>三</sub>濕土煮尊、沙土煮尊、次有<sub>三</sub>角織尊、活織尊、次有<sub>三</sub>面足尊、惶根尊、次有<sub>三</sub>伊弉諾尊、伊弉冊尊と有りて、此には大戸之道尊、大戸之邊尊の御名を漏らして、四御代の數に合せたるは、上を凡三神矣と書されける故に、神世七代と云ふに合難るを以て、其より迷ふ心出來りて、彼を省き見、此を略き見して合せたるから、然る異説を本書には載せられたりけりども、古事記の方なむ、獨立ちて甚美好き者なり、然れば此の全體を心得むとは、彼記に、次成神名字比地邇神次妹須比智

邇神、次角杵神、次妹活杵神、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神、次淤母陀琉神、次妹阿夜訶志古泥神、次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神と、有る次第に依るべき者なりかし、(然るに、其國狹植尊の御事に就ては、古事記に大山津見神、野稚神二神、因山野二持別而生神名、天之狹土神、國之狹土神と有るを以て、其國之狹土神の錯亂れて、此七御代に出でたる由、記傳にも、古史徴にも云はれたる事なれ共、右の狹土と此の狹植とは、言相同じと雖も、其義異にして上(一八二頁)に云へるが如く、國常立尊の亦御名に必ず無くては得有るまじき所なる也)故其古事記に、此五御代の御事を、次雙十神、各合二神云一代也と所見たる如く、雙坐す十神も唯二神のみなるに依て、此より以下には、唯二神と云ひて、十神五代の字と成し之を八洲起元章に合せて説を爲すべし、偕、其二神の最初の御名を、壘土煮尊、沙土煮尊と申し奉れるは師も云れたるが如く彼第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩とある稚を、口訣に宇比志也とある、此時に係れる御名になむありける、其に合せて八洲起元章第四一書に、伊邪諾伊邪冊二神、相謂曰、有物如浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊戈探成一島名曰破馭盧島と有るを以て、其浮膏の如く稚々しかりし時に、已く二神の成り出でさせ御在し坐せる傳なるにて、是壘土煮尊、沙土煮尊と申せるも、伊邪諾、伊邪冊二神にて渡らせ給ふ御事を徴し奉るべき文になむ有ける、其委しき傳は、古事記に、上に次國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣流之時と係れる文有りて、下に其事を受けたるに、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固一成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、故二柱神、立天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許々袁々呂々適畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽、累積而成島、是淤能基呂島と所見たる、此多陀用幣流之國は、右に國

稚如浮脂と云へる物是なり、壘土煮尊と申し奉れる所以なり、又此第一一書にも、其事を、天神謂伊邪諾尊、伊邪冊尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝往循之、迺賜天瓊戈、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而引舉之、即戈鋒垂落之潮、結而爲島、名曰破馭盧島と見えたる、潮結而爲島は、自然に沙土を成す所以なり、是沙土煮尊の御名御在し坐す所以なり、偕、此二神は彼國稚如浮脂と云ふ物に依りて成り出でさせ御在し坐しけむと思ふに、此二の傳の如くば、天神の御許より、正しく天降り御在し坐けるなり、然る時は、事相垂きて見ゆる物から、然らず、其國稚如浮脂と云ふ物に成り坐せりと雖も、彼蠢化など云ふ狀に生ひ出でさせ給へるに非ず、彼皇祖天神の御靈を分させ御在し坐て、其の御許より、此漂蕩る國を修理固成すべき大御命を負ひ持たして、彼國の稚しき時より其御靈に御在し坐つるを、天神の御許に召れて參上らせ給ひ、其時は未だ隱身ながら天浮橋に乗らしめて、天瓊戈を携へて天降り御在し坐して、稍顯身と現はれさせ御在し坐して、此に破馭盧島を得させ御在し坐せるなむ、此二神の御上にて、幽と顯とに相分れさせ御在し坐す界なりけらし、故古事記に、於是二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、即共參上請天神之命、爾天神之命以布斗麻邇爾相而詔之、因女先言而不良、亦還降改言と所見たるは、其始天神の御許より天降り御在し坐せりと雖も、如此顯身と成り給へる上は、其隱身の天神とは、直に御言語の御事はしも出來させ給はざるを以て、太占を以て其御命を請ひ奉らせ給へるに、天神之命は其ト兆にト相して教へさせ給へるにて、此事に限りては、諸註其贖を索め得ざる故に、悉くに誤れり、(猶云は、瑞珠盟約章に、是後伊邪諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣と有るは、神功を已に畢へ

させ御在し坐しけるが故に、元の隱身カクレミに復らせ給ふ所なり、次に、亦曰、伊弉諾尊、功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有るは、已に、先隱身と成らせ御在し坐し置て、天上に復命し給ふ所なり、此隱身と顯身との事件を知らざれば、神典の妙見つ可からざるが故に云ふなり、但し此にて、二神の直に皇祖天神に御言語し奉り難くて、太占を以て其御命を乞奉ると云は、後に其神等の八百萬神等を集へて、神議らせ御在し坐しける事に違ふが如しと雖も、上件の別天神は、常に隱身に御在し坐すが本なるにて、顯身は然る事故有るに當りて、顯はさせ御在し坐す御事にて奇らしからざるを、此は殊更に顯身の始にし有りければ、殊更に其界有りけむも知るべからず）次に、二神の御名を角機尊、活機尊と申し奉れるは、地中より芽出づる物を角と云ひ、地上に蠢化する物を活と云ふなり、機は、上に謂はゆる豊組野尊、豊斟淳尊、豊斟野神の組、斟、雲を、又豊齧野尊と申し奉るを以て攷ふるに、機は組にて、此は物の結び聚りて形質を成すを云ふなり、偕、此説を定めて、右の國生の御故事に合せ考ふるに、彼破馭廬島の凝り成れるは、彼暹土ウチヂと沙土スヒヂとの凝り成りて國體を成せる始めにし有りければ、此に於て天日の光と、大地の氣と相釀し成りて、物と成り出づべき一箇の神氣此に成る、此に因りて草木生ひ禽獸栖む自然の勢なり、然れば角機尊と申し奉れるは、草木の成り出づる始に係り、活機尊と申し奉るは、生活イキホの起を此になし出させ御在し坐ける御名なり、第二一書に、先生ミナシ蛭兒、便載葦船而流之と見え、古事記にも、生子水蛭子、此子者入葦船而流去とある、此には予が別なる説もある事なれども、已に國生の始に葦を云ふ事は、其暹沙ウチヂスヒヂに葦の初めて生ひ出でたるが故なり、又第五一書に、更復改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、遂將合交而、不知其術、時有鵲鶴飛來

搖其首尾、二神見而學之、即得交道と所見たる、此時未だ松栢の大樹非ざりければ、鴻鶴トウカクの此に棲むべきに非ず、僅に葦草の生ひ出でたるのみある程なるが故に、其物に相應ひたる羽族の成り出でたりけむ事を知るべし、其委しき説は下に御名の下に説き明らかにせむ、（其は今現にも水中に時として一の洲出で來る時は、其暹沙に就きて葦菰の類此に生ひ茂りて小鳥なども群ぐら在り居るを、年序をふるに隨ひては稍木共の生ひ立ちて、此には禽獸も隨分に大きなるが栖み着くなど現に見ても知らるゝ事なり、然れば此に角機活機と申す御功用は小さきが如しと雖、其は事の始なるにて、後に國の八十國島の八十島を生させ御在し坐しては、其大なるに就きて其御功用の普く行足ひ滿塞がらせ御在し坐て又其御功用なむ極めて大なる事、今の世界萬國の形狀を以て思ひ測り奉るべき事なり）次に二神の御名を大戸之道尊大戸之邊尊と申し奉る御事は、大は覆フクにて、謂ゆる天御蔭日御蔭と、御屋を覆ふ是なり、戸之の之は辭に非らず、殿を云ひて即ち此の八尋殿の御事なり、道は男根を云ひ、邊は女陰を云ふ稱なり、此第一一書には其較略の事を、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化堅天柱、陽神問陰神曰、汝身有何成耶、對曰、吾身具成而、有稱陰元者一處、陽神曰、吾身亦具成而、有稱陽元者一處と記されて、此に陽元陰元と云ふ物は此時始て男女の御形を成せるにて、右に道と云ひ邊と云ふ物の稱なる事、其御名の下に註せるを以て曉るべし、古事記にも其事を云へるに、於其島、天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿、於是問其妹伊弉那美命曰汝身者如何成、答曰吾身者成々不ニ成合一處在、爾伊弉那岐命詔、我身者成々而成餘處一處在と見えて、此には右の陽元陰元と云ひける物を、成餘處、不ニ成合一處と所見たり、故其八尋殿は彼天神の所賜へりし天瓊戈を衝き立てさせ御在し坐て、國中の天柱と見

立て給へる大殿にし有りければ、二神の共に住み初め給へるなむ、世に譬しへなき善事なるを以て、然御名には負はせ給へる者なりけらし、(然れば二神の宮殿を營爲らせ御在し坐して、住ませ給ひ初めたる義を以て稱へ奉れるが、大戸に大處の義をも兼て、右の國土の初にも互る御名になむ有る)次に二神の御名を面足、尊惶根、尊と申奉る、面足とは神の御面の足はし坐せると、大地の面の具足へるとを兼ねたる御名に御在し坐し、惶根と申奉れるは、御面の足はし坐せるに依りて、威儀の具はりて惶み敬はるゝ御形容と、又國の面の足へるが任に、地心の固まり締るとを兼ねたる御名になむ有ける、第一一書に、二神共に、吾身具成而云々と、陽元と云ひ、陰元と云ふ處の、成々れる由を宣へるは、素より其御面の足はし坐して、俗に云ふ長とならせ給へるを云ふなり、思欲以吾身陽元、合汝身之陰元云爾と有るは、已に適合して御子を生み坐さむと爲させ御在し坐せるなれば、愈以て御面の足ひ給ふなりけり、又古事記にも右の事を、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處、以爲生國土奈何、伊邪那美命、答曰然善と所見たり、二神共に可畏き光儀の出來整はせさせ御在し坐すが上に、其適合の御事を宣はせたるに、女神の然善けむと諾ひ奉らせ給へるに、其賢しく御在し坐しける御程も著明く見えさせ給へるをも思ふべくなむ、(又國の面の事は下に御名の所に註すべし、鎮火祭詞に謂ゆる上津國是なり、地心の固まり締れるは、謂ゆる地心にて、其片隅に在る國、即ち下津國にして、彼黃泉國と云へる是なり)次に二神の御名を、伊邪諾尊、伊邪冊尊と申し奉れるは、右に引ける續の文の第一一書に、即將巡天柱約束曰、(中略)既而分巡相遇、(中略)陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟、然後同宮共住而生兒と有る唱曰は、伊邪那比多麻波久と訓むべき字なり、古事記にも、爾伊邪

那岐命詔然者吾與汝、行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比如此云期乃、詔汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟以廻時、(中略)於是伊邪那岐命、先言阿那邇夜志愛袁登袁、後妹伊邪那美命、言阿那邇夜志愛袁登古袁、如此言竟而御合生子(下略)と見えたる、此天之御柱を行き巡らし御在し坐して、適合ひ爲させ給はむと詔り給へるは、即ち二神の共に相誘はせ御在し坐すは取りも直さず、其誘ひの御事を爲させ給へるなり、次に彼の謂ゆる唱和の御言御在し坐すは、即ち誘ひの御語と申す者なり、其第十一書に、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦と有るなど、彼此を考へ合はするに、伊邪諾伊邪冊と申し奉れるは、二神の相共に誘引ひ合はさせ給へるに依る御名にて、是ぞ此二神の天神の御命を奉はらせ給ひて、國生の大業を成し遂げさせ給へる運の御名なれば、其後には、此を以て稱へ奉る御事とは成りたりけらし、(名義抄に、唱字を登那布とも、宇多布とも、與婆布とも、許志良布とも、宇那賀須とも、麻須とも、牢加布とも、宇多とも、伊邪那波流とも、伊邪那布とも訓み、引唱を、伊邪那布とも訓めるなどは是なり、安政四年十月二十九日の事なり、此事を註し畢へたる時、備後國人新居繁豊、祝詞式の講説を聞かむとて、入り來れるに、丹鶴叢書なる金澤本の日本記を予に取らせたり、奇らしくて直に披き見るに、此正書の唱曰の訓、登那閉氏と有りて、傍に朱にて、伊邪那比氏と有り、古に然訓むべき説の已に有りて、予と等しき人も有りけりと、甚偉慶しく、且此業に就ては、神助有る事の尊く所思ゆる任に書き附く、此前後に、金澤本云とて、書き加ふる事は、今なむ始なりける、餘りに奇しく靈しく妙なる事なりけり)故伊邪諾尊伊邪冊尊と稱へ奉りて、此二神の受け張りたる御名とは定まりて、此後には何處も何處も其御名を以て傳へたる事は、此二神の天神の御

命を蒙らせ御在し坐して、神功を世に立てさせ給へるは、其御妹妹の御親睦の御事御在し坐せる後に成り出でたる御事なるが故に、實に然稱へ奉りて、功既に至り徳も亦大なりと云ふ義の御名になむ成れりける、天下の大道の起り此に在りて、人道の立つ所も亦此に在る事、下に説き明らむるを以て知るべき者也、如此く二柱御祖神の天神の御命を奉給はらして天降らせ給ひ、彼の國稚如<sub>ニ</sub>浮脂<sub>一</sub>と云ふ物と共に生れ出でさせ御在し坐して、此國形の成り整ひ行くが隨に、素より隱身と御在し坐して、其御靈なりし神の神實、今此に至りて顯身と生り出でさせ御在し坐しける、彼謂はゆる從<sub>レ</sub>時稱號<sub>ト</sub>と申す者にし有りければ、右に註し別けたるが如く、其時に從へる稱號を以て、御天降の時に、湊土煮尊沙土煮尊、次に瓊敷廬島の出で來て、葦草生ひ鶴鶴栖む時に至りては、角織尊活織尊、次に八尋殿條には大戸之道尊大戸之邊尊、又御面足はして御妹妹の御契御在し坐さむと語らせ給へる頃ほひには面足尊、惶根尊、偕如此唱和して適合爲させ給ひて、國を生み神を生み給ふ御時に及びては、云ふ迄もなく伊弉諾尊、伊弉冊尊と書し別けらるべき御事なるに、始より通して唯伊弉諾尊伊弉冊尊とのみ記し奉られたるは、古人の深く心を用ひられたる者にして、縦や其時に從へる稱號なりとも、然る御名共を所々に記し別かてらむには、文義相續かず、又其前後を照應せて、唯此二神の御事とのみは所見難くして、中々なる物損ひ有る事なるが故に、神名は神名として形の如く五御代に記し續ぎ、事實には何處迄も唯其二神にて記し續けて、其五御代十神と申すも、實は一代二神なる御事を、互に見合せて曉る可く、神語に語り傳へ給へる者なりけり、(但し右は古事記の次第を以て説をなせるにて、御紀には此世數の中に、其角織尊活織尊の御名を漏らされたる故に、如此云ふ時は、正史を捨て、我意を立つる如く聞ゆれど

も然らず、上件神世七代章の始に出でたる國狹槌尊を、正しく國常立尊の亦御名と見て、其下に接くる時も、其所も國常立尊、豐雲淳、二柱のみなる事、古事記と同じ事なりければ、此も五御代にて有るなり、且下なる一書に、大戸之道尊、大戸之邊尊を除きて、角織尊活織尊の御名を出されたるを思へば、御紀の撰者も其事に惑ひ有りて、得しも定められざるが故に、如此く相違へるにて、古傳の誤れるには非ずして、撰者の失錯な<sub>ニ</sub>めり<sub>一</sub>。○次有<sub>レ</sub>神は、次爾神坐理と訓むべし、上なる第三一書に、始有<sub>ニ</sub>神人<sub>一</sub>焉と云ふ訓様に等しかりぬべし、傳二(一一八頁)に云へり偕、此の次字の承くる所は、上なる正書に、于時天地之中生<sub>ニ</sub>一物<sub>一</sub>云々、便化<sub>ニ</sub>爲神<sub>一</sub>、號<sub>ニ</sub>國常立尊<sub>一</sub>、次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣と有る、此に繼ぐ次字なる事云ふも更なり、已にも云へる如く、右に一物と云ひける物は、第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>而漂蕩と有る浮膏にして、湊土煮尊沙土煮尊と御名に係せる所以にて、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冊二神、相謂曰、有<sub>レ</sub>物若<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>(下略)と所見たれば、此二神に至るまで、其物に因りて成り出でさせ御在し坐す事申すも更なるが上に、記傳三(三十三丁)に、「記に國稚如<sub>ニ</sub>浮脂<sub>一</sub>而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有るは、廣く伊邪那美神の成り坐せる迄に係れる語なれば、國之常立神より次々、皆此物に因りて成り坐せる事、自然聞えたり」とある明辨も有れば、此にて思ひ定むべくなむ、(其は猶第六一書に、又有<sub>レ</sub>物、若<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>、生<sub>ニ</sub>於空中<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>此化神、號<sub>ニ</sub>國常立尊<sub>一</sub>と見えたるは、右に云へる如く、此事を二神に係けて傳へたるも、亦右に同じかるべし)○湊土煮尊、沙土煮尊は合せて一に説くべし、其本註に、湊土、此云<sub>ニ</sub>于毘尼<sub>一</sub>、沙土、此云<sub>ニ</sub>須毘尼<sub>一</sub>と見えたり、古事記には、宇比地邇(上)神、次妹須比智邇(去)神と見えて、未だ適合の御事は御在し坐さ<sub>レ</sub>れど

も、已に男女耦生り給ひて、其始より、如此なむ御夫婦の御中間には御在し坐たりける、溼宇、釋秘訓の一本に溼を泥に作り、又述義に引ける公望私記に、問云、此泥土、沙土等之號、有何意乎、答曰、天地剖判、泥未乾、爾時初生之神也、故云泥土也、其後漸々堅固、沙土既成、是爾時土地之形容、而所名也とも、泥土沙土と並べ記せれば其時世に然る本の有りしなりけり、偕御名義は右に註へるが如く、全く土地の形容に依りて然號け奉る者になむ有りける、(記傳三卷に云く、「書紀には、昆は清音の假字にも多く用ひられたり、此訓註に依りて、宇比の比を濁音に讀むは非なり、凡て連便に依りて下の言の頭を濁るは常多けれども、其言に濁音有れば、其頭は濁らざる例なり、此も比地の地濁音なれば、比は濁るまじき例なるをや」と云はれき、然る言なり) 故此于昆尼、須昆尼は、稚土、統土の義となむ通えたりける、偕此物は已にも云へる如く、上第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩とある、其を又、古事記に國稚如浮脂と所見たる是にて、口訣に、國稚地稚者、國宇比志、地宇比志也、稚幼也と所見たるが如く、其物の初生の所以を以て、溼土とは稱へ奉れる者なり、即ち又同記に、天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命、二柱神、修理一固成是多陀用幣流之國と有るは、土の未だ漂蕩て稚々しき時の形狀なる是なり、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冊二神、相謂而曰、有物者浮膏、其中蓋有國乎云々と有るも、此の溼土に當れる事本よりなり、師も右の口訣の説に依りて、右の昔國稚地稚之時と云ふ文に依りて、宇比地邇神の御名義を知り、又其宇比地邇神と申す御名に依りて、國稚地稚の訓を知ると云れたるは、實に然る言なり、偕其右の國稚地稚の語の、國常立尊の上にあるは、即ち此狀貌難言と云ひける一物の成れる始より云ふ言なりけり、故其宇比志の意を考ふるに上

にも云へるが如く、彼可美葦牙彦尊はしも、其高皇產靈尊、神皇產靈尊の產靈に資りて、天中に其一物を生み成し給へる始に係りて、可美とは御名に負ひ坐せるにて、其言は令產なり、但し其は其生み成させ御在し坐して、御祖と坐す皇產靈神の方に係れるを、此の宇比は、其生み出でたる一物の、御子の方に屬きて、初生の義を以て言を成せる者なりけり、於布とは、草木にのみ云事と心得めれども、殖生を波邇布と云時は、土に云て當れるを知べし、然して其宇比の下に志の言を添へて宇比志と云ふ時は、其初生なる物の狀を云ふ言と成りて、神名の宇比は、其物に云ひ、國稚の宇比志は其形狀を語るになむ有りける、(又は初合の言の宇比となれりと見ても違ふべからざるべし、正書に精妙之合擗易、重濁之凝場難と云へるは、天と成るべくして精妙なる物に合擗易と云ふは、凝場易と云ふ義なり、地となるべき重濁れる物に凝場難と云ふは、合擗難と云はむが如く、合は凝なり、凝は合なり、初々しく合凝りて天中に見はるゝは、一物の產生るゝなれば、其義一なる可からむ) 故其溼土、此云于昆尼と云へる其物は、右に引ける紀記共に浮膏の如くなる物と云ふなるに、猶槩なる證は、上の第五一書に、天地未生之時云々其中生一物、如葦牙之生溼中也と有りて、外には猶浮膏と傳へたるを、此に直に溼中と云へる是なり、此に于昆尼は稚土の義にて、水と土と相混和りて甚初々しき土の謂ひなるに起りて、後世溼と云ふ物の稱とは成れるにて、世の始の溼土は、狀貌難言と云ふ程の事なりければ、國土定りての後に云ふ溼とは異なる物から、其物も狀も甚能く類たりけむは云ふも更なり、然れば後の溼を以て思ふより外なき事ながら、全く其と同物ならざるが故に、浮膏の如しと云ふ譬は有るなりけり、仁德天皇十一年御紀に、詔群臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠而、田圃少乏、且河水横逝、以流末不駛、聊

逢霖雨、海潮逆上面、巷里乘船、道路亦壅、<sup>レ</sup>允恭天皇四年御紀に、或邊納釜煮沸、攘手探湯壅など有る、滙字を字比地と訓み、萬葉三(五十八丁)に、展轉、泥土打雖泣と有る、此には泥土を比豆と訓み、九(十二丁)に、吾妹兒之赤裳泥塗而殖之田乎と、泥字を此には訓り、又十三(二十九丁)に展轉土打哭杼母とある、此には土を比豆と訓み、名義抄にも、泥を比地と訓めるなどを考へ合するに、比地は浸土の義にて、水土相滲はりたるを云ふ稱にて、土の惣名には非ざるなり、和名抄に、泥土和水也、和名比知利古、一云古比千と見え、名義抄には、猶此外に比地と云ふ訓有り、<sup>レ</sup>倍又其比知利古、又古比知の古は滂と書きて、古美と訓む意ならむか、應神天皇二年御紀に、滂田を古美陀と訓み、安閑天皇元年御紀に、此田者、天旱難漑水潦、易浸費と有る浸字を、古美と訓める是なり、(記傳三卷に、比地を、書紀には土と作られたれば、土形築牆などの比地にて、土の惣名なり)と云れたれども、然らず、其は和名抄、遠江國、郷名に、城飼郡土形、比知加多、又牆壁類に、築牆、和名都以加岐、一云豆以比知と有る比地を證として云はれたるならめども、然る土形、又築牆を作るは、土を水に浸し滲て造る物なれば、泥の比知に屬く事なり、名義抄に泥字に都知久禮と云ふ訓有るも、右の類なり、然るを丹後風土記に、于時其家豊而、土形富故、云土形里、此自中間至于今時、便云比沼里と云ふは、心得ぬ事なり、右の土形富を、風土記の文法の國形と爲る時は、國形富めるに依りて、土形里と云ふ云成しながら、合ざる事多し、故思ふに、土形とは泥濁と云ふ事にて、唯泥水の沼なりけるを、稍くに富める里と成れる故に、土形里と云ふ名は起れりとなりけり、便至今時、便云比沼里と云へるは、其泥なりし濁は、即ち沼なり、其沼の水乾きて里となれる由にて、干沼と云ふ義なり、攝津風土記に、丹後國

比遲乃麻奈草と云へる是にて、今も比治山と云ふなど、其據なり、比地の事下に註るを、此は土形の所以に就て少か辨ふるなり、然れば、此を以て國土の土を比地とは云はず、水土相浸せるを以て云るなり、萬葉三卷(三十五丁)に、雨不零、殿雲流夜之、潤濕跡、十一卷(十五丁)に、白細布乃袂漬左右二など、濕をも漬をも比豆と訓み、古今集春上に、袖漬て結びし水の氷れるを、春立つ今日の風や解くらむ又、聲はして泪は見えぬ時鳥我衣手の漬を借らなむ又、夢路にも露や置らむ終夜通へる袖の漬て乾かぬと有るなどの比豆と、泥を比豆と云ふと、其本一なるを思ふべし) 偕其比地を右の如く浸土の義と云時は、比は浸るの言ひにて、水を云ふに成れれば、地と云ふ一言其に當れらば漢字の方に就きて、土とも地とも云ふ音と同じく成りて、已に音訓の差別無きが如くなるに就て、此類の言を求むるに、田を多と云ひ畑を波多と云ひ、又其方此方と云ふ多の言有り、次に泥を比知と云ふ浸土の義なり、地を都知と云ふ聯土の義なり、天津神國津神と申す津は助辭に非らずして、處の謂なり、和名抄郡名、紀伊國在田(阿利太)を、萬葉七(十九丁)に足代と有り、又地をも土をも登許呂と云ふは、土凝にて其一區の土地を云ふ稱なり、如此く多知都氏登の言共に土又地の字音にも義理にも相異なる事なきは、偶然に非らず上世の古言、彼にも傳はり存れる者こそ所思えたれ、然れば右の如く、土地に多知都氏登の言を以て稱ふ者は、連なり續く義に出でたる者にて、正書に、重濁者淹滯而爲地と有るが如く、大には大地の全きをも都知と云ひ、小には撮土をも都知と云へる、共に淹滯の言に出でたる者なれば、記傳に、地を續土の義なりと云はれたるも、強事には非ざるなり、(土字は、説文に地之吐物也、二象地之下、地之中物出形也、凡地之屬皆外土と有る、吐物と云ひ、物出形と云ふも、連續の義なり、



地字は師の赤縣太古傳に引かれたる説文に、地元氣初分、輕清陽爲天、重濁陰爲地、萬物所陳列也、从土也、聲と云ひ、也字は、同書に、也女陰也、象形と有りて其地字の段玉裁註に、坤道成女、玄牝之門、爲天地之根、故其字从也、土生物故从土、或云从土乙力、其可笑有如此者と見え、也字の註に、此象女陰假借、爲語詞、本無可疑者、而淺人妄疑之、許慎在當時、必有其所受之、不容以小兒多怪之心測之とある、此大地の女陰の象形なる事は、彼葦牙の如くして萌え騰りし跡の凹みて、環海と成れるを以て知らるゝ事なるが、此地に萬物所陳列と云へるにも、都知に連續の義有ると等しく、此の言と彼の音と合ひて、大凡同義なる者なり又右の濕土の事に就きて、記傳に、後世の歌に宇伎と詠める物是なりと云はれたり、然るは泥はしも俗に杼呂と云ふ物にて、水に泥土の混淆り浮べるを云ふなれば、其形狀を語るとて宇伎とは云ふなり、源氏玉葛卷に、「宇伎にしも根を留めけむ」と云へるは、泥の浮渚に成りたるを云へり、又沼なども宇伎と云へる、皆同じくして、濕土に浮ふ義有り、沙土に沈む狀有る事、語の自然の勢なり、彼第五一書の濕中と云ふ物を、浮膏とも浮雲とも云ひ、又は猶游魚之浮水中也など、多く浮と云へるに合せて、古事記朝倉宮段なる天語歌に、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許々袁々呂々爾と所見たるに、上に浮膏を云ひて下に落漬さふ事を云ひ、其より凝々と云へるなるが、宇伎志阿夫良は、濕土に當れる言なるが、淤知那豆佐比は、其浮膏にて動きたる物の、落ち泥みて留滯りて、凝々と云ひて、即ち沙土の事なれば、記傳の一説に、「字は浮なり、須は沈なり」と云はれたる事に少縁ならざる、深味有る事をなむ知るべかりける、(然らば、濕土、此云于昆尼は、浮土かと云ふに然らず、古國稚地稚と云ふ義に合はざれば、其は

初生にて然るべし、於布とは、草木にのみ限る事に非ざるは、上に云へる如く、埴生を波瀾布と云ひ、人の長なる事を生先と云へる是なり)次に沙土、此云須昆尼と有るは、水上に浮き漂へる稚土の、漸次に縮り凝り固まれるにて統土の義なる事、右に註へるが如し、然るに其濕土はしも一處に凝り固り難きを、已に沙土と成れるは、窄まり聚まる事なるに就きて、窄土の義有りて、又粒の言と通ひ、又濕土に浮る義有るを以て、沙土に沈る義有るを思ひ合すべし、上にも引ける古事記に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依也、又下章第四一書に、伊弉諾伊弉册二神、相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎云々など有るは、即ち右の濕土に當りて、即ち水と土と未だ相分れずして混成し時を云なり、次に其正書に、廼以天之瓊矛、指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰破馭廬島、第一一書にも、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而、引擧之、即戈鋒垂落之潮、結而爲島、名曰破馭廬島と有りて、其外の傳々も然り、此に至りて水と土と漸くに分れたり、所以に其浮漂よへりし物の、縮りて凝り結べる義を以て、沙土とは云ふにて、言意は統土なる可き事、右に註へるが如し、釋秘訓に、正書の洲壤浮標の語を擧げて、私記曰、又問、今文作洲字、是則洲渚之字也、言、天地初分、多水少土、然則若須都知止讀、如何、答國土之在水上也、猶洲渚矣とある、此洲壤を須都知と訓むは非なれども、洲と沙と言の同じきに就きて、和名抄を見るに、洲水中可居者曰洲、四方皆有水也、和名須と有るを思ふに、須昆尼の須は、本砂礫より起りて、其大なるに至りては、洲渚の稱とも成れるなりけり、然れば、此に破馭廬島の出來れるは、謂ゆる水中可居者曰洲と云へる、其物の始て成り出でたるなれば、沙

土煮尊とは實に申し奉るべき御事になむ有ける、(沙字、説文に水散石也と有りて、砂と相通はし用ふる字なり、記傳三卷に、「沙とは潮と土と漸く分れたるを云ふ、沙字を書かれたるは、水旁之地と注せる意を取られたるなるべし、詩大雅に、鳧鷖在沙など云へる是なり、洲も其意の名にて、本同言なり、但し此等は水を離れて乾ける土を云へるを、此の沙土は、猶潮中に在りながらに分れたるを云ふなる可し、和名抄に、砂水中細礫也、和名須奈古とある、是水中ながらに分れたるをも砂と云へり、沙と同じ、又須奈古の須は、即ち須比智の須と同じ」と云はれたる、然る言なり) 楮、其濕土煮尊、沙土煮尊の下に、亦曰濕土根尊、沙土根尊とあり、煮を根とも有るは普通の謂には非らず各其義異なる者なり、先其煮の義を説くべし、其は右に引ける八洲起元章に、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島と見え、第一書に、即戈鋒垂落之潮、結而爲島と有るは更なり、古事記にも、故二柱神、立天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽、累積成島、是淤能基呂島と所見たるを、記傳四(十一丁)に、「此の狀を物に譬へて云は、膏などを煮固むるに、始の程は水の如くなるを、以て攪き巡らせば、漸々に凝り以て行くが如し」と云はれたるは、實に奇しく妙なる説なるに力を得て考ふるに、允恭天皇四年御紀に、謂の盟神探湯の一説に、或濕納釜煮沸、攘手探湯濕と云ふ語有り、如此く實に二神の此時の御所作はしも、彼漂蕩へりし物を煮沸し給へるにてぞ有りける、先物を煮るは火なり、其火はしも金と石との相軋るに資て出来る物なる事誰も知れるが如し、故其天沼戈の金を以て、其濕土沙土を攪き探らせ給へらむには、如何にも膏などを煮るが如く煮沸きて、水氣は漸に去り、鹵鹹此に因りて出来る事なれば右の正書に、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮とある始めの滄溟は唯水なり、滴瀝之潮は然煮沸かすに依りて、其水の潮と成れるを見る所なり、若て其潮の凝りて島と成れるは、愈其煮沸す事の極れるにて、此神名に、二柱共に煮の言を以て稱奉れる所以是なり、(予此事を此に書す迄の間は、其滄溟を探り給ひしが故に、御矛鋒より潮の滴瀝れると思ひし事は、甚淺はかなる心にてこそ有けれ、然界を立てて傳へられたる、古傳の妙處此に見え、初て二神の御所作を今眼前に見奉り知る心ちす、然は有れども甚負氣なくてなむ) 又此二神をしも、根と稱奉れる所以は、根と云ふ言は、木にも草にも石にも何にも云ひて、和名抄に、根株訓、上禰、下久比世、草木本也とある根にて、物の基本を云ふなり、彼古事記に國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉之時、又は第二書なる古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩と有りて、此物より判れて天となる可き物に、可美葦牙彥舅尊、天常立尊残りて、國となるべき物に、國常立尊豐斟淳尊は已に成出でさせ御在し坐して、此二神は其より後に成り出でさせ御在し坐しけれども、其顯身こそは有けれ、御靈は已に國稚と云ひける物と共に成り出でさせ給へるが故に、御名にも然負せさせ御在し坐して、實に此國土と成るべき此一物の、根本の神に御在し坐して、其物を有たせ給へるを以て、根と稱へ奉れるなり、故此より始めて、此國土を所知看し有たせ御在し坐す天皇を、大倭根子天皇と御世々々に通りて稱奉れるも、根は右の義に因れる者なり、根は又名と云ふに同じ、傳二(二六頁)を見るべし、楮此二神をしも伊弉諾尊伊弉冊尊の始の御名と見奉り定めて、後に四神出生章に於是共生日神、號大日靈貴、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未若有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事と有る疑、此に於て解くる事を得たり、然るは高天原は二神の御爲には、御祖神の御在し坐す域也、

又其天神の詔命を戴き持たして、此に天降らせ給ふ神なれば、此國土の事こそは、萬に政ごたせ給ふべき御事なりけれ、然るに日神は何不生天下之主者歟と宣ひて、生奉らせ給へる御子也、如何に光華明彩しく御在し坐せばとて、高天原を授け奉らせ給ふと云ふ事やは有べき、さる靈異なる御子に御在し生せらむには、皇祖天神の御許に奉らせ給ひて、其御事依しを仰奉らせ給ふべきに、然る御事も御在し坐さず、其高天原をしも、已尊の御國の如く御心の任に授け奉らせ給ひ、然のみならず、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有るは、其本宮に還り上らせ給へるなれば殊更なる御事ながら、其も御心の任に住ませ給へる狀也、其は如何なりける事ぞと云ふに、實に然有りぬべき理なりけり、其は右の國稚如浮脂と云、又國稚地稚之時と有るに合せて、第五、一書に、其天と成るべき物の事を、其中生一物、如葦牙之初生選中也と有りて、此は譬には有れども、葦牙は己に選中より萌え騰りたりとの傳なり、然れば其天と成れる物の母は此の選なり、其選土は此神と俱に成りて、此神は其選土と俱に生れ坐せる神なるに就いて考ふるに、然天と成る物の本、此選土に在る上は、可美葦牙彥舅尊、天常立尊の立させ給へりと雖も、其隱身の神に坐せるが上に此二神は其葦牙と云ふ物の御祖に坐すが故に、其物に因りて成れる高天原は、此二神より日神に授け奉らせ給ひて、天上の君主を立てさせ給へる御事に於いては、理とも理とも、實に正に惟神にして、然しもなくては叶ふまじかりける御政になむ有りける、又日之少宮は、謂ゆる天極なりと雖も、其自留宅らせ給ふ其理に於ては易るまじくなむ、但し神の成り坐る次第は、紀記の如くにて少かも異無しと雖も天地の成り始むる事に就ては、右の如き所以有る事なり、此事件を今曉り得て見る時は、其事其理實に奇しく妙に相叶ひ

て、少かも隈々しからずなむ成れりける、(此も亦、其選土煮尊、沙土煮尊以下の八神はしも、全く伊弉諾尊、伊弉册尊の前の御名に御在し坐す御事を知る大なる證なる者なり、世人は、唯日神は御光の麗はしく御在し坐すが故に、高天原を御父母二神より授け奉らせ給ふ御事と淺く心得る事なれども、其授け奉らせ給へる二神に於て、然る所由の御在し坐さずて、事依し奉らせ給ふべき事かは、此を以ても日神の御身滌の御時に成り坐せると云傳説は、愈誤なる事知らるゝ者なり) 右にて御名義は説き訖へたり、古事記には、此神名を宇比地邇(上)神、次妹須比智邇(去)神と作きて、同じ御名の邇字に聲の上下を注されたり、釋秘訓に、私記曰、問此二神御名煮同字也、何故有變聲之讀哉、答是據古事記、上煮字讀上聲、下煮字讀去聲、其由雖未詳、如是神名、皆以上古口傳、所注置也、若是被時稱號、如此不同也と見え、又選土根尊沙土根尊條に、私記曰問上煮字據古事記、有變聲之讀、今此根字已無古事記、而又異讀如何、答師說所見不詳猶可准煮字歟とも有り、記傳三(四十一丁)に、此文を引きて、「斯れは當昔には、日本紀を讀むにも此記の旨を守りて、此計りの讀聲をも漫には爲さざりし事知るべし、近世に唯理説をのみ主と爲る學者も、斯る事を少しは思へかし」と云はれたるは、實に然る言にて、此は御紀を拜み讀み奉る輩の、萬に互りて心得べき事になむ有りける、其は又此御紀の訓も然る事にて、養老の私記より以降、世々の識者等の、各其受る所有りて訓み定められたる者なりければ、今世の古學者の、字にも文にも拘はらず、己が心の任に思々に讀むなる事は甚有るまじき事なりけり、其中には如何にぞや所思るも無きには非ざれども、歌にも文にも傳はらずして、此舊訓に遺れる古言の愛たく貴き物亦少からざれば、今此御紀を讀み奉むには、必ず先其舊訓を主として、假字の違

は正すべく、辭チニツハの漫りなるは改むべく、然して祝詞宣命の訓例に隨ひ訓めらむこそ、中々なる物損なひなくして、甚快かめる事なりけれ、是予が此傳を書き註し仕へ奉るとて、此御紀を讀み奉る法なり、(故凡て近世の人共の心々に、己が向々訓みたるは取らず、慶長の勅板を本として、此彼校へ合せ、又釋紀秘訓に取りて其訓を定むる事なり、但し餘りなる誤訓と所思ゆるは、儘に證を得て此を改め、凡て一字と雖も漫に私意を加ふる所なきは、全く、記傳に右の鈴屋大人の云ひ諭されたる教に依れり)又此二神を、此下なる一書に、男女耦生之神、先有<sub>ニ</sub>壺土煮尊、沙土煮尊(下略)と有るは、古事記に、次成神名、宇比地邇神、次妹須比智邇神と有るに等しく、妹妹二柱づゝ相並び出でさせ御在し坐しけるを申す事、下に委しく註せるを以て知べし、然るは此より後、五代十神の末に出で給へる伊弉諾伊弉冊尊に至りて、始めて妹妹二柱嫁トツギ給ひて國の八十國、島の八十島を生み給ひければ、此時に至りて、始めて御妹妹の御中間オナカに御在し坐すが如くなれども、其男女耦生ウケヒナリ坐せると云ふは、本より御妹妹相並びし御在し坐ける事申すも更なり、記傳三(十丁)に、「宇比地邇神より阿夜詞志古泥神までは、男女並び坐るを以て、女神をば妹と申せり、嫁トツギの事は未だ始らざる時なれば、妻の謂ひには非ず」と云はれたれども、然相嫁かせ御在し坐す可き神にして、未だ嫁がせ給はざるにこそ有けれ、御妹妹とは何どかは申さざらむ、然れば壺土煮尊、沙土煮尊より以下次々を、伊弉諾尊、伊弉冊尊の幼き程の御名と心得奉りて、違ふ事有るまじかりける者なりけらし、(又記傳の其所に、「次妹」とは、此より五世の神等は、各男女雙び坐せれども、稍後れて生れ坐る故に、次とは云ふなり、妹は伊毛と訓むべし、和名抄に、伊毛宇止と有るは妹人の義にて、後の事なり、妹とは、古、夫婦に在れ兄弟に在れ他人どちに生れ、男と

女と並び時に、其女を指して云ふ稱なり、故に記中の例、兄弟を擧ぐるに兄と妹となれば、妹をば妹某と云ひ、姉と妹となれば、弟某と云ひて妹とは云はず、阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命と云ひ、姉石長比賣、其弟木花之佐久夜毘賣と云へるが如し、心を着くべし、然れば女と女との間にては、伊毛と云ふ事は上古には無かりしなり、仁賢天皇六年御紀に、古者不言<sub>ニ</sub>兄弟長幼、女以<sub>レ</sub>男稱<sub>レ</sub>兄、男以<sub>レ</sub>女稱<sub>レ</sub>妹と有る如く、男よりは姉をも妹と云しなり、然るを稍後には女どちの間にて云ふ事と成れりき、萬葉四卷、吹黃刀自歌に、情山毛思哉妹之、又紀女郎裏物贈<sub>レ</sub>友歌に、爲<sub>レ</sub>妹袖左倍所沾而刈流玉藻者、又十九卷の左書に、右爲<sub>レ</sub>贈<sub>ニ</sub>留女之女郎<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>誂<sub>ニ</sub>家婦<sub>ニ</sub>作也、女郎者即大伴家持之妹と有りて、歌に、妹爾似、草等見之欲里と有る是なり、偕、妹、字をしも書くは、此の稱に正しく當れる字のなき故に、姑く兄弟の間の伊毛に就て當てたる者なり、努力<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>字<sub>レ</sub>に泥みて、言の本義を勿誤りそ」と云はれたり、今思ふに、説文に、妹、女弟也と云ひて、此は女どちに云ふ妹なり、然るに易に雷澤歸妹と云ひ有るは、震は長男と、兌の少女と、相歸<sub>レ</sub>義なるなり、然れば彼にも妻の事に、古くは妹と云ひしなりける者なり)○次有<sub>レ</sub>神、大戸之道尊、大戸之邊尊は、勅本金澤本及諸本共に、此の文を大戸之道尊(一云大戸之邊)大苦邊尊(亦曰<sub>ニ</sub>大戸摩彦尊、大戸摩姬尊、亦曰<sub>ニ</sub>大富道尊、大富邊尊)とあり、然は有れども、古事記に、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神(此二神名、亦以<sub>レ</sub>音)と有るを以て之を訂正し辨ふるに、一云大戸之邊の六字を、大戸之道尊の下に收めたるは、四神出生章第六、一書に、級長戸邊命、亦曰<sub>ニ</sub>級長津彦命<sub>ニ</sub>と有ると同日の誤にして、此にては、男女の説相混れて其義を成さざる者なり、故鈴屋大人の鬚華山蔭に、「一云大戸之邊の六字、大戸之道尊の下に在るは誤なり、一本に大苦邊尊の下に在るぞ宜しき、

古事記と照して知るべし」と云はれたるは然る言にて、舊事紀は紀記を取り合せて編み成せる物なるに、其の一本の如く右の六字を大苦邊尊の下に收れたり、又畏庵隨筆に云へるは、「日本紀卷本に、大戸之道尊（一云大苦道尊）大戸邊尊（一云大苦邊尊）とあり、板本に本行を小註とし、小註を本行として錯誤せり」と云へるは然る言なるが上に、實に善本なるを以て、此の本文を然改めつるが、己が私に非ず、古事記に相照らし、且此にも大戸之道の對に大苦邊とは云ふべからず、又大苦邊の對には必ず大苦道と申す御名御在し坐すては得有べからざる理なるを以て、已く誤るとはなく、書き違へたりし事灼然ければなりけり、（此にて大戸之道尊、大戸邊尊と相並び、大苦道尊、大苦邊尊と相對ひて、少かも混らはしき事なく、甚能く通え、又此に大苦道尊と申し奉る御名を擧り得たるなむ、實に天神の恩賜にして、天下の幸福にして、萬世の慶事と云ふべき者なる）大は覆と本同言にして、大戸の戸は、謂ゆる八尋殿の御事なるが其殿の屋を覆ふ事を、祝詞に天御蔭日御蔭と云ひ、推古天皇二十年御紀に、宮殿の立ち列なりたる事を、訶句理摩須、阿摩能擲蘇訶礙と云へる蔭是なり、大に覆ふ義ある事は、此一書共に、虛中、又空中とも作ける曾羅の事を、天孫降臨章第二一書に、時居於虛天、神武天皇三十一年御紀に、乘天磐船而、翔行大虛也、崇神天皇十年御紀に、仍踐大虛、登于御諸山、欽明天皇二年御紀に、上達雲際、下及泉中、と有る意富叙良の言は、虛空は大地を覆ひ周れる謂なる者なり、古事記朝倉宮段なる天語歌に、毛々陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理、志豆延波、比那袁淤幣理、とある淤幣理は、覆有にて、上より覆ふを云ふなり、萬葉二（三十五丁）に、天雲乎日之日毛不令見、常闇爾覆賜而とある覆は更なり、凡て物を負ふと云ふも、上に覆ふ義なり、物を追ふ

と云ふも、我より覆はむとするにて、皆同言の類にて、此の大の言の出自是なり、内侍所御神樂次第なる警蹕に、於々於々と云ふも、人の鳴高きを押へて、警蹕むるに云ふ言なるにて、於に覆ひ壓す義ある是れなり、又萬葉二（四十一丁）に天數凡津子之とある天數は發語なるが、冠辭考に、「此は物を詳かに爲すして、大凡に空算するを空計と云ふを以て大津の大を大凡の意に取り成して冠ふらせたるなり」とある、其も然る言にはあれども、大は覆の義なるに就て思ふに、天象は日月星辰共に算て計へ爲すべきを、大虛は唯覆へるのみにして、捉ふべき處なくして、大と云ふより外なしと云ふ事となむ所思かりける、（此虛を唯大と云ふ事の有るに就て、今思ひ出でたるは漢籍にも彷彿たる事あり、書洪範に建皇極と有るを、前漢五行志に、皇は大也と注して、易の大極に同じきを、禮記月令正義に老子云、道生一、一則與易之大極禮之一、其義不殊、皆爲氣形之始也と有りて、大極大一と一物たり、其大一は上（一七六頁）に註へるが如く、天字の一畫を下して大一と成れば、虛空をも合せ兼ねて總天の稱なるなり、故淮南子精神訓に、登大皇馮大一、玩天地於掌握之中と有りて、註に大皇天也、大一天之形神也と云へるは、其の天を大皇と云るなり、老子に、天大、地大、人亦大と云へる大も、大皇の大と等しくして、天之形神なる大一の大より出でたる義にて、其大は我が天際を凡べて大虛と云て、大より外に物無きに似たり）故大戸之の之は辭にて、登能と續くには非ずと雖も、大戸は覆所の言にして、大殿の義なり、偕此は八洲起元章第一一書に、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化作豎天柱、（中略）然後同宮共住而生兒と見えたる、八尋之殿是なり、但し此の戸之を續けて殿の言には充つべからず、戸と云ひて殿の義なる事、云ふも更なり、又古事記にも、於其島天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿（中略）

行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比、中略雖久美度邇與而生子(下略)と有りて、上に八尋殿とある其を承けて、下に久美度と云へるは、殿即ち其久美度なる由なり、其久美度は、記傳に謂ゆる隱所の義にして、弘仁私記序に、古語謂居住爲止と云へる止、即ち此の戸に當りて、右の八尋殿是なり、故其久美度を、此には寶劍出現章に於御戸起而と作きて、戸を所の義に用ひられたるなむ、此の大戸と相等しかりける、此にて此の大戸は、謂ゆる大殿の事なるを思ひ定むべき事なりかし、故此を以て、予は此御名を説き奉りて、壘土より沙土と固まりて破馭盧島は成出たる、其地に天之御柱を化豎給ひ、八尋殿を化作させ御在し坐し初めさせ給へる當時の御名とは云ふなり、(但し右の古事記に、美斗能麻具波比と有る美斗を、記傳三卷に、「美斗は御所なり、夫婦隠り寝る所を分けて所と云ひけむ、下に大穴牟遲神の八上比賣に婚給ふ事を、美刀阿多波志都と有る美刀と同じ」と云はれたれども、美斗能麻具波比は、正書に共爲夫婦と有るを始めとして、又適合と有るをも第一一書に爲夫婦と有るをも、第六一書に合爲夫婦と有るをも、然訓みて所の義更になし、右の共爲、又合爲を合せて思ふに、美斗は與身なり、能は辭なり、麻具波比は味咋合にて、第五一書に謂ゆる遂將合交と有る如く、御合ひ坐せるを云ふなり、又美刀阿多波須も、其身與にて、雄略天皇元年御紀に、與字を阿多波須と訓める是にて、互に身と身と當り合す美なれば、美斗の斗は、所の義に非ざるなり、思ひ混ふべからずなむ)道と邊とは男女の謂なり、次には彦と姫とを對はせたるを以て知るべし、然れば大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉りて、大殿之彦神、大殿之姫神と申す事にて、世の始に、唯男女の二神成り出でさせ御在し坐し初ける謂に、依れる御名になむ有りける、楮、知とは物の高く伸び出づる稱なり、辨とは物の乙

退ける稱にして、知と辨とは、男根女陰の謂なりけり、男に知と云へるは記傳にも引かれたる宇麻志阿斯訶備比古遲神の比古尼を、此第三一書に、彦舅、此云比古尼と有り、天孫降臨章第五一書に、老翁、此云鳥賦と見え、古事記明宮段、國栖人の歌に、麻呂賀知と歌ひ、萬葉十四(十七丁)に、等能乃奈加知師とある遲と知とは、言の續きに依りて清濁の異こそ有りけれ、同言なるにて、此等は記傳に云はれたるが如く、男を尊みて云ふ稱なる事、右の彦舅、又老翁などの字に依りて知らるゝ事には有れども、此の道を、次には彦と稱申せるを以て見るに、尊稱のみにては非ざるなり、然るは傳二(一七頁)上(一七四頁)に説けるが如く、比古尼は引出の義なるにて、知は引出の略なり、又都に通ひて、角の義を成せる事、傳一(三四頁)二(二二頁)及び下に註るが如し、此に合せて萬葉十六(十六丁)に、美麗物何所不飽矣、坂門等之角之布久禮爾、四具比相爾計六とある角之布久禮は、陰莖を云ふなり、委しく別る時は、角は陰莖なり、布久禮は、和名抄に、陰囊、俗云布久利と有る、其事なれども、此は陰莖の怒張れたるに取りなしたる者なり、此等の速なき事より及ぼして、御名義を説き奉るは甚可畏くは有れども、私記に、凡男女初生之時、先見此處、乃定男女、故謂之元處耳とあるが如く、已に隱身より顯身と生り出でさせ御在し坐せる上にて、男神女神を別つ事は、此雄元と云ひ、雌元と云ふ物を以て定むる事、今も古も相易るまじき事なるべければ、予が心には道を男根の稱と説き奉りて、少かも強ひたりとは得しも思えずてなむ、(然るに父を知々と云ふは、其と同じきかと云に然らず、下に云へるが如く、父は血道にて、謂ゆる根系統脈を以て云ふ稱なり、母は腹にて、此は夫の精液を孕みて、子を生める義なり、然れば、知々の知は尊稱なるにも、又雄元の謂なるにも非ざるなり、然して、右に引まる老翁を鳥賦と

云へるは小父なり、麻呂賀知は、予之父にて、此二つは父ならぬ人を、父の如く親しみ崇まへ云ふなれば、記傳に知の言をば、男を尊みて云ふ稱なり」と有る是なり。辨は賣に同じくして、女の謂なり、妹の毛、又少女の賣などはなり、次に云ふが如く、此神に姫と稱へ奉れるも、謂ゆる雌元の謂なるに合せ考ふべし、四神出生章第六一書に、風神の御名を級長津彦命と有るに對へて、級長戸邊命とあるが如く、彦に竝ぶべきは姫なるに易て邊の言を以て稱へ奉れるを以て、其然る所以を知るべくなく、寶鏡開始章第一一書の石凝姥命を、第三一書には已凝戸邊と有りて、此の邊に等しきが如くなれども、其には別なる意有りて、此に例には引き難き事、下に註へれば別にして、神武天皇御紀の名草戸畔（戸畔此云三妬整）又丹敷戸畔、崇神天皇元年御紀なる、紀伊國荒河戸畔など有る此三は、共に男に戸畔と云ふなれば、處部の義にて、其地に長たる者を云へり、又御紀の其下に、八坂振天某邊、古事記明宮段なる百師木伊呂辨など有るは、正しく女を云へるにて、此大戸之邊、尊の邊に同じ事なり、然れば記傳三（四十二丁）に、「辨は男神の地に對へて女を尊む稱なり、老女を云ふも尊むより出たるべし」と云はれたれども、其始は然るべくなく非らぬ、偕に邊は賣なるにて、其は傳一（一〇頁）陰陽不分の下に註へるが如く、陽は破又彫の言に同じくして、勢り伸ぶる意なり、陰は退、又盛の言に同じくして、或は凹又は容る義を兼ねたり、然れば古事記に、男神の、我身者成々而、成餘處一處在と宣へる對に、女神の、我身者成々而不成合處一處在と申させ給へるは、然退り凹みたる處の出來させ御在し坐せる謂にて、謂ゆる雌元是なり、次に男神の故以て此吾身成餘處、刺寒汝身不成合處と宣へるは、其凹みたる處に凸りたる物を刺し入れさせ御在し坐せるにて、盛の謂ひ是なり、此を以て女を賣と云は、其雌元なる處の成

り合はずして退るを以て云ふ稱になむ有りける、師の五十音義訣に、「公家の裝束の次第に去らじ着するを米良須と云ひて退字を用ひ、樂家に音の輕重上下を云ふに、甲乙の字を當て加理米理と訓めり」と云はれたるが如く、俗にも地の凹めるを米伊流と云へるは、退入の義なるも右に同じ、又甚云ひ悪き事ながら、陰莖の龜頭をしも俗に甲と云へれば、女陰の賣をしも乙に當て、違ふ可からずなむ所思ゆる、（又女陰を賣と云ふに聚の義を含みたり、忌部物部などの部は聚の義なる是なり、俗に小兒の莖を知牟富と云へる知は、上に謂ゆる角の義なり、牟富は身穗にて、成り餘れる謂ひなるに合せて、女陰の事を米古と云ひ辨々と云へる、一は乙處なり、一は乙々なり、各其依る處受くる處有るを知べし、然れば説文に地字を从レ上、也聲と有るを也女陰也象形と云へるに、段註に从レ也、土生レ物、故从レ土、或云从レ土乙力、其可レ笑有如此者」と有る全文、上（二二二頁）に引けるが如し、但しその中に、从レ土乙力と云ふも、又一説にして、乙を此の義に合せ見れば、可レ笑者とは云ひ難かるべし、乙字は、説文、乙部に、象三春草木寬曲而出、陰氣猶彊其出也、乙々也と有るを、段註に乙々難出之貌、物之出レ土難屯、如三車之輓レ地澁滯」と有る、乙々を難出之貌と云へるは、即ち退の義に合へるをも此に思ひ合すべし。偕、大苦道尊、大苦邊尊と申し奉り、又大戸摩彦尊、大戸摩姫尊とも申し奉り、又大富道尊、大富邊尊とも申し奉る苦も戸摩も富も同言にして、御殿の稱なるにて、彼謂ゆる八尋殿の御事なる事申すも更なり、登は處なる事右に註へるが如く、摩と牟とは聚の義にして、殿舎は處を寄せ合せて一に爲せるが如き意にて、稱美ふる言に出でたり、偕、此次章第一一書に化堅天柱、化作八尋之殿」とある天柱は、即ち八尋殿の心柱なる事、下に委しく云へるが如し、然るを神宮の書共に、其事を天御柱、又心御柱、又

齋柱、又天御量柱と、其亦名共を擧げて、其を寶基本記に、富物質と云へる富は、御殿の事にして、物質とは、家造りは其心柱を物質と爲る謂なり、又下に引て註へる如く、太玉神所率神と有りて、其天石窟段に令手置帆負、彦狹知二神、以天御量(大小斤雜器等)伐大峽小峽之材而、造瑞殿(古語美豆能美阿良可)兼作御笠及矛盾と有るを以て考ふるに、太玉命に大戸摩命と申す義をも兼ねたるべし、其は神武天皇段に、建都樞原、經營帝宅、仍令天富命(太玉命之孫)率手置帆負、彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿と有るなどは、本より其正殿を造り仕へ奉れるに因りて、天富命と申すなり、此を以て富とは殿舎を云ふ事を察らむ可し、又顯宗天皇御紀の室壽御詞に、取葺草葉者、此家長御富之餘也と有るは、富貴の餘り有る事に寄せて、其身屋より屋根を外に葺き餘す事を、詠言爲させ給へるなり、古今集にも「此殿は諾も富みけり、三枝の三端四端に殿造らせり」とあるも、宮殿の三端四端に立ち列並びたるを稱へて、諾も富みけりとは云へるにて、凡て富と云ふ事はしも、物などの豊饒なるよりは、舍宅の瑞々しく榮ゆるを云ふに起れる言にて、祝詞に多く、下津石根爾宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知氏、皇御孫命乃瑞能御舍仕奉氏安國止平久知食牟と有りて、御殿の事の豊饒なる由を始に先云ひて、次には其所知食す天下の事を云ふにて、先の富は御舎を以て富とし、次には物の豊饒なる事を富と云ふ狀に異ならずなむ有りける、(然るに記傳に、「大苦邊尊、大戸摩彦尊、大戸摩姫尊などは、皆此記の別段なる大戸惑子神、大戸惑女神と御名の傳の亂ひつるなり」と云はれたるに就きて、師の古史徴にも其説を受けて、「記の大戸惑子神、大戸惑女神を紛らしたるなり、其は大戸之道、大戸之邊と申す御名と互に相似たればならむ」と云はれて、其自著の古史にも、唯大富道尊、大富邊

尊と申す御名のみを書されて、其餘を削られたるは、甚々可惜しき事なりけり、纂疏にも、富與戸摩、五音相通と註させ給へるを思ふべし、若て其古事記なるは、上を大戸と續け、下を麻杼比と續くるにて、戸摩の言とは別なり、思ひ混ふべきに非ず、又神名式に、阿波國名方郡意富門麻比賣神社有り、其も同名には有れども、其は天石門別神を、大戸間見命と申すを以て考ふるに、其后神などなるにて、其義異なり、然れば右の如三神ながらに、其唱は同じきながら、義相等しからざれば、如何でかは混亂と云ふべき)故其大苦道尊、大苦邊尊と申し奉る道と邊とは、謂ゆる雄元、雌元に依りて稱へ奉れる事、上件の如し、又此を大戸摩彦尊、大戸摩姫尊と申し奉る彦も姫も、亦右に同じ、若て其彦姫の古と賣とは、伊弉諾尊、伊弉冊尊の岐と美とに同じき由は、下に引ける如く、其大神に、天伊佐奈彦神とも、天伊佐奈姫神とも申し奉る御名御在し坐すを以て知られたり、偕、其彦の意は傳二(一一七頁)彦男此云比古尼の下に註へるが如く、比古尼とは、彼葦牙の如しと云ひける物の延出づるに出たる言なるにて、比古は引伸るの義なり、次に云ふ比賣の義に相照し見て曉るべき者なり、偕、此成餘りて葦牙の如く萌え騰れりし迹の凹みて、成り合はざりし處なむ、謂ゆる女島の傍にて、速吸名門是なる由、傳一(六六頁)傳二(九六頁)に已に註へるが如く、是即ち天地に雄元雌元の形象を具ふる謂なり、又八洲起元章に、迺以天之瓊矛、指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰磯馭盧島とある矛は、雄元の象なり、大地の雌元を探りて島を得させ給へるは、男女相嫁繼て子有る謂是なり、又此矛と彦と言相通へり、富許は鈍木なり、比古は穗葦なり、其意同じからずと雖も、記傳五(四十四丁)にも云はれたるが如く、「木は葦なり、草は葦多なり、其趣一ならざる事能はざる者になむ」、此を以て



彦姫は雄元雌元の稱にして、寡疏に彦姫別於男女也と説かせ給へる言の信なるを知るべくなむ有りける、(今俗に男根を閉能古と云ふも其より轉れる言なるべし、和名抄に、玉莖男陰名也、楊氏漢語抄云、屣破前、一名麻良と有るを、名義抄にも、屣に破前、一云麻良と云ふ訓あり、字鏡集に續けて、屣を麻良波是と訓めり、其破前は、古語拾遺に、男莖形を袁破前賀多と訓みて、莖を云へれば、破前は柱なる事云ふも更なり、麻良は日本靈異記に、閉字を然訓み、新猿樂記に閉大而如虹梁、雁高而似戴蘭笠、長八寸大四伏ともあり、右の閉又閉字は、名義抄を見るに、閉字の俗字に、閉開開の三字あり、然して閉字に久煩とも都思とも云ふ訓有りて、此は女陰の稱なる事、下に神樂歌の陰名を引きて委しく註せるが如し、然るを玉莖に右等の字共を當てたるは、閉に比良久、又、富賀良加奈那理、又、破理比良久と有る、此末の方を取れるなるべし、右の雁高而似戴蘭笠と有るは戲言なれども、思ひ合すべきなり、但し同抄に、閉字の下に、開と閉との二字有りて、此は閉の俗字なり、此に別に麻良と訓めれば、此方當れるにや、上なる開の俗なるは、門の中に牛字なり、閉の俗は門の中に午にて、小かなる違なれば其閉の俗なる方叶へり、和名抄に、日本靈異記云々、蟻著其閉と有りて、下に今案是閉字也、俗云或以此字爲男陰、以開字爲女陰、其説未詳と云へれども、其閉字を右に麻良と訓める上は、閉を久煩に當つる事、實に叶ふべし、又太秦牛祭文に、大閭とも閭風とも有る閭字を麻良と訓みたれども、同抄を見るに、閭、烏甲反、開閉門と有りて其義なく、閭を大見反と有れども此は志伎美、又登自伎美、又戸能志伎美と見えて、更に由無きが上に、閭に作る字非ざれば、若くは閭を俗に閭に作る是なるべし、此に布具理と云ふ訓有るを證と爲べし、楮、其麻良は餘にて、彼成餘處の謂なる事云ふも

更なり、此彼思ひ合せて、此の比古の男莖に因れる稱なるを知るべくなむ) 楮、其彦は男根の稱なるに合せて、姫を女陰の稱なりと云ふは、傳二(九六頁)に註へるが如く、彼葦牙の如くして萌騰りて大地の凹める處は、古事記に、生女島、亦名謂天一根と有る其地にて、謂ゆる速吸名門なる事、已に師説に出て、予又委しく考へ定めたる事にて、女島を生み給へるは、此より後の事なれども、天一根と云ふ稱は、已に其謂れに因れる者なり、其地方を豊國と云ふも、其豊國主尊の大地を動もし給ふとして、此處より天氣を地下に吸ひ入れて、其旋動の神事を成し成させ御在し坐す處の謂ひ是なり、此處即ち大地の陰處なる故に、此所に生み着させ給へる島名を女島と云ふ本縁、此に在る事、彼可美葦牙彦舅尊に、彦舅と稱へ奉れるも、此所に出でたる所以なるに思ひ合せて曉るべくなむ有りける、然れば、比賣の賣は乙なる事上に云るが如く、比は含の義なるにて、比古の比と同言にして其義異なり、楮、女陰を此賣と云ふ槌なる證は、古事記白檮原宮段に、故美和之大物主神、見感而、其美人爲大便之時、化丹塗矢、自其爲大便之溝流下、突其美人之富登、爾其美人驚而、立走伊須々岐伎、乃將來其矢、置於床邊、忽成體壯夫、即娶其美人生子名、謂富登多多良伊須々岐比賣命、亦名謂比賣多々良伊須氣余理比賣、(是者惡其富登云事、後改名者也)と見えたる是なり、此細書に因に富登と云ふ事を惡みて比賣と云ひ易へたる由なるは、富登は含處なり、比賣は含乙なり、共に同じ物ながら、富登と云は正しき稱なれども、其丹塗矢の富登を突きし事を餘りに顯はにして唱ふるに少か憚れども、然りとて其事實を違ふべきに非ざりければ、比賣は常に女の稱として人此を異しまざるを以て、其稱に改めさせ給へりとの義なるべし、又此より物の空隙なる所を比麻と云ふも、此に同じく、又物を深く押し包みて顯は

に爲ざる事を、漢字の祕に當りて、比賣事など云ふも此に出でたるべくや、女陰を情處と云ふは、名避處にて、其名を顯にするを諱む由なり、又隱處と云ふも右の祕事に同じなど相照らして辨まふべき者になむ有りける、(又日本靈異記に、鬪字を書きて女陰の事に、久煩とも志那陀理とも訓める、一は凹の義なり、一は密垂にて、密谷と云はむが如し、字鏡集に、睥をも又閉閉をも、志那久流と有りて、朱字避心賦と云へり、又警閉同と有りて、志那久流、又登毘良、又布佐具、又比佐具とあり、又閉を志那久流、又布佐賀流とあり、又隱閉同じと有りて、志那久流又布佐具と訓めり、此等の志那久流の言有るに、吟を志那那流、又和邪和良布、又爾與布と見え欲吟同と有りて、志那那流、又加那志夫、又爾與布と有るを合せ見るに、志那久流は密隱なり、志那那流は密泣なり、然れば女陰を志那陀理と云ふは、密谷の義にして、其を比賣と云ひて祕密す意なる事、合せ思ふ可き者なり、情、其鬪字の門は、陰門の門なり、其圍中の也は、説文に也女陰也、象形と有れば、會意の字なりけり、此字、色葉字類抄に、都毘と訓み、又名義抄に、開字に久煩とも、都毘とも訓めるは、都毘は答合の義なるべし、又師の五十音義訣に、「桑家漢語抄に、陰門、比奈登とあり、靈生門の義にして、本は速吸名門の名なるが、後に人の陰門にも云へりと聞ゆ」と云はれたり、其前後は知るべからざれども、和名抄に、陰核又玉門の事に並びて、吉舌、楊氏漢語抄云、吉舌、和名比奈佐岐と有るは、含之尖と云義なるべく、又比奈登は含之門にても有るべければ、大地の陰門とある速吸名門にも其稱有るべく、又人の陰處には本よりの事なるなり、其速吸名門の事は、赤縣大古傳の三皇記に委しく云はれ、又大扶桑國考にも、黃帝書に謂ゆる谷神不死、玄牝之門、天地之根、老子の謂ゆる百谷王、列子に謂ゆる大壑無底之谷是なり」と云はれたるをも

思ひ合すべし) ○面足尊惶根尊は、古事記には、次於母陀琉神、次妹阿夜(上)訶志古泥神と有りて、阿夜を上聲に唱ふる習なり、偕此に面足惶根と申し奉れるは、神の御面の足はして、甚可美く具はせ御在し坐せると、國の面の足ひて、堅く凝り成れるとを合せ兼ねたる御名に御在し坐して、此は神の御面の足はし坐せるに就て、國土は堅固まり、國の面の足ふが任に、神の御稜威の高く貴く掛まくも甚も可畏く成らせさせ御在し坐す謂にて、第四一書に、天地初判、始有俱生之神と有るが如く、其物と俱に成り坐して、其物に主宰と御在し坐す御事の次第を明らかめ奉るべき所になむ有りける、其神の御身の方を先説き言すべきなり、面足尊は、記傳三(四十三丁)に、書記に面足尊と作かれたる此字の意の御名なり、萬葉二(四十二丁)に、天地日月與共、滿將行神乃御面跡、次來中乃水門從、九(三十四丁)に望月之、滿有面輪二と有りて、面の足ると云ふは不足ぬ處なく具はり整へるを云ふ、又面を云ひて、手足其餘も凡て満ち足れる事は含まれる御名なり、(探要)と云はれたる是にて、面足の義通えたり、偕、然御面の満足はし坐せる事は、次章第一一書に、陽神問陰神曰、汝身有何成耶、對曰、吾身具成而有稱陰元者一處、陽神曰、吾身亦具成而有稱陽元者一處と有るを古事記にも、於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰吾身者成成不合成處一處在、爾伊邪那岐命、詔我身者成成而餘處一處在と所見て、此の具成を彼には成々と有りて、此は字にて思はせ、彼は言以て其意を知らしむる所なり、若て其成餘處、又不合成處とある是にて、御體の此も彼も凡て成れるを先宣ひて、後に其陽元陰元の處に及ばせ給へるなり、然れば此具成の言に、面足の義、飽くまで見えたりと云ふべき狀になむ有りけむ、已く私記に、問曰、何故謂之面足、若有意乎、答曰、人形未必具足、而至於此神、人形漸具、顔

面足成、故謂<sub>ニ</sub>之面足<sub>ニ</sub>也、而古書或作<sub>ニ</sub>面垂<sub>ニ</sub>、是依<sub>ニ</sub>語相近涉<sub>ニ</sub>耳、先師說曰、面足者、人面漸滿足之義也、形質已具、可<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>太極<sub>ニ</sub>也、と、古人も甘く其義を説かれたるも有りけるをや、(右の具成を、成々と讀む其運びを近く論さむには、大同類聚方第二章に、比登乃美乃奈連流半自免波、安萬都美佗麻美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆禰奈理、知之保奈利、士々奈利、須知奈利、保念奈利、南訶和多奈俚、與通依太奈利、訶波奈利、波奈々利、久知那利、萬那古奈俚、美味阿奈々利、加美介奈利、遊毘奈利、都畠奈流と有りて、一身の足り備れる次第を云ふ奈流と、此の成々と同じ義なる者にて、此にて其面足の意をも思ふべくなむ)足とは、人の形體を具へて一人なるを云稱なり、下にも註へるが如く、子養、又養字を比多須と訓めるは、古事記玉垣宮段に、又命詔<sub>ニ</sub>何爲<sub>ニ</sub>日足奉<sub>ニ</sub>、答曰、取<sub>ニ</sub>御母<sub>ニ</sub>定<sub>ニ</sub>大湯坐、若湯坐、宣<sub>ニ</sub>日足奉<sub>ニ</sub>、故隨<sub>ニ</sub>其后<sub>ニ</sub>白、以日足奉也と有る、是正字にて、初生の時より養ひ立て、人と成すを云ふなり、倭姫命世記に、吾日足(奴止)宣と有るは、御齡の長させ給へる御事を宣り給へるなり、萬葉十三(三十八丁)に、何時可聞、日足座而、十五日之、多田波思家武登、吾思皇子命者、と有るも、長ならせ給ふを日足座と云ひ、多田波思は、令<sub>ニ</sub>足足<sub>ニ</sub>の義なるにて、二(二十七丁)にも望月乃滿波之計武等と見えたるを、其は上に引ける九(三十四丁)に望月之滿有面輪二とある滿有と同じ意なるより及ぼして、其義を曉るべきなり、又二(二十三丁)に天皇聖躬不豫之時、太后奉御歌に、天原振放見者、大王乃御壽者長久天足有と有るも、天智天皇の大御身の恙なく御在し坐む事を、天象に寄せて天足有と壽奉らせ給へるなり、十九(四十四丁)に、天地爾、足之照而、吾大皇、之伎座婆可母、樂伎小里と有るも、天皇の大御身の麗はしく匂はしき御狀を申し奉れるなり、又神名式、神祇官西院坐御巫祭神八座の中に、生産日

神、足産日神、玉積産日神と三柱並び坐せる、一は呼吸の神なり、一は形體の神なり、一は靈性の神なる由、下、與台産靈神の傳に註せるを見て知るべきなり、(又同卷に、人の義を釋きて云へるが如く、人を計ふるに一人二人と云ふは、一足二足の義に等しきは、其面相足りて一人の人なるを以て云ふなり、此等の事を委しく原ねて、面足の義を明らかめ奉る可く、後の物ながら源氏藤原葉の卷に、「雄々しく速かに足らひ給ふ云々と有りて、人の長びゆく事を云へるをも合せておもふべくなむ)惶根尊を、古事記には阿夜(上)訶志古泥神と有りて、此にも、亦曰<sub>ニ</sub>吾屋惶根尊<sub>ニ</sub>、亦曰<sub>ニ</sub>吾忌樞城尊<sub>ニ</sub>、亦曰<sub>ニ</sub>青樞城根尊<sub>ニ</sub>、亦曰<sub>ニ</sub>吾屋樞城尊<sub>ニ</sub>など所見たり其上なるは、吾屋とも吾忌とも青とも通ひて歎息の辭なり、右の吾忌の吾字、諸本共になくして、忌の一字を伊美と訓む事なれども、下に續きて義を成さざれば鈴屋大人説に、「類聚國史に此字有るに依りて補ふべし」と云れたるに従ひて、此の本文を改めたり、阿夜の例は、古事記沼河比賣歌に、阿夜爾那古斐岐許志と見え、朝倉宮段、天語歌に、許斯母阿夜爾加志古志ともあり、萬葉二(二十六丁)に、味凝文爾乏寸、高照日之御子又(三十三丁)掛文忌之伎鴨、言久母綾爾畏伎、又(三十六丁)に、神隨神等座者、其乎霜文爾恐美、三(五十七丁)に、掛卷母綾爾恐之、言卷毛齋忌志伎可物、又(三十八丁)掛卷母文爾恐之、吾玉皇子之命、五(十三丁)に、可既麻久波阿夜爾可斯故斯、六(十一丁)に、味凍綾丹之敷、又(十三丁)每見文丹乏、又(十九丁)決卷毛綾爾恐、言卷毛湯々敷有跡、十三(五丁)に掛纏毛文爾恐、(二十七丁)掛纏毛文恐十四(三丁)に、伎美我美家思志、安夜爾伎保思母、又(十二丁)波之奈流兒良師、安夜爾可奈思母、又(二十丁)安杼世呂登可母、安夜爾可奈之伎、又(二十二丁)安良蘇布伊毛之、安夜爾可奈之毛、又(二十五丁)安也爾安夜爾、左宿左寐氏許曾、又(三十丁)安

比見之兒良之、安夜爾可奈思母、又(三十一丁)安夜抱可等、比等麻都古呂乎、又、安也波刀文、比登豆麻古呂乎、十七(四十二丁)に、曾已乎之母、安夜爾登母志美、十八(二十一丁)に、許已乎之母、安夜爾多敷刀美、又(二十七丁)可氣麻久母安夜爾加之古思、又(三十四丁)許已乎之母安夜爾久須之彌、十九(三十九丁)に、酒見附榮流今日之、安夜爾貴左、二十(二十五丁)に、可氣麻久母安夜爾可之古志、又(三十一丁)阿夜爾加奈之美、又(四十二丁)多麻久良波奈禮、阿夜爾可奈之毛など有る阿夜にて、靈しく危ぶむ過まつなど、何れも意表なる事を歎く辭にて記傳三(四十四丁)に、「阿夜は驚きて歎く聲なり、皇極天皇御紀に咄嗟を夜阿とも阿夜とも訓めり、又阿夜と云ひて歎くべき事を阿夜爾云々」とも云へり、又阿那も阿耶と通へり、阿那可畏は阿夜可畏と全く同じ(採要)と有るが如し、下阿那の所、同阿波禮の下に云へる事共をも考へ合すべし、又此吾屋を吾忌と云ふにも異なる義は勿るめり、猶阿用とも活かし云ふなるにや、萬葉二十(三十一丁)に、以母加去々里波、阿用久奈米加毛と有るは妹が心は阿夜に頑哉と云ふ事と通へり、此に就て出雲風土記に、大原郡阿用郷、古老傳云、昔或人此處、山田佃而守之、爾時目一鬼來而、食三人之男、爾時男之父母竹原中隱而居之、時竹葉動之、爾時所食男云、動々、故云阿欲(神龜三年改字阿用)とある阿用も、右と同じく阿夜の轉なり、偕、此阿用に動字を當てられたるは其言に明るき古人の所爲にて、阿夜の阿は物を指す辭なり、夜は右の動字に當りて、心の動き奇しむに出でたる義をも知るに足れりと云ふべき者なりかし、(又、吾屋、吾忌を青とも云へるは、其にも歎息の義有なるにや、今試に云は、上天を仰ぎて、青雲能靄極と云ひ、國土を凡て滄海原潮之八百重と云へるは、木より色の青きに依れるなれども、又其物に依りて色の名となれりと見る時は、其を以て歎辭と

は成せりけむも知るべからざるなり、又記傳に云く、「凡そ阿夜、阿波禮、波夜、阿々など皆本は同じく歎聲にて、少しづゝの異り有るなり、抑歎きとは、中昔よりして唯悲しみ愁ふる事のみ云へども、然に非ず、那宜伎は長息の約りたる言にて、凡て何事に在れ、心に深く思はるゝ事有れば長息を吐く、是即ち那宜伎なり、然れば嬉しき事にも何にも歎きは爲る事なり、偕、歎きは阿夜とも阿波禮とも波夜とも聲の出づれば、歎聲とは云へり」と見ゆ、信に然り)其惶根尊の惶は字の如くにて、纂疏に、惶者恐惶之意と註させ給へる是なり、此にては男神を面足尊、女神を惶根尊と有れども、其意は二柱神に亘る事にて、男神の御面足はせるを以て、女神に威儀の備はり坐せりと云ふに非ず、二柱神共に御面の足はし坐せるに就て、其威儀の相共に備はらせ御在し坐しける御事には有れども、御面足はせるは先に在り、故男神に稱へ奉り、御面足はして後に、威儀御在し坐すが故に、女神の御名とは成し奉れる者なめり、記傳三(四十四丁)に、「訶志古は、古書に畏、可畏、恐、惶、懼などの字を書きて怖るゝ意なり、偕、阿夜爾訶志古志と云ふ時は、猶、緩やかなるを阿夜訶志古と云へば、其可畏きに觸れて、直に歎く言なれば、彌々切なり、偕、此御名は神の御面の満足はせるを以て、其を望めば可畏み敬はるゝ意以て負せ奉りしとなり」と有るを考へ合すべし、私記に、惶根者、人而已備、心意賢之義也と見えたる、可畏と賢と同義の言には有れども、此は可畏の方主とある所にてなむ有りける、偕、此根は女神にて御在し坐せば、阿彌又は伊呂泥の類ならむと所思えしかども、男神に然る對へ奉れる稱も見えざりければ、此は彼、壙土根尊、沙土根尊の根の例なるべからむこと、上(二一五頁)に註へるを見て知るべきなり、(又記傳に云く、「阿夜に上聲を附けたるは、訶志古と引き續けて一に讀むべき爲なり、一續け

に讀めば上聲に成るなり、打ち任せては阿夜と訶志古とを、少か離して讀むべきが如し、然、離して讀む時は元の平聲なるを、然は讀まずして、一に合せて讀む、其は猿樂の謠物の中に、阿夜加志の着くと云ふ事の有る、其阿夜加志の讀聲の如し、然、讀めば阿夜上聲と成るなり」と云はれたり、心得べし。右件は、此二神の御名を、御形體の御事に説き奉れるなり、偕、又面足尊と申し奉る御名の、國の面にも相係る事は、次章第二二書に、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟、然後同宮共住而生兒、(中略)由此謂之大八洲國矣と有るを、古事記には、其生給へる大八洲國の中に、次生伊豫之二名島、此島者身一而有面四、每面有名云々、次生筑紫島、此島亦身一而有面五、每面有名云々と有りて、此に身と云ふは其島歟の形體を成せるを以て云ふなり、面とは其島歟の身有りて其上に着ける國々の事を云へり、若て又成務天皇五年御紀に、隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面と有りて、山陽なるを影面と云ひ、山陰なるを背面と云ふ面是なり、萬葉一(二十三丁)藤原宮御井歌にも、埴安乃堤上爾、在立之見之賜者、日本乃青香具山者、日經乃大御門爾、春山跡之美佐備立有、日緯能大御門爾、彌豆山跡山佐備伊座、耳爲之青香山者、背友乃大御門爾、宜名倍神佐備立有、名細吉野山者、影友乃大御門從、雲居爾曾遠久有家留と所見たる、背友影友は借字にして、背面影面の事なり、二(三十四丁)に、背友乃國之、眞木立不破山越而とある背友も、亦右に同じ、拾芥抄に、山陽道を加宜止毛乃美知、山陰道を會止毛乃美知と有ると同じ事にて、國の面を云ふなるが、天日に向ふ域を以て影面と云ひ、其を後に成すを以て背面と云ひて、人家の後を其前なる門に對へて背門と云ふ背に同じ、(今も京都表、江戸表と云ふは、京都の方

江戸の方と云ふに同じきを、此表は國に面ふと一事なり、又中古の歌に、門外の事を外面と詠める事有るは、家の前を表と云ふに對へ云へるなり、右の背面とは同じからずと雖も、表を面と云ふ例是なり)足は、神名式、生島巫祭神二座(竝大月次新嘗)生島神、足島神と所見たる、此を古語拾遺神武天皇段、生島の細書に、是大八洲之靈、今生島巫所奉齋と見えたるを、祝詞式に、生國足國登御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左志奉と見えたり、是谷蟻能狹度極とは、山嶽の峻嶮しき地を云ひ、鹽沫能留限とは、海濱なる土砂の凝り寄る地を云ひて、然して其峻嶮しき地を平坦けく狭少き地を廣大けく成して、國の面を足はし御在し坐せる御功を以て、生島、足島神とも生國、足國神とも稱へ奉る事、予が講義に已に註せるが如し、此を以て見る時は、上に引る萬葉二(四十一丁)に、玉藻吉讚岐國者、國柄加雖見不飽、神柄加幾許貴寸、天地日月與共、滿將行神乃御面跡、次來中乃水門從と有る歌の意を、亦説き明らかむる方なむ有ける、然るは其始に先、國柄加神柄加と云へるは神の御面跡と云ふ事に係りて、國がらか面の足へる、神がらか面の足へると奇しき云て、自然に然有る神業に依りて然有るかと其然る所以を自問自答なり、天地日月與共滿將行と云ふは、右の詞に、狹國者廣久、峻國者平久と有るが如く、國の成り具ひ行くを云ふなり、神乃御面跡次來は、其國形の調へるは、其魂神の御面の次第に足はし坐せる事に云ひて、天地日月と共に、神と國との御面足ひ行く中間の程と云ひて、其地名の中の水門の事に係けたる者なりけり、(又九卷に、望月之滿有面輪二と有るは、初月より望に至りて、次々に形の滿ち足らひ行くを云へるをも合せて思ふべし、又天足彥國押人命と申し、又、日本足彥國押人天皇と申し奉る

なども、國形の足らひ行く事を以て稱へ奉れる御名なるをも思ふべくなむ。又惶根尊と申し奉る御名の國に係れる御事は、堅重凝根と申す義にて根國の事を云なりけり、播磨風土記に、國堅大神之子爾保都比賣命と有るは、下に云へる如く、土神埴山姫命の御父母と御在し坐す、此伊弉諾伊弉冊二神を國堅大神と申し奉れるなり、又古事記なる、天神の此二神に事依し給へる大御言に、修理固成是多陀用幣流之國と有り、又、大穴牟遲、少那毘古那二神段に、作堅此國とも、作堅其國と所見たる、此等は國土を堅立させ給へるを然云へるを、此惶根尊のは、猶地下に凝り固まる意なり、同記なる須佐之男命の御父大神に申させ給へる御言に、欲罷此國根之堅州國と有るを以て、其堅重凝根の義を明らむべし、重凝は萬葉七(二十五丁)に、眼不並買師絹之商自許里鴨、十二(四丁)に、思喚八更々思許里來目八面と有る是なり、又三(二十四丁)に、磐金之凝敷山乎、又(二十八丁)極此凝伊豫能高嶺乃、又七(十丁)に神左振磐根已凝敷、又(三十二丁)石金之凝敷山爾、十三(三十丁)に、石根之已凝敷道之など有る、許碁志伎の許碁なども、右に相通ふ言なり、又古事記御身滌段に、其根之堅洲國の事を繁國と有るは即ち醜國と云ふ事なりながら、醜は下凝の義なれば其も同意に歸る義なる者なり、根は國の事なり、古事記に日向國謂豐久士比泥別と云ひ、大倭の事を亦名謂天御虛空豐秋津根別と見え、女島を亦名謂天一根と見えたり、又、出雲風土記に、所以號島根者、國引坐八束水臣津野命之詔、而負給名、故云島根と有るは、唯島と云ふ事なるを、根の言を添へ給へるにて、中昔の歌に、大和島根と詠めるに同じ、右の如く國に根と云ふは、國土は萬物を載する基なるを以て根と云へるを、此の根は謂ゆる根國底國と云ひて、地心の方に、地上より根を指す國有るを以て云ふなり、此より後の事なれども、鎮火祭

詞なる伊弉冊命の御言に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏、所思食久、吾名妹能所知食上津國爾云々と有る、上津國は、地の外表に在りて、男神の面足はし給ふ城なり、下津國は女神の入り給ひて、治め給ふ根國なり石隱給氏と有るにて、其入らせ御在し坐し、道の巖窟なるを以て、其堅重凝根なる義をも辨ふべし、又古事記に、故號其伊弉那美命謂黃泉津大神と有るも、唯に往きて其國の主と御在し坐すには有るべからず、始より大地の根底の方を堅め凝らし給へりし、右に云へる如き御功の御在し坐すに依れる事となむ所思えたる、然れば此始に濕土煮尊、沙土煮尊と申し奉る御名御在し坐す濕土は柔らかなるに、沙土は剛く、又浮くと沈むの義を含みて、上下を分ち男女を定め、此に亦面足と申して、地上を形容り給ひ、惶根と申して地下を凝り固めさせ御在し坐せる神事の運びなむ、妙なりとも奇しとも、言に述べ語に發はして申さむも中々なる御事なりける、若て二柱御祖神等、悉くに國を生み給ひ畢へて、更に神を生み給ひ、大事を此に竟へさせ御在し坐して別處を建てさせ給ひ、男神は天上に、女神は地下に各事解らせ御在し坐して、國土を相保有たせ御在し坐す事よ、其始より斯りける所以有る事なり、其由りて來る所有る者なりけり、(其は皆謂ゆる皇祖天神の、天地を預鑿造し給ふ幽事の御在し坐すに因れる事、上(一九五頁)に云へるを見て考へ合すべし、猶堅重凝根と説くに就て、例は下石凝姥命の下に云へるが如く、彼神名も石重凝にて、其實石を居て、上に其鍛へる鐵を置きて凝らし固めて、彼謂ゆる八咫鏡をば造り奉らせ給へるにて、重凝の義なむ、此と全く同じ義なりける)○伊弉諾尊、伊弉冊尊、古事記には、伊弉那岐神、次妹伊弉那美神と有り、其成り坐せる所には、如此く神と有りて、次に天神諸の御命を受け賜

はらせ御在し坐して天降り坐せる所には命と有り、是なむ某尊某命と申すは、其天神の御命を戴き持たして、其物其事に仕へ奉らせ給ふ所以に由れる事を明らむべき所なりける、傳一(七五頁)に註へるを見るべし、此大神等の御名、鎮火祭詞には、神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命と見え、神名式にも、淡路伊佐奈伎神社など有りて、佐は清音なれども、猶外にも伊射奈岐神社、又は伊射奈美神社と出でたれば、古事記の如く伊邪と濁りて讀み奉るべきなり、出雲風土記には、伊邪奈枳乃麻奈子坐と有る、伊邪を、古本に伊佐と作り、又伊邪奈彌命とも出でたり、此を清音に唱へ奉る時は、伊佐は不知の義に成りて、其義違ふべしと雖も、言の元より推す時は、伊佐は氣進の義にて、勇又は功など、同じくして、人を誘引ふと云ふも、此方の氣の進むからの事なりければ、其元は同言なりつらむかし、偕此なるも、伊邪は假字なり、諸は吳音の那久を、轉じて那岐に用ひられたるにて、諸にも冊にも意有るには非ざるなり、又、其冊字は畏庵隨筆に、卷本に枳に作れる由云へり、其は吳音那牟なるを、轉じて那美に用ひられたるが、一に混れて冊とは成れるにかとも思ゆれども、猶甚思東無き心ちの爲れば、其一本を以て必ず然なりとは如何は定め得らる可き、此冊字は那美には遠き字なり、(庸彦云く、文明本學問所一本共に再を作る、再は那含切、音南、那美の假字に用ひられしにて、冊、又冊は誤字との説あり)然りとて古來書き來りて、諸本再を作る上は、此の字に新に那美の音を命させ御在し坐して用はせ給へりと見奉りて、何の難き事は有らむ、字は唯物を記す目標なる物にこそ有りけれ、敢て其字に泥むべきに非ざれば、予は古來用ひ來れる任にして、言義にだに障る事無くば、冊字を此に用ひさせ給へる音を、那美と心得て有らむとぞ思ふ、(同書に、「板本枳を冊に作る、蓋枳を略し、冊に作るを誤りて冊に作れるなり」

と云へり、今此を取りて云は、枳と冊と字形も似たりければ、偏も一つに成りて然誤れるなりとも云ふべけれども、此は云ふまじきことなり、記傳三卷に、「冊は佐久音なれば甚遠し、又再と作れども、佐伊音なれば、此も甚遠し、又冊を集韻に音誦と有れども、此も遠し、然れば右の字共に皆寫誤なり、或説に南字の誤ならむと云へり、音は然る事ながら、南字は用ひらるべくも思はれず、又冊字音南とあれば、此ならむとも所思ゆれども、猶史記の管蔡世家に周姬發の母兄弟十人の中に、冉季載と云ふ有るを、正義に冉、作丹音奴甘反、或作卍、音同と有れば、此冉字なるべし、史記は古より遍ねく見る書にて、殊に人名なるも由有れば取り用ひられたるなるべし、奴甘反なれば吳音那牟なるを、牟を美に轉じ用ひたる事、諸の例に同じ、是又例多き事なり」と云はれたるは然る説ながら、容易く古來書き來る事を改むべきに非ざれば、予は何方までも本の任に在らむとぞ思ふ)伊邪諸尊、伊邪冊尊の伊邪を、口訣に誘語とあり、那是那比の略なる事、記傳の説の如し、然るは八洲起元章に、陰神先唱曰、意哉遇可美少男焉云々、是行也、陽神先唱曰、意哉遇可美少女焉と有る唱字を、金澤本に伊邪那比氏と云ふ訓有り、然れば第一一書に、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛小男歟、然而同宮共往而生兒と見えたる此を唱和の御詞と、世に申すも伊邪那比の御詞と申す者なり、古事記にも、此事前後に在りて、故爾反降、更往廻其天之御柱一如先、於是伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁、後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁、如此言竟而御合生子と見えたる、此は二柱御祖神の御妹妹の御契の御在し坐し、初めて國を生み給ひ神を生み給ふ大禮の御時なる事、下に委しく註へるが如し、又此の第十一書にも、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦と有るは、殊に其相率はせ給へ

る意なむと所見たりける、若此く相共に誘なひ御在し坐して、妹妹二柱嫁繼給ひて、國の八十國、島の八十島を生み給ひ、又、八百萬神等を生み給ひて、大事已に畢へさせ給ひ、功既に至り徳も亦大に御在し坐して、皇祖天神より事依し奉らせ給へる大御命の幸を事成し給へりければ、主張たる御名と定らせ御在し坐すべき自然なる勢にし有りければ、上に註へるが如く、其始、湍土煮尊、沙土煮尊と申し奉れりしより、次々に負はせ給へりし御名共は隠れて、唯此伊弉諾尊、伊弉冊尊と申し奉る方にて、御事跡も何も傳はれるになむ有るべかりける、(又記傳の一説に「此は遷合せむと爲給ふ時に交みに伊邪那と誘なひ給へる御言を以て、即ち御名に負せ奉りしにて、那は汝にも有るべし」と云はれたるに、予も此初稿の時は甚く感けて、却りて其本説に、伊邪那比男君、伊邪那比女君と云はれたるを、然のみ心にも留めざりしこそ、今思へば悔の八千度甚劣なき事なりけれ、然るにても新居繁豊が得させたる金澤本なむ、實に皇神等の我心を開き給ふとして授け給へる御靈物なりける、今此過を書して鈴屋大人に謝奉る者なり)伊弉の例は、瑞珠盟約章第一一書、日神と素戔鳴尊と、相共に御誓の御事御在し坐しける井を、去來之眞名井と有る去來は、其正書に請與姉共誓と申させ給ひて、素戔鳴尊の御自誓ひ給ふとして、日神にも御誓の御事御在し坐すべき由を促がし奉らせ給へるに因る名なりける事、下に云へるが如し、又神武天皇御紀に、先遣使者徵見磯城云々、更遣頭八咫鳥召之時、鳥到其營而鳴之曰、天神子召汝怡非過怡非過(過音、倭)云々、次弟磯城宅而鳴之曰、天神子石汝怡非過伊弉過と有るは、萬葉十三(卅四丁)に、少子等率和出將見と有ると同じ事にて、去來其々と誘ふ義なり、神功皇后元年御紀に、則欲勸己衆因以高唱之と有りて、歌に、宇摩比等破、宇摩譬苦奴知野、伊徒姑播茂、伊徒姑

奴池、伊弉阿波那和禮波<sup>我</sup>又、忍熊王逃無所入、則喚五十狹茅宿禰と有りて、歌に、伊裝阿藝、伊佐智須區禰云々と見え、又應神天皇十三年御紀に、時搗大鷦鷯尊云々と有りて、大御歌に、伊裝阿藝と誦はせ給ひけるなど、何れも人を誘ふ義なるなり、其御紀に、時大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、と有るを思ふに、御名易のことを勧めさせ賜へる故に、去來幸別神と申すことにて、古事記に謂ゆる獻易名之幣と有ることに因れる御名なるべし、又其二年御紀に、去來眞稚皇子と申すあり、又履仲天皇御紀に、去來穗別天皇と大御名を書し奉りて、去來、此云伊弉と有る、二の去來も、誘引ふ義に出でたりけむ事申すも更なり、又開化天皇御紀に、率川、此云伊社箇波と有るは、地名なれば誘ふ意は無かんめれども、率字を伊邪と訓むから、其訓を借れる者なりけり、萬葉三(二十三丁)に、玉藻將斯率行見、又(四十丁)率兒等安倍而榜出牟、四(二十八丁)に、率此間行毛不去毛、又(四十丁)枕與吾者率二將宿、八(五十六丁)に、今夜之雪爾率所沾名、十(二十九丁)に、吾舟者率榜出など有り、(又去來の字を用ひたる例は、一卷十六丁に、吾妹子乎、去來見乃山乎、(二十六丁)に、去來子等、早日本邊、三卷(二十六丁)に、去來兒等、倭部早、六卷(二十二丁)に、去來兒等、香椎乃瀨爾、十九卷(三十一丁)に、此雪之消遣時爾、去來歸奈などあり、下に、去來之眞名井の下に引けるをも見合す可し、和訓栞に梵書に、今北地人相召、多云去來と見えたりと云へり、陶淵明か歸去來辭にも、去來を伊邪と訓み、源氏物語に、「伊邪かし」と有るは去來々々にて、人を誘ふ詞なり、又伊邪多麻閉と云ふ語の有るも、去來來給へと人を誘ふにて、何れなるも、伊邪は事を起すと、人を誘ふとの義を相兼ねたる者なり)又此伊邪より活きて、伊邪那布と云ふは、率並の義なり、續紀第十三詔に、衆人乎伊謝奈比率互仕奉



心波、禍息生善成、危變互全平卒等念互任奉間爾、第十九詔に、逆黨乎伊射奈比率而(中略)誂云久、此事伊佐西止伊射奈布爾依而、伊佐西止事者許而と有る、此伊佐西を、本に俱佐西と譌れるを、鈴屋大人の解に、伊佐西止なる可し、人を誘ふ詞なり、萬葉十四(二十三丁)に、安左乎良乎、遠家爾布須左爾、宇麻受登毛、安須伎西佐米也、伊射西乎騰許爾、と有る結句は、小床に早く入りて寐むと誘ふなり、中昔の詞にも、人を誘ふに伊邪佐西給へと云へる事有る是なり」と云れたる、實に然る言なり、又第三十一詔に、竊仁心乎通天、人乎伊佐奈比須々卒已止莫、第三十二詔に、諸能劣家卒人等乎毛教伊佐奈比進、常與利毛益須益須勤結理奉侍止之天奈毛、第三十三詔に、人仁毛伊佐奈方禮須人乎毛止毛奈方須之天、於乃毛於乃毛、貞仁能久淨伎心乎以天奉仕止詔、第四十五詔に、人乎伊射奈比、惡久穢心乎以天、逆爾在謀乎起臣等方、己我比伎婢企、是爾託彼爾依都々、など所見えたり、又萬葉三(五十八丁)に、物乃負能、八十伴男乎、召集聚率比賜比、九(二十三丁)に、鷲住筑波乃山之、裳羽服津乃其津乃上爾、率而未通女壯士之、往集加賀布耀歌爾、十七(四十五丁)に、麻須良乎能登母伊射奈比底、十八(二十丁)に、毛呂比登乎伊謝奈比多麻比、善事乎波自米多麻比と所見たる、何れも同じ事なり、若て其十(五十五丁)に、率爾今毛欲見、秋芽之四撻二將有、妹之光儀乎と有る、率爾を伊邪那美爾と訓めるは率並爾の意なり、堀河百首にも、伊邪那美に今も亦見む云々と詠めるに同じくして、那比を那美と云へるにて、此にて亦那比の意は知らる可きなり、(凡て某那比と云ふ語は此例にて、商那布は商並なり、朋那布は友並なり、皆此に同じく、比と美と通はし云へるなり、新選字鏡に、率又伎をも伊佐奈布と訓みて、勸於人也と註せり、又唱和の唱字、金澤本に伊邪那比氏と訓めるに、名義抄にも、唱字に

伊邪那波流とも伊邪那布とも云ふ訓見え、引唱を伊邪那布と訓み、又常に誘引をも倡引をも、伊邪那布と訓み、又佐曾布と訓める佐曾布は、進副の義にて、其義相等しく有るなど考へ合すべき者なり)故伊非諾尊、伊非冊尊と申し奉る、岐と美とは、上(二二二頁)に謂はゆる大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉る、道と邊と、又、大戸摩彦尊、大戸摩姫尊と稱し奉る彦と姫と同じ事にて、彼成り餘れる物と成り合はざる物との稱を以て、御名の下に添へ奉りて、男神女神を別ち奉れるなり、下なる沫蕩尊の岐も、此に同じ事なり、楮、然岐と美とを以て稱へ奉り別くる事は、古語拾遺に、高皇產靈神をしも、是皇親神留伎命と見え、神皇產靈神をしも是皇親神留彌命と有るも同例なり、且、氣比大神宮舊記に、氣比大神の七社御子と有る中に、天伊佐奈彦神社、天伊佐奈姫神社と所見たるも、即ち此大神に御在し坐すなるべき事をも思ひ合すべくなむ有りける、(其は神名式に、越前國敦賀郡氣比神社七座、並名神大と見えたる其御社は、保食神に御在し坐す事、下に註せるが如し、然るに、此二神の御社をも合せて、七社御子と申すは枝社の謂にて、御親子の御事には御在し坐さざるなり、仁明天皇承和七年御紀に、九月癸酉朔乙酉、奉授越前國從二位勳一等氣比大神之御子、無位天利劍神、天比女若御子神、天伊佐奈彦神、並從五位下と有る御子、即別社を申すなり、其社記の天伊佐奈姫神は、此の天比女若御子神にぞ當るべき)又、姓氏錄に謂ゆる伊佐布魂命と申し奉れる御名は、神名式に、陸奥國會津郡伊須美神社(名神大)と、此には二大神を合せて稱へ奉る御名に御在し坐せる事、下に註へるが如し、楮、伊佐布魂命と申し奉る御名の伊佐は率なり、布は生にて、粟生、豆生、芽生、麻生など云ふ生にて、物の出来る事を云ふなり、魂は例の如く産靈の義なり、又、伊須美神と申すも率產靈の略なるにて、此二大神はしも、

國土萬物を生み給ひて、世中に在らゆる神にも人にも御祖に渡らせ給へば、國土より成り出づる萬物はしも、上は高皇產靈尊、神皇產靈尊、中は此二柱御祖神、下は謂ゆる五元神を始として、各其神有りて此を成し給へば、此二柱御祖神に產靈の御名御在し坐す事、實に然有りぬべき理になむ有りける、下に云へる、五元神の所屬の御事に就きて考ふべき者なりかし、(但し其伊佐布魂命は、姓氏錄攝津國神別天神に、委文連角凝魂命男、伊佐布魂命之後也と見え、次に竹原同上と有り、次に額田部宿禰同神男、五十狹經魂命之後也と有る事なれども、此は大雷神、手力雄神、天日鷲神の神系を正して云ふ説にて、少縁の事に非ざれば、下に云へるを考へ合すべし、因に云ふ、姓氏錄に、神別を天神、天孫、地祇と三統に立てられたる、其天神と云ふは、多くは此二柱御祖神の御子孫なるに一所も其御名を出されずして、遂に遠き天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊三柱を始め奉り、次には角凝魂命、天底立命等に係けたるは、二柱御祖神より系を立つる事を憚り奉る子細有る事と所見たり、次に天孫と申すは、天照太神の御子より始めて神代の庶流を云ふなり、次に地祇と云ふは、素戔鳴尊以下の裔を云ひ、神武天皇以後の庶流を皇別と云ひて、其近きを尊と爲る事にて、皇別を先とし、天孫を中とし、天神を後に爲る法なり、若て其系を二柱御祖神、又天照太神などよりは引かずして、何れも其始に立つ神を以て祖と爲る事なるを、其伊佐布魂命と申すも、常に稱奉れるとは異なるから、別神と心得て、此御名を擧けたる者になむ有りける)故此二柱御祖神はしも、彼古國稚地稚之時と云ふ時より、天神の御命と、本より已に隱身にて御在し坐しけるを、其暹土煮尊、沙土煮尊と申し奉りける時より、今茲に至りて、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申し奉りて、顯身の神と成り定ませ御在し坐せるながらに、其地上の事には係列はせ

御在し坐さずして、國常立尊、豐斟淳尊二神はしも、常在に御體を顯はし給はざるを以て、凡ての御功用世に顯はれさせ給はずと雖も、實には顯幽の差有りて各相預らせ給ふ御事申すも更なり、上に已に委しく云へるが如く、國常立尊はしも、大地の公運を所知食す大神に渡らせ給ひて、開闢の初より已に一年二年の來經有り、豐國主尊はしも大地の私運を主どらせ御在し坐して、一日一夜の往き代はる事、亦其時より出來初めたりけむ事申すも更なり、又其國底立尊と申し奉る方の御功用に依りて、久方の空行く月は大地に屬き、五星は大地と共に天日に從ひて巡り初たりければ、形の如く天先成りて地後に定まりし者なりけり、師の天朝無窮曆第二章に、「大地の日に從ひて漂在ひ旋るに定まれる道有り、其は一年に日を一周しつゝ、一度は昇り一度は降る、是は大地の大運なるが、其昇り降りする間に、又三百六十餘の小運有りて、日に向ふ域は晝を成し日に背ける域は夜を成す、此は伊弉那岐伊弉那美二柱大神、其天皇祖三神の御言依しに因りて、彼天之御柱國之御柱と衝き立て固め給ひし靈威に因れる事なり」と云はれたる、實に然る言にて、此天地の公運私運はしも、別に右に云へる如き神の御在し坐して、然物爲させ給ふ事にては有れども、各々獨神成り坐して隱身に御在し坐しけるから、此二柱御祖神の御事迹とのみ思ゆるが如くなるは、彼顯幽の差有るが故なりかし、(但し月の巡り初めたりし事を、其第八章に、大國主大神の時に、月夜見國始めて大地より斷れ離れて空に見はれ、大地の旋るに従ひつゝ運る事始まり、是よりして、大地より此を望めば、日と月と互に晝と夜とを持ち別けて、旋る如く見ゆる事とは成にたり」と云はれき、予が心には、日も月も天地の初より出來初めて有りけるを、日神月神は後に其國に入らせさせ給ふ事と見るが故に、此月と黄泉との説は、師と大に相乖ける事本よりの事なり、然

れども、師は然る天壤と無窮き年月の來經を測量て、神代の日至も、今推して知るべく委しく物爲られしかば、其曆策の如きは、予飽くまで信じて、其説に従ふ事なり、然れば月の初めて旋り出でたる甲子歲甲戌を上に乗せて、二柱御祖神の御代の中に置かば、師説にも違はざるべくや、曆の事はしも、甚々止む事なく太じき事なれば、予が説の若悪くば、此を棄つべく、若當りたらむと思はゞ、師説に合せて、其月の旋り初たる年紀を推し究め、其より起して合朔の曆を立て、師の無窮曆の無窮ならむ事を、天下に事謀る人あらば、吾が靈合へる人とこそ好ばしかる可かんめれ、然公運私運の有る此大地の上にて、暹土煮尊、沙土煮尊はしも、彼謂ゆる一物と共に成り出でさせ御在し坐しける大神に坐すを、其始の間の浮膏より、漸く暹の如く成り初めたりける此時こそと、天神諸の御命を戴き持たして、其賜はせたる天瓊戈を以て、其暹土を煮凝らして沙土と成し給ふ、此に於て礮敷盧島なむ成り出でたりければ、其天瓊戈を衝き立て、天柱と化堅給ひ、國中の天柱と爲て、國鎮と太敷立てさせ給ひてぞ有りける、此に於て國土初めて見はるゝ運なり、此に繼ぎて角織尊、活織尊と稱へ奉りて、其成り出でむ國土の上にて、草木此に芽むべく、活物此に生き出づべく、大に土中に神氣を孕み初めてなむ有りけらし、次に大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉りて、八尋殿を化作させ給ひて、初めて住ませさせ御在し坐すに至りては、其隱身に御在し坐しけるも、稍顯身の人の状に見はれさせ給へるに依りて、此に彦姫の稱あり、若して、面足尊、惶根尊と稱奉れるが如く、御面の足はし御在し坐すから、威儀此に於て具はらせ給へるなり、又國土の面は、地上に足り整ひ、國柱は地下に凝り固まりて、神も國も相共に全く具はれりしかば、已に共爲夫婦爲させ給ふべき御時に至りて、相共に率なひ給ひて、國を生み神を生給ひて、今見る

如く、此國土萬物を成し給へるが故に、然申して、此二柱御祖神の無上き、御功を以て、負ひ給へる御名になむ有りける、故此より後には、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申し奉るより外に、御名の御在し坐さるは、此に因れるものなり、又此に依りて、其暹土煮尊、沙土煮尊と申し奉れるより以來、次々に稱へ奉れる御名は隠れて、別神の如く傳はれるから、五代十神とは別れたるにこそ有りけれ、實は唯此の伊弉諾尊、伊弉冊尊、二神のみぞ御在しける者、此の五代十神の御名の御事を、記傳に「次第に配り當て負せ奉りし者なり」と云はれたりけるこそ、味氣無き事なりけれ、凡そ物有りて名なき事なく、名有りて物非ざる事無き事、古より然り、誰かは然る推し當の事をば成すべき、又説に「國土も神も、其神の生み坐し、時の形狀の、各々其御名の如くなりしには非ず、必しも其時の形狀には拘はらず、唯大凡を以て、次第に御名に配當たるのみなり、然れば此御名々々を以て、各々其時の形狀とは、當ては見るべからず、此を能く辨へずは疑ひ有り」と云れたるは、大人の言とも思えざる粗説と云ふ者なり、彼景行天皇の、大倭國者以、行事、負、名國也と宣へる大御言を引きて、傳二(一三二頁)に云へるが如く、事實の説は傳ふる方に取りて、互に少かの相違もなき事能はざるを、其行事を以て御名に負はせる事はしも、誰が目にも、其と著明き御所爲以て、御身自らも然御名乗り爲させ給ひ、他よりも其趣を以て稱へ奉る事なるが故に、赤きは何れよりも赤く、黒きは誰が見るも黒しと云ふより外なき、此即ち正實の名と云ふ物にし有りければ、此御名を以て其御事をば明らめ奉るべきを、其をしも其時の形狀と當て見るべからずば、何を據としてかは伺ひ知り奉らむ、然れば此は初めて此皇大御學を起されたりける時の事なりければ、未委しくも得られざりけるからに、各々其御名共の義はしも、二柱御祖神の事迹に合せて、

其以前の事には中々に合はざりければ、其の疑有るが爲に、然云はれたるにて、其然疑はしく見えたりけるこそ、却りて上件の御名共はしも、此大神の幼くより、次々に負ひ坐せる故なりけりとは、見ゆる事なりけれ、偕、古事記序に、然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖と有りて、上の三神と此二柱とのみを擧げて、餘事を云はざるは故有る事なり、其は彼天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の三神より、直に此伊弉諾、伊弉冊二神に承くる所以ある事にて、彼可美葦牙彥舅尊、天常立尊は天神に坐して、天を造り立て給ふ神には坐せども、正身は隱身に御在し坐し、國常立尊、豐斟淳尊は、國と俱に生ひ坐せる神には坐せども、公運私運の事を所知看て、其御功用國土の全體に亘る事にて、本より隱身の御所爲に渡らせ給へれば、何方までも國土の始は、唯此二柱御祖神のみぞ御在し坐しける、故古事記に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也と見え、此八洲起元章第一一書にも、天神謂伊弉諾尊、伊弉冊尊云々と有りて、彼參神より、直に御事依しの御事こそは御在し坐しけれ、故西蕃の古説にも師の赤縣大古傳に徴されたるが如く、右の參神は、上皇大一、元始天王、大元聖母と申して、儒家に謂ゆる大一氏、盤古氏是なり、二靈は天皇氏、地皇氏是なり、人皇氏は其子に當りて、素戔鳴尊是なる由、三五本國考に説き註されたるが如し、(其引れたる三五曆記に、盤古氏夫妻陰陽之始、陶鑄造化之主、天地萬物之祖也、盤古氏之後、乃有三皇、此天地人之始也と有りて、彼には可美葦牙彥舅尊、天常立尊に當り、國常立尊、豐斟淳尊に當る神無くして、盤古氏より直に三皇に亘るは、此にても參神と二靈と相續くに同じ、然るにても我古傳には、右等の隱身なる神の御在し坐して、幽に天地を相造らせ給へる古説の如此傳はれ

るこそ、實に貴く辱なき御事には有けれ、又師の訂正せられたる春秋命曆序に、天地初立云々、有三天皇氏、十二頭號曰天靈、云々、地皇亦十二頭、號曰地靈云々、人皇九頭云々、出谷口、一日曰陽谷、分九河、依山川土地之勢、裁度爲九州、謂之九圍、各居其一、因是而區別と有りて、彼に天靈地靈と云へるが、我が二靈に當る事、驚くに堪へたりと云ふべし、又彼には素戔鳴尊の御事はしも、人皇氏と云ひて然傳はれども、天照太神の傳無きは、此を昊天上帝と申して、三皇の外に置きたる者なり、又御鎮座傳記に、一記曰、伊弉諾、伊弉冊尊と有る下に、古語曰、伊舍那天伊舍那天妃と云へるは、兩部習合者の所爲なる事本よりなるが、類聚神祇本源などにも此名を以て二柱御祖神に當てたる所々此彼有れば、五六百年以前よりの説なりと雖も、當らざるには非ざるべし、又師の印度藏志に引れたる十二天錢軌に、伊邪那天、舊云摩醯首羅、唐云自在天、此天歡時、諸天亦歡喜、威光倍增、安穩而住、此天曠時、魔衆皆現、國土荒亂とも、伊邪那天、與諸魔衆、俱來入此檀、同時受供とも有り、大毘盧舍那經住心品に、黑天天に、梵言嚕捺羅と有るを、因明論に、嚕捺羅是摩醯首羅之化身也、亦名伊邪那、是欲界頂伊舍那也と有りしが面白くて、今抄出でたるなり、又新井君美が西洋雜記に、大我より聞きたる印度佛法説に、昔伊曾良と云ふ有り、天よりして高山の頂に降る、伊曾羅即ち國人に教を施し、人々を安樂得道せしめて、而後に天に昇り去る云々と書せるは、正しく右の伊舍那天にて、我二柱御祖神の跋馭盧島に天降坐し、事と、伊弉諾尊の登天報命の事とを傳へたりし訛説なり、又其天地開闢説に、太古の世に、造物主已に天地を造有して、後に人の始祖男女二人を造りて、此を樂界の地に置く、其男を阿陀牟と云ひ、女を延婆と云ふ、一云、造物主天地を造成して、後に魂を憵成して、此

二人の形を造り、萬民の始祖と成す云々と云へるも、此の訛傳なり、猶斯る類の説共、各萬國に傳へたるらむが多かりぬべし、然は有れども我が神典の古傳を天柱國柱と底津石根に太敷立て動く事なきに至りて、我が古傳に合ふ物を正とし眞とし、我が古説に乖ける者を邪とし偽と爲る撰ひ方有りて、我師の如き神眼を具へたる大偉人に非ずば、猶々なる人の出来べき事に非れば、中々なる物損ひを成さむよりは、唯我が神傳の古説を守りて有りなむこそ、過無かるべき事なりけれ、頃者京江戸に神典窮理と云ひて、俗士共を驚かす妄説の起りけるなむ、心痛き事なりける。

一書曰。此二神。青檀城根尊之子也。

口訣に、二神者、伊弉諾尊、伊弉册尊也、子也者、云レ次義と有るが如く、其生み坐せるには非ずと雖も、其世次を以て、此には子とは云へるなり、男女適合して御子を生み坐せるは二柱御祖神に始りて、此より後の事にし有りければ、信に口訣の説謂れたり、楮、此青檀城根尊と申し奉れるは、右の正書に所見たるが如く惶根尊の御名なり、然るを舊事紀には、六代耦生天神、青檀城根尊、(亦云沫蕩尊、亦云面足尊、) 妹吾屋檣城根尊、(亦云惶根尊、亦云蚊鴈姫尊)と書せるは、此に亦曰青檀城根尊、亦曰吾屋檣城尊と並び出でたるを、御妹妹に御在し坐す如く心得違へたる僻事なり、右の如くば、男神と女神とに、唯、青の袁と吾屋の屋と一言のみの差別にして、更に男女の義を見る所なきは、古傳に闇きからの推當なり、又沫蕩尊を亦名と爲るは、次の第八一書に、沫蕩尊、生伊弉諾尊と云ふり附會たりし事と見え、又、面足尊を亦名と爲るは、此に、此二神青檀城根尊之子也と有るを以て、此を面足尊なら

むと思ひ寄りたる所爲にて、其巧み甚拙く見ゆめぞかし、古に引る正書の事に就て、口訣に、以面足之名、二神共體有面背之義、以惶根之名、二神備陽根陰根之義也云々、亦曰者以一名爲二神名也と云ふ事も、舊事紀より延きたる誤なり、此大戸之道尊、大戸之邊尊、伊弉諾尊、伊弉册尊の如きは一名を以て、二神の御名と爲る事には有れども、道と邊とを以て分ち、岐と美とを以て稱へ別けて、各二神別々の御名と成すなり、阿袁と阿夜とは音の轉れるのみ、何ぞ二神を稱へ奉り別けたる例には引かる可き、(且、蚊鴈姫尊と申すは何に出でたる御名なるにか、如何に思ひても思得られず、若是妄なる神名ならずは、外より混れたるなるべし)

一書曰。國常立尊。生天鏡尊。天鏡尊。生天萬尊。天萬尊。生沫蕩尊。沫蕩尊。生伊弉諾尊。沫蕩。此云阿和那伎。

此は甚く異なる傳説に在りけり、然異なるからには、又殊なる事もや有らむと、年頃思ひ渡りつれども、未だ考へ得ずてなむ有けるを、猶思慮の智なむ至らざりけらし、別なる意も得ずて有りけるに、如此異なる傳説には、尋常の言を以て當るべからず、甚く殊なる言を以てこそ、其異なる所を説くべかりけれと、今試に説を成すべきなり、然れば此は神世七代と云ふ中に、正書を始めて一書共の御世繼の狀とは、等しからざるべくして、此は彼造化の首を成し給ふ三神の御靈に資りて、天中に一物の成り出たる其物より別れ昇りて、天先成り、其天より神靈の天降り御在し坐して、地後に定まりて國土の成り始まれる次第に合せて、神の御名を列ね擧げたる者なれば、如此く傳ふるも亦一の

傳にて、事實に合せ心得れば、更に異なる所なむ非りける、斯れば神の成り坐せる傳は云ふ迄もなく、別天神五御代、次には此神世七御代の如しと雖も、天地の始めて立ち定まる次序を心得む事、何れか此傳には勝れりける、私記に問、一書、國常立尊生天鏡尊、天鏡尊生天萬尊云々、既全云生、其意如何、答、是後代之見代々相嗣而、假謂之生、未必事實也と云へる如く、代々相嗣く謂には、本より非ざる事なるが、其味なむ此中に在る事なりける、(但し此事、古より明らかならざりけると所見て、説き得たりと所思きは、一として非ず、口訣に、生者、神爲此理、所謂神者鏡也、天鏡、天萬、沫蕩者、國常立尊之明理、伊弉諾尊之明事、明事即明理、明理即明事也との如き空理を説きて、事實を誤れるを本として、然る類の妄説のみにして、説き得たるはなく、又は唯に此を僻説なるが如く説き成せるなどは、本より妄なり)故其國常立尊生天鏡尊と有る、此天鏡尊と申し奉れるは、寶鏡開始章第一一書に所見たる石凝姥命を、神宮の書共に天鏡命と有るは、鏡作神の謂にて、此とは別なる事、下に云へるが如し、此に鏡と有るは、炫火、又炫日の謂にて、彼葦芽の如くして萌え騰れる物に因りて成出させ給へりし、可美葦芽彦舅尊の亦御名になむ御在し坐しける、然るに、古事記に依るに、其神はしも別天神と申して、國常立尊よりは已に二御代以前に成り出でさせ御在し坐しける神に渡らせ給へるを、國常立尊の生み坐せるとしては違へるに似たりと雖も、然らず、已に第二一書に、天地初判、一物在於虚中、狀貌難言、其中自有化生之神、號國常立尊と有るが如く、天中に一物を生むと云ふに、可美葦芽彦舅尊は、已く係る事にては有れども、然成り出でたる上は、一物の全體、即ち國常立尊に凡て係る事申すも更なり、然して第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生物、狀

如葦芽之抽出也、因此有化生之神、號可美葦芽彦舅尊と見え、古事記にも、次國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉之時、如葦芽因萌騰之物而成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神と見えたる、是一物の、國より、葦芽の如くして萌騰れる傳説なり、此に於て、國常立尊生天鏡尊と云ふ事實は、飽まで備はれりと云ふべし、然して、其萌え騰れる物は、師の云れたるが如く、燃えつゝ萌え、明りつゝ騰れる由なる事、此物即ち天日と成りて、宇宙を照すを以て灼然かり、炫火、又炫日と云ふ言の本なむ此に在るべき事なりける、又其國稚地稚と云へるは、壘土煮尊、沙土煮尊の御名の起る所以なり、故第五一書には、其中生一物、如葦芽之初生壘中也と有り、已にも云へる如く、此は伊弉諾、伊弉冊二神の幼き御名なるが、國常立尊と共に一物に就て成り出させ御在し坐しけるも灼く、此萌え騰りて成れる天をしも、天照太神の所知食す御事と成れる、將此國土を母として、天日は生れたる事を思は、此二、共に疑はしき節は無らむ者なるぞかし、(國常立尊はしも、正しく此國土と俱に生れ坐せる神なり、然るに其御子に天鏡命と、天を以て稱へ奉る事を怪しがりて、人皆此一書の傳を物とも爲ざる事なれども、斯る事をだに知り得たらむには、皆がら天地の始の狀なむ、目に見る如く明かなるべき事なるを、然ても可惜しき事なりかし、又已にも云へるが如く、天照太神はしも、伊弉諾、伊弉冊二神の御子に御在し坐せば、國土をこそ所知食すへき御事なるに、高天原をしも事依し授奉らせ給へるを、人皆怪しがらざるは、不審しき事なり、其事と此の國常立尊生天鏡尊とは、大に疑ひて大に開くべき所なるを、其迄は推究めずて、疑ふべき所を疑はず、疑ふまじき所を疑ふなむ、心を師と爲る尋常の人の習ひなる)故又、其天鏡尊生天萬尊と云ふは其天鏡尊はしも、彼葦芽の如く萌え騰れる物を以て、天常

立尊と共に天日の御國を立てさせ御在し坐しけるを、其天日を天の最中に定め給ひ、天の最上に日之少宮を立てさせ給ひ、其を本として、天底を百結びに結び、八十結びに結び給ひて、天壁立極みを具ひ成し給へるにて、國土にて面足尊と稱へ奉る神の御在し坐すと異なる事なき御名に渡らせ給ふ事次に説けるが如し、然し其神は誰にか御在し坐さむ、天常立尊に御在し坐す事申すも更なる者なりかし、(故國常立尊の生れ坐せると云ふには非ざれども、可美葦牙彦舅尊の其葦牙の如くなりし物を引き上らせ給へるは、其子の運に當り、又其物に因りて天の處を立させ給へるは、又其子の運なり)若て又天萬尊生沫蕩尊と云ふ事はしも、古事記に、速秋津日子、速秋津比賣二神、因河海持別而生神名、沫那藝神、次沫那美神と有ると同名にして異神なり、記傳五(三十九丁)に、「沫は字の如く、那藝は水上の和たる意、那美は水上の騒ぐを云ふなり」と説かれたりければ、此と其と同意か別義かと、此を正し見るに、其とは大に異なる所有る者になむ有りける、沫蕩此云阿和那伎と云へる阿和は、八洲起元章に、是獲滄溟と云へる、其物の事にして、師説の如く、此大地の全くを云ふ稱なる事、次に云へるが如し、那伎は成君の義なりければ、此に對へて、女神に字は如何書けるにか、阿和那美と申す御名も御在し坐すらむ事、推して考ふべき者なり、然るを、天萬尊、若し天常立尊ならむには、何故に此沫蕩尊を生み給へるぞと云ふに、此は大に故有る事なりけり、然るは、彼一物より葦牙の如き物の上り去りて、残り留まれる此國土はしも、猶水月なす浮漂ひてなむ有けるを、漸々に國土と成り定まるに至れるは、全く彼沫の凝り固れるに依れるが、其沫は何より成るぞと云ふに、天日の光に蒸されて水の沸くに依りて出来る者にし有りければ、天先成りて地後に定まるなむ、此事に依るべき事なりける、故生沫蕩尊と云ひて、其實は濕土煮尊

沙土煮尊以下の御名の如く、伊弉諾尊、伊弉冊尊二神の早き時の御名なるが、此傳にては已に一世として、沫蕩尊、生伊弉諾尊とは云へるにこそ有りけり、(其も亦、何に依りて然言ふぞと云ふに、右にも引けりし舊事紀に、青樞城根尊と書して、細書に亦云沫蕩尊、亦云面足尊と有る青樞城根尊は、惶根尊に渡らせ給へれば、其と此とを混一に爲るは、誤なる事本より論を待たず、然れども沫蕩尊、面足尊を相並べたるぞ捨て難き心ちする)○天鏡尊は、火之炫毘古神の例に准へて、天之と訓み奉るべし、楮、此鏡は借字なり、彼葦牙の如く萌え騰れりし由に依りて炫火の義なり、此物に依りて即ち天日の御國は立てりければ、炫日の義にて火と日と相同じ、正書に、天と成れる物のことを、其清陽者薄塵而爲天と有るが如く、浮膏の如くなる物の中より生ひ出たりと雖も、其實は清く澄み明らかかりし物にて、其下に精妙之合搏易と有りて、云知らず麗美しく微妙なりし物と通れば、然成定まれる上にて、遠く此を瞻望奉れば、實に明麗しき事、眞澄鏡の如くなむ有りければ、彼鏡は炫所見なると同じ義を以て、諾しも天鏡尊とは大御名に負せ給へりける、楮、加賀美の加賀は明々の言の切まれるなるべし、古事記に、火神の亦名謂火之炫毘古神、亦名謂火之迦具土神(加具二字以音)と有る、炫と迦具と共に火の光耀を云ふなり、天孫降臨章に、瑩火光神、又神名に、星神香々背男有り、其香々も炫なる事右に同じ、其第一一書に、猿田彦神の事を、口尻明耀眼如三咫鏡、而絶然似赤酸醬也と見え、人名には、古事記日代宮段に、訶具漏比賣、又柴垣宮段の甲斐郎女を、御紀に香火姫皇女とあり、安閑天皇元年御紀の香々有媛、又作物語ながら竹取の香具耶姫などは、身より光を放てる由を以て號けたるなど、何れも香々又香具は炫の義なる者なり、猶其火之炫毘古神に就きて、記傳五(五十四丁)に、「靈異

記に、炫を加々也計利と訓み、字書にも耀光也とも、火光也とも、明也とも註せり」と云はれ、猶出雲神賀詞に、夜波如<sup>ニ</sup>火<sup>カ</sup>登<sup>ニ</sup>光<sup>カ</sup>神<sup>カ</sup>在<sup>リ</sup>利、又其國の風土記に、楯縫郡加賀郷(中略)御祖神魂命御子支佐加比々賣命、閻<sup>ヤ</sup>岩<sup>イ</sup>屋<sup>ウ</sup>哉<sup>ヤ</sup>詔<sup>ヒ</sup>、金<sup>カ</sup>弓<sup>キ</sup>以<sup>テ</sup>射<sup>ス</sup>、時光<sup>テリカ</sup>加<sup>ガ</sup>々<sup>ガ</sup>明<sup>メ</sup>也、故云<sup>ニ</sup>加<sup>カ</sup>々<sup>ガ</sup>と見え、又倭姫命世記に、有<sup>リ</sup>靈<sup>リ</sup>物<sup>ト</sup>照<sup>ル</sup>耀<sup>ト</sup>如<sup>ニ</sup>日<sup>ニ</sup>月<sup>ト</sup>奈<sup>リ</sup>利<sup>ト</sup>と云ひ、遊仙窟に、熠耀を加賀夜久と訓み、又怕明にも、羞明にも、麻婆山伎、又、加賀婆由志と云ふ訓有る、何れも、加賀は火に在れ、日に在れ、其光華の韻ひ出づるを云ふ言と通えたり、偕、鏡の美を日と云ふ事は、舊事紀に、天八百日尊と有りて、細書に獨化天神第四世之神也と有る、獨化とは、古事記に謂ゆる獨神成坐と云ふ事なるが、上の三世は、天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の三神を以て、次には可美葦牙彥舅尊は、實に四世に御在し坐せば、此に當れるを、又天地開闢の次第を以て云ふ時は、國常立尊の、此一物有りて其より萌え騰れる故に國常立尊、生<sup>ム</sup>天<sup>メ</sup>鏡<sup>カミ</sup>尊<sup>ノ</sup>と有るが如くにして別なるが如くなれども、共に合せ見るべき事にて、實には同じき事、其事を説きて曉るべき者なり、偕、其八百日と云ふは上(一七八頁)に註へるが如く、星の事なり、彼角凝魂命とも申し奉りて、八百綱千綱打ち延へて、天壁立給へりし御功用に合せ思ふべき者なりかし、(如此く云ふ時は、天日も列宿も緯星も、皆彼一物にて、此國常立尊の國土より生り出でたと云ふに成れれば、此大地の小を以て、右等の大を成さむ事を如何と思ふべきなれども、天地の初に天中に成り出でたる彼一物を除きて何物かは有る、若此の外に物有りとならば、一物とは傳へらるまじき者なるをや、三大考にも此を譬へて、「近くは人身の成れる始にても知るべし、父母の交合の時に滴たる物は微なれども、月を経て兒の形と成るに非ずや、又人も鳥獸蟲魚なども、生れ出でたる時は猶小さけれども漸に大きに成る、其中に

も殊に蛇などは、生れたる程は尋常の小蟲なるが、年久しく經て大蛇と成るに至りては、殊の外に大なる形ならずや、又草木も同じ事にて、生ひ初めたる二葉の時は甚小さけれども、年を経ては雲居を凌ぐ大木と成る者なり」と譬へ云へるが如く、彼景行天皇十八年御紀に、到<sup>リ</sup>筑<sup>ツ</sup>紫<sup>シ</sup>後<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>木<sup>ト</sup>、居<sup>ル</sup>高<sup>ク</sup>田<sup>ノ</sup>行<sup>ク</sup>宮<sup>ニ</sup>時<sup>ニ</sup>、有<sup>リ</sup>儼<sup>ニ</sup>樹<sup>ト</sup>長<sup>ク</sup>九<sup>百</sup>七<sup>十</sup>丈<sup>焉</sup>、踏<sup>ミ</sup>其<sup>ノ</sup>樹<sup>ニ</sup>而<sup>シ</sup>往<sup>ル</sup>來<sup>ス</sup>云<sup>フ</sup>、有<sup>リ</sup>一<sup>ノ</sup>老<sup>夫</sup>曰<sup>ク</sup>、是<sup>レ</sup>樹<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>歷<sup>ニ</sup>木<sup>ト</sup>也、嘗<sup>シ</sup>未<sup>ダ</sup>儼<sup>ニ</sup>之<sup>先</sup>、當<sup>リ</sup>朝<sup>ニ</sup>日<sup>ノ</sup>暉<sup>ニ</sup>則<sup>チ</sup>隱<sup>ニ</sup>杵<sup>ノ</sup>島<sup>山</sup>、當<sup>リ</sup>夕<sup>ニ</sup>日<sup>ノ</sup>暉<sup>ニ</sup>覆<sup>ニ</sup>阿<sup>ノ</sup>蘇<sup>山</sup>也と云へるは老夫に聞きて知る程の事なりければ、其御世よりは遙に以前の事なるべきに、朽ち残る所當時九百七十丈と聞ゆれば、共に半倍を加へて、凡そ千四百五丈程の立木なりしなるべし、此を間數に直して二千五百間許、今の里數に積りて一里餘の大木なりと雖も、其實生の時は、僅に長四五分には足らざる殼を割りて出でたるにて、其實に倍る事幾百千萬倍とも知られざる程の事なり、又其大木に生れる實に、實を殖る穰がむには、天下の大なるも植え盡すべき程の事ならずや、今此に譬に取れるは、其實生の實は謂ゆる一物なり、大木は天日なり、枝葉は列星なり、寄生は緯星なり、根株は大地なり、又其枝葉に成れる實落ちて又別に生ひ出づるも有るべし、恆天の星辰凡て是なり、此僅なる實より、杵島、阿蘇の高山を覆ひ隠せるを以て、彼造化三神の御靈に依て、天中に成り出でたりし一物、即根と成りて、天象地儀如<sup>レ</sup>此<sup>ク</sup>に成れるものを、何の疑をか容るべからむ) ○天萬尊は天之と讀み奉る可し、即ち是天を具<sup>ヒ</sup>成<sup>シ</sup>給<sup>ヘ</sup>る意の御名なる者なり、萬は數名なるも、百千に寄り合ひて具成れる稱なる事、已に本傳一之卷に云へるが如く、此も其同言なるにて寄<sup>ル</sup>、宜<sup>シ</sup>又<sup>ハ</sup>歡<sup>ム</sup>など、又善惡の善も、共に同意なるなり、其は萬葉一(七丁)に、山常庭村山有等、取與呂布天乃香具山云々と見えたる取與呂布は、足具<sup>ヘ</sup>る義にて、不足事なく形容を備へたるを云ひて、其(二十三



丁) 耳爲之青背山者云々、宜名倍神佐備立有、三(二十二丁)に、宜奈倍吾背乃君之、負來爾之此勢能山乎、妹者不喚、六(三十二丁)に、神佐備而見者貴久、宜名倍見者清之と有る、宜名倍も宜並と云ふ事にて、與呂布と與呂志と同じ、又同卷(四十三丁)に、山並之宜國跡、川次之立合郷跡とも有りて、一には宜と云ひ、一には立合と云へる、立合ふは物の具ふ義なるをも照し見るべし、又御贖儀の荒世和世の御服を、江次第にも、色葉字類抄にも、豆々志余呂比御服と見え、執政所抄宮咩祭文に、綿布津々志與呂比爾と有るは、縫ひ調へず綴る意を以て云ふ稱なるべし、戎衣を具足と書きて與呂比と訓むも、悉く備りたるを云ひ、裝束を與會比と云ふも右に同じく、此は宜字を與呂志とも與志とも訓み、又因をも依をも與流とも與志とも訓むと同義なるにて、善惡の善も物の成り整ひ備はれるを云ふにて、其言異なるには非ずかし、與呂豆の都は、謂ゆる天津神、國津神などの津にて、津は予が常に説ける如く、處字の義にて天萬尊と申し奉りて、天之萬處尊と申す義と通えたるに、右の天鏡尊の下に引ける、舊事紀の天八百日尊の次なる天八十萬魂尊と有りて、細書に獨化天神第五世之神也と云へるは、天常立尊に合へば、正しく其同神に御在し坐す御事は知らるめり、偕、其萬と云ひ、八十萬と云へる、天の處は、謂ゆる天壁立つ極に在る恆星ならずは、何をば差し稱へつべき、又此萬に具足の義有り、裝束の義有り、正書に、天先成而地後定と云ふ事の、此天常立尊に係れる事思ひ合すべき者なり、(然れば此天鏡尊生天萬尊と有るにて、彼葦牙の如く萌え騰れる物より、天の成り定まれる時までを兼ねたる御名になむ御在し坐ける、因に云ふ、神名式に、越前國敦賀郡、天八百萬比咩神社と有るは、本より別神なれども、此例を以て推すに、天八百萬魂尊と申すべき御名の狀なり、然れば八百萬神を八十萬神と換へつる

頃などに改めたりけむも知るべからず) ○沫蕩尊、下に沫蕩、此云阿和那伎と有りて、伎は男神の稱なる事、已に上に註へるが如し、然れば此に對して、女神に沫那美尊と申し奉る御名御在し坐すべき御事、申すも更なり、然るは、此は沫成君と申し奉る意なるを、何を以て天萬尊の此神をば生ませせ御在し坐しけるぞならば、彼浮膏より壘土と成り、沙土と成り、國土と成れる其始は、水より沫と成りて、然てなむ壘土と成り沙土と成りて國土と成れる物なるが故に、八洲起元章には、彼一物の全體を滄海と云へり、師説に、滄海とは即ち彼一物の事にて、此國土を總べて云へる古言なり」と云はれたるは然る事なり、然るは其葦牙の如くして萌え騰れりし程は、大地も未だ凝るべき所には至らずして、或は游魚の水上に浮べるが如く、又は海上なる浮雲の根係る所なきが如くして漂在りけむを、天先此に已に成れりければ、其天日に從ひて大地の回布出で來、又其に就きては晝夜の動みなども出で來て、天日の光輝を等しく受けて、其氣大地に融通れるが故に、壘土沙土を分つ事に至れりければ、沫は其本に在るが故に、然る御名は御在し坐しけむと所思しければ、實に此の所即ち天常立尊生沫蕩尊と云ふ御事迹にして、始は此大地より判れて天と成るより、又天より生じて此大地の定まる謂れなむ妙に奇しき事なりける、(然れば此の神名の次第はしも、天地開闢の狀を云ひ教へさせ給はむとして、各其神の成り坐る御事よりは、其御事迹の次序を並べて、其御功用の趣を傳へさせ給へる者にして、神代の遠きも今此に見るが如く、神功の大なるも眼前なるが如く傳へさせ給へる者にして、實に奇異なりける御事共なり) 斯れば、滄海とは沫生之原と云ふ事なるにや有るべからむ、其は八洲起元章に是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰破馭廬島と有るが如く、此島を根とし本と爲させ御在し坐して、

大八洲國を生給ひ、然後に即ち對馬島壹岐島及處々小島、皆是潮沫凝成者也、亦曰水沫凝而成也と有る、及字は、大より小に及ほす義なれども、外國の始は、予が謂ゆる蛭兒淡州と云へる、即ち此の處々小島小島是にて、其起はしも甚だ少やかなる物なりければ、大八洲國の大に對へ云へる者なりけり、此意を説きて、記傳五(二二八丁)に、「處々小島と有るは必しも小島のみには限るべからず、大八島の外なるを、皆凡て如此は云へるなれば、其中には大なるも有るぞかし、然れば皇國に屬ける島々のみならず、諸の外國をも大なる小きを云はず、皆此中と爲べきなり」と云れたるは、實に見抜かれたる説にて、彼潮沫水沫より後に、漸次に凝り成れる外國共はしも、此大八洲國に比ぶれば、幾千萬か廣かるらむも知るべからざるを、皆が然る沫より成り出でたりと云ふを以て、滄海は沫を生みて國を成す處なるを知るべき者になむ有りける、委しくは下に云へる説共をなむ合せ考ふべき者なり、(今も浮石などの海上に凝るを見るに、始は潮水の日氣に沸きて泡沫の漂在ふなるが、何時となく固まりて石と成り、又川水に浮べる沫も然有り、自然の泡沫すら如此し、況して國を立てさせ御在し坐す神の御上に於ては、如何なる事をも成し出させ給ふべき者なり、此に就て思ひ出でたるは、上にも引ける天經或問に、新語曰、大虛之中、元氣摩盪、蒸爲三重膜白霧、陰滋陽長、吹息不<sub>レ</sub>息、遂豁然內空、有<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>浮漚、日月星辰從<sub>レ</sub>此麗矣、故造<sub>レ</sub>天元起<sub>レ</sub>于微氣、于<sub>レ</sub>空漚中<sub>レ</sub>陽氣噴薄燥、爲<sub>レ</sub>野馬塵埃、日飛露聚旋轉凝<sub>レ</sub>中、遂坏然內實有<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>彈丸、大地山川從<sub>レ</sub>茲始矣、故地原起<sub>レ</sub>于微塵と見えたる、空漚則ち沫の事なるが、此物天氣を得て、凝りて野馬塵埃となり、其より大地山川の出來れると云ふ事は、次に引る竹生島縁起にも、凝<sub>レ</sub>水沫<sub>レ</sub>而爲<sub>レ</sub>磬積<sub>レ</sub>風塵<sub>レ</sub>而爲<sub>レ</sub>島とある古傳にも思合す可く、實に能くも云ひ得たり、又斯る事を思は

れたりけるにや、五十音義訣にも、「阿和は實には青の義にて、古語に大空の壁立極をは、青雲能靄極と云ひ、大地の廣き狀を青海原潮之八百重と云へるごとく、青色即ち天地の初より、その麗稚き氣の薰り満ちたる沫なればなり」と云はれたるも、打ち合ひて思ゆる事なり)又上、面足尊の下に引ける生島神詞に、生國足國登御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左志奉と見えたる、鹽沫能留極は、下なる狹國者廣久と云ふに對へる語にて、右の御紀に、處々小島皆是潮沫凝成者也、亦曰水沫凝而成也と有るに合へる文なるにて、其初は、處々小島と云ひける程の事なるを、漸々に潮沫水沫の凝り成りて、外蕃諸國は、神代を過ぎて後に、今も成り居る事なれば、寔に狹國は廣くと云ふべき狀になむ有りける、本草和名に、鹵鹹(陶景註云、是煎<sub>レ</sub>鹽釜<sub>レ</sub>下凝滓也)和名、阿和之保と有るも、鹽釜より流れ下りて凝り固まられる滓を阿和と云ふなり、此等を合せて滄海は沫生之原なる事を知るべく、國土の基は、又其潮沫水沫に因れる事をなむ知るべかりける、文安元年宗像縁起に、「第一神は、海淡を集めて島を築き、居を遠海の奥に示し給ふは、末世に至る迄異國を降伏し給ふべき由、御誓有りて彼島に留り給ふ」と有るは、即ち瑞珠盟約章第二一書に謂ゆる、遠瀛の事なるが、是潮沫の凝りて島と成れるなり、又竹生島縁起に、爰淺井姬命與<sub>レ</sub>氣吹雄命<sub>レ</sub>競<sub>レ</sub>勢爭<sub>レ</sub>力、更去<sub>レ</sub>北邊<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>坐海中、其下<sub>レ</sub>海音云都々布々、故云都布夫島、即件神凝<sub>レ</sub>水沫<sub>レ</sub>而爲<sub>レ</sub>磬、積<sub>レ</sub>風塵<sub>レ</sub>而成<sub>レ</sub>島と有る、是水沫の凝りて島と成れるなり、此等も同じく神代の事ながらに、伊弉諾尊、伊弉冊尊よりは遙に後の事なれども、猶斯る事共多在り、今も海外なる泥海の中に、新地を此彼見出づる由云へるは、本より有りける島を始めて見知れるも有るべ

く、又更に潮沫水沫の凝り寄りて島嶼の形を作せるも有るべく、共に生島足島神と申す御在し坐して、二柱御祖神に  
繼ぎて、國の八十國島の八十島を巡り作り御在し坐す事、此には寶劍出現章第六、一書の傳に云ふべく、已に祝詞講義  
に委しく説き註せるを合せ讀みて曉るべき者になむ有りける、抑も此大地は、上に註へるが如く、面足尊にて、國  
の面定り、惶根尊にて、國の根底固まれるを、凡ては、水と土との二つのみなむ有りけるを、其土石は益重くして  
内に凝り、鹽水は土石より輕きが故に、土石を包みて外に凝れるが、其土石の水より上に顯はるゝ處は國土たり、  
少しく顯はるゝ處は島嶼と云ひ、其高きは山なり、低きは海なり、故大地は一面の海なるを以て、古書に滄海と云へ  
り、潮沫水沫より國土の生り出でたる所以、此に在る事なり、然れば此沫蕩尊と申し奉るは、國土の始を所知食す御  
名にて、此沫より國土は生り出でたる者なるが故に、此に沫蕩尊生伊弉諾尊と云ひて、實に謂れ有る事になむ有り  
ける、然れども其沫蕩尊と申すは別神に御在し坐さず、正しく其同神に渡らせ給ふ事申すも更なり、(故其潮沫の凝  
りて成れる外國の中にては、赤縣州最古かり、師の赤縣太古傳三皇紀に、人皇氏九頭、九男相像、其身九章、故曰九  
皇云々、出谷口分九河、依山川土地之勢、裁度爲九州、謂之九國、因是而區別各居其一、故曰居方氏、人  
皇乃居中州、以制八輔、此名州之始也と有るは、洛書靈准聽と、春秋命歷序、又世史類編等に在る、人皇氏の事  
實を集めて文を成されたる者なるが、其説に、人皇氏は我が須佐之男命に坐せり、御父伊弉那岐命の勅に、青海原潮  
之八百重を所知看せと事依し給へる是なり、九頭九男は、大九州を裁度せむが爲に、九男子に分身し給へるを云ふ、  
出谷口は、扶桑域内なる暘谷の地より出で給へる由なり、分山河依山川土地之勢、裁度爲九州と云は、國土の

初は潮に土砂の混淆して、謂ゆる泥海と云ふ趣なりしを、天皇氏の天柱五岳を立て給ひしより、締め堅まり漸々に山  
川海陸の形成れりしを、人皇氏の裁度して九國に區別し九州と爲し給へる由なり、偕、其九州は赤縣域内なる禹貢の  
九州を云へるに非ず、謂ゆる大九州の事にして、此國土の全くを云ふなり、其は河圖括地象に、崑崙之墟下洞含、古  
赤縣之州是爲中、則東南神州曰晨土、正南迎州曰沃土、西南戎州曰滔土、正西弁州曰拜土、正中冀州曰中土、  
西北柱州曰肥土、正北玄州曰成土、東北咸州曰隱土、正東揚州曰申土と有る是なり、其詳なる事は、本書に就て  
見るべし、餘りに説き得て妙なるが故に、今抄出たるなり、右の如く人皇氏の九州に裁度し給へども、外蕃諸國の成  
り定れるは、其よりは遙に後れたる事にて、其一二を云は、赤縣州にて三皇五帝と聞ゆるは、師の三五本國考に註  
されたるが如く、我が皇神等の彼に出興せ給へるなれば、皇國に亞ぎては古かりぬべく、又、韓鄉之島は寶劍出現章  
第四、一書に、素戔鳴尊の御事有りて、古く其に次ぎては印度なるべし、梵天子と云ふが天墜して、教法の師たる由  
云へる、其は少彥名命に御在し坐せる事實に師の云はれたるが如し、若て洋西の總本國とも云へる、是流麻爾阿と云  
へる國の王の生れたるは、我が垂仁天皇三十年辛酉に當れるを、此王に始めて國は開けたりし故に、其初年を紀元と  
して、今に一千八百餘年と云ひて、西洋諸國に其年紀を用ふと云ふも、凡ての始に互れはなぬめり、僅に今より一千  
八百餘年にして、初て蠢化の民の出來れるを以て、其餘の國々は、其より後に開け、今も新紅毛など云ふが出來れる  
を以ても、次々に潮沫水沫の海原に凝りて國形を成し居る事を知るべく、又此を以ても神代の古傳説の萬世の後に至  
りて、若此く信驗有るを以て驚くべく且恐るべきを知るべし)

凡八神矣。乾坤之道相參而化。所以成此男女。自國常立尊。迄伊  
非諾尊伊非冊尊。是謂神世七代者矣。

凡八神矣は、右の壘土煮尊、沙土煮尊より、次々伊非諾尊、伊非冊尊に至る迄の數にて、口訣に謂ゆる、此を四代八神段と云へる是れなり、古事記には、次雙十神各合三神云一代也と有りて、五代十神なる是正説なりと雖も、上(二九九頁)に云へるが如く、御紀には、上の二柱を國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊と出で、其亦名を別神として、凡三神矣と有るより推れて、此に角織尊活織尊の二神を除かれ、終に四代八神とは爲られたりけれども、猶收り難くや有りけむ、第九一書には、大戸之道尊、大戸之邊尊を削去て、其二神を被加たり、斯れば四代八神と云事は、古事記よりは後にして、御紀に始れる事なりけり、(口訣に、角織、活織、大戸之道、大苦邊別名道邊之古語乎と云へるは、苦しけなる説なり、道邊は男女根の稱なる事、上に註へるが如し、何ぞ其と一には成すべき)○乾坤之道相參而化、所以成此男女と云は、上に凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男と有るに對へ書されたる者にして、上なるは古事記に、國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と云ふ古傳なるに、此は三神として易の文を引き付けて如く此く物爲られたりけむ事、傳一(八四頁)に註へるが如く、古事記に某神次妹某神と並べ書され其獨神に對へて、此を雙神と註され、此にも第九一書に、男女耦生之神云々と有る、是は古傳の任なるに、然文を成されたる者にして、古義には合はざる者なり、古事記は、古語の任に上二柱獨神各云一代、次雙十神各合三神云一代也と有り

て、甚々目易くなむ有りける、(又上なる三神の御事に乾通と云ふ事も、本より誤なり、其は易の乾の篆傳に、乾道變化各正性名、保合大和乃利貞、萬國咸寧と云ふ文より取られたるなるべけれども、然には非ず、産靈の御靈に資りて生り坐る御事を知られざるなむ遺憾き)乾坤之道は、右に謂ゆる易の乾道坤道の事なり、天地に乾坤の字を用ひたる例は、古事記序に、然乾坤初分、參神爲造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖と有る、此は全くの漢文なれば、今云ふ限に非ずと雖も、此始に古天地未剖、陰陽不分と有りて、天地と陰陽とを並べたる所に當れり、神功皇后御紀なる、新羅王が畏まりの所に、從今以後、長與乾坤、伏爲飼部云々と有るを、古事記には自今以後隨天皇命、而爲御馬廿云々、共與天地無退仕奉とあり、又萬葉十(三十二丁)に、乾坤之初時從、十三(十九丁)に、乾坤の神乎禱而など、此等は天地に乾坤の字を用ひたる例なり、但し右の乾地は乾坤の坤を地に誤れるなり、偕、此乾坤之道と云へるは、易繫辭に、天地絪縕、萬物化醇、男女構精、萬物化生、乾道成男、坤道成女、乾知大始、坤作成物と有る、此天地は乾天坤地を云ひ、男女は其天陽地陰を云ふなり、其を取りて此に乾坤之道相參而化とは書されたりし者なり、若く此くば、上の三神の御時は、唯純陽の氣のみ行はれたる故に、純男と化生し、此にては天地絪縕はりたるが故に、男女と化生りと云ふ事には有可けれども、其三神の成り出でさせ給へるも、四代八神の成り出でさせ御在し坐しけるも、彼高皇産靈尊、神皇産靈尊の産靈に資すば、如何でかは生り出でさせ給ふべき、然れば上に獨神成坐と云ふも、實に獨神にて物を成さしめ給はむ所なる故に、一柱づゝ出し給ひ、此に男女耦生之神と有るも、雙神に依して事成さしめ給ふが故に、如く此く男女相並べて出し給へるにこそは有りけれ、如何でかは易などの如

き、人智を以て巧み作れる道理を以て推し當つる事を得む、(然れば、此は男女二柱の皇産靈神相結ばして、此男女の神等を成し給ふ事に心得て有るべき者なり、故此乾坤之道相參而化と云ふ事を、如何に思ひ混ひてや有りけむ、口訣に、壘土煮、沙土煮、大戸之道、大苦邊者、以<sub>三</sub>天理顯<sub>三</sub>地事、共具<sub>三</sub>事理<sub>三</sub>神也、面足、惶根、伊弉諾、伊弉册者、共男神具<sub>三</sub>陰陽、女神具<sub>三</sub>陰陽<sub>三</sub>也と云へるなどは、笑ふに堪へたる事なりかし)○是謂<sub>三</sub>神世七代<sub>三</sub>は、記傳三(四十八丁)に、「神代とは古今集序に云へる人代と別けて云ふ稱なり、其は甚上代の人、凡て神なりし故に然云へり、偕何時までの人は神にて、何時より以來の人は神ならずと云ふ判然なる差はなき故に、萬葉の歌などにも、唯古を廣く神代と云へり、然れども事を分けて云ふ時は、鶉葺草葺不合尊までを神代とし、白檮原朝より以來を人代とす、信に此朝の御時より、世中の形勢新なりしかば、然も云ふべき者なり、書紀に、此までの二卷を神代上下と標され、姓氏録にも、此までの御子孫を神代とし、神武天皇より以來のを皇別と爲たり、然るを此に伊邪那岐神、伊邪那美神までを神世と云へるは、後五代の神代に云へりし稱の遺れるなり、其は人代と成りて後に、鶉葺草葺不合尊の御時までを神代と申す如くに、五代の神代の時には、又此七代を神世と申せりしなり」と有るにて、實に然なむ有りける、偕、神代と云ふに、六の次第も有る事なれども、押し並て云ふ時は、皇御孫尊の御天降より以前は神世にて、其より以後は皇代と云ふ者になむ有りける、其は天孫降臨章第二一書に、大己貴神報曰云々、吾所<sub>レ</sub>治顯露事者皇孫當<sub>レ</sub>治、吾將<sub>レ</sub>退治<sub>三</sub>幽事<sub>三</sub>とある幽事を、其上には神事とあり、其顯露事を、出雲神賀詞には現事顯事と出でたるに、其舊訓又名義抄に、現事を阿良比登基登、顯事を阿邪良米基登と訓めるは、現人事、鮮所見事と云ふ事にて、是なむ神と人と相交代

れる始なりけらし、(舒明天皇元年御紀に、大王先朝鐘愛、幽顯屬心とある幽顯を、迦微母比登母とありて、神亦人亦の義なるは、唯神と人との事を云ふにて、右の時を指すに非ざる可けれども、幽事顯露事を係て云る事、右に同じ)然るは、萬葉六(四十六丁)長歌に、八千桢之神之御世自云々と詠みて、其反歌にも神世自云々と云ひ十(三十五丁)にも、八千戈神自<sub>三</sub>御世<sub>三</sub>云々と詠み、十八(二十五丁)には、於保奈牟知、須久奈比古奈野神代欲里、伊比都藝家良之と有るなどは、何れも幽顯の未だ分れざりし程は、神代とは云へるなり、偕、其天神御子の天降り御在し坐して、初國所知看す御世頃は皇代にて、謂ゆる人代是なる事、右に引ける幽事と神事と、又現事と顯事とを並べ見て曉るべき者なり、其證は文武天皇御紀詔に、高天原爾事始而、遠天皇祖御世中今至麻豆爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國將知次止云々、元明天皇御紀詔に、遠皇祖御世乎始而、天皇御世々々、天豆日嗣高御座爾坐而云々、又詔に、高天原與利天降坐志天皇御世乎始而、中今爾至麻豆爾、天皇御世々々、天豆日嗣高御座爾坐而云々、聖武天皇御紀詔に、高天原由天降坐之天皇御世始而云々、孝謙天皇御紀詔に、高天原由天降坐之天皇御世乎始天、中今爾至麻豆爾、天皇御世々々、天日嗣高御座爾坐而云々、又詔に、高天原神積坐、皇親神魯伎神魯美命以、吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御世々々聞看來云々、又詔に、高天原神積坐、皇親神魯岐神魯美命、吾孫知食國天下止、事依奉乃任爾、遠天皇御世始而、天皇御世々々聞看來云々など所<sub>レ</sub>見たる、此等は例に依りて宣へる事にて、當時然る御心御在し坐して、今宣り給ふ事なれども、甚々上代より語り續き言ひ續き來る任に、此を宣へるなれば、神代に對へて、天皇御世と云ふ語の遠くより有り來れる事をなむ、知る可かりける者なりける、萬

葉十八(二十丁)に、葦原能美豆保國乎、安麻久太利之良志賣之家流、須賣呂伎能神乃美許等能、御代可佐禰天乃日嗣等、之良志久流伎美能御代々々、之伎麻世流(二十(五十丁)に、比左可多能安麻能刀比良伎、多可知保乃多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能可未能御代欲利など有りて、神の御代と云ふ事は、本よりの事なりと雖も、此は神は其言に従ひて申せるにて、實には須賣呂伎能御代と申す義なり、斯れば、其御天降より以後は同じく神代なる者から、皇代と云ふべき者になむ有りける、(然れば神代に對へては、人代と云ふよりは皇代と申し奉ら將欲しき御事になむ有りける、後に出來たる書ながら、皇代紀、又は皇年代記など云ふ稱は、實に當れる言になむ有りける、神代、人代と對へ云へる事は、古今集眞名序始なるべし、神世七代、時質人淳、情欲無分、倭歌未作云々、爰及人代、此風大起と有る是なり、其を貫之主の假字序には、道速振る神代には、歌の文字も定まらず淳朴にして、言の意分難かりけらし、人の代と成りて、素戔鳴尊よりぞ、三十餘一字は詠めりける」と譯し云はれたりけれども、其は唯神代と云ふに對へて、人の代とは云はれたるにて、素戔鳴尊を人代に當てたるなど如何なる事ながら、記傳にも云はれたるが如く、神世七代と云へるは、後の五代の神代に云へりし言の遺れるなり」と云ふ狀にて、上を神世七代と云ふから、此を人代と云へるなり(めり)儲、神代と云ふに、其段落六等なるべしと云へるは、一には別天神の御代を申すなり、其別天神と申す中にも、此第四一書に高天原所生神名天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊と所見たる其を括りて、古事記には此三柱神者獨神成坐而隱身也とあり、此は彼一物を天中に産み成し給へりし間の御事にし有りければ、實には無始とも云ひて、測り奉り知る可からざる遠き神世にし有りければ、次なる七御代の神代よりは、又神世とも謂ひつべき時なる

ものなり、二には此に謂ゆる神世七代と云へる是なり、但し七代と云ふ中にも、彼別天神の中なる可美葦牙彥舅尊、天常立尊二柱と、此の國常立尊、豐斟淳尊二神と、天地の初判の神にて、同じく彼一物より成り出させ御在し坐せるなれば、其前後は有るべからず、次に五代十神の末なる伊弉諾伊弉冊尊はしも、國を生み神を生み竟へさせ御在し坐して、女神は下津國を所知むと宣り給ひて、入り御在し坐して、男神は登天報命して、日之少宮に留宅らせ在し坐して、此にて二神の御功業の終にし有りければ、實に此時までを神世七代とは終めらる可き事なりけり、三には天照太神の神世と云ふ事あり、萬葉十八(三十三丁)に、安麻泥良須可未能神代欲里、夜洲能河波奈加爾敵太豆々云々と有るは、日神の高天原を所知食し初めさせ御在し坐し、間より、天地共に立ち定まれる事は、四神出生章に、是時天地相去未遠、故以天柱二擧於天上也と有る是にて、是より天地相去る事愈遠く成れる事を知るべき文なり、然れば此に於て世中の形勢の一變れる所なる故に、右の如く天照太神の御代とは申し奉る御事と所見たり、然れども是等の世はしも、父死にて子立ち、子没れて孫更ると云ふ、人世の定めを以ては當つべからざる事にて此を取り總べて云ふ時は、此世の中はしも、世の始より御在し坐す天御中主尊の御世の内にして、窮りなき御事なるが、其中に神代もあり人代もある事なれども、大きく括り云ふ時には、唯其一御世なる者なり、其中にて神世七代と云ふ事どもあれば、次に五代と云ふ事も、世を経る中に有りける事にこそ有けれ、其高皇產靈尊、神皇產靈尊はしも、今も産靈の御業を成し給ひ、可美葦牙彥舅尊、天常立尊は、我等が戴く天を有たせ給ひ、國常立尊、豐斟淳尊は、我等が乘れる大地を大運小運せしめて、年月日時寒暑晝夜を整へ給ひ、伊弉諾尊、伊弉冊尊は別處を建てさせ御在し坐しつゝも、天より

牽き地より牽きて、人類萬物を世の中に生き活かしめ給ひ、天照太神月夜見尊は、眼前に仰ぎ見奉る日神月神に御在し坐すなど、我々が知らず、唯古よりして自然にして、如此有る物と思ふ事は、悉くに皇神等の御所爲になむ有りければ、人代と云ふは唯我々が上のみ云ふ事にて、世の際限は並て神世と云ふ者にして、我が天皇の御世になむありける、(然れば、別天神に在れ神世七代にあれ、天地と共に成り坐して、天地と共に極なき神等に御在し坐せば、其成り出でさせ在し坐しける其御時を指して、御代と申さむより外に如何にとも號け奉る可からざる事なりと知るべし、然れば周禮註に、父死子立曰世と云ひ、説文に、代更也など有る字義を思は、大なる僻事をぞ引き出づべき事也ける、偕、上なる神世七代を、紹運錄に天神七代と云ひ、地神五代と云ひて、天照太神より葺不合尊までを、地神五代と云ふ事は、甚々當らざる事也、按ふに、其は舊事紀に、此七代の神等を俱生天神、又は稱生天神など標して、已上七代天神伊弉諾、伊弉册二尊並八代天神並天降之神也と有るを取りて、設けたる後人の杜撰なり、又天照太神、忍穗耳尊を地神五代と云ふ事は、本より當らざるが上に、其初めて天降坐しし、瓊々杵尊より以後をも、天神御子と稱へ奉るに非ずや、甚漫りなる事共になむ)四には、其御時に、素戔鳴尊者、可<sub>レ</sub>以治<sub>レ</sub>天下也と有けるが如く、此天下はしも、其大神の所知食す御世也、此大神の御子に大國主神御在し坐せりければ、國作の神業を事依し給ひて、其より根國底國に入らせ御在し坐して、其より月國に移ろはせ御在し坐して、夜之食國をなむ所知看し初めさせ給へりける、萬葉九(四丁)に、久方乃天照月者、神代爾加出反等、六年者經爾乍と詠めるは、其懷舊の由には非ざれ共、神代に出<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>と云ふは、其巡り初めたる本の始を云ふ也、此より大己貴命、少彥名命はしも、國土を經營せ給へる其

程も久しく有ければ、右に引ける萬葉十八(二十五丁)に、於保奈牟知須久奈比古那野、神代欲里伊比都藝家良之と云へる是なり、若て其少彥名命は、常世國に渡り御在し坐しよかば、大國主命のみぞ、此國をば主領き給ひける、古語拾遺に、昔在神代大地主神營<sub>レ</sub>田之時と有るは、其御代を指せるなり、故に六(四十六丁)に、八千杵之神之御世自、十(三十五丁)に、八千杵神自御世と有るは、其御代に係けて云へる古語なり、又其外にも幽顯未だ定らざりし當昔を神代と云へるは、一(十丁)三山御歌に、神代從如此爾有良之、古昔母然爾有許會、虛蟬毛孺乎相格良思吉と有るは、播磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞<sub>レ</sub>大和國畝火香山耳梨三山相聞、此欲<sub>レ</sub>諫止<sub>レ</sub>上來之とある、阿菩大神は何れの神とも未だ得考へ定めざれども、國神の部なる事云ふも更なり、此に神代に對て現身と詠ませ給へるは、幽顯相分れて後の事に合せたる者なり、五(三十一丁)に、神代欲理云傳介良久云々と云ひて、下に、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るも、右と同じ格なり、(此を以て見るに、一には現身もと詠ませ給ひ一には今世の人もと詠へるは後世ならば、人代とも云ふべき状なる所なれども、然云はざるは、神代に對て人代と云ふ事は、未だ世に非ざりけらし)五には、幽顯相分れて、天神御子の天降らせ給へるは、即ち皇代にて謂ゆる人代の始なりと雖も、猶三御代の間を神代とは申しける事にて、萬葉十三(三丁)に、葦原笑水穗之國丹、手向爲跡天降座兼、五百萬千萬神之神代從、云續來在と有るは更なり、右にも引ける十八(二十丁)に、安麻久太利之良志賣之家流、須賣呂伎能神乃美許等能、御代可佐禰、二十(五十丁)に、多可知保乃多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能可未能御代欲利など有る是なり、此三御代を経て、神倭天皇始めて中洲に入らせ給ひ、畝傍、橿原宮に初國所知食し頃より、世の状も何も甚く改易れりしかば、其高

千穗宮の御時を神代と云ひ習はしたりし者と見ゆ、故、御紀にも神代上下として、其三御代にて終められ、古事記も此を上卷に收められて、其序に天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前爲上卷と云はれ、姓氏錄序に、天神地祇之曹謂之神別、天皇皇子之派謂之皇別、と有りて其定め右の例共に同じく、又、古語拾遺に、凡奉造神殿者、皆須依神代之職とも、又、擊自神代、中臣齋部供奉神事と有るなどは、其御天降以來の事を指して神代と云へるにて、皆同じ例なり、又萬四(十二丁)に、神代從生繼來者、人多國爾波滿而と詠ませ給へるも、其天降らせ御在し坐しける現人神の御代を指し給へりと見ゆ、(右に引ける五卷の神代欲理云傳介良久云々、今世能人母許等期等、目前爾見在知在、人佐播爾滿豆播阿禮等母と詠めるは、右の大御歌より出たる者なり)六には、神武天皇以下は、古くより人皇と申し奉りて、實に人代の初には有れども、御世々々の天皇は、直に天神御子として現人神に御在し坐す故に、後よりは神代と申し奉る事常なりと見えて、萬葉六(四十二丁)悲寧樂故京郷作歌に、八隅知之吾大王、高敷爲日本國者、皇祖乃神之御代自、敷坐流國爾之有者、阿禮將座御子之嗣繼、天下所知座跡、八百萬千年矣兼而、定家牟平城京師者云々と詠めるは、一(十六丁)過近江荒都時歌に、玉手次畝火之山乃、樞原乃日知之御世從、(或云自宮)阿禮座師神乃盡、樛木乃彌繼嗣爾、天下所知食之乎(或云食來)天爾滿倭乎置而、青丹吉平山乎越、(或云虛見倭乎置、青丹吉平山越而)何方御念食可(或云所念計米可)天雜夷者雖有、石走淡海國、樂浪乃大津宮爾、天下所知食兼(下略)と有ると同じ事にて、此は近江に都を遷されたるを歎き、彼は山背國久邇に新京を移されたるを悲しめるにて、共に神武天皇より以降、大和國に大宮所敷き給ひ來れる故實に、違はせ給へるを悼めるなれば、右に、皇祖乃

神之御代自と有るは、神武天皇を指し奉れる事、相照らし應せて曉るべし、十八(二十七丁)橋歌に、可氣麻久母安夜爾加之古思、皇神祖能可見能大御世爾、田道間守常世爾和多利、夜保許毛知麻爲豆許之登吉、時支久能香久乃菓子乎、可之古久母能許之多麻敵禮と有る、可見能大御世と有るは、垂仁天皇を申し奉る事云ふも更なり、又三(三十八丁)に明神之貴山乃、儕立乃見果石山跡、神代從人之言嗣、國見爲、六(三十二丁)に、自神代芳野宮爾、蟻通高所知者、山河乎吉三と有るなどの神代は、唯上代を指して神代とは云へり、其當代を指して神代と稱へ奉れるは、一(十九丁)に、疊青垣山、山神乃奉御調等、春部者花挿頭持、秋立者黃葉頭刺理、遊副川之神母、大御食爾仕奉等、上瀬爾小綱刺渡、山川母依氏奉流、神乃御代鴨と詠める是にて、其反歌に、山川毛因而奉流神長柄云々とも有るが如く、山川の神もよりて仕へ奉ると云ふより、神の御代と云ひ成したる如くなれども、然のみに非ず、天皇はしも天神御子に御在し坐せば、現御神とも現人神とも遠津神とも申し奉る御事なるが故に、其御形は人體にて御在し坐せども、正身は大御神に渡らせ給へるが故に、神乃御代とは如此く稱へ奉れるにて、實には其三(十二丁)に、皇者神二四座者、天雲之雷之上爾廬爲流鴨、十九(四十一丁)に、大王者神爾之座者、水鳥乃須太久水沼麻乎、皇都常成都と詠み奉れる程の、大御稜威なむ御在し坐して、甚可畏御事にしありければ、當今をも、直に神代と稱へ奉らむ事は正に然有りぬべき御事になむ有りける、然れば神代と云ふにも、凡そ如此く六許の次第ある事なり、(右にも引ける九卷四丁に、久方乃天照月者、神代爾加出反等、六年者經爾年、又十二丁に、山代乃久世乃驚坂、自神代春者張乍、秋者散來などには、年歴の循環る事に係けて云へるなれば、過ぎ去りし世のみを神代と云へるには非ず、其の神代なる中にて、世の推し



移る事を云へる如くにも聞ゆめり、右に云へるが如く、葦不合尊以上を神代とし、神武天皇以下を人代と云ふ事にては有れども、神代を已に過ぎ去りて、全く人代と相易れりと思はむは俗意なるべし、然分れたる上にては、幽なる方は今も神代と云ふ者なり顯なる方は本より現世にし有れば人代なる事今云ふ限に非ず、然れば神世の中に在る人代と云者にして、人代と云ふ此方に此方限り人どちの名目はあるにこそ有りけれ、其實は神世の中の人代とも云ひつべき状なるぞかし。○七代は、私記に、國常立、國狹槌、豐斟淳、並是男神也、謂之三代、次男女耦生之神有八神矣、是則通計男女二柱、合爲一代、是謂四代、都合爲七代とあるこれなり、古事記の趣は然らず、上件自國之常立神、以下伊邪那美神以前、并稱神世七代、(上二柱獨神各云一代、次雙十神各合三神云一代也)と有りて、神世七代と云ふ稱こそは異らざりけれ、上に註せるが如く、これには上を三神とし、下を四代八神と傳はれるを、かの記には、上を二柱とし、下を五代十神と傳へたと、この神世七代の内にして然る相違の出來れるなるが、實には此の國狹槌尊はしも國常立尊の亦御名に御在し坐せば、其下に亦曰と擧られて、世代の中には除き奉り、上を國常立尊、次豐斟淳尊と列ね奉り、下の四代八神に角織尊、活織尊の二柱を加へて、五代十神と成し奉り、總て神世七代十二神に御在し坐さずては正理に叶はざるを、御紀には正しく遺されたりし者なりけり、其より以前に出來れる古事記には、已に正しく然あるを、何より延きて誤られたるにかと云ふに、全く國狹槌尊の置き所の違へるに出でたる事にて、其所を凡三神矣と爲るより押されて、下を四代八神には約められたれども、猶定め難させ給へるも灼熱く、第九一書は、此四代八神の異説なるを以てぞ曉るべき事なりける、如此くなる時は、上より云に、先天御中主尊にて

數の一此に起り、高皇產靈尊、神皇產靈尊にて二と成る、是陰陽にて氣の始の神なり、可美葦牙彥舅尊、天常立尊は天の神にて數の五立ちて、宇宙の象數此に因りて極まる、國常立尊、豐斟淳尊は地の神なり、七の數上より起り下より成る、是大地の定まる所なり、次は湊土煮尊、沙土煮尊以下五代十神は、唯伊弉諾尊、伊弉冊尊一世のみなり、上より八數にて、其生れ坐るに大八洲國、又八百萬神ある所以なり、次に天照太神にて其數九なり、上天の主宰と御在し坐して事極まり、其御子天忍穗耳尊にて、天壤と無窮き天津日繼定らせ御在し坐して、此十數にて悉く定る事、實に奇しく妙に渡らせ給ふ御事なり、若て上なる別天神と神世七代とを合せても十二なり、神世七代も上の獨神二柱、下の雙神十柱にて合せて十二なり、十二月十二方位の立つ所此にあり、又別天神を約むれば、三世神世七代も合せて二世にて、五の數となり、又湊土煮尊、沙土煮尊以下にて、五代なり十神なり、天地の象數を盡して宴に奇異しく妙なる事共なり、此に數理を馮むには非ざれども、如此くは古事記の方なむ甚勝りたりける、(數は天地の信を知るべき者にして、鬼神と雖も遁る事能はざる者なり、上にも云へる如く、天御中主尊は師説に謂ゆる太一にて、易の太極禮の太一是なり、老子に、道生一、一生二、二生三、三生萬物と有る、是高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱にて、陰陽の神たり、次に一物を生み坐して天地の神此より成り坐せる、二生三三生萬物と云へる是なり、別天神を合せて五柱神なり、子華子に、天地之大數莫過乎五、莫中乎五、五居中宮、以制萬品、冲氣之主也、中之所以起也、中之所以止也、龜筮之所以靈也、神響之所以豐融也、通乎此則條達而無礙者矣、と云ひ、又五居中宮、數之所由生、一縱一橫數之所由成也と有るなど、神しき迄に合へる事共なり、七數の事は鎮火祭詞に、夜七夜晝七日

云々と云ふ事有り、易にも天行七日見天心と云ひて、一回の義なり、俗に醫療などの事に、七日を限りて一回と云ふは、此に起りたるべし、九は素問三部九候論に、天地之至數、始於一終於九焉と云へる、此は、三五曆記に、數起於一立於三、成於五盛於七處於九と云へる是にて、物の極に至り、十の一に復る事なり、天照太神は其九に處て、天御中主尊の一に應ひて、高天原を所知看す理此に合へり、又此の五代十神の五は右に云へるが如く、十は素問陰陽離合論に、陰陽者數之可十、推之可百、數之可千、推之可萬、萬之大不可勝數、然其要一也と有るに合へり、此等は唯に理の合へるのみならず、數に止むべからざる所以有りて、必ず正に然往かあしては得ざる事共なり、但し此等は推當の如くなる可けれども、數と云物は天の大一より起りて、實に神隨に分れて百千萬と成り其末又本の大一に復るより外無き物になむ有りければ、天地の神理此に因りて生れ、又天地の神理此物に含りて、實に奇しく妙なる者にし有りければ、異國の事なりとも、其理を合せて心得む事なむ、有ら將欲しくぞ我は思えたる

一書曰 男女耦生之神 先有渥土煮尊 沙土煮尊 次有角織尊

活織尊 次有面足尊 惶根尊 次有伊非諾尊 伊非冊尊

此は正書なりける四代八神の一傳なり、此中大戸之道尊、大戸之邊尊の一御代を脱されたるなむ甚可惜しきを、此に角織尊、活織尊二柱の御名の御在し坐せるこそ、實に神の恩賜には有りけれ、此彼相合すれば五代十神にて、古事記なると相異ならず見ゆるなむ、然すがに斯文の亡びざるにて、天下の喜び萬世の幸ひ何れか此には勝るべき、上に

も云へる如く、紀記共に合ひて神世七代と云ふ中に、此には上を凡三神矣と爲られたるから、止む事を得ず然しも成れれども、斯る傳迄をも廢かし給はざるなむ、選者の公正なる所と深く感け奉らるゝ事なりける、(荷田御風説に、「此文錯亂なり、上なる一書共の下に相並べし」と云へるは、古に、正書は大字にて有るも一書は凡て小字なりしかば正書の大字より次の正書に直に續く如く見えて、其界分れざる故に、態と此に挟まれたるにこそ有らめと思ゆれば、取られざる説なりけり) ○男女耦生之神は、賣衰多具比成坐流神と訓むべし、此は上に乾道獨化所以成此純男と有るは、其第四一書に、天地初判始有俱生之神と有るを、漢文狀に書ける者にして、天地の初に成れる一物と俱に生れ坐して、其一物の神に御在し坐す義なれば、此には獨生り坐せる神の御在し坐さる意にて、古事記の此二柱神亦獨神成坐而隱身也と有ると、然しも異ならざる者なり、若て此に男女耦生之神と見えたるも然り、右に乾坤之道相參而化、所以成此男女と有るも、またこの文を漢文に作られたりし者なること、上に註へるが如し、(如此く古傳にはなき事ながら、撰者の地より書れたるには、永ぶるの漢文にて、如何にとも爲べからざる者なむ多在るを、然れども又事の廣きが故に、斯る美たき事共も許多有るぞかし) 耦生は、古事記なる此五代十神の所々に、某神次妹某神と見えたる、是男女耦生坐せるを云ふなり、私記に、耦生謂男女共相耦生也、非謂夫婦耦合而生息也と云へる如く、伊非諾尊、伊非冊尊と申し奉る頃ほひに至るまで、未だ遷合の御事御在し坐すと雖も、妹妹二柱と相嫁繼坐すべき神の相變生れ坐したればこそは、古事記にも某神次妹某神と有り、此には男女耦生之神とは傳へられたる者なりけれ、又口訣にも、耦生如同、耦二相也と云ひ、纂疏にも男女並生曰耦、陽神對陰神而生、故曰耦也と

註されたるなどにて、何れも言の意聞えたり、此並生曰耦の御説は、古事記、神世七代の細書に、上二柱獨神各云一代、次雙十神、各合三神云一代とある雙の言に同じ、然れば耦生は雙生と云はむが如くして、八洲起元章に、<sup>フタコノウム</sup>雙生隱岐洲與佐度洲、世人或有雙生者象此也と有るは、兩兒に生せ給ふ事にて、男女相並ぶ事には非ざれども、其耦生れる意味似たる事なるが故に、此に引き出でたるなり、(舊事紀にも御紀より取て、一代俱生天神、二代俱生天神と書して、此は古事記に謂ゆる獨神なる方を申せるなり、又別に獨化天神と云も有るは、皆此に出たる字に依りて推當たりし者なり、其前に、獨化之外俱生二代、耦生五代、所謂神世七代是也と云へれば、實は獨化は別天神なり、俱生は國常立尊、豐斟淳尊二柱を申し、耦生五代と云へるは、謂ゆる五代十神なるを、種々に當たる故に、此の傳にも違へる事共は成り出でたりし者にぞ有りける)耦と雙と同じき意なりと云ふは、孝德天皇五年御紀歌に、<sup>山</sup>耶麻鵝播爾、烏志賦拖都威底、陀虞毘預俱、陀虞陞屢伊慕乎、多例柯威爾雞武、とある、其同じ意を萬葉三(五十六丁)に愛八師妹之有世婆、水鴨成二人雙居、五(五丁)に、爾保鳥能布多利那良毘爲、加多良比斯許々呂曾牟企豆、十八(二十六丁)に、比毛能緒能移都我利阿比氏、爾保騰里能布多理雙坐、など詠めるは、何れも相耦ひ居る事に雙字を書きて、那良夫と訓みたり、又此に副字をも作り、四(十八丁)に、雨乍見君爾副而、此日令晚、又(二十六丁)草枕羈行君乎、愛見副而曾來四、又(五十丁)吾妹兒與携行而、副而將座、七(十丁)に、雁爾副而去益物乎、十(二十丁)に、雨臍之雲爾副而、又(三十七丁)朝東風爾副而と有り、又比字をも訓めり、四(二十九丁)に、幼婦之戀情爾比有目八方、とある是なり、又十五(十一丁)に、可母須良母都麻等多具比豆、十七(三十一丁)に、妹毛吾毛許々呂波於夜自、

多具敝禮登など有るが如く、男女の間の事に限らず、物に相添ふ事を多具布と云ふなり、故神功皇后元年御紀歌に、<sup>菟</sup>菟區喻彌珥、<sup>采</sup>采利擲場多具倍、とある多具倍は、天孫降臨章第四一書に、手提天梶弓、天羽羽矢、及副持八目鳴鏑と云ふ副持と同じ、此等を以て耦と雙と言は本より異なれども、大に等しき意有るを知るべし、右の萬葉四(五十丁)に、吾妹兒與携行而、副而將居と有りて、携と副と相照し云へるを見れば、多具布は手組と云ふ意に出でたる言にぞ有りぬ可かりける、耦字は右に口訣纂疏を引きたるが如く、副字は名義抄に那賣とも多具布とも佐副とも曾布とも訓めり、此を以て此耦字の義を相照らし辨ふべくなむ有りける、古今集離別に、「東の方へ罷りける人に詠みて遣しける、思へども身を分けねば目に見えぬ心を君に多具倍てぞ遣る」と有るも副ふる事を然云へるなり、今も夫婦と成る事を曾布と云へるも、此の耦と又同じ意なるを知るべし、源氏帚木卷(十丁)に、「君等の上無き御撰には、況して何計の人かは配給はむ」若紫(十七丁)に、「睦まじかるべき人にも立後れ侍りにければ云々、同じ狀に物し給ふなるを、多具比にならせ給へば云々」末摘花(二十七丁)に、「父王の後めたしと多具倍置給ひけむ魂のしるべなめりとぞ思はる」明石(四十丁)に、「年經つる昔屋も荒れて浮浪の歸る方にや身を多具倍まし、藤袴(五丁)に、「某も御供に侍らふ可くなむ思ひ給ふると聞え給へば、多具比給はむも事々しきやうにや侍らむ」又(八丁)に、「偕も人狀は何方に降りてかは多具比て物し給ふらむ」若菜上(十三丁)に、「院の御有狀に並ぶべき思え具したるやは御在する、其に同じくは實に然も御在し坐さば、如何に多具比たる御間合ならむと語らふを云々」などある、多くは男女相副ふ事に云言共なり、又名義抄に、耦字を登母賀良とも多具比とも有る是なり、(又偶字に通ふべし、同抄に、多

具比とも、登母とも、比等許呂倍理とも、登母賀良とも訓めるを合せ知るべきなり、又、比等許呂倍理は、人如已にて、萬葉九卷三十六丁に、如已男を、母許呂袁と訓める是なり、毛詩に關々鳴鳩、在河之洲、窈窕淑女、君子好逑と有る好逑を與伎多具比那理と訓めるも此の耦字などの意にも相當れり、又類をも屬をも共をも多具比と訓み、毛詩には仇、文選には流字なども然訓めりき、又新選字鏡に、儕助皆反輩類也、正倫也、比也、止毛加良、又太久比と有り、○角機尊活機尊の御名、此に出させ給へる甚美好しと雖も、大戸之道尊、大戸之邊尊の御名御在し坐さるるなむ、甚可惜しき事なりける、舊事紀には、國常立尊、豐國主尊の次に、三代耦生天神として、角機尊（亦云角龍魂尊）妹活機尊と見え、其次に四代耦生天神として、瀝土煮尊（亦云瀝土根尊）沙土煮尊（亦云沙土根尊）と有る事なれども、其次第違ふべし、今更に申すも事舊りにたりと雖も、此は古事記に、次成神名宇比地邇神、次妹須比智邇神、次角代神、次妹活代神、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神と有るこそ、實に正しき傳説には有るべき事なりけれ、（又其下に、亦云角龍魂尊と有るは、甚怪しき亦名にて有けり、若くは姓氏錄なる角龍魂命を誤れるかとも思へども、然るにても、此神の亦名には如何は當らむ、それを天常立尊の亦名と定められたれども、予が思ふには、可美葦牙彦舅尊に御在し坐せれば、此には更に由なし）角機尊、活機尊は上に註へるが如く、生植と氣形の元始を成させ御在し坐しける、由に縁りて、負はせ給へりし大御名になむ御在し坐しける、然るは天先成りて、地未だ定らざりしかども、已に瀝土より沙土と成るに全く至れる事は天日の蒸し照すに依りて其光輝大地に徹れりしかば、其網羅に資りて地上に然る物共は出來べき自然の勢になむ有ければ、此は彼二柱神天浮橋に御立し御在し坐して、初て破馭盧島

を探り得させ給へりし御時に當れる御名になむ有りける、其は先、其角機尊を生植の始に説き成し奉ると云ふは、本草の芽立を角と云ふなるべし、正書に、溟滓而含牙とある牙は次に天地之中生一物、狀如葦牙と有る此物の事に、第二書に于時國中生物、狀如葦牙之抽出也、因此有化生之神、號可美葦牙彦舅尊とある、此運びに合へる文なるが、又其葦牙の事に就きて、角龍魂命とも稱へ奉れること、すでに傳二に註へるが如し、その角と此の角機尊と申し奉る角と相同じくして、記傳三（十丁）に、「物の僅に生ひ初めて、譬へば尾頭手足などの差別は未だ生ぜざる形を都怒と云ふ」と云はれたる事なれども、予が思ふには、角には突抜く意有りて、物の尖鋒の引き出づるを云ふと通ゆれば、此を以て生植の始めに因れる御名ならむとは云ふなり、葦などの初めて生ひ出づるを角具牟と云ふは更なり、和名抄に、葦蘆之初生也、和名阿之豆乃と見え、本草和名に菰首和名古毛都乃と有るを以て知るべし、楮、此角を、古く都怒と訓める事なれども、又都能と云ふも古の常なりけらし、古語拾遺に、令天日鷲神造木綿、津咋見神、穀木種植之、以作白和幣と有るは、天日鷲神、木綿の白和幣を造作らるゝに、其津咋見神をして穀木を種殖しめ給へる由なり、其下に一夜蕃茂也と見えたるに就きて、其御功用を考ふるに、下に註へるが如く、津咋見を古本に都能具美と訓めるは、此の角機尊の御名に同じく、角紐の義にて、一夜の間に生ふし給へりし功に因れる神名になむ有りければ、此を證として此に角機尊と申し奉れる御名も、正しく生植の生ひ出で初たる由に因れる事をなむ、明らめ奉るべき者なりける、（然れば、其津咋見神を、後の訓に都具比美と訓めるを、必しも善しとは云ふべからざるなり、然れども和名抄、近江國郷名に高島郡角野都乃と見え、又土佐國郷名に大角、於保都と有りて、角を都との

みも訓みたれば、然訓みたりとて、角組見と云ふ義なむ相離れざる事なりける。機は、古事記に杙と作ると共に借字にして、芽具牟角具牟の具牟是なり、組と云ふは、物と物と合ひて形質を成す事に云へり、然れば久比と久美と一言なるにて、咋合の義に起れる言なるべし、八洲起元章の遺合を、古事記には美斗能麻具波比と作ける、其を記傳四(二十六丁)に、「具波比は久比阿比の約まれるなり、凡物二が一に合ふを、久比阿布と云ふ、萬葉十六(十六丁)に、角之布久禮爾四具比相爾計六と有る是なり、今俗に、物を作り合すを志久波須と云ひ、物の具波比と云ふも、久比阿比なり(以上探要)と有るに就て、又思ふに、此正書に、其葦牙の如くなる物を精妙之合と云へる精も、咋合爲なり、又發語の名細、又は花細と云へるも、名と物との咋合を云ひ、花と香との咋合を云ふにて、物と物と合ひて妙なる處の有るを稱へ云ふなり、然れば、此の久比は咋合の約まれるにて、又久美とも轉りて、組の義あり、又此を分てば萌芽の意と成れる者となむ通えたりける、新古今集に、「三島江や霜も未乾ぬ葦の葉に、角具牟ほどの春風ぞ吹く」とあるが如く、多くは葦などに云へども、然のみに有るべからず、茅草は角草、淺茅は淺角、茅針は角花の義なるべく、蔓は角有、葛は角垂、綱は角長の義に當て見れば、實に角機は角組なるべくぞ思ひ定められける、(猶、漢籍禮記疏に、物初生而有芒角也と有る、芒角を都能具牟と訓み、毛詩に、敦葦を都怒具牟阿斯と訓めるを、註に敦聚貌、勾萌之時也と有りて、敦に聚貌と云へるを以ても、組に咋合の義を備へたるに合へり、此等を以て考へ合すべし)活機尊と申し奉る活は、伊久と訓みて生活く義なり、故人は更にも云はず、鳥獸蟲魚に至る迄も、凡此世の中に天地の氣を呼 吸して生存ふる物の本と御在し坐す謂なる事、右の角機尊は、草木等の始の神に渡らせ給へるに

例して思ふべくなむ有ける、活の例は古事記八十神段に、大穴牟遲神の御事を、即於其石所燒著而死、爾云々、請神產巢日之命、時、乃遣靈貝比賣、與蛤貝比賣、令作活、又玉垣宮段に、故科曙立王、令宇氣比白云々、住是鷺巢池之樹、鷺乎宇氣比落、如此詔之時宇氣比其鷺墮地死、又詔之宇氣比活、爾者更活など有るは、活と死と對へる例なり、又、大年神段に、神活須昆神と申す見え、紀記共に、五男神の中に、活津彦根命と申す御在し坐し、崇神天皇八年御紀の人名に、高橋邑人活日と云ふも所見たるは、活は生活の義を以て稱へたりし者なり、地名には、神功皇后御紀に、活田長峽國、萬葉三(五十八丁)に、活道山など有り、凡そ世の中に生れ出づる物は、謂ゆる胎生あり卵生有り濕生あり化生ありと雖も、其は生れ様の異なるにこそ有りけれ、此二柱御祖神に成り初めたりければ、活とし生る萬物はしも、此角機尊、活機尊と申し奉る御靈に依る事なる故に、生植の方を以て男神に稱へ奉り、氣形の方を以て女神に稱へ奉り分けられたる者になむ有ける、(其に男女の差別の見ゆる事有るべし、其凡ての生植はしも木に在れ、草に在れ素より男種女種のある事人の知れるが如し、然るに其を押し並て云ふ時は、其草木共に土中より初めて生ひ出づる状態は、謂ゆる角乃布久禮と云ふべき状態して、芒角めるなむ、自然に成り餘れる物の状の如く、又其氣形はしも、男女精を構はせて母胎に孕まり、其陰門より生ひ出づるに非ざれば、其體を成す事能はず、所以に其生立の間は、父よりは母なむ親しき者なるにて、古書に御祖と云へば、何時にても母の稱なりける是なり、然る時は、生植と氣形とに男女の義を具へずと云ふ事有るべからずなむ有りける、物有れば其理の有る者なり、其義を會せて思ふべし)故、其活機は活咋合にて、活組なる事右に註へるが如し、天日の光輝大地に照徹する時は、其天地の氣此に咋

合ひて物を生し出すべき神氣、此に初めて生ふる是なり、生植此に馮りて立ち、氣形又其に資りてなり出づべき、惟神の氣勢なむ成り初めたりける、四神出生章第二一書に、即軻遇突智、娶埴山姫、生稚産靈、此神頭上、生蠶與桑、臍中生五穀と所見たる、是其徴なり、但し古事記に、和久産巢日神、此神之子謂豊宇氣毘賣神と有りて、實は其豊宇氣毘賣神にして、謂ゆる保食神の御身より、然る物共は出来成れるになむ有りける、故其第十一書に、天照太神、在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之と有るは、天日の皇太御神の大御光、明彩しく此大地を照らさせ御在し坐す上にて、此大地に然る神の御在し坐して、此に謂ゆる生植氣形の物を成して、世に幸ひ給ひ御消息を見行し坐して、猶其上にも善く成さしめ給はむとの御心なる事、下に委しく云むが如し、其文に、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山則毛鹿毛柔亦自口出とあり、斯るに此より以前に已に角織尊、活織尊の御時より然る物の出来れりと云ふを、俗眼を以ては事相重復りて、何れが其と分ち難き心ち爲らめども、其保食神は、後に其神と定まり坐せるにこそは有りけれ、已に其生植を生すべき地あり、其氣形を棲ましむべき處ある上は、其保食神より以前に、如何でかは無しとは云ふべからむ、且、此時は其生植と氣形との漸くに世に見はれ初めたる始にて、未だ形成らざるなる事なりけむを、國土已に成り、天照太神、素戔鳴尊、二柱神の生れ出させ御在し坐して、天上と天下とを持ち分けて所知食さしめ奉らせ給へる後に、大神は生れ出でさせ給ひ、埴山姫命に娶給ひて、稚産靈神を生み給ひ、其御子即保食神に渡らせ給へれば、此神に至りてこそ、全く然る物共は悉くに成り整ひ出来たりし者と所思ゆる事なりけれ、(譬へば、今水中に一の洲と云ふ物、何時となく自然に出で來れ

らむに、土地の寒暖と土質の剛柔とに依りて、葦藪の類は更なり、水の涸くに隨ひて、其地に相應ひたる草木は、年に月に成り出来るを、五穀の如きは、人をして其地を墾らしめ、其種を蒔き培かひ養ふに非ざれば出来ざるが、物には、其自然に出づる物と、人を經て成る物との差別有るに似たるべし、禽獸蟲魚の成れる状も、亦此に異らざるべければ、此を以て二柱御祖神より、次々國は定まり、國の定るに因りて、物の生り出づる理を思ふべくなむ)上に註へることなるが、古事記の次第を以て校へ訂す時は、壘土煮尊、沙土煮尊の次に、この神の御名を列ね奉り續く可き御ことなるにて、此に角織尊、活織尊の御名御在し坐して抜くべからざる正しき證を出さむには、八洲起元章第一一書に、遂爲夫婦、先生蛭兒、便載葦船而流之と有る、此事を古事記にも、生子水蛭子、此子者入葦船而流去と見たる、此には少か傳に誤り有りて、神の心得たるから、葦船と云へるなれども、古事記に、故以此吾身成餘處、刺寒汝身不成合處而、以爲生成國土と詔り給ひて、生み給へるなれば、神にて有るべき筈はなき事なり、必ず國を生み給へるなりけり、偕、其國を流し棄てさせ給ふに、葦船に乗すと云ふ事は有るべき、先此心を定めて尋ね以て行くに、四神出生章に、日神月神の後に、此蛭兒を生み給ふと云ふは、正しく神を生み給ふと云ふにて誤傳なる事今云ふ限に非すと雖も、其には様異りて、雖已三歳脚猶不立と有りて、此傳に葦船を云はざるに意を得て稽ふる時は、此脚字は、古く葦と傳へたるを、神に取り成したるから然混れつる者なるにて、此文義は、先蛭兒と云ふ國を生み給ひけるに、未だ溷沙共に乾かざる間なりしかば、其地に今年もや草木は生ひ出づらむ今年もや木草は芽出づらむと、其地の肥えたと瘦せたとを、三年試み給へりしかども、其水涯に生ふべき葦すらに生ひ立たざり

しかば、漂在ひ流るゝに任せて、放たせ給へりとの義なり、葦尙不立と有るを以て、已に生み給へる磯敷盧島に、已く水草の類の有り初めたる事を知るべし、予が此説當らざらむにも、葦船と云事の有る上は必ずしも生植の物なしとは決に云ふべからざる者なり、此を以て、角機尊と申し奉る言の意をも見奉り知る可くなむ有りける、又其第五一書に、陰神先唱曰、美哉善少男、時以陰神先言故、爲不祥、更復改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、遂將合交而、不知其術、時有鵠鶴、飛來搖其首尾、二神見而學之、即得交道と有るは、此時已に然る小鳥の成りて有りけるなり、國土の未だ稚々しきに、松柏の如き大樹は生え榮ゆべくも非ず、其栖まふべき地も未だ定まらざりける程に、鴻鵠の如き大禽の有るべくも非ざれば、國土の大きく成るに隨ひて、然る生植氣形共も次第に太く大きに成る者にし有りければ、漸くに僅に葦草生ひ、鵠鶴の如き物の此に巢ひ初めたりけむ状をも、相像り奉り知るべき事になむ有りける、是なむ活機尊と稱へ給る所以なりける、天地の生氣相綱縷ばりて、然生植の物は生れるに、其草木の腐る際よりは昆蟲を發生し、水泥の醸す間よりは魚介を化育し、草木の森然たる地には、自然に禽獸の發育るなど、今も古も異なる事なむ有るべからざりける、此等を合せて、世に活物となむと云へる其活物は、即ち此に謂ゆる活咩合にて、天地の氣を呼吸して生活けるに因る稱呼になむ有りける、(但し此大神をして、然る禽魚の祖と云ふには非ず、人は更にも云はず、然る物共に至る迄に生き活ける物は、皆がらに此大神を祖として、出で來れる所以を此に云ふ事なり、下に事の序有りて、生魂神の御名を説き奉れるに合せ思ふべし、漢籍淮南子原道訓に、夫形者生之舍也、氣者生之充也、神者生之制也、と云ひて凡そ世中に生きとし活ける物、形有りて氣の充たざる者なく、氣有りて神の非ざる者なき

事、皆がらに然り、然るに生植と雖も本より天地の氣に生ひ立ちて天地の氣を呼吸し天地の氣盡きて枯る者なれども、殊に氣形に至りては其氣に活き其氣に死ぬる事迅速なるが故に、氣の用を殊に重しとして、活機とは云ふなり、偕、其生植氣形萬物の皆に至る迄に、皆風火金水土の五物に資りて生ひ出づる事、下に註へるが如し、其風火は男神、金水土は女神の主とらせ給ふ所なり、列子黃帝篇に、舜問乎丞曰、道可得而有乎、曰、汝身非汝有也、汝何得而有天道、舜曰吾身不吾有、孰有之哉、曰、是天地之委形也、生非汝有、是天地之委順也、孫子非汝有、是天地之委蛻也、故行不知所住、不知所持、食不知所以、天地強陽氣也、又胡可得而有哉とある註に、委聚也、四大假合而爲此身、故曰委形、陰陽成和而萬物生、故生者委和也、順、理也、性命在、我、即造化之理、故曰委順、人世相代、如蟬蛻、然故曰子孫委蛻也、不知所持、無執着處也、強陽氣即生氣也、動爲陽、人之行處飲食、皆此氣之動爲之、皆非我有也と云へるも面白き説にて、天地造化の理、實に右の如くなるべし、又、文子九守篇に、重濁爲地、精微爲天、離而爲四時、分而爲陰陽、精氣爲人、粗氣爲蟲、剛柔相成、萬物乃生、精神本乎天、骨骸本乎地とも云へり、其精氣爲人、粗氣爲蟲と云へるは、人は精氣を天に稟け、蟲は粗氣を地に受けて生るゝ由にて、人は尊く禽獸蟲魚は卑しき所以、此に在る事を明せる者なり、然れば等しく活機と云ふ中にも、然る差異ある事なり、但し此は人の解り易からむ爲に、然る書共を引きて云へるなり○今本の終に、機橡概也の三字有り、後人の攙入なり、今削り去つ、此の義理に預らざる事なればなり。

元本紙數六十張也、與書云、

右嘉永七年歲在甲寅、春正月十一日始之、同二十九日終之、  
以上通計有五十張也、安政四年、歲在丁巳、冬十月二十五日夜、展覽之、而元本在賢木舍之文庫、家本即其寫也、焉馬之相違、誤闕之混雜、殆言語道斷也、俄而校正之、修補之、而十二月十二日、竟奏其功云、穗積朝臣重胤、于時四十有五載

# 日本書紀傳 四之卷

穗積重胤謹撰

## 神代上第四 八洲起元章

伊弉諾尊イニノミコト 伊弉册尊イニノミコト 立於天浮橋之上ウケハシノウヘ 共計曰トヒニハカリタマヒシラフ 底下豈無國ソコニタマヒキアラウナク

歟イリヒテ 迺以天之瓊瓊スナハチツクアマ 瓊玉也タマノコト 此日努コノヒノツ 矛指下而探之ヤシオロシテサグクマヘバ 是稷滄溟ココニタマヒキアラウナク 其矛鋒ソノホコノサキヨリ

滴瀝之潮シタダシ 凝成一島コソテナレヒトツノシマト 名之ナヅケテコレヲ 曰礮馭盧島イハクゴロシマト

伊弉諾尊、伊弉册尊云々、此には天神の詔命の事を略かれたるは、第一一書に、天神謂伊弉諾尊、伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往循之、迺賜天瓊戈とあり、又、蛭兒、淡洲を生み給へりし所にも、故還復上詣於天、其奏其狀時、天神以太占而卜合之とある、其れに譲りて、此には省かれたる者なり、古事記にも、右と同じく、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理一固一成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也云々、二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜自天神之御所、即去共參上、請天神之命とあり、(然るを、此



には天神の詔命の事無くして、二柱神の御身自ら思ほし立たせる如く、又、天之瓊矛も天神より所賜りし事なく、又天に還り上らして、天神の御命を請ひ給ふ事なきは、漢文體に略きて記し給へるが故なり。瑞珠盟約章に至りて、伊弉諾尊、功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、とある文を以て照し考ふるに、上に詔命の事有りしを略かれたる事灼然し、御命依しの事もなきに、報命し給ふ可きには非ざるを思ふ可なり、古事記には、右の如く詔命の文有りて、報命の事無きは、其傍を略かれたるにて、古書の例多く然り、(記には右の報命の文無くして、須佐之男命神逐ひの次に、故其伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也と耳有りて、報命の事なきは略かれたる者なりかし) ○立於天浮橋之上は、古事記にも、二柱神、立(訓)立云(多々志)天浮橋と見え、此の第一一書には、天上浮橋と作かれ、第二一書には、立於天霧之中と見え、第三一書に、坐於高天原と記されて、天より此國土に、國土より上天に神等の乗りて通はせ給ふ料に懸け有る物にして、四神出生章に、日神の御事を、故以天柱、舉於天上也、と見えたる天柱、又、大同本記なる大橋小橋も亦同物にて、共に天路に在る名也、天孫降臨章第一一書に、天八達之衢と云へるは、此天路の道俣を云へり、(天路は、丹後風土記歌に、阿麻治麻度比氏と見え、萬葉五に、比佐迦多能阿麻遲波等保斯とも、阿麻治思良之米、十に、夕星毛往來天道なども云へる是なり) 天は、第一一書に、上天と有りて、大虚を云へり、第三一書に、高天原と有るを以て知るべし、此は天神の御許より、二神の天降り坐して、此國土に到着せるを云へれば、其天路なる事灼然し、(天傳、又は天飛、又は天翔など云ふ類の天は、必ず虚空を云ふ也、祝詞に、高天原爾、千木高知氏など多く有るは、共に虚空の方に、千木の高く著れて見ゆるを云ふを以て此の

高天原の事をも思ふべし、大殿祭詞に、高天原波、青雲乃霽久極美と有るも、唯の虚空を云ふなり) 浮は、浮雲、浮霧などの浮に同じくして、虚天に浮べるを云ふなり、第二一書に、立於天霧之中と有るも、浮霧之中と云ふに等在べし、其は素戔嗚尊の天に上坐しも、此天浮橋よりなりけむを、瑞珠盟約章に見えたる御言に、跋涉雲霧、遠自來參、と見えたり、又中臣壽詞に、天忍雲根神、天浮雲仁乘互、天乃二上仁上坐互とある、此を大同本記に、後之小橋と云へり、天孫降臨の、天八衢の大路なるに對へて、小橋と云ふと聞えたり、偕、霧と云ふも雲と云ふも同物なるが故に、萬葉十(七丁)に、天雲霧相雪者零管と見え、八(十八丁)に、打霧之雪者零乍と有るも、打雲と同じ意に用ひたるを以て知るべし、偕、又天孫降臨章に、皇孫遊行之狀也者、則自二上上天浮橋、立於浮渚在平處と有るは、二上上の天浮橋は、天より降り坐し、路なるを、浮渚在は浮下降にて、天浮橋を横たへ平處に踏行してと云ふ事なり、偕、其、二上上峯を、後に霧島と云ふも由有りけに聞ゆ、橋此下に註ふべきなり、(萬葉八に、天河、浮津之浪音、佐和久奈里と詠めるも、天漢の虚空に浮べる意を以て云へるなり、玄家に謂ゆる氣躡にて、大虚の氣を、神の運行の路となし給へる故に、浮とは云へる者なり、類聚三代格、承和二年六月廿九日太政官符に、應造浮橋、布遊屋、并置渡船事、一浮橋二處、駿河國富士河、相模國鮎河、右二河流水甚速、渡船多難、往還人馬損没不少、仍造件橋、一加増渡船十六艘云々、右河等崖岸廣遠、不得造橋、仍増件船云々、と有るは、此より以前、紀略に、延暦廿年、津濟設舟楫浮橋等と見えて、已に其事の有りつるを、此にも設られしなりけり、即崖岸の廣遠なる所には、渡船を備へ、流水の甚速き所には、橋梁を架し給へるなり、萬葉十四卷(十四丁)に、可美都氣努佐野乃布奈波之登利波

奈之云々十七卷(九丁)に、「可美都瀬爾、宇知橋和多之、余登瀬爾波、宇根橋和多之」夫木集雜三、「中務卿親王、鎌倉、假初に、舟以て編める浮橋の、掛けて危き世を渡りつつ」法眼慶融、「浮橋に竹の縁綱打延へて、小舟並ぶる富士の川浪」とあり、和名抄に、魏略五行志云、洛水浮橋、和名宇岐波之と見え、揚氏方言九に、船舟謂之浮梁、即浮橋と云ひ、事物紀原七に、春秋後傳曰、周赧王五十八年、秦始皇作浮橋於河上、按詩大明云、造舟爲梁、孫炎曰、造舟比舟爲梁也、比舟於水、加板於上、今浮橋也、故杜預云、造舟爲梁、則浮橋之謂矣と書し、三歲圖會宮室二に、浮橋、舟爲之、以水魚不可爲橋、故以浮橋渡之と有り、然れば、神功皇后御紀に、編船紐于淡路と見え、常陸風土記に、編繩作橋とある類は、皆浮橋なる者なり、和漢三歲圖會卅四に、越前福川北有川、其幅凡百四十丈、用三十餘艘、但舟數多少、任水増減耳、其佗川、結川又不少、佐野船亦然矣と有り、越中神通川の舟橋など、諸國に多き者なり、偕、此を天浮橋と云ふは、實に水月如す漂蕩へりし上に、浸る許に浮べさせ給へるに因れる事、右等の文に合せ考ふべき事なりかし、橋は、萬葉十三(八丁)に、天橋文長雲鴨云々、月夜見乃持有越水伊取來面云々と詠める橋にて、天と地との間に懸有る稱なり、釋述義に引ける丹後風土記に、與謝郡、郡家東北隅方有速石里、此里之海有長大石、前長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上廿丈以下、先名天梯立、後名久志濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而梯作立、故云天梯立、神御寢坐間伏、仍怪久志備坐故、云久志毘濱、此中間云久志とある、速石里とは、天浮橋は大虚の氣脈なるが、地質と風氣と相結ばりて、作るや否、直に石前と成れる故の名なり、其怪しく奇びに坐すとは、其梯立の仕れしを云ならず、作立とは、其天浮橋を御許に引

き寄せ給へるが、本より唯無形の氣躰なりし物の、有形の石質を成せるを、怪しみ奇び坐せるなり、但し物にこそは見えざりけれ、時々天に通行して、天神の詔命を受賜はり坐し、事の有りけむ、其何れの時の事とも傳無ければ知るべからず、神名式に、阿波國美馬郡天梯立神社、天都賀佐毘古神社と有るは、天津風毘古神と云ふ事なるが、次に天柱の事を云ふを見合すべし、又、播磨風土記に、賀古郡益氣里有石橋、傳云上古之時、此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋と有り、右の天梯立は、天立梯と云ふ事なり、八十橋の上下に往き來ふ料なるを以て知るべし、(益氣里とは、神の氣を疊み、凝らして、天に上下り往き來ふ橋と成せる謂なるべし、橋と云へば俗には、横に懸れるを耳云ふ事と思ふめれども然らず、物と物との間に在る義なる故に、天浮橋、八十橋など云ひて、其立てる事を云ざるも天と地との間に在るを以て云へるなり、出雲風土記神門郡高岸郷の下に、所造天下大神御子云々、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建高梯而登降養奉と有る、高梯に登降と云ひ、垂仁天皇八十七年御紀に、石上神寶の事を、大中姬命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登神庫乎、故諺曰、神之神庫隨梯樹之、此其緣也と有るも、高きに登る料の梯樹なり、古事記高津宮段に、波斯多氏能久良波斯夜麻と有るを、萬葉七に、橋立倉椅山と有るは正字にて、冠辭考に、「倉には梯を立て、登る故に、然云ひ懸けたりと云ひて、右の御紀を引かれ、又和名抄に、梯、和名加介波之、木階所以登高也と云へり」と有るが如し、又宮殿の階は、即ち其梯なるを御橋と云へり、然れば天浮橋とは、天八衢と云ひて天中に幾條も有りて、神等の空行の時に乗り給ふ謂ゆる天路なる者なるが、地上の神は顯身に御在し、天上の神は隱身に御在せるが、其天地の往來には

共に乗り給ふ内に、其天上なる隱身の神は、大地に天降り着かせれば、顯身と成り給ふが故に、天浮橋も共に石橋と成りて地に止まり、其には反らまに、地上なる顯身の神は、天上に昇り着き給へれば、隱身と成り給が故に、天浮橋は本の質を改めざるを以て、右の如く、天霧とも雲霧とも浮霧とも云ふ事とぞ見えたる、此二神の天浮橋も、亦右の例なる可きが、此は世の始にて、二柱共に御靈に御在して、未だ隱身なりし程にても有り、又其凝固る可き地盤無かりし故に、其質を云ふ時は、立于天霧之中と云ふべくなむ有りける、(右の丹後風土記、播磨風土記の状を考へ互して知るべきなり、又此に就て思ふに、神名式に、陸奥國郡磨郡磐梯神社、文德天皇實錄には、石椅神と作れり、會津山水記と云物に、會津城山鎮號磐梯矣、高五百十弓、廻麓九十餘里、頂上建祠焉、延喜式磐梯神社是也とある、其祠を觀跡聞老志に、在磐梯見禰山、神像男體、長一尺六寸、女體一尺五寸と有るは、決く此二神と思しければ、右の丹後播磨の如き故事などの有りしなる可し、宮城郡に、多賀神社有るも、近江國なると同神と聞え、會津郡伊佐須美神社、名神大と見えたる、此を會津風土記と云ふ物に、古來神殿有伊弉諾伊弉冊尊立像、一木刻二尊と云へるをも、考へ合すべし) 然るを、二柱神天浮橋に御立して、天之瓊矛を指し下して、礮馭盧島を成し給ひければ、其を天柱と立て給ひて、天地の氣の相通ふ脈と成し給ひけるに、地底に徹りて國中之柱とは成れりし事、次々に説けるが如し、右の天柱は、天浮橋なりと云ふ證は、四神出生章に、於是生三日神、號大日靈貴、此子光華明彩、照徹於六合之内云々、自當早送于天而、授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉天上也、と見えたる是なり、此を釋述義に引ける私記に、問以天柱舉於天上云々、是日神上天之時、以天柱爲登橋歟云々、答、天照太神、

光華無雙、故以天之御柱爲其登橋、即送之於天也、天柱甚短而爲其登橋者、是時天地相去未遠之故也と有るは、謂れたる言なり、但し天柱甚短と云へるは僻事なり、天柱は氣の通ふ脈なれば、其天地相去る事の遠近に拘はるべき事には非れども、御紀の文は、此時未だ天地は今の如くに遠からざりしと語れる、謂ゆる地の詞なるを、此の事實に取り入りて説を成せるこそは誤なりけれ、天柱を登橋なりと云へるは、實に然る言なり、(右の續きに、又問、或説凡云天柱者、是天神先所賜瓊矛也、方今洲國已生、萬功皆畢、故以其瓊矛返上於天也云々、答、説者云、彼矛即於礮馭盧島爲小山也、何以小山上於天乎、此説非也、然則天柱者瓊矛也、此此矛爲山、傳自彼山、登天歟、是猶以天柱爲其橋之義也、豈非爲天照太神之橋哉云々とある、天柱者瓊矛也と有るは、同書國中柱の下に引ける私記に、古説云、天神所賜瓊矛、既探得礮馭盧島畢、即以其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲小山也と有るを取りて云へるなるが、天柱は地と天との間を云ひ、國柱は地心に入れる名なるを、其差別に疎かりし故に、以其瓊矛返上於天也などは云へるなれども、然に非ず、天浮橋よりこそ昇らせりけれ) 若て四神出生章第六一書に、伊弉諾尊、與伊弉冊尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國唯有朝霧而蒸滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命、亦曰級長津彥命、是風神也と見えたる、此に亦曰と有るは、傳の誤にて、男神女神の相並びて生れ坐せる事、其傳に就て註せるが如し、然るを、風神祭詞なる神の御諭言に、我御名者天乃御柱命國乃御柱命止、御名者悟奉氏と有りて、其下に、比古神爾云々、比賣神爾云々と見えれば、此比古神比賣神は、右の級長津彥命、級長戸邊命二神に坐す事灼然きを、此を天乃御柱命、國乃御柱命と申す事はしも、彼吹き撥はせる

地は破馭廬島なりしは、云ふも更なるが、天乃御柱國の御柱と申すは、上に云へる天柱國柱の事なるが、此を美波斯羅と云ふは、美は精にして、神の御靈を云ひ、波斯羅は走有にて、其昇り降り爲給ふ謂にて、天地の間に此物の有るに依りて、天地は立てる者なるが故に、其を主どる神の御名とは成れる者なり、天照太神の天上に昇り給ふに、天柱を以て擧げ奉ると有るを思ふべく、又神名式に、阿波國美馬郡天椅立神社、天都賀佐毘古神社と並べ給へるをも合せ考ふべき事なりかし、(又、古事記に、下照比賣之哭聲、與風響到天と有るも、此神の然有らしめ給ふが故なり、右の如く、極めて遠く遙なる天には、如何に迅速きも、若干の年月を経ざれば達るべきには非ぬを、然此許なる事の直ちに天に應ゆるは、天柱にあらずしては、争でか到る事を得む)若て、上に引ける天降臨章なる天浮橋を、萬葉十九(三十九丁)に、蜻島山跡國乎、天雲爾磐船浮、等母爾倍爾眞加伊繁貫、伊許藝都追、國看之勢志氏、安母理麻之云々と見えたるは、其氣驕なりしが、地に墜ち着きて磐船とは化れるを、其を浮橋に換へて詠めりしなり、其降り着き給ひし高千穂山を、神名式に、日向國諸縣郡霧島神社と見えて、今も然云ふ事なるが、島は縮にて、其の天浮橋と云へる天霧の、磐船なす凝り締れる山の名なるべし、又、神武天皇御紀に、及至饒速日命、乘天磐船而翔行太虛也、睨是鄉而降之、故因目之、曰虛空見日本國矣と有るも、亦同じかるべし、其降り坐しし所を、天孫本紀に天降坐於河内國河上時峯と見えたり、此は天より乗降らししを國にても乗給へるならむ、倭姫命世記、美濃縣主が御船二隻を進れる時の祝言に、天船者天之曾已立、地船者地之御都張止白氏進支、と有るは、浮橋は天の底立極みに通ひ、地之御都張とは、大地に幌の如く覆へる薰園は、神の往き來し給ふ御船と云へる古事の有りしを取りて、祝

ひ申せりし者なるべし、(然れば、浮橋の事に並べて磐船と云ふなどは、固陋なる説なるべし、其は磐は地に觸れて氣の凝り固まれるなれば、此にて云は、春秋に、星隕爲石と云ふ如きなる可し、船は、屋を屋船と云ひ、神宮の書に、太神の御靈實を收め奉る器を御船代と云ふが如し、然るを天神本紀に、船長梶取船子等の事の見えたるは、覺束なき心ちす、其は船長跡部首等祖天津羽原と有るを、姓氏錄未定雜姓攝津國に、阿刀部山都多祁流比女命四世孫、毛能志乃和氣命之後者不合と見え、梶取阿刀造等祖天麻良と有るを、同左京神別に、阿刀宿禰、石上同祖、山城國神別、阿刀宿禰、石上朝臣同祖、饒速日命孫味饒田命之後也、又阿刀連同上、又、攝津國神別に、阿刀連神饒速日命之後也と有れば、合ざる耳ならず、天麻良と申すは、天津眞浦の事にて、別神なれば叶はず、又、船子倭鍛冶等祖天津眞浦と有るも似着はしくも思えざる事なり、思ふに、右に引ける萬葉の歌に、船と云縁にて、海船の狀に詠めるを取りて配たる者なるべし、右の天浮橋、實に磐船ならむには、然る意味の事も有らむを、然る事のなきは、浮橋は浮橋、磐船は磐船なるが故なり)又、國土にて神の飛び行り給ふは、決く磐船なり、寶劍出現章第四一書に、素戔鳴尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾戶茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡、到出雲國簸川上所在鳥上之峯と有るは、海路よりには有るべからず、空行し給へるが故に、鳥上の峯には到り着かせ給へるなり、此二舟は埴土を以て凝らし固め給へる、磐船と成るべき物實を云へるにて、同じ物なり、杵築大社記に、國造千家が亭の前に、天磐櫂樟船あり、此船は素戔鳴尊、新羅の曾戶茂梨より歸り給ふ時、埴土を以て船を作りて降り給へる、其船石と化りて有りと云へるは、大國主神の磐船の、其に在に、此の故事を付會せる者なり)空行の例は、播

磨風土記に、出雲國阿菩大神、開大和國敵火、香山、耳梨三山相闕、此欲諫止上來之時、到於此處、乃聞闕止、覆其所乘之船而坐之、故號神集之形覆と有るも、出雲より御船に乘らして、播磨に越え給へる由なり、又萬葉三(二十二丁)に、久方乃天之探女之、石船乃泊師高津者、淺爾家留香裳と見えたるを、攝津風土記に、天探女乘磐船(二十二丁)に、久方乃天之探女之、石船乃泊師高津者、淺爾家留香裳と見えたるを、攝津風土記に、天探女乘磐船到于此、以天磐船舟泊、故號高津と有るを以て考ふるに、磐船を以て空より來りて、舟泊る故に、高津と云と聞えたり、朝野群載に、攝津國東方、於味原有石船、往年下照姬垂跡云々、其磐船四十尋餘、亘二十尋餘、石中有凹凸、置中央寶珠顆、名曰如意珠、其船向東北、其上有祠、祭祀石靈と有るは、天探女、素より天稚彦に従へる神なれば、其地に、下照姬も、共に被祭給へるなりけり、(今東生郡小橋村の東南に、一堆の丘あり、俗に磐船山と云へり、右の河上嗟峯なる天磐船は、貝原篤信が諸州廻三に、河内國天川を東に上る事三十町計上り、左方なる山際の坂を少し行きて岩船に至る、兩山の間狭し、岩舟とは、大磐方十間も有るべし、長くして船の形に似たり、谷に横たはれり、其外、家の如く橋の如く、或は横たはり側立てる大石多し云々、岩舟石の下を、天川流れ通る奇境なり、凡そ大石は何方にも多けれども、如此く大石の多く一所に集る所を未だ見ず云々と云へり、予嘉永六年春、伊勢に參宮せし時、荒木田弘運などに案内せられて、五十鈴川にて、太神宮よりは一里計も上方に、鰻石と云が有りて見に物したるに、鰻には非ずて、磐船の狀なり、大なるは十間、小なるは五六間計なるが、橋の如く横たはりて幾箇も有りき、其は其下より流れて云はむ方なき佳境なり、天孫降臨章に所見たる猿田彦大神の御言に、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上と有れば、若やとも思ひ出でたりしかども、強事すべきならずとて、言外には出さざりしなり、又神

名式に、越後國磐船郡石船神社有り、社傳に、今も海中に石にて作れる船の形有りと云へり、又或云、土佐國香美郡大里莊東川村に、石船明神と云舊社あり、古老の傳に、石船に乗りて天降給ふ神なりと云へり、社の傍に石舟あり、古代神造の物と見えたりと云へり、其外、物にこそは記し留めざりけれ、國々の内には、猶云ひ知らず多く在る可し然れば、天浮橋とは、天の積氣中に浮べ走る物にして、其實は風氣なるが、地に墜ちては磐と化れる故に、磐船と云ふ名も有るなりけり、大地の神等の、空行の磐船は、右の如く埴土を以て作り給ふと雖も、天に到るに及びては、又浮雲と成る事にて、風氣の此を送るにぞ有るべき、克々上件に云へる事共を考へ合せて曉るべき者なりかし、(立は、釋述義に、私記曰、問立字如字不讀、多々志氏止讀如何、答師說、是古事記之意也とあり、古事記に訓立、云々多々志と見ゆ)○共計曰、四神出生章に、伊弉諾尊、伊弉冊尊共議曰と有るに同じく、相共與に問議り給へるなり、其の例は、第一一書に、然後同宮共住而生兒、四神出生章に、伊弉諾尊、伊弉冊尊共議曰、共生日神、其第六一書に、伊弉諾尊、與伊弉冊尊、共生大八洲國とも、及之共語とも見え、第九一書に出迎共語、第十一書、吾則當留此國、不レ可共去と有りて、計へも盡すまじく多在り、古事記にも、於是二柱神議云々、猶宜白大神之御所、即共參上、請天神之命とも、凡伊邪那岐、伊邪那美二神、共所生島云々など、此の二神の事に多く云へり、(同書國作段に、少名毘古那神の常世國に座り坐し件に、於是大國主神愁而、告吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作此國耶、是時有光海依來之神、其神言能治我前者、吾能共與相作成、若不然者國難成と有るにて、能通えたり、吾獨と云ひて、下に孰神與と云ひ、又、共與と有るを以て曉るべし、此に其爲夫婦の四字を、美斗能麻具波比と訓ませたる

も、共與に爲る事なればなり、又、共に、相の義有りて通へり、大嘗祭の相作を共作と作り、雄略天皇御紀、推古天皇御紀の共食者を、阿比多邾毘登と訓める是なり計は、議なる事、右に出でたるが如し、二神共與に言ひ試み坐して、其可きに從ひ給ふ山なり、第四一書に、伊弉諾、伊弉冊二神、相謂曰と有るは、共語曰と同じきを、計と云ふは相與に言を運び合せ計べて、其非きを去りて是しきに就く事なれば、言義は運有にてぞ有るべき、(其は何をもつて云ぞならば、人と相謂ふ事を咄と云ふも、放爲にて、言を我より言ひ放つ意なるに例して云ふなり、猶大殿祭、天津御量、大祓詞、神議の講義に云へりき) 偕、古事記、及第一一書には、天神の詔命を以て、二神は天降り給ふ故に、其御命の隨に行ひ給ふ故に、此に共計曰の事なきを、此に二神の御心と思ほし立ち給ふ狀に被記るゝ所にて、大に意味の異なる事なり、然れども、上にも云へる如く、瑞珠盟約章に至りて、報命の文有る上は、天神の詔命に依れる事申すも更なり、(如此く始終打ち合ぬ狀なるは、如何にと云ふに、正書は漢狀に記されむとして、然物爲られしには有れども、未正し訖へられざりつらむ) ○底下は、天浮橋之上と有るに對へたる言なり、曾許都斯多爾と訓める其宜し、此時は壘沙と水と未だ分れざりし程なりければ、彼唯有朝霧而薰滿之哉と有るが如き狀なりけむ故に、其上に御立たして、底下とは詔り給へる者なり、(天浮橋之上を、第二一書に、立天霧之中と有るを以て、思ふ可き者なりかし) 古事記(國避段)に、於高天原者と云ふに對へて、地下者於底津石根云々と有るに似たり、又底下と云ふ語の有るべき事、此句を以て明らむべし、○豈無國敷の豈は、瑞珠盟約章に、吾弟之來、豈以善意乎寶劍出現章第六一書に、吾等所造之國、豈謂善成之乎天孫降臨章に、豈唯經津主神、獨爲丈夫而、吾非丈夫乎と有る

など、何れも何と云ふべき所に用ひたるは、其義なるが故なり、仁德天皇二十二年御紀皇后の御歌に、阿耳豫區望阿羅儒と詠ませ給へるも、何善くも非ずにて通ゆるなり、(那爾と阿耳と同言なることは、萬葉十詠鴈に、環年之經往者、何跡念登と詠めるも、何と念となり、十四、上總國歌に、和我世故乎、安村可母伊波牟は、吾妹子を何どかも云はむなり、此外にも、東歌に多在は、何と阿耳と、言の通へるが故なるを思ふべし) ○無國敷は、第二一書に、二神立天霧之中曰、吾欲得國と見え、第三一書に、二神坐于高天原曰、當有國耶と見え、第四一書に、二神相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎と見えたる是にて、天浮橋の上に御立たし御在し坐て、豈國無らましやはと仰せ給へる者にて、御詞の中に甚く慷慨給へる意を含みて、大に強く力有り、其は此に必ず國有りと云ふ意にて、其反語を用ひさせ給へる者なるを以て知るべき也、(右に註せる豈の言を思ひ合せて曉るべきなり、古史徴に、右の傳々を並べ舉げて、此四の傳、共に天神の御依しの事なきは、道の大義の本を失ひたる非傳なりと有り) ○迺は、第一一書に、迺賜天瓊戈、第二一書に、吾欲得國、乃以天瓊矛と有りて、次なるには、乃字を二所共に用ひたり、言義は其竟なるべし、(外の事を交へずして、直ちに其事の成行を指して云ふ語なるなり) ○以天之瓊瓊、玉也此曰努) 矛は、次々一書なるには、之字なし、古事記には、天沼矛と作り、地神本紀には、天鏃槍と作り、(記傳に云く、瓊矛を登富許と訓み來れるは、云ふにも足ぬ俗訓なり) 瓊は、釋述義に、私記曰、師說此註瓊玉也、此曰努、故先師又據之、而或本努字爲武也、蓋古者、謂或爲努、或爲武、兩說並通、唯以武爲異本と見えたり、記傳四(五丁)に「瓊此云努と有れば、天沼矛の沼は借字にて玉なり、玉を努と云へるは、書紀に、瓊響瓊々、此云奴儻等

母由羅爾<sup>モユラニ</sup>と有る奴儼等は、瓊之音<sup>スノネ</sup>なり、又、天武天皇の夫人に大難<sup>オホノカタ</sup>娘あり、舊事紀に天難槍<sup>アメノカタヤ</sup>と云ふ有り、此二を合せて思ふに、是も玉を努<sup>ヌ</sup>と云へる一の例ならむか、難<sup>カタ</sup>字は、更に玉に由無ければ、和を味とも書く如き例に、璚<sup>スナ</sup>字などを疑と書けるを誤れるか、若て、瓊を、書紀に常に邇と訓めば、其を通音に努とも云ひしなるべしと見えたるは然る言なり、萬葉十三(九丁)に、沼名河之底奈流玉、求而得之玉可毛、拾而得之玉可毛と玉の事を續けたるも、沼名河は瓊之河<sup>スノカハ</sup>と云ふに同じければ、記傳の説實に謂れたり、神武天皇御紀に、細矛千足國と所見たる、其細矛は、玉の麗美<sup>ウツクシ</sup>しきを贊めたる言と通の、(續古今集に、「國を太上天皇、久方の天より降す玉矛の、道有る國ぞ今の我が國」と詠ませ給へるも、此天之瓊矛の事を、玉矛とは詠ませ給へるなり、發語に、玉梓乃道と續け、玉梓乃使と續けたるも此故事に依れる事、次々に説き記さむを見るべし) 矛は秀木<sup>ホコ</sup>にて、其秀は刃<sup>ハ</sup>にて、木は柄<sup>コ</sup>を云ふなり、其柄は、古事記(日代宮殿)に、比々羅木之八尋矛と云へれば、總べては柁木を以て爲る狀なれども、猶思ふに、瓊矛の玉矛なるに就いて、萬葉二(三十七丁)に、玉梓之使乃言者<sup>タマシヅノミコトノコト</sup>又(三十八丁)、玉梓之使乎見者<sup>タマシヅノミコトヲミ</sup>十(三十五丁)に、玉梓公之使乃<sup>タマシヅノミコトノミコト</sup>十一(二十一丁)に、玉梓之使不遺など見えたるを、合せ考るに、鈴屋大人の、古に使を遣はずには、梓木<sup>シヅノキ</sup>に玉を着けて、使の信と成しつる由の説もあり、又萬葉一(二十九丁)に、玉梓乃道行晚<sup>タマシヅノミチノチノ</sup>十一(二十六丁)に、玉戈之道行疲、又(五丁)に、玉梓道不行爲又(十三丁)に、玉梓路往占、又(二十二丁)に、玉梓之道行夫利爾など猶多在るを、彼に使と云ひ、此に道としも續けたるは、其物質を云ふと、其作用を云ひ分てるにこそ有りけれ、共同物なる事知られたり、然れば、古に玉梓と云ひしは玉梓の事にて、其柄には梓木を用ひたりとぞ見えたりける、(是は甚附會なるが如くな

れども、其事實に徴して云ふなり、但し二神の天之瓊矛の柄は、必ず梓木有りて、其時に被用たりしと云ふには非ず、上古に其物の狀は然有りしと云ふ耳なり、凡べて此時の事などは、甚々奇異なる神業共多在しかば、後人の心を以て推量奉る可きには非ざるなり、記傳に、矛は、和名抄に「楊雄方言云、戟或謂之干、或謂之戈、和名保古、又釋名云、手戟曰矛、人所持也、字亦作鋒、和名天保古と有り、此方の古書には、戟字など、字には拘はらず皆通はし書けり、梓とも多く書きたり、太保古と云へるは、古名には非らじ、手戟と云へるに就ての事なるべし云々」と見えたり、年中行事秘抄に、載せる鎮魂歌に、母登波加那保古、須惠波紀保古と見えれば、金矛、木矛と云ふ名も古昔に有りけるなるべし) 第一一書に、天神謂伊弉諾尊、伊弉册尊曰云々、宜汝往循之、迺賜天瓊戈と見え、古事記にも、於是天神諸命以、詔伊弉那岐命、伊弉那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也と有りて、天之瓊矛は、二神に御矛を令持て、此道に差使し給ふ表物に、天神の授け賜はせ給へる者なり、天孫降臨章に、大己貴神、乃以平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安と有るも、皇御孫尊に、此國を奉る表に、矛を授け奉らしむにて、右の古例を逐はせ給へる者なり、其尤も灼然きは、成務天皇五年御紀に、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛、以爲表と有る是なり、此の國郡縣邑の隔を分ちて、御命持ち令仕奉給ふ表に賜へる者にして、其意味異ならざるなり、(崇神天皇四十八年御紀に、勅豐城命、活目尊、汝等二子、慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之云々、兄豐城命、以夢辭、奏于天皇曰、自登御諸山、向東八廻弄槍、八廻擊刀云々、天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當治東

國云々と見えたる、此は夢に依りて定め給へる事には在れども、弄槍の事に依りて、東國を令治給へるは右の例なり、似たる事ながら、古事記、日代宮段に、天皇亦頻詔倭建命、言向和乎平東方十二道之荒夫流神、及麻都樓波奴人等而云々遣之時、給比々羅木之尋矛と有り、軍防令に、凡大將出征皆授節刀と有る類にて國を治めに行くとは異なり) 緒、其瓊矛はしも、天神の御命以ちて、二神に此國を循せと事依して賜へる表物なるが、第四一書に、有物若浮膏とある如くにて、國地稚々しく漂在へりければ、修理固成さしめ給はむとの、天神の神量になむ依れりける、然れば、其天之瓊矛は、天神の御靈形にして、國生の御表物なるが、石見の女髓腦に、「天之瓊矛は交道の根なり」と云ふは然る説にて、平田翁説にも、「此は天根玄牡の象物にて、大地の玄牡女陰なる所を令畫成給はむ料なり」と云はれたる、共に謂はれたる言なりけりとぞ諾はれける、(其は傳二、可美葦牙彦舅尊、傳三、大戸摩彦尊の件に註せるが如く、男を比古と云ふは、延き出づるより云ふ稱にて、其は陽元に起れるが、今も其を問古とも問乃古とも云へるは、瓊戈の戈と同言なる事、上にも云へる如し、通證に、矛訓爲火發、乃陽氣之發動也、矛之爲器、象於火氣炎上、故訓之と云るも強事ならず、又、虞喜志に、古人鑄刀、五月丙午取純火精、以協其數と云へるも、天根玄牡の象物なるに合へり、又平田翁の印度藏志に、韋紐天、手執輪戟、有大威勢、故萬物從其生と云ふ文中論疏と云ふ書に在りとして引かれたる韋紐天は、此の二神なるべく、輪戟は瓊矛の事とぞ聞えたる) ○指下而は、古事記にも指下と云ひて、引上の言を下に置きたり、此の天浮橋の上より、底下の方を指して、矛を下し給ふを云ふなり、記傳四(十丁)に、「指下は、彼の虚空中に如浮脂して漂在の一屯の物の中へ、指下し給ふなり、書紀一書に、伊弉諾伊弉册二

神相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊矛、探成一島、名曰破馭盧島と有るを以て知るべしと見えたるが如し、緒第一一書には、投字を指下してと訓せたり、(但し指下は、御手して指下し給ふなるを、投は字の任にては、遠く投げ放つ意に成るなり、萬葉十三に、投左乃遠離居而と有るは、冠辭考に、「投る箭の遠く飛ぶを、人の遠く離れて有るに云ひ懸けたり、投左は、同卷に、公之佩具之投箭之所思、十九に、梓弓須惠布理於許之投矢毛知と詠めれば、射遣る事を投ると云ひしなり」と有るが如くなれば、投字は違へるに似たり) 第二一書には、指垂而と有り、指下に同じきが、其下に、得破馭盧島、則拔矛而云々と有るを、拔を奴伎阿宜氏と訓せたるを考へ合すべし、第三第四の一書には、以天瓊戈とあり、以は持の意なり、(右の垂字を久陀斯と訓まれども、中頃、多禮とも訓みたるにや、名玉集の歌に、「瓊矛垂れ、破馭盧島に降り坐て神ぞ父母國を生めれば」と有り、但し矛に多流と云ふ事は如何なる事なり) ○探之は、第二一書にも然有り、探は求る意なる故に、第一一書には、投戈求地と見えたり、然求むるが故に、其物に遇ひたるを得を云へり、此に探之是獲滄溟と見え、第二一書には、吾欲得國云々、探之得破馭盧島と有るが如し、(第四一書に、以天瓊矛、探成一島と有る探は、同じきながら成へ續くるが故に、下に得とは云はざるなり、彼此差別有る事を、先辨ふべし) 此は天浮橋の上より、其中間に薰滿たる朝霧を隔て、其底下に在る浮膏の如くなりし、漂在る物の中に、瓊矛を指下して、國を求ぎ給ふ由なれば、古事記に、指下其沼矛以畫者と見え、第三一書に、畫成破馭盧島と有るなどは近きを、此は少か遠き意見えたり、(然れば、右の畫成を口訣に以矛探海也と註せるも、然る言ながら、纂疏に、畫海而成島也と宣はせたるなむ、探と畫と打混れずて宜



しかる可き。是獲滄溟は、第四一書に、有物若浮膏とある状なりしを、彼矛を以て探り給ひし故に、泥沙は底に沈みて滄海と成れるを云ふなり、然れば此時の大地は、泥沙を中心に、外表は何方迄も、唯潮水耳ありし事灼然し、偕、滄海とは、第一一書に、投戈求地、因畫滄海と有りて、滄溟、滄海、共に國土の稚しくて、國と海と未だ分らざりし程を云へる由、古史徴に註されたるは、實に然る言にて、四神出生章第十一一書に、素戔鳴尊者、可<sub>ミ</sub>以御<sub>ミ</sub>滄海之原也と有るに、第六一書には、素戔鳴尊者、可<sub>ミ</sub>以治<sub>ミ</sub>天下也と有れば、國土の全くを然云へりしなり、又、古事記に、須佐之男命參上天一時、山川悉動、國土皆震と有るを、瑞珠盟約章に、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响と有る、國土と溟渤と並び山川と山岳と對へるを以知るべし、(和名抄に、滄溟、阿乎宇三波良と有るは、宇三の下に乃を略けるなり、類聚名義抄には、滄溟を阿遠宇那波羅と訓み、溟渤を意富伎宇美と有り、又和名抄にも、溟渤、和名於保岐宇三と有りて、此は同訓なり、溟渤此を唯に海の事と云ひ思ふは非ず)偕、此に獲滄溟と有るは、一島の成れる耳に係るならず、大八洲國を生み給へるも、其滄溟の中にての事なり、又、處々小島、皆潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也と有れば、殊に深く係れる事、次に説けるが如し、其は滄溟を青海とも書く事なるが、其を阿遠宇那波羅と稱ふる阿遠は沫なり、沫蕩尊と申し、鹽沫と云ひ、水沫と云へる沫にて、凝り聚りて國土と成る物を云へるなれば色の青きを云ふには非ず、宇那は海之にて、海上海邊など、同じく見るも、常の事には有れども、阿遠宇那と續けるは、沫生成と云ふ事にて、其即ち國生成の意、波羅は廣く限なき山なり、(古史徴に、「此に海原と有るを、後に海を云ふ海原と見ては、彼此打ち合はず、難解き事多かり」と有るは然る事にて、海神を綿津見神と申せれば、海を和多と

云ひ、海原とも海中とも海底とも云ひ、又唯に渡とも海邊とも綿津海とも云ふ事なるが、又宇美と云ふ語も並べ用ひたりしなり、海宮遊行章に、海幸と云ひ海濱と云ひ海陸と云ひ、古事記同段に、海道と云ひ海坂と有るなどは、悉く宇美と云ふべき所なり、日代宮段歌に、宇美賀山氣婆云々、宇美賀波伊佐用布など見えたれば、神代より、和多とも宇美とも唱へしなりけり、齊明天皇御紀大御歌に、耶麻古曳底、于瀾倭拖留騰母とも、于之囊能矩娜梨、于那俱娜梨とも有るは、潮之下海下なるを思ふ可し、此に就て思ふに、海の所を云ふ時は和多なり、海の物を云ふ時は宇美なり、此國土をも、所には久爾と云ひ、物には都知と云ふに始れるを、通はして用ふるが如し、然れば和多は、記傳に渡なりと説かれたるが如く、宇美は大水の約れるにてぞ有るべければ、青海原とも海原とも云ひて、本より僻事には非ざれども、此國生と、素戔鳴尊に御依しとは、阿遠宇那波羅と云ひて、言も物も同じくは有れども、其意異なり、傳二、沫蕩尊の下に云ひ、又傳六、生海の所にも註へるを考へ合すべし)偕、其沫は、膏にても溟にても潮にても水にても、攪き探れば成り出づる物なる事、人の知れるが如し、浮石の沫に凝り、鐘乳の石の液より凝る、今の事實は更なり、和名抄に、流黃、本草疏云、石流黃、焚石液也、和名由乃阿和と見え、白鹽人常所食也、和名阿和之保と有るなどを考へ互して知るべき者なり、故沫生成と續く意は、第四一書に、有物若浮膏と有る、其物の溟土なりしが、瓊矛を以て攪き探り給ふが故に、沙土と凝り固まらむと爲るに、泡沫と成りて浮べらむこと、今も見るが如き心ちす、男葦成せる天之矛を以ちて、物を煮るが如く沸煮し給ひけむこと、已に傳三に云へるを、見合せて曉るべくなむ、又、溟土煮尊、沙土煮尊と申すを、溟土根尊、沙土根尊とも申して、根は煉の義なるに、瓊矛の式も相通

ふ事、妙なりとも妙ならずや、沫の凝りて國と成れりし事は、御紀耳ならず、古書に微有りて、傳三沫蕩尊の下に引きて云ひ、又此下なる潮沫凝成者矣の傳に云ふべし。此時壘と水と未だ相分れざりしかば、謂ゆる泥海と云ふ狀にして、潮水の清澄て青々と見ゆる事などは有るべくも非ず、沙土と成りて凝り固まりて、國土の成れる後こそは然しも有りけれ、然れば泥海の沫と成りて凝れるは、天之瓊矛を以て攪き探り給ひしに依る事なる故に、大古に阿遠宇那波羅と云ひしは、沫生成原の義なりしを、漸次に、大八洲國は更なり、萬國も此沫より成り定りて、海神なども生り坐して、現在の如くに滄海と成れりしかば、色を以て青と云ひ、大水を以て海と號け、廣く平なるを以て原と負せて、其をしも青海原と云へる、其字を借りて用ひたりし故に、誰も、上古は唯大海なりし者と思ふに及べりしなりけり、然れば、素戔鳴尊に滄海之原を御せと事依し給へるも、其國土の成り初れりし時の元の所由を以て、然宣へる耳には非ず、大八洲國は、先に成りて後も、淡洲と云へりし外蕃の國などは、潮沫水沫の凝り成れる眞盛の間なりしかば、其有る狀を以て、天下の事を然宣ひ依さし給へる者なりけり、(古史微に、漢籍にも、統御四海と云ふ語あり、治青海原潮之八百重と云ふに克く似たる言なり、御四海とは云へど、海を御すと云事ならぬを以て、言の義を辨ふべし)と云はれたるは、然る言ながら、猶此の滄溟を海と見られたる説なれば甘なひ難し)然れば、泡沫に凝り固まるべき性の備はる事はしも、二神の天之瓊矛を以て攪き探り坐し、に依る事にて、神代耳然るに非ず、天地の立ち有らむ限りは、狹國は廣く峻國は平けくして、皇御孫尊に依し奉り給ふ神事を行はせ給ふ所由、已に祝詞講義に註せるが如し、(生島足島神詞、太神宮詞の下に云へり、此所と引き合せ讀み味はひて、其神事を知り、又、生國足國と云ふ事情を

も知るべし、此を知らざれば、天地の中に住める證非らじと、力を究めて説き明めたりき)○獲は、底下豈無國歟と宣ひ、探之とあるに依りて、獲とは云ふ也、第二一書に、吾欲得國、乃以天瓊矛、指垂而探之、得磤馭盧島と有る得に同じく、共に探得給ひし意を以て記されたるなり、(本より有る所を得給へるには非ず、探りて得給へるにて、得は即ち成し給ふ義なるなり)同じ獲字には有れども、神武天皇御紀に、皇興巡幸、因登腋上噉間丘而、廻望國形、曰、妍哉乎國之獲矣の獲は、古く美傳都と訓ませたり、清寧天皇二年御紀に、見字をも然訓ませたるを思ふに、其は見獲にて、俗に見出たりと云ふ事なり、廻望國狀と有るを合せて曉るべし、然れば、此は天之瓊矛を以て探り獲給へるなれば、其と混つに思ふ可きに非ず、(美傳都は見出なる事は、清寧天皇御紀なるも然り、然るを此は其意ならぬは、本より國の有るを知りて、物爲給へればなり)○其矛鋒、第一一書にも、戈鋒とあり、記には其矛末と作るを、記傳四(十二丁)に、末は佐伎と訓むべし、下に著其御刀前之血云々、以御刀之前云々、跌坐其劍前云々など、皆佐伎と云ふ、欽明天皇御紀に、鋒末、新撰字鏡に、欽保己乃佐支と有ればなり、(國栖等が大雀命の御刀を見て詠める歌に、波加勢流多知、母登都流藝須惠布由云々、と有れば、須惠と訓むも誤ならねど、猶多き方に依る可し)と見えたるが如し)猶四神出生章第六一書に、劍鐔、劍頭に對へて、劍鋒、天孫降臨章に、鋒端とある、共に佐伎と訓み、神名式なる貫前神社を、臨時祭式に或作拔鋒と有るをも、證とは成すべき者なりかし、(此事、下に劍鋒の條に委しく辨へたり)○滴瀝は、第一一書に、垂落と有りて、古事記も右に同じ、四神出生章第六一書に、劍双垂血とも、劍鐔垂血とも、劍鋒垂血とも、劍頭垂血とも有る、垂字の訓に倣ひて、斯多陀流と訓むべき由、記傳に註されたるに

從ふべし、斯多陀流は下垂にて、上より雪の垂落つるを云ふなり、(和名抄に雪、説文云、雪、屋簷前雨流下也、和名阿萬之太利と有るも、雨下垂の義なるを思ふべし、萬葉十に、百磯城大宮人之蘊有、垂柳者と詠み、又、鳳尾草を志陀と云ひ、涙は泣水垂にて、其傍を云も此類なり、此外にも猶斯る語多在るべし) 偕、此に滴瀝としも云ふは、其矛を引き上げ給へりし、其鋒より垂落たりしが故なり、第二書に、畫滄海而引擧之、即戈鋒垂落之潮と有るにて明らかし、(古事記も右の如くにて、指下其沼矛、以畫者、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽とあり、指下すと云ふ結に、引上げと見え、其引上たりし予より落るを以て、垂落とは有なり、舊事紀に、落垂滴瀝之潮と有るは煩はしき書體なり、○潮は、古事記には鹽と作り、此時は、第四一書に、有物若浮膏と云ふ狀にて、鹽土と水と相混和れりし程なりしかども、天日の光輝に蒸されて、鹽氣を含みて漸凝り固るべき氣機の出で來れりし故に、氣穗とは云ふなり、(國土の成れる後に、海水澄みて後も、鹹味なるは流水の如くは非ず、其一所に止まり居るに、天日の光を以て蒸す事甚しきが故なり、或書に問海水必鹹何也、日鹹生于火也、火然薪木、既已成灰、用水淋灌、即成灰鹵、燥乾之極遇水、即鹹此其驗也、地中得火既多燥乾、燥乾遇水即鹹味と云へるも、實理有る事なり、) 潮を氣穗なりと云ふ氣は、天日の光輝の土水を照し蒸すに依りて、水の淡き味を變へて、鹹ゆき一種の氣を醸し成せるに依りて、此を志と云へり、然れば、志保は氣之穗なる事決し、(氣を志と云ふは、和名抄に、虹を爾之、雲雨を之久禮、麩を豆無之加世、嵐を阿良之、霜を之毛など云ふ類なり、穗は浪穗などの穗にて、物の中より、殊に秀出たるに云ふ言にて、巖を以八保と云ひて、岩に別つが如し、名義抄に、泡字に美都富と云ふ訓有るは、泡は水より出る、穗

の如き者なれば云ふなり、潮と云に就て説あり、其は、上に滄溟は沫生成原と云ふ事にて、其沫は此下に潮沫凝成者矣にて、大八洲國は更にも云はず、萬國の成れるも、悉く此物に因れるが、御紀に、其を分別たれたるは、大八洲國は、二神の生み給へる物實に潮沫の秀なる物の凝り着きて國と成るを、外國は謂ゆる淡洲にて、御子の列にさへ入り給はざる醜國なるが故に、凝り着きて、國と成る潮沫も、潔き限には非ざりし者なり、其は神武天皇御紀に、昔伊弉諾尊、目此國、曰日本者浦安國、細矛千足國、磯輪上秀眞國と有るは、國號考に、説かれたる如く、大八洲の總號にてはなくして、大和國を贊稱へ給へりし事云ふも更なれども、其御卷の首に、東有美地、青山四周云々、蓋六合之中心乎と詔り給へるを以て思ふに、大八洲に互る嘉稱には有れども、其中にも然稱ふべき地は此國ぞと、大御言に宣ひ出させ給へりしなるべし、其三稱の中にて、磯輪上秀眞國の、磯輪上は潮沫上の切れるにて、上は物の珠勝れて秀出て美好を云ふなれば、國土の成れる始の狀を御親ら見行はし、任に、伊弉諾尊の語り顯し給へるが、終に發語とは成れりしなるべし、又、此大八洲國は、萬國の極東に在りて、元首なるにも思ひ合す可きなり、秀眞國は、景行天皇十七年御紀の大御歌に、夜摩苦波、區耳能摩保遷摩と有るに同じく、此耳大和は國の奥區の由なる稱辭なれば、磯輪上は秀と續く發語なれば、大八洲國の總てに係れる事知るべし、(國號考に、磯輪は皺にて、浪を云へるか、古今集なる壬生忠岑が長歌に、「立浪の浪の皺にや溺ほれむ」と詠めるも、本より浪を皺とも云へる事の有りし故にやと思はるればなり、若然も有らば、上は浪の立ち上るなり、如此云ふ意は、浪の立を、浪の穗と云へる事、書紀、萬葉などに見えたれば、波立ち上る秀と云ふ意に續きたるなるべし、故、上をも、姑く能煩流とは訓みつ、然れど、此は試み



なるを思ふべし、書紀に、越國を大八洲の一に取りて、越洲と云へるも、海は隔たらねども、彼國は、何國よりも山を隔て、別に一區なるが如くなればなるべく、筑紫の宇佐を宇佐島と有るも、山川の周りて一區の地なるが故なり、又應神天皇の都は、大和國高市郡の輕と云地なるを、輕島と云ひ、欽明天皇の都は、師木と云地なるを、師木島と云へるなども皆同じ、此餘にも、海無き國々に、某島と云ふ地名の多在る、多くは此例にてぞ着つらむ、中には必ず灼然き界限はなき地をも、殊更に一區と占め定めて、號けたるも有りぬべし、其も號くる意は同じ事なりかし、又此大八島など云ふ名の如く、甚大きなにも云へれば、必しも小さきを耳云へるにも非ず、但し小くして海の中に在るは殊に周りの界限も炳焉ければ、専ら然る地耳の名の如くにも、自然に成れるなり、楮、島、洲などの字を當て書けるも、其海の周れる地を云ふ一方に就きてなり、然れど此等の字に泥みて、必ず本より海の中なるを耳云ひ、又小きを耳云名なりと勿思ひ誤りそ、凡て皇國の言は、漢字を當てたるは、全く當れるもあり、又傍は當りて、傍は當らぬも多かるを、後世には、唯一向に字に耳依る故に、本の意を誤る事耳多きぞかし云々と有るが如し、洲字は、説文に、水中地也と見え、爾雅、水中可居曰洲と註し、島字は、説文に海中有山、可依止曰島と有るを、右に辨へて、傍は當りて、傍は當らぬ由に云はれたる者なり、○破馭廬島は、古事記に、淤能碁呂島とあり、同高津宮段に、游能碁呂志摩と有るに依りて、碁を濁り志を清むべき事、記傳の説の如し、破の音は隱なるを、淤能の二言の假字に借り用ひられたり、名義、記傳四(十二丁)に、私記に、自凝之島也、猶如言自凝也と有り、淡路天皇天平寶字八年御紀に、西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之塚、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後、天晴於鹿兒島信爾村之海、沙石

自聚、化三成三島、炎氣露見、有如冶鑄之爲形勢、相連望、似四阿之屋と有る、自聚を相照して思ふべし、彼許袁呂許袁呂に攪成し給へる潮の滴瀝の、累積りて成れる故の名なり、自と云ふ故は、侘の島國は、皆此二柱神の生み成し給へるに、此島耳は然らず、自然に成ればなり、故、下に唯意能碁呂島者非所生とありと云はれたるにて通えたり、寶鏡開始章第三一書に、天拔戸兒、已凝戸邊と有るは、自凝に言同じけれども、石凝の石を誤れるなれば、此の例には引き難し、楮通證に、此紀、二尊所產生者、用洲字、潮水所凝成者、用島字と有るは、能くも心附きたり、此島の所在はしも説々有りて定め難きを、近く通謂世界とも、吾大八洲之本號とも云ふ如きは、取るに足らざれば、其は措きて、古書に所見たる所を、次々に擧げて定むべし、先古事記(高津宮段)に、天皇懸其黑日賣、欺大后曰、欲見淡道島而、幸行之時、坐淡路島、遙望歌曰、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏、和賀久邇美禮婆、阿波志摩、淤能碁呂志摩、阿遲摩佐能、志摩母美由、佐氣都志摩美由、乃自其島傳而、幸行吉備國と有る、此歌を先説きて、後に其所在を得べきなり、其は、天皇吉備海部直が女なる黑比賣を所使しが、大后の嫉妬に依りて逃げ下れるを、追ひて幸行せし所なるが故に、文に坐淡路島と有れども、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏と詠ませ給へると、乃自其島傳而云々と有るとを合せて思ふに、海傳ひに幸行せし間に淡路島の東北に泊給ひて、大御船より眺望め給へる狀を詠み給へるなれば、本より淡路島は詠ませ給ふべくも非ねば、淡道を中に置き、て西南の方なる紀海の淡島と、此許なる破馭廬島を詠み給ひ、其より北西の方に指して幸行せる、吉備國の方に傍たる島々の事を詠ませ給へるが、古事記裏書に、阿遲麻佐能古志麻母美由と有るは、古本に然有りしなるべきが、

今地理を思ふに、淡道より西北に當りては、小野篁主の、八十島係けてと詠まれし如くに、八十の小島、實に檳榔を置き竝べたらむが如く多在れば、阿遲麻佐能古志麻は、地名には非らずして如檳榔小島の意なり、佐氣都志麻も右に同じく、放津島にて、其は離れ小島の洋中に放りて在るを然詠ませ給へる者にて、其向ひ幸行す吉備國の、猶遙なる事を宣へるなり、萬葉二(二十四丁)に、奥放而榜來船、邊附而榜來船と有る如く、奥の方に放れる島と云ふ事にて、此二つ共に、更に地名には非ざるなり、此大御歌を如此く説き得れば、破馭盧島をも、淡道の西北の方に得るなり、然れば裏書に、古志麻と有る古字こそ、實に實には有るべき者なりけれ、(記傳には、此二島は、淡道の西南に、淡島などに並べりし島と見られたる故に、其説を得られざりしと見ゆ、又度會延佳が齧頭には、阿遲摩小豆島乎と云へるは非なり、續紀三十八に、備前國兒島郡小豆島と有りて、其も見ゆる所なれども、小豆島を阿遲摩と云ふ事未だ聞ず、又、佐能志麻、日本紀云、淡路野島と云へるなどは、愈僻事なり、野島は奴自麻とこそ云へ、縦や佐の發語を置くととも、佐奴志麻と云はでは叶はず、且、履仲天皇御紀に、野島之海人と有るを證に取りたれども、萬葉六、赤人の長歌に、御食都國、日之御調等、淡路乃野島之海人乃云々、反歌に、三食都國、野島乃海子乃とも詠みたれば、島の如く思ふ人も有るべけれども、三に人麻呂驛旅歌八首の中に、珠藻荇、敏馬乎過、夏草之野島之崎爾、舟近著奴とも、粟路之野島之前乃濱風爾、妹之結紐吹返、とも有りて島には非ず、海の出崎なり、今も藁之浦と云ふ地に、野島が崎とて有る是なれば、佐能志麻の方人には成り難かり、阿遲麻佐能は、古事記玉垣宮段に、檳榔之長穗宮と有る、之も同じく共に如字の義なり、和名抄に、檳榔葉聚樹端、有三十餘房、一房數

百子者也と有る、葉聚樹端は、長穗と云ふべし、一房數百子は、小島の百八十と多在るに譬へさせ給ふべきなり、此は古、皇國に無かりし物なれども、已く外國より貢きたりしが珍らしき任に、物にも譬へさせ給へるなり、本草に、木の狀を云へるに、高五七丈、正直無枝、皮似青桐、節似桂枝、葉生木頭、大如楯頭、又似芭蕉葉、其實作一房、從葉中出、旁有刺、若棘釘重疊、其下一房數百實如鷄子狀、皆有皮殼と云へるを、此二に合せ思ふべし、然れば裏書に古志麻母美山と有るなむ、甚々可美かりける、但し摩字を皆麻に作れり、又、釋述義に、私記曰、今見淡路國西南角小島是也、云俗獨存其名也、或説、今在淡路國東、由良驛下、或説云、淡路紀伊兩國之境、由理驛之西方小島云々、然而彼淡路地方小嶋、于今得此號也、と有は甚々煩はし、今此を辨ふべし、私記に、西南角と有るは、西北角を誤れるにて、口訣に在淡路西北隅と同じきなり、其は或説、在淡路國東由良驛下と云へるは次の或説に、由理驛之西方小島を云へるなれば、其同じ地を云へるならむには、或云とは云ふまじき者なり、然れば、私記は口訣と同じく西北角なるを立て、由良驛下なるは、一説に備たる事灼然し、偕、或説に、淡路國東と云へる方位は、何れも國府の在りし三原郡よりの方位にて、津名郡なる由良は實に東端なり、次の或説に、由理驛之西小島と有るは由理由良同處なるが、其西に當りて今も沼島と云小島有りて、三原郡に隸るが國府よりは西南の方なり、然而彼地方小島、于今得此號也とは、釋者の説にて、纂疏の御説も右に同じきが、共に私記に西北角小島是也、云俗猶存其名也、と有るとは別の事なり、思ひ混ふべからず、由良は、神名式に、津名郡由良湊神社と見え、應神天皇三十一年御紀の歌に、由羅能斗能、斗那訶能と有る地にて、民部省式に、由良驛馬五疋とも見えたり、偕其地方な

る小島を、于今得此號と有るは、沼島と沼矛と沼の同じきに依りて、破馭盧嶋ぞと僻心得爲つる者なる可し、古くも然云へりと聞えて、萬葉一(十一丁)に、中皇女命往于紀伊溫泉之時御歌に、吾欲之野島波見世追、底深伎阿胡根能浦乃、玉曾不捨と詠ませ給へるを以て知るべし、(阿胡根浦は、紀伊國日高郡なる故に、誰も其邊の地と思ふらめども、豫て欲りし給へりし野島を、海部郡名草郡の海濱より望み見坐して、然後に、阿胡根浦を見むと云ふ事なるを思ふべし、難波海よりは見えざれども、予も淡路より紀伊に渡る時に、由良の渡中に在る粟島よりは、四五里も西方に見ゆるが、平坦にして實に野島と云ふべき地勢なり、三原郡土生灘と云ふに在りて、陸を去る事一里許にして、島の亘凡一里許にして、戸數千餘有りて、大に豐饒の地なりとぞ) 口訣に、破馭盧島自凝島也、在淡路西北隅小島也と有るは、古の私記の本説に合ひて、高津宮段の大御歌に叶へれば、此ぞ神代の破馭盧島には有りける、大神貫道と云ひけるが、破馭盧島日記に、古伊弉諾尊伊弉册尊、蒙天祖之神勅、欲成天地立於天浮橋、以天瓊矛探滄海、其滴瀝結而爲島、名曰破馭盧島、是則大八洲之始祖而、大千界之大宗也、即在淡路洲之西北、俗稱繪島是也、誠是神明凝天巧、以爲神靈宅、造化鍾神秀而爲山岳宗、其地勢似八坂瓊之曲玉、所謂捧九官而成者乎、旁無延緣、自溟海岬然而獨立、根無連着、隨潮波上下而自在、是故雖震大地敢不動、高浪蹴天奚可浸乎、是謂天地柱、是謂八尋殿焉、島中奇石磊落、多現男根女淫之形、奇形怪狀不可勝數矣、又金玉之精湧出、其形如露似珠、表發金氣裏含土砂、惟神是宅亦祇是廬、誰能窺其神境哉(以上探要)とも有る、其如くにて、古歌に繪島と詠める所なるが、山の形勢男根の怒張る狀成して北より南に向ひ立ち、幾千萬とも測り知れず、玉の多在るは彼矛

の滴瀝より凝れる故なるべく、全體の巖の色は黄ばみたるに、玉の色は赤きが交りたる耳ならず、日記にも記せる如く産鹽釜杓子などの形自然石に現はれ、實に誰が眼にも繪島とは知らず打ち出づべき所なりける、其南に並て大繪島と云ふあり、日記に大和島と云へる是也、然計り高くも非れども、此二島共に人は恐みて登らざんめり、其繪島の地方に鵠島と云ふ有り、此も始は海中に在りしならめ共、淡路洲の大きに成るに隨ひて、終に其地には成れりしなるべし、其なる磐窟はしも、神名式に淡路國津名郡石屋神社とあるこれなり、此に依りて其地を岩屋浦と云ふ來馬郷の北端なり、此處、播磨國明石と直向ひて、其徑一里に過ぎず、所以に明石門とも淡路門とも云へり、(神功皇后御紀に、詳爲天皇作陵詣播磨、興山陵於赤石、仍編船紐于淡路島、運其島石而作之と見えたる如く、船を編みて、渡して石を運びしを以て、其近き程を知るべし、又萬葉六、笠朝臣金村作歌に、淡路島松帆乃浦爾と詠める地も、其西方半里許に在り、野島之前は、其より二里許に在り、東南には大和河内和泉攝津の國々連りて相對ひ、西北には播磨備前讃岐の山々島々、恰も圍める如くなり、凡そ天下の勝景はしも、世に名高かるも、聞しよりは見劣りの爲る者なれども、此繪島邊の眺望ばかり、聞きしに勝る所は非ず、然は云へ、富士山天橋立と此かと思ふ、楮、右の繪島の地方に、池田宮内少輔忠雄、城を築きし跡有り、其時繪島なども頼し取りたる由、土俗の云へる、若し然も有らば、亂世の武士計り心なき者は非ざりけり、右に云へる石屋神社は、永萬記にも、岩屋社と出たり、祭神未詳、破馭盧島日記に、二神に蛭兒を合せ祭ると云へれども、蛭兒は覺束なし、今此を石楠神社と土人の云ふを以て思ふに楠などの化石なるにや、又其東南の方に、天地大神と云ふ社有り、予が心には、式に謂ゆる石屋神社はならむかと思

の、其は傳十三卷に云ふべし、日記に、國常立尊、伊弉諾尊、伊弉册尊三座なりと云へり、國常立尊は例のなれども、二神を祭れるは然も有るべし、攝社八十萬神とて、古代の神像を多く祀れりとぞ、予が本生の地より、遠くも非ねば、往々行きて土人に聞くに、其社の前の海中に矛島と云ふ有りて、水上には現はれざれども、船人の榜に、棹梶などの觸るゝ事有れば、畏き御祟の有る事とて、大に怖るゝ所なり、猶國中之柱條と、第一書天柱條とに云はむを合せ見て知るべし、然れば、磯馭盧島は繪島にて、私記及び口訣の説に克く叶へる者なり、其大繪島と云へるも、必ず鵜島、矛島共に、神代の初に成りて、二神の御靈の、常しくに鎮まり坐す所なる事灼然き者なり

二神於是降居彼島因欲共爲夫婦產生洲國便以磯馭盧島爲國中之柱(柱此云美籜背邇)而陽神左旋陰神右旋分巡國柱同會一面時陰神先唱曰アハニエヤ意哉遇可美少男焉少男此云鳥等孤陽神不悅曰吾是男子理當先唱如何婦人反先言乎事既不祥宜以改旋於是二神却更相遇是行也陽神先唱曰意哉遇可美少女焉少女此云鳥等咩因問陰神曰汝身有何成耶對曰吾身有一雌元之處陽神曰吾身亦有雄元之處思欲以吾身元處合汝身之元處

此迄の文、第一一書、及び古事記の趣に異なる事も無きを今茲に至りては、其次第の差有る事、譬しへ難き計なり、

且、事の略に過ぎたるは、勉めて漢文に物爲られたるが故なり、又此章の因々、皆天神の御命に依る事なるを、凡て二神の御心として、道の大義を失へるも遺憾しき事なり、二神の唱和なども、旁を略かれたり此は然ても聞えは聞ゆるを、雌雄の元處の事は、其より先に必ず有るべき事なるを、其後に成したるなどは、殊に如何なる事なり、又蛭兒を四神出生章へ回らして、此に淡洲を略かれたるは、此上無き私の極と云ふべし、(此外、味氣なき節々多在るを、其所々に辨ふるを見て知るべし、然れども、正しき神代の古語を譯し取れる故に、漢文には書取り難かりしなるべし、古義の覆はれ竟ざりけるこそ辱き事なりけれ)○降居彼島は、第一一書も然り、共に降居を、阿麻久陀理麻須と訓めるは、古事記に於其島天降坐而と有るに依りて、古くより然訓める者なり、然れば彼島の彼も、其と訓むべし、(顯宗天皇御紀に、倭者彼々茅原と有るを、釋に、彼々其所也と有れど、彼々は其々なるべし、和名抄郡名に、肥前國彼杵、曾乃杵と見えたり)舊事紀にも、天降其島と見え、萬葉十八(二十丁)に、葦原能、美豆保國乎、安麻久太利と有れば、然訓まむも悪しくは非ざれども、記傳の訓に依りて、阿母理麻須と訓むべし、其引かれたる萬葉二(二十四丁)に、和射見我原乃、行宮爾安母理座而、三(十六丁)に、天降付天之芳來山、十三(三丁)に、手向爲跡、天降座兼、十九(三十九丁)に、安母理麻之掃平、など有るを證と爲べし、安母理は、阿天淤理の約りたる古言なり」と有るが如し、(猶二十に、多可知保乃多氣爾阿毛理之とあり、六に、三諸著鹿脊山際爾と有る三を、一本に天と有るに依りて、天降付の例と爲るは非なり)已にも説へるが如く、國常立尊より此二神に至る迄、皆彼天神の産靈に資て、若し浮膏物の成り出づると俱に生坐して、即ち其物の神に坐せば、此に降居と有るからは、前に其天神の詔命を奉はりに



參上り坐せる事の、必ず無くては叶はざるなり、然るを、何れの傳にも其事の所見ざるに、深く心を盡して、神の  
頤を探りたる人も聞えぬは如何にぞや、此二神の御事はしも、始の間は隱身にて坐し、後は云ふ迄も無く顯身に坐れ  
ば、其心して解くべきを、始終通りて顯身の神と見るからに、其説を得ざりけるこそ遺憾しき事には有りけれ、記傳  
に、「今初めて天降坐すには非ず、初め天神の大命を承け給ふとして參上り坐せるが、降り給ふなり」と有るは、彼瑞  
珠盟約章に、復命の事を含みて云はれたる説にて、此耳ぞ、古より今に比類無き言立には有りける、然れども、今一  
層は、後學の力を入るべき料に残されたりと見ゆ、其は、天御中至尊と申す神一柱なりしを、高皇產靈尊、神皇產靈  
尊二神と御靈を分けて、其相結ばせる中より、天地を成し給ひ、神祇を生み給ふ事にし有りければ、此二神は更にも  
云はず、天地の間に在りと有らゆる八百萬千萬神は、悉くに右の造化三神の御靈を分けて成し坐さるはなき中にも  
此二神はしも、顯身の始に坐す事にし有りければ、其分際ぶんげいの甚々隈々しきは、其隱身より顯身に互るが故なり、(次に  
も云ひて灼然き事には有れども、神の御靈を以て云ふ時は、天降坐すと云ふべし、形體に依りて申すには、國と俱に  
生り坐せるなり) 偕、此大地に國常立尊、豐斟淳尊の隱身にして成り坐せるは、謂ゆる公運私運を司り給ふ神に坐し  
て、大地の運動をこそは所知しち看けれ、國生みの事には預らせ給はず、然れば、天神の御事依して、此二神を大地と俱  
に令生給へりしは、天神の御所より別りて天神の天降坐し始なり、然は有れども、若浮膏して漂蕩へりし間の無爲  
なりし頃ほひには、本より其と指す御名の有るべくも非ぬを、右の公私の運動に依りて久しき年序を経るに隨ひて、  
漸く濕土、沙土と地質の凝り固まるべき時運と共に、二神の御靈も亦太じく大きにぞ成り給ひけらし、天神高天原よ

り見行し御在し坐して、此時ぞ、天上に召し上げ給ひて大命は宣ひ託給ひけむ、天神は素より隱身に在し、二神も隱  
身に坐し、間なりければ、御言語も何も御心の自在じざいに成し給へりし者なり、(傳三に、濕土煮尊、沙土煮尊より面足尊、  
惶根尊と申す迄は、二神の共爲夫婦し給ふに至る次第の御名なる由、已に辨へたるを思ふべし) 若て、二神の御身の  
具成し事の有るは、此迄隱身なりし御靈の、顯身に具成し給へるなり、其顯身を具成し給へるは、天神の大命を奉て  
國土を生み諸神を成し給はむ神功の坐せるが故なり、瑞珠盟約章に、是後伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽  
宮於淡路之洲、寂然長隱者矣と有るは、神功既に竟へて、本の隱身に復り給へりし慥なる證なり、(幽宮を、唯に御靈  
の鎮坐す神社の如く心得むは心淺し、第一一書に、二神降居彼島、化豎八尋之殿と有るは、顯身と現れ出で坐し、  
に依りて建て給ふ宮なるを、幽宮は其反にて、隱身と坐して棲み給はむ料なるを思ふ可し) 偕、此國生の事に就きて  
は、天神の大命を乞ひに上り給ひし事も有れども、已に顯身と坐しては、天には參到り坐し乍も、直に御言語などは  
出來ざりし故に、太占を以つて、其御命を受け賜はらし、事と見えたり、(古事記に、二柱神議云、今吾所生之子不  
良、猶白天神之御所、即共參上、請天神之命、爾天神之命以、布斗麻邇爾ト相而詔云、因女先言而不良、亦還  
降改言と有るは、天神の命を請ひに、其御所迄は參上り坐し、かども、天神の命は、太占を以てト相せと宣へるにて  
ト相は、二神の御情に合せて奉給はらし、にて天神の太占を以てト相給へるには非ず、二神の御方に太占を設けて、  
天神の御心とト相せ給へるなり、記傳の説非なり、第一一書、以太占云々の傳に云ふべし) 然れば、伊弉諾尊、伊  
弉册尊と生れ出で給へりし其御靈の上を申す時は、天神の御許より天降らせ給へるなり、其顯身を具成し給へりし其

事實を申す時は、國土にて成り坐せるなり、所以に、古書に、高皇產靈尊、神皇產靈尊の御子と有るが其系を訂し見  
るに、皆がら二神の御子、又御孫なる耳多く、又二神の正しく御子なるをも、猶、高皇產靈尊、神皇產靈尊の御子と  
記せるも多きは、其御靈より云ふと、顯身より云ふとを混に爲るが故なり、姓氏錄に天神部に收めたる神の出自の、  
多くは伊弉諾尊伊弉冊尊に止まれるを以て知るべし、(此は、予が深く微し明らむる所有りて云ひ出づる説にて、古今  
に一人だに、未だ思ひ得て定めたる説を聞かざるなり、此傳一部を讀み度して、知る人ぞ知らむかし、譬へば、少彥  
名命の如き御紀には、高皇產靈尊の、吾所生兒、凡有一千五百座、其中一兒最惡、不順教養、自指間漏墮者と  
見え、古事記には、神產巢日御祖命の御言に、此者實我子也、於子之中、自我手僕久岐斯子也と有れども、其は御  
靈の上を以て我が子と宣へるにこそ有りけれ、實は淡洲の國魂神に御在る事、第一書に説けるが如し、國魂神とは、  
譬へば古事記に、伊豫國謂愛比賣、讃岐國謂飯依比古と有るが如く、其國と俱に生り坐して、其御魂神に坐せば、  
其正身を以て云ふ時は、決く此の二神の御子なり、然れども、其御魂を以て云ふ時は天神の御子なり、凡べて神等の  
御上にては、御魂を以て爲る故に、天神に係けて傳へたる事多在り、此等の人代の事とは大に別なる者ぞかし)斯れ  
ば、立於天浮橋之上云々の事は、隱身の時なり、今此に、降居彼島と有るは、顯身の始なり、破馭廬島と云ふ地  
質初めて成れる故に、神の形體も始めて具成れる事、如此く明らかなりける者をや○共爲夫婦は、第一第十の一書に  
遂爲夫婦、第六一書に、合爲夫婦、寶劍出現章に、遵合と有るなど、共に、美斗能麻具波比と訓めるは、古事記に、  
吾與汝行廻逢是天之御柱爲美斗能麻具波比と有るに同じ、顯季集に、如何計り、美斗能麻具波比契有りて、親の

誠めに障らざるらむ、清輔集に、契り置きし、榻の端かき見えねども、御殿麻具波比月日經にけり、奥儀抄或本には  
「爲夫婦とも書けり、古歌に云々、聞かばやと、人傳ならぬ言の葉も、美斗能麻具波比までも思はず」と所見たり、  
(舊事紀には、御戸婚毘と有り、此書體にては、毘は送假字なる如く見ゆ、但し説文に、毘同也と云ふ意にて書ける  
か、古語拾遺には、此と同じく、共爲夫婦とあり、應神天皇十三年御紀に、得夫を、麻具波理底と訓めるも同語なり、  
夫の字を類史に交に作れども、其訓同じ)然れば、右等の字は、義を以て種々に作ける者なりけり、楮、其本語の美  
斗能は、記傳には、夫婦隠り寝る所を云ひて、久美度に同じき由に註されたれども、古事記に、大穴牟遲神云々、故  
其八上比賣者、如先期美刀阿多波志都と有るなどは美刀を、御所とは如何にしても説くまじき語なり、故情思ふ  
に、美斗能麻具波比は、共身之熱組合なる可く、美刀阿多波志都は共身與にて、美斗能は身と身と共に爲る意な  
れば、久美度とは一つに爲べからざるなり、(娶を美阿波須と訓むは、身合なり、米須と訓むは身統なり、天孫降臨章  
第二一書に、幸之の字を、美刀阿多閉麻須と訓めるも、御所の意とは聞えざるなり、阿多波須は、此の麻具波比と同じ  
事なり、同章第六一書に、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽と詠ませ給へるは、眞床も不與哉にて、豊吾田津姫の不與  
共言を、然宣へるなり、雄略天皇元年御紀に、天皇與一夜而脈、遂生女子云々、朕與二霄而脈云々、大連曰、  
然則一霄喚幾廻乎、天皇七廻喚之、大連曰、此娘子以清身意奉與云々、況與終霄而安生疑也と有りて、  
與と喚とを打ち交へ云へるを以て、身を與て合ふ事を云へるを曉る可し)麻具波比は、記傳四(二十六丁)に、麻は  
宇麻なり、凡て何事にも美しく物爲るを、宇麻云々と云ふ事多し、繼體天皇御紀歌に、男女美しく寝る事を于魔伊禰と有

る類なり、と有るが如し、(顯宗天皇御紀に、美字を于魔羅と註せり、予先に、麻は儀式に、御體、辭曰於保美麻と有るに依れば、身の義ならむかとも思ひしがども、非ざりけり)具波比は、組合、又咋合の約まれるなり、記傳に、凡そ物二つが一つに合ふを、久比阿布と云ふ、萬葉十六(十六丁)に、美麗物何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六とある是なり、今世語に、物を作り合すを、志久波須と云ふも、爲咋合の約まれるなり、又、物の具波比の善し悪しと云ふも咋合の善き悪しきなり、(○今言、又、人に出で會ふ事を、傳久波須と云ふも、右の例に依らば、出咋合すなるべし、萬葉一に、名細吉野乃山者と有る、細は咋合にて、物と物と熟々組合て間然たる所無きを云なり、然して寄と云ふ意を以、吉野と續けたる者なり、傳一精妙の下に云へり見合す可し、楮、右の角は、男根を云ひ、布久禮は陰囊を云ひ、四具比相は爲組合にて、交合の事を云へり、傳一に註せり、日本靈異記一には、婚合を久那加比と訓めり、其は組中合と云ふ事なるべし、和名抄に、鶺鴒、和名爾波久奈布里と有るは、新組中振にて、此の故事に本着きたる名なる事、第五一書に就きて云ふべきなり)又、伊勢物語歌に、「世を海の、海人とし人を見るからに、目はせよとも頼まるゝ哉」とある、此目久波須も彼方此方目を見合すを云ふなり、此等にて其の意を知るべし、楚辭九歌に、「美人忽獨、與余分目成」とあり、彼成り合はざる處と成り餘れる處と、宇麻具比阿布を麻具波比とは云ふなり、俗に、嫁を二に爲と云ふも此意味ならむ云々」と有るが如し、猶、夕顔卷(五丁)にも、自ら偕み御覽せられ給ふと、付きじろひ目具波須とあり、これは、指差して言には云はずして、目交せを爲る事に云へり、若菜上(四十三丁)に、「人々目を久波せつゝ、餘りなる御思遺哉など云へり、又(七十五丁)甚切偏痛と目久波須禮と、聞き

も入れず云々、竹川(四十三丁)に、隱便に召し寄せて、目具波世奉らましかば」などあり、葵(五十一丁)に、「悔しくのみ思ほして、清亮にも見合せ奉り給はず、若葉下(六十六丁)に、「甚痛く恥らひ濕りて、清亮にも見合せ奉り給はぬを、又(六十九丁)「院も、只今一度目を見合せ給へ、又(八十八丁)心置かれ奉りては争でかは、目をも見合せ奉らむ」夕霧(六十四丁)「入り給へれど、目も見合せ給はず、難面にこそは有んめれと、見給ふも理なれど、總角(四十一丁)に、「疎ましく難面姉君をば思ひ聞え給ひて、目も見合せ奉り給はず」と有るも、心を通はずには、目をば見合する故也、(但し目久波須は、右の如く、目と目と見合す事にて、目を見合すは、心を思ひ交すにて、其男女適合の事に成る事には有れども、其と混に爲られたるは應し、麻具波比は、熟咋合にて、目久波須は、目咋合なり、各別なり、然れば、記中の目合も、麻具波比とも、米久波須とも、讀むべき所有りと知るべし)又、豐齋野尊、豐組野尊相通へる如く、又熟組合の義も有り、久美度は隱處にて別なれども、寶劍出現章に、相與適合の相與を、久美度と訓み、古事記(朝倉宮段)大御歌に、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波草泥受とある、伊久美波泥受は入組者不寢にて、男女交合の状態なり、次なる多斯爾波草泥受の多斯は、多斯美の略なるが、多は發語、斯美は染にて、男女相婚ひて漸く馴れ行くを馴染と云ふに同じ、然れば、多斯は甚染の意、草泥受は不率寢にて、未だ喚給はざるを云ふなり、然れば此の熟組合は交合の事なる事著し、記傳に、久美は隱なり、と云はれたれども、其は猶末にて組與は本なる事、云ふも更なり、(沼河比賣の歌に、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊波那佐牟遠、)又、須勢理毘賣命の御歌にも、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、多久豆怒能、

斯路岐多陀牟岐、會陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀邇、伊遠斯那世と詠ませ給へるなど、組合と云ふ狀なり。○産生洲國は、古事記に、以爲生成國土と有り、偕、此は神世七代章に、天地開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也と有るに應へて見るべき所なり、右の如く洲國と凝り固るべき物の浮漂へりし故に、其洲國と成るべき物質を産生して、修理固成し給はむとの御事なりかし、(口訣に、洲國依三神而成、故曰産生と有るは、古意に非ず、二神の洲國と成るべき物質を産生し給へるが、其即ち洲國とは成れりし者なり)洲國は、久爾都知と訓めるに従ふべし、上に、底下豈無國歟云々と有る如く、其時に瓊矛を指し下して探り給へりしかば、先茲に礮馭盧島を得給へるに、此は國中之柱と爲る所にこそ有りけれ、二神の無國歟と宣へりしは、其には非ざるが故に、其島に降り居て、洲國を産み生し給はむとは思欲し成りぬるにて、其礮馭盧島の時は、二神は幼稚く渡らせ給ひしを、此にては共爲夫婦し給ふべき、御盛年に成り給へる故に、産み生し給はむとは宣へる者なり、彼瓊矛の滴瀝れるに凝り聚りて、其島の成れるを以て、二神の産み生し給へりし物質に、溼沙の凝り聚りて、大八洲國の成れる事、何の疑がはしき事かは有らむ、(服部中庸が三大考に、二柱神の此大八洲國を産み給へる事を、世人漢意を以て見る故に、此を信ずして、種々生賢しき説有れども、其は皆私事なれば取るに足らず、唯古傳の任に心得べし、唯人の兒を生む如く、御腹より生み給へる者なり、但し其委しき狀は如何に有けむ傳無ければ知難ければ、今此を思ふに、先、天より降り坐す時に、天浮橋に立たして、瓊矛を以て彼漂在る物を攪き成し給ひて、引き上げ給ふ時、其矛の滴瀝は微かなる物なれども、其物に困りて漂在る物聚り凝り固り、廣く大に成りて、一島とは成れるなれば、大八洲國を生み

給へるも、其如くにて、二柱神の交合の滴瀝、女神の御腹内に合凝り成りて、然て女神の御腹より生み出し給ふ所は、微小き物なれども、其物に彼漂在る物の寄り聚り凝りて、國土とは成れるなり、近くは人身の成れる始にても知るべし、父母の交合の時に滴瀝る物は微なれども、月を経て兒の形と成るに非ずや」と云へるは、實に然る説なり。○産生を、記に生成と作ける、宇美は得身にて、身體を得るに係り、那須は名爲にて、身體の成り出づるを云ふ事なるが、通はして宇牟を那須と云ひ、那須を宇牟と云ふ故に、生字を宇牟にも那須にも用ひたる事常なり、又、宇牟には産字を多く用ひ、那須には成字を専と用ひたり、(但し産字を那須とは訓まず、成字を宇牟とは訓まざるは、其産も成も、正しく其言に充當れる字なる故なり)産は、古事記(訶志比宮段)に、其御子者阿禮坐、故號其御子生地、謂宇美也と有るを、御紀にも、曰宇彌と作ける是なり、又、新選字鏡に、祀以脛祀司命也、宇牟須比萬豆利と有るは、産靈祭と云ふ事なり、神名式に、尼張國葉栗郡、宇夫須那神社と有るは、産土神社と云ふ事なり、又、天孫降臨章第一一書に、吾子孫可王之地也と有るを、敏達天皇十年御紀に、子々孫々と見えたる註に、古語云、生兒八十綿連連とあれば、宇美能古と訓まれたるは當れり、又、允恭天皇四年御紀に、蕃息、雄略天皇九年御紀に、産兒を宇麻波理と訓める、宇麻は産、波理は廣にて、産廣ぐる事なり、(又、御紀に、殖及び蔓生、字などを然訓める、共に同語なり、仁德天皇五十年御紀に、鷹産之云々と有りて、歌に簡利古武とあり、又麻を續むなどの續など共に同じ、猶宇牟と宇麻志と同じき由、傳一、傳二、可美葦牙彦舅尊の下に云へり)生字を那須と訓むは、古事記に、於高天原成神名云云、此三柱神者並獨神成坐而隱身坐也など見えたる成、又神世七代章に、便化爲神とも、自有化生之神とも、始有二俱

生之神とも、高天原所生神とも見え、大祓詞に、國中爾成出武天之益人等など有るに同じ、但し其は自然の事なれば、此那須は成す方に就きて云ふ語なり、萬葉九(三十三丁)に、父母賀、成乃任爾、又(廿九丁)に、人跡成事者難乎和久良婆爾成吾身者、又、記傳に引かれたる竹取物語に、己が成さぬ子なれば、心にも從はず、空穗(藤原君卷)に、此春子一人成して薨れ坐しにき」と有るなど、此等は、生るゝ事を、那須と云へるなるが、記傳に、生成は、唯生む事なり、其を由成とも添て詔へる由に註されたれども、右に云へる如く宇牟と那須と、意は別々にて少か異有る事なり、(瑞珠盟約章に、生を宇牟と、常の如く訓めるを、其第一一書に、汝所生兒云々、生兒云々、第二一書に、生女云々、生男云々、化生神云々、第三一書に、化生男など有りて、何れも生を那須、那流と訓めり、今も那佐奴親、那佐奴子、那佐奴中など、俗にも云ふ事なり、偕、此成などの事は、傳三、所生、及び神名と云ふ所の傳に委しく云へりき)○爲國中柱は、第一一書に、降居彼島、化立八尋之殿、化立天柱也と見え、古事記に、見立天之御柱、見立八尋殿とある是なり、舊事記に、則以天瓊矛、指立於破馭盧島之上、以爲國中柱也と有るを以て、此國中之柱即ち天柱なる事を曉るべし、(然れば、國中之柱と云へるは、國中之天柱と云ふを、切めて短く云へるなり、次に引ける私記には、唯に柱と耳有り、平田翁説に、見立天之御柱とは、天上に天之御柱と有る、其に擬て、國之御柱をも然云へる由に云れたるは、然る言ながら、予は記傳の訓に従ひて、天之御柱遠見立と云ふべくぞ所思ゆる、其は眞の天之御柱と云ふは、我が破馭盧島なるを、後に此天之御柱に擬ひて、五岳の天柱をしも立て給へる狀に思ゆればぞかし)釋述義に、私記曰、問何故、謂之國中柱哉、答言、以此島爲國中柱也、或説、此島正值天地之中、

故云國中者、其非也、又問、此柱何物哉、答、古説云、天神所賜瓊矛、既探得破馭盧島畢、即以其矛衝立此島、爲國中柱也、即其矛化爲小山也と見えたる、此に依りて、國中は天地の正中に値ると云ふには非ず、國土の中なる事明らかし、偕此古説は、右の舊事記と同じきが、佗古書に然る傳の有るを取れるなり、右の二説を合せて思ふに、二神の破馭盧島を探り得坐し、は、平坦なる地なりけむを、其中心に、彼瓊矛を衝き立て給ひて、天之御柱に擬らへて、國中之柱とは成し給へる者なり、(古史徴に、其矛は八尋殿の御柱と爲りて、二柱神の御世の限り住み坐せる者を、即ち其矛云々と云ふべき謂なし、其小山と化れるは、二柱神の御世過ぎて後なる事論ひなし)と有るは然る言なり)右の類例は、出雲風土記なる國引文に、今者國引訖詔而、意字杜爾、御杖衝立而、意思登詔、故云意字と有りて、其細書に、所謂意字杜者、那家東北邊、田中在塾是也、圍八步許、其上有木以茂と見えたる、此御杖即御矛なるに、塾と化れるを以て、破馭盧島の小山なる事疑ふ可きに非ず、(又此文中に、此而堅立加志者、石見國與出雲國之堺有佐比賣山是也、云々、又、固堅立加志者、有伯耆國大神岳是也と有りて、何れも同じく物の化して山と成れるが、此等の此上なく高く大なるは、國引の綱を結び着けて、御船を繋ぐ戕柯なりし故に、矛などの比に非ざるが故なり、偕、杖と矛と一物なる事は次に云ふべし)偕、國中之天柱として、瓊矛を衝き立て給へりしは、八尋殿の心御柱と齋ひ立て給へりし事なるが、信ひ難き書には有れども、寶基本記に、散見せる古傳に、心御柱、一名天御柱、亦名曰忌柱、亦名天御量柱云々、是則伊弉諾伊弉尊鎮府、陰陽變通之本基、諸神化生之心臺也と有るは、此の事實に契合するを思ふに、決めて杜撰には非ざるべし、(記傳に、凡て殿を造る事を云ふとて、先柱を云ふは、於底津石根、宮柱布刀

斯理など、古の常なり、大殿祭詞に、天皇の御殿を造り奉る事を云へるにも、奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末乎波山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以齋柱立氏、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮流瑞之御殿云々、如此専ら柱の事を取り分けて云へり、且、此には、下に柱を行き廻り給ふ、大禮を申す段なる故に、初に、其を立て給ふ事を、先云ひ置けるなり」と有るが如し、但予が説は已に祝詞講義大殿祭詞に就て委しく云へれば、其に任ね置きつゝ故今思ふに、其瓊矛を衝立て、國中之天柱と爲し給ひて、彼唱和の御時に、此柱を廻り會ひ給ひて、御妹妹と成り給へるにも、此柱を極と定め給へる事はしも、少縁の事には非ざるを以て見るに、其瓊矛は天神の授け賜へる御靈寶なるを、國中に衝立て給へるは、二柱神等の神議を以て、天神の御靈を國中に齋ひ鎮めて、大地の鎮めとは成し給へる者なり、此を以てぞ齋柱と云ふ名は起りけらし、其は古事記(訶志比宮段)に、爾以其御杖、衝立新羅國王之門、即以墨江大神之荒御魂、爲國守神而祭鎮還渡也と有りて、御杖を衝き立て、國守神の御靈寶と祭り鎮め給へるも、此の故事などに依せ給へりけむと所思のればなり、(此事、御紀には以所杖矛樹於新羅王之門と有り、此を以て、右に杖と有るは、矛なる事知るべし)西蕃の古説にも、天柱五嶽の論有るに就て、其中岳と聞ゆるを主と爲る事に、云ひ思ふる事には有れども、成務天皇御紀に、以東西爲日縱、以南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面と有りて、大地の事は、天日を以て體として定むる古法にて、皇國は、萬國の東方の元首に居て、萬國に君王たる耳ならず、右の國中之天柱などは、天神の御靈寶を國守神と祭り鎮め給へる所なれば、餘四岳の比に非ざれば、天柱五岳の根本なる事云ふも更なり、且、南西北中の天柱は、唯國土の骨幹として、天柱は立て給へ

りと雖も、然る止む事なき珍寶ならぬを以て、其勝劣の有るべき事を曉るべき者なり、猶此下に、此をも合せて、天柱五岳の事を註すを合せ讀みて曉るべし、(西川正休説に、此國在萬國之東頭、朝陽始照之地、陽氣發生之最初、震雷奮起之先土と云へるは、謂れたる言なり、但し神代の古傳としては無き外國の説に溺れ惑へる痴者は、大地の環の如く圓體なる物なれば、何れを始とし何れを終と云はむと云ふめれども、皇國より西には親しく連聯て國多きを、東方には何方迄も國なしと云ふ許り、遙に國には隔れ、ば、此を萬國の東頭と云はむも然る事なる耳ならず、西洋人の皇國の事を記せるに、凡そ世界國土の中に、肥え潤ほひて樂しきは、北緯三十度より四十度の間に及ぶ所なし、日本は其間に位して、萬國の極東方の界なり、天神如何なる御心にか、其國を殊に恵み給ひて、周には烈しき大海を巡らし、外國の寇を防ぎ、其地形を此方彼處へ立て離して、島々を統べ合せし如くならしめ、國々の産物を異にして、總國に亘し通はせ、日本一國、異邦の産を求めずして足らしめ、餘りに大ならず小ならず造りて國を實せしめ、所以に人民多く家居立ち並び、國豊饒にして、五穀は殊更萬國に卓越て、人氣烈強盛なる事、外國に勝りしは、世界國土に比類なき事を記せるが如く、此より西方赤縣印度を経て西に至る任に、次第に國土人物の醜めく穢く劣り行きて、阿米利加など云ふに至りては、其醜穢の極なるを以て、其首尾有る事を知るべし、今年嘉永七年、彼醜國の夷共、軍艦を連ねて來れるに、外國の書籍を讀まざる輩は、志純一にして少しも怖る事なく、神風を待たずして驟にも爲べき勢有りて、然すがに神國の大御寶と甚頼もしく見えたるを、有司の中に、彼を知りて我を知らざる學者共多く有りて、良も爲れば、彼が毒計に落ち入りて、開闢以來未、外夷に對ひて一度も恥かしめを受けざる國格を亂らむと爲しこ

そ、世中は常夜往く心ちなりしが、征夷府の人々は、右の如く有りしかども、朝廷より伊勢等の十社に奉幣を奉らせ給ふ大御詔の中に、雄々しく武く物爲給へる事共の多く見えさせ給へるなむ、然すがに天神御子に坐しけると、天下の人舉りて尊み奉れる事なり、若る大御稜威の御盛に大坐々す上は、萬國の兵の限を合せて來らむとも怖れは非じと、天下の人共の悦び合へるも、亦神隨なる事なりかし、此は此に關係らざる事ながら、其騒ぎを見たり聞きたり、且は憤ほろしかりければ、心有りて少か記しおく者なり）然れども其始には、國中<sup>ニ</sup>天柱と云ひて、我破馭盧島一處なりつるを、二神等、先、大八洲國を生み給ひ然後に大地の全くを修理固成し給ふとして、我が天柱に擬ひて立て定め給へる故に、自然に東岳と字くべくは成れるなり、但し其所在はしも、皇國なる耳こそ顯には見ゆれ、外國々なるは、地中に幽れて有る故に、神僊の位を得たる人ならでは、其靈容をだに伺ふ事能はざる事と聞えて、岳瀆名山記と云ふ物に東岳廣桑山、在<sup>ニ</sup>東海中、青帝所<sup>レ</sup>都、南山長離岳、在<sup>ニ</sup>南海中、赤帝所<sup>レ</sup>都、西岳麗景山、在<sup>ニ</sup>西海中、白帝所<sup>レ</sup>都、北岳廣野山、在<sup>ニ</sup>北海中、黑帝所<sup>レ</sup>都、中岳崑崙山、在<sup>ニ</sup>九海中、爲<sup>ニ</sup>天地心、黃帝所<sup>レ</sup>都、四岳皆在<sup>ニ</sup>崑崙之四方、巨海之中、此五岳諸山、皆神仙所<sup>レ</sup>居、五帝所<sup>レ</sup>理、非<sup>ニ</sup>世人之所<sup>レ</sup>到也とあり、然れば、我が東岳耳こそあれ、佗四岳の所在を、推し當てに此ぞ彼ぞと云はむは、甚可畏き事なり、（右の南岳西岳など云ふは、漢土に傳へたる名なり、然れば、我が古語には、南之御柱、西之御柱など云ひも、爲つべき狀なり、右の青帝赤帝白帝黑帝黃帝は、風火金水土の五元の神等なるべし、此等の委しき事は、平田翁の赤縣太古傳、天柱五岳餘論などに見えたり）右の東岳なる破馭盧島は、大地の最初に成れる故に、西蕃には此を祖山と云ひ、其傍に在る淡路國を、國生みの初に先成れる故に、此を祖州とも云

ふめり、又、印度に須賣流山と云へるも、決く此山なり、須賣流を翻譯して、統領の字義と成れば、大地を統領する天柱なるにも、彼祖山なるにも合ひ、又瓊茅の化れるにも叶へり、其は、玉に八坂瓊之五百箇御統と云ひ、和名抄に、昂星を須八流とも云へれば、須賣流の梵語は、此古書を傳へたりし者と所思ゆればなり、此等を以ても、餘の四岳とは殊に勝れて、我東岳の尊き事を明らむべし、（右の祖山は、老子東遊の文に、東日窟常陽之山、掇搏桑之丹榘、散若木之朱華、觀碧海挹東井、過鬱池宮、賜谷神王、東海青童君、衆仙陳丹榘朱實、金津碧醴、次登祖山、觀芝田、採養神草、と有る是なり、祖州は東方朔が十洲記に、祖州近在<sup>ニ</sup>東海之中、地方五百里、上有<sup>ニ</sup>不死之草、草形如<sup>レ</sup>菰、苗長三四尺、人已死三日者、以<sup>レ</sup>草覆<sup>レ</sup>之、皆當時活也と有る是なり、右の不死之草は、解除に用ふる菅なるべし、大被詞講義、天津菅會條見るべし、右に須賣流山は、長阿含經の十二天餞軌に、大梵王者、上天之主衆生之父也、天帝釋者、地居之主と有るを、平田翁說に、大梵王は皇產靈神に、天帝釋は伊非諾尊に當る由に云はれたるは、然る言なり、長阿含經に、蘇迷盧山、諸大神妙天之所<sup>ニ</sup>居止と有るは、此破馭盧島の天柱は、天神の御靈實なるを聞き傳へたるなめり、又東方帝釋天と云へるは、印度より皇國を大凡に云へるなるべし、偕其帝釋を釋提婆因陀羅と云へる、其は直天帝なる由なるは、天柱は天地昇降の路なるに、其須賣流山の神なるに叶へり、或人、此須賣流山を、北極直下なる由に云へるは、古意に非ず）次に南西北の三岳は、幽れて何れの地方に在りとも詳ならぬを、唯其中岳なむ、垂仁天皇御紀、田道守が言に、遠往<sup>ニ</sup>絕域、萬里蹈<sup>レ</sup>浪、遙度<sup>ニ</sup>弱水、是常世國、則神仙祕區、俗非<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>臻と見えたる此なりける、常世とは、謂ゆる夜國と云ふ域にて、北極直下に在る、大地の中心の邊の名なるが、此を及ぼして、後には廣く

外國を云ふ稱とは成れるなり、楮、崑崙山と云へる漢名は、破馭廬山などを訛れるにや、其は二神此東岳を立て、大八洲國を生み給へる後に、蛭子淡洲の未だ國形を成さざりしかば、其等の位置を成して、萬國を羅列<sup>ツラナ</sup>て、大地を定めさせ給はむとして、此四柱は見立て給へりけむを、其に潮沫などの寄り付き寄り付きして、終に大地の全は整へりけむと所思しければなり、(其は、西岳にも崑崙の名有るを以て知るべし、序に云ふ、南岳は、老子南遊の文に、南遊登<sup>ミ</sup>長離山、此山亦名<sup>ミ</sup>蕭丘、出<sup>ミ</sup>九光之英火流之布、越<sup>ミ</sup>赤津入<sup>ミ</sup>大丹宮云々、十洲記に、炎州在<sup>ミ</sup>南海中、有<sup>ミ</sup>火林山と有り、西岳は、老子西遊の文に、西遊<sup>ミ</sup>龜臺入<sup>ミ</sup>七寶園、觀<sup>ミ</sup>飛玄紫文、過<sup>ミ</sup>流精闕、九靈金母、大素元君、進<sup>ミ</sup>玉文之棗、其實如<sup>ミ</sup>餅と有る、大素は白色にて、王母の内號なり、西王母傳に、金母元君、一曰<sup>ミ</sup>西王母、生<sup>ミ</sup>于神州、與<sup>ミ</sup>東王木公、理<sup>ミ</sup>二氣而養<sup>ミ</sup>育天地、陶<sup>ミ</sup>均萬物云々、崑崙玄圃閼風之園、有<sup>ミ</sup>金城千重、玉樓十二瓊華之闕、元始天王、授<sup>ミ</sup>龜山九天之籙、使<sup>ミ</sup>制<sup>ミ</sup>召萬靈、統<sup>ミ</sup>括眞聖、位配<sup>ミ</sup>西方、女子之登仙得<sup>ミ</sup>道者、成所<sup>ミ</sup>隸焉と有りて、此にも崑崙の名有り、十洲記にも、崑崙一云崑崙、在<sup>ミ</sup>西海之戌地北海之亥地、地方一萬里、有<sup>ミ</sup>弱水一周回繞<sup>ミ</sup>市此、四角大山、寔崑崙之支輔也云々、九光西王母之所<sup>ミ</sup>治也と有れば、此は弱水の續きにて、中岳崑崙山に近き狀なり、北岳は、老子北遊の文に、北遊<sup>ミ</sup>空洞山、過<sup>ミ</sup>洞陰宮云々、十洲記に、玄州在<sup>ミ</sup>北海之中、地方七千二百里、上有<sup>ミ</sup>太玄都、仙伯眞公所<sup>ミ</sup>治云々など見えたり、此は赤縣太古傳に引きて註されたる中に、要と有る所を採み記せるなり、委しくは、本書に就きて見るべし、但し斯る事にも、餘りに深入りすれば、却て彼を正として、此の眞古傳に異義を云ふに至る人多ければ、其等の輩に等しく成らむも口惜しき事ぞ、心爲<sup>ミ</sup>べし)右の名山記に、在<sup>ミ</sup>九海中、爲<sup>ミ</sup>天地心と云へる九海は、丘海

にて、崑崙丘の海と云事と聞えれば、此は弱水なるべし、大稜の、東文忌寸獻<sup>ミ</sup>横刀<sup>ミ</sup>時咒に、北至<sup>ミ</sup>弱水と有るを、玄中記に、天下之弱者、有<sup>ミ</sup>崑崙之弱水、と有るを以て九海なる事を知るべし、其を、右の垂仁天皇御紀に、弱を、與和能と有れば、水は字美と訓むべし、楮、如此訓めるは、字に就て儲けたるならむかと思ひしを、今考ふれば、彼邊は一年の内にも、半は晝半は夜となれる計り、天日の光に疎き所なれば、月の光などは、素より見えざる程なるべし、楮、海水の潮汐はしも、月の出沒に隨ふ事にし有りければ、月光を受けざる所は、海水の往來強き事なくして、池沼溜れる水の如くなれば、弱水と云ふ事、實に叶へる稱なりかし、(同じ皇國の内にも、南海の潮汐は強く甚しきを、北海の潮汐は弱く少き故に、土人は、北海には潮汐は無き事と思ふあり、北海に潮汐の無きには非ず、月行の線よりは良遠きが故なり、或書に、海水潮汐何也、月爲<sup>ミ</sup>陰精、與<sup>ミ</sup>水同物、凡寰宇之内、濕潤陰寒皆月主<sup>ミ</sup>之、既其同物勢當<sup>ミ</sup>相就、月爲<sup>ミ</sup>濕本、濕能下施、故對<sup>ミ</sup>月而得<sup>ミ</sup>水焉、月既下濟、水亦上行、欲<sup>ミ</sup>就<sup>ミ</sup>于月、故月輪所<sup>ミ</sup>至、水爲<sup>ミ</sup>之長、而成<sup>ミ</sup>潮汐也、當<sup>ミ</sup>潮長時、江河溪間以及<sup>ミ</sup>盆盎、無<sup>ミ</sup>處不<sup>ミ</sup>長、長則氣入<sup>ミ</sup>水、爲<sup>ミ</sup>之輕潮降氣、出<sup>ミ</sup>水復故重、今人以<sup>ミ</sup>併盛<sup>ミ</sup>水、每日權<sup>ミ</sup>之、輕重不<sup>ミ</sup>等、則潮升時輕、潮降時重耳云々、由<sup>ミ</sup>此而言、月爲<sup>ミ</sup>水主、月輪所<sup>ミ</sup>在、諸水上升、海潮應<sup>ミ</sup>月期<sup>ミ</sup>著明矣云々、と有るを考へて、弱水は潮汐無く、澱める水なるを知るべき者なり)其常世國を、新井君美が、蓋指<sup>ミ</sup>耽羅國而言、今朝鮮地方、唯此嶋産<sup>ミ</sup>柑橘など云へるは、例の儒者風の強説にて、取るに足らず、耽羅は、後に皇朝にも所知看し、地なるを、何どてか、迂遠なる常世國の稱を以て記されむや、此非時香菓はしも、常世國なる神仙の秘區に在りし物なるを、此時に始めて顯國に出でたるは、聖帝の神靈に頼りて、凡俗の臻るまじき所に行き



得て、賜はり取り歸れるなれば、其所在の如きも、凡俗なる一書生などの知るべきには非ざるなり、儲、其常世國は、河圖括地象、及び河圖始開圖等に、八極之廣東西云々、南北云々、崑崙山爲天柱、爲地首、一曰崑崙丘、一曰崑崙虛、氣上通天、地之中也、上爲天鎮、横爲地軸、立爲八極、滿爲四瀆、地下有四柱、廣十萬里、有三千六百軸、犬牙相牽、名山大川、孔穴相通、有五色水、出五色雲、其山中應于天之最中、蓋帝之下都、聖仙之所集、神物之所生、四維多玉、乃鍾山是也と有る、應于天之最中は、天極に應ずるなり、此の東岳礮馭盧島の天日に應ずるに同じ、又四維多玉と有るも、此の東岳の形狀に同じ、然れば、此を以て南岳西岳北岳も、四維多玉と云ふ狀なるを思ふべし、(又氣上通天と云ふも、上に説ける天浮橋なるに叶ひ、爲天柱と云ひ、上爲天鎮、横爲地軸と有るは、國中之柱とも天柱とも國柱とも云ふに合へり、帝之下都云々は、山海經に、崑崙虛云々、是謂太帝之居、衆帝自所上下、立而無景、呼而無響、蓋天地之中也とある、太帝の下都にて、其は天皇太帝に坐し、其天皇太帝は、平田翁の伊弉諾尊なる由定められたるが如くなるが、旁山あり、但し右の河圖括地象、河圖始開圖は、赤縣太古傳に校して引かれたるを出せり、本書の任にては、所々互に得失有りて、一々に辨へむも煩らはしければとてなり)然れども、大地の形勢はしも、天日の縱横に依りて定むる事にし有れば、此に先以礮馭盧島爲國中之柱と有りて、此を祖とし本と爲る事なれば、西蕃に祖山と傳へたる事、我古説に叶て甚愛たきを、其中岳はしも、大地の背面の方に天進り立て、天極に向へるなれば、亞ぎて尊きを、其何の爲ぞと云に、我が東岳は私運公運を以て晝夜を成して一年を爲す表なり、南西北は此に従ふ可し、中岳は其公私の運動の間に昇降して、寒暑を別ち四季を定むる標なり、漢籍春秋

保健圖に、天皇于<sub>レ</sub>是對<sub>レ</sub>元陳<sub>レ</sub>樞、以立<sub>レ</sub>易威<sub>レ</sub>と有る易威は、易に生々之謂<sub>レ</sub>易と有る如く、此大地の運動き易り來經行く事有るに依りて、萬物の生々繁茂する事なるが、其は天日と大地と天極と地心と相應するが故なり、五岳は此の表なる事知るべし、漢武内傳に、天皇氏觀<sub>レ</sub>六合、瞻<sub>レ</sub>河海之長短、察<sub>レ</sub>丘山之高卑、立<sub>レ</sub>天柱<sub>レ</sub>而安<sub>レ</sub>於地理、植<sub>レ</sub>五岳<sub>レ</sub>而擬<sub>レ</sub>於鎮輔<sub>レ</sub>と有るを以て、天柱五岳の皆がら出來りしは、河海丘山の有りて後なる事を知るべし、然れば此に以礮馭盧島爲<sub>レ</sub>國中<sub>レ</sub>之柱<sub>レ</sub>と有るは、何の御心も坐さず、唯國中の天柱と爲して、其中心には天之瓊矛を祭り鎮めて、天神の御靈實と齋き奉り給へるが、後に南西北中の四岳を定め給へるに就きては、東岳に當ると雖も、其實は萬國の東頭元首なる、祖州の中に在る祖山なれば、其に擬ひて、右の四岳は立て給へるを、西蕃には其差別迄の委しき事は傳はらざりしかば、擬<sub>レ</sub>於鎮輔<sub>レ</sub>とは云へるにて、實の鎮輔の、我が礮馭盧島なりとは知られざりし故なり、(十洲記に、太上名山、鼎<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>五方、鎮<sub>レ</sub>地理<sub>レ</sub>也と有るも是なり、此等の説はしも、赤縣太古傳、天柱五岳餘論に云はれたるも多在れど、予が取る意少か異なる故に、此に如此叢勝しく云ふなり、見む人、其心して内外を取り失ひて、予が意を取り誤る事勿れ、天柱五岳と云ふ中に、南西北の三岳は、蠻夷の中に在りと雖ども、其所在は幽れて神の秘區と成れ、ば何國の如何なる地とも知る由なく、又中岳は地心に在りと雖も、弱水を隔て、又氷海水山の中に幽れたる神域にし有りければ、西蕃には、河圖括地象、及淮南子地形訓に、正北玄州曰<sub>レ</sub>成土と云ひ、印度には此を北俱盧洲と云ひ、具留蘭土とも具呂牟杼須とも云ひて、謂ゆる夜國と云ふ地なりければ、唯其地有りと云ふ耳にて、實は見たる人なきを、我礮馭盧島はしも、右に云へる如く、今も現に淡路國の西北に在りて、現世の正目に、唯に見觸る所に在るは、實に

辱く尊き事なり、然れば外國などより云はば、唯神國なる耳ならず、皇國は今も神代なる者なりけり。○陽神陰神の陽陰は、遠賣と訓むべし、神世七代章に、陰陽不分と見え、次なる雄元雌元を、第一一書に、陽元陰元と記され、下に陰陽始遷合爲夫婦など見えたる、何れも賣遠と訓むより外有るべからず、夫婦を、俗に賣遠登と云ふも、女男人の義にて、其相配へるを以て云ふ稱なり、古事記、須勢理毘賣命の御歌に、阿賀淤富久邇奴斯許曾波、遠邇伊麻世婆と、遠に男と夫とを兼ねて宣ひ、阿波母與賣邇斯阿禮婆、那遠岐氏遠波那志、那遠岐氏都麻波那志と、賣に女と婦とを兼ねて歌ひ給へる、此を以て夫婦の事を賣遠と云ふを知るべし、古今集序にも、此の二神の事を、天浮橋の許にて、女神男神と成り給へる時云々と有るも、二神の男女に成り給ふ謂ひには非ず、夫婦と爲り給へる事を申せるなり、(和名抄夫妻類に、夫和名乎宇止、一云乎止古と有れども、夫の本語は遠なり、後夫を宇波乎、前夫を之太乎と有るを以て知るべし、妻和名米とある、其に對へる言なるを思ふべし、下に、雄元、雌元と有る下に云ふを見合すべし)又、陽神陰神を、所に依りては彦神、姫神とも訓むべし、傳三に、天伊佐奈彦神、天伊佐奈姫神とも申す由註せる上に、釋祕訓に載せたる私記の一説に、安氏説、陽神讀比古神、陰神讀比賣神、下皆倣之と見え、夫婦に然云ふは、風神祭詞に比古神爾云々、比賣神爾云々、萬葉九(廿二丁)筑波山歌に、男神毛許賜、女神毛千羽日給而と有るなど是なり、嫡妻に對へては、其夫を日子遲神と申す定格なるをも、又思ふべき者なりかし、(日子遲の遲は崇辭にて、男を尊みて云ふ稱なる事、古事記明宮段、麻呂賀知の傳に註されたるが如し、此夫を日子遲と云ふも、凡人には云はざりける事にこそ、記に其神之嫡后須勢理毘賣命、其爲嫉妬故、其日子遲神云々と見えたれば、嫡后に正しく對へ

云ふ稱なり)○左旋右旋は、古事記に、如此云期乃詔汝者自右廻逢我者自左廻逢約竟以廻と有りて男神の指揮に依れるを此には略きたる也、第一一書も右の如くなるを其も即將巡天柱約束曰妹自左巡吾當右巡云々と有て下に改復巡柱云々と有は誤なるべし、其は其處にも婦人之辭其已立揚乎と見え、古事記にも女人先言不良とこそは見たれ、巡柱の事に混ひ無ければ、決く傳の誤なる事云ふも更なり、(古史徴には、右の一書を取られて、此は謂有る事の由に云はれたれども、予は和なはず、其は天地の初より、男は天に女は地に、夫は陽に婦は陰に、其位定れる事、二神の豈所知看ざらめやも、此に陰神の言先立ち坐しは、御心の速く感動かせ給へる故なる事、下に云へるが如し、口訣に、左旋右旋、陰陽自然之性也と有るも、謂れたる言なる者をや)左右は、比陀理美岐理と訓むべし、大同類聚方に、枳聞波牟奈倭介乃美岐利仁阿利天と見え、世奈甫稔乃和記美利、非段利爾曾比天云々、又、美伎里日當里比登志久云々、又記傳に引かれたる、伊勢が亭子院歌合記に、上達部は階の左美岐理に皆分れて侍ふなどあり、通證に、古傳、望之朝南面仰觀、則日月相望於東西、東爲左、左日足也、東日首也、西爲右、右見限也、西日往也と云へる實に然るべし、彼以東西爲日縱とある如く、東を首とし西を尾と爲る事なれば、東を以て奥壇とし西を以て端緒と爲るが故に、萬葉に、左手を奥手と云へり、古事記に、左御手の手纏に所成れる神を奥疎神、奥津那藝佐毘古神、奥津甲斐辨羅神とある、其に奥と申すは、左手の物に依りて成り坐せればなり、又、右御手の手纏に所成れる神を邊疎神、邊津那藝佐毘古神、邊津甲斐辨羅神と申すも、左の奥なるに對へて、右を邊とは云ふなり、和名抄に考聲切韻云、皆登堂級也、(俗爲階下、波之。一訓之奈)兼名苑云、砌一名階(訓美岐利)と見えたる階は、堂

の邊なるを美岐利と云ふ事、甚能く合へる者なり、然れば、左は日足にて奥なり、右は見限にて邊なり端なる事知るべし、(猶古事記に、於左手所成神名志藝山津見神、次於右手所成神名羽山津見神とある、志藝を、四神出生章第八一書に、誰此云之伎とあれども、其は借字にて、繁山なり、羽山は同章に、麓山、足曰麓、此云籛耶磨と有りて、繁山は内、麓山は外にて、左右の次第に合へり、新古今集に、筑波山麓山繁山と詠めるも、其内外を共にしたるなり、又、於左足所成神名、原山津見神、次於右足所成神名、戸山津見神とある、原山は字の如く、戸山は外山にて、此も左右に就きて、自然に内外の意を成せり) 旋は身轉にて、直行は爲すして、曲路を行く事なり、次には巡字をも然訓めり、四神出生章第十一の一書に、廻首云々、寶劍出現章第六一書に、大已貴神獨巡造、天孫降臨章第二一書に、故經津主神、以岐神爲鄉導、周流削平など見え、古事記には、此の事を廻逢とある事、上に引ける如く、又、白禱原宮段には、直行を上幸、曲行を廻幸と書し別たる事、殊に明らかなる者なり、此等を以て、旋は身轉なる事を知るべし、(身を賣と云ふ事は、仁字惠字をも、賣具牟と云へる、其も身與にて、彼と我との間を、親しく共に爲る義なれば、身を賣と云へるなり、具流は形狀の言に、久流理とも久流々々とも云ひ、物名に車と云ひ反轉と云ふ久流など同言の例にて、糸を繰る、綿を繰るなどの用語、亦此に等し) ○分巡國柱は、二神同處に共に並び立たして、男神は左より女神は右より、彼國中之柱と爲給へりし破馭盧島なる八尋殿の中心を、分れ巡り給ふなり、第一一書に、即將巡天柱云々、分巡相遇と見え、古事記に、吾與汝行廻逢是天之御柱云々、約竟以廻とある是なり、(國中之柱は、舊事紀に、國中之天柱と云ひ、釋紀に引ける古記に、國柱と云ひて、即天柱なる事、上に已

に委しく説註せれば、其に就て知るべきなり) 楮、國柱を分れ巡らせ給ふ事はしも、彼天神の授け寄さし給へりし天之瓊矛を衝き立て、國中之天柱と爲給へるが、即ち天神の御靈實を齋ひ鎮めて、國守神と爲給へる事、已に上(國中之柱條)に云へるが如し、然れば、八尋殿の中心として此立て給へる御靈實の天柱を、左右より旋り會せさせ給ふ事はしも、高皇產靈尊、神皇產靈尊二神の產靈に資りて、天中に一物を産み成し給へるに則を取らせ給へるなり、又、今も見放くる如く、天の左旋し地の右動める形象を、天浮橋より見行し坐して、其に倣はせ給へる者なり、(赤縣太古傳に、春秋保健圖に、天皇于是對元、陳樞以立易威と云ふ文を引きて、天極地極相對して運行する趣は、淮南子天文訓に、大微者大一之庭也、紫宮者大一之居也、紫宮執斗而左旋と有る如く、北辰其所に居て左旋先導し、北斗又此に共なひ法りて左旋後從しつゝ、其七政を齋ふるに依る事なり、楮、大地は此旋に反して右旋する者なり、同書に、帝張四維、運之以斗と云へる帝は、所謂天皇大帝にて、大地の四方に、彼四柱岳を列張して、四維を生じ、其旋轉を北斗の雌神に法り旋らしたる義なり、抑北斗の旋るは、北辰大一の神機に依る事なるが、又同書に、北斗之神有雌雄、仲冬始建於子月徒一辰、雄左行雌右行、仲夏合午謀刑、仲冬合子謀德と有り、然れば天は北斗の雄神に法りて左旋し、地は北斗の雌神に從ひて右旋する事、疑ひなしと云はれたり、傳一に説ける皇產靈神二柱の下に思ひ合すべし) 記傳に、凡夫婦遷合の初に、先、柱を行き廻る事、上代の大禮と所見たり、此は男女遷合の初にして、先、此禮を行ひ給ふ事は、甚々深き理ある事なるべし、書紀に、此天之御柱を、國中之柱とも國柱とも云へるを思ふべし、國土の生れる本元を、此柱に負せたる名ぞかし云々と云はれたる、甚々深き理はしも、先、國中之柱

はしも、天御中主尊の御靈の鎮りなり、左旋右旋はしも、高皇產靈尊、神皇產靈尊の元氣、天中にて左旋右旋して結び合ひ給へるに、神習はせ給へる者なる事、決くなむ有りける、(記傳に、「男女交合の狀、男は上に在りて天の如く、舎にては屋の覆ふが如し、女は下に在りて地の載するが如し、舎にては床の如くなるを、柱は中間に立ちて、上下を固め持つ者なれば、夫婦の間を固め持つ理にや有らむ、鶴鴿の一名を、麻那婆斯羅と云ふも、學柱にて、柱を交合の意に取りて號けたるにや有らむ、偕又思ふに、柱と云名義は、波斯は間なるべし、間人、又、萬葉に、相競端爾と云へるも、端は借字にて、間の意なり、又、古今に、「木にも非ず草にも非ず、竹の世の間に我が身は成りぬべらなり」と云ふ歌も、竹を木と草との間と云へるなり、斯て柱は、屋と地との間に立てる物なればなり、又、橋も、此岸と彼岸との間に渡せる名なり、又、俗言に妻間の最初に言を通はし初る媒を、波斯加氣と云ふも、橋懸の意にて、右の柱の事に通へり、又、箸と云ふ名も、此物は必ず二つ相對ひ寄り合ひて、其用を爲す物なれば、夫婦の意に似たり、又事の始を端と云ふも、此巡柱の事に由有なり」と云はれたるは、然る言ながら皆末の意にて、此は決く天神に神習はせ給へる者ぞかし) ○同會一面は、第一書に、分巡相遇と見え、古事記に、約竟以廻時云々と有るを合せて考ふるに、二神の御面を會せて遇ひ給ふには有るべからず、其國中之天柱の一方の面に出で會ひ給ふ事なるなり、譬へば天柱の中に立て置きて、其北面に二神相並び立たして、其より陽神は左に東方に、陰神は右に西方に、交に行き巡らして、其南面に一に相遇ひ給へる如きを、同會一面とは記されたるなり、(然れば同自久一面爾會給布と訓むべきなり、右史徴に引かれたるには、御面乎會世給布と訓まれたるは、二神の御面と思ひ違へられたる者なり、古事記に、

大穴牟遲神の、須佐之男命の御所に參到り坐し、所に、其女須勢理毘賣、出見爲目合而相婚云々、海宮段に、爾豐玉毘賣命、思奇出見乃見感目合云々とある、其に合ひて甚宜しき狀には有れども、此は國柱を體に取りての事にし有れば、其にては叶はず) 此に、一つの考有り、古事記(朝倉宮段)に、即幸行其若日下王之許云々、故都摩杼比之物云而賜入也、於是若日下王奏令天皇、背日幸行之事甚恐、故已直參上而仕奉、是以還上於宮云々と所見たるは御妻問の時に、天皇の日に背きて幸行るを忌諱て還し奉り、若日下王の御方より日に向ひ參到りて仕へ奉らむと申し給へるにて、神武天皇の御戰の時とは反復の事なるは、神代より婚の大禮は、日に向ひて物爲る定め有るに因准はせ給へる事なるが、其始は何れの時にか有らむ、二神の故事に依らせ給へる事灼然ければ、此時の巡柱は、然爲給ひけむ事申すも更なり、若、然ならむには、二神、西より分れて、天柱の東面に會ひ給へるなる可し、此と事は異なれど、外宮儀式帳、菅菰物忌職掌條に、二所太神乃御饌處乃御田爾下立氏、先菅菰物忌湯鋏持氏、東向耕佃、湯草湯種下始と有りて、田を作り始むるをだに、東向に物爲るなども、由有る事なるべし、(天日はしも、天照太神の所知看す所なるが、天地の初時より、皇祖天神の神積り坐せる域にし有りければ、其天神の御許に、東方に日縱に向はせ給ひて、婚の大禮を行ひ始め給へりけむ事、更に疑ひ無かるべき者なりかし、此考成りて後、強ひて思ふに、若、元本には日面と有りけむを、一面にと改め書かれたるにや、彼影面と云ふも、天日に依れるを以て思ふに、東方を日面など云ふ語の有りけむも知るべからず、東は日の首めて見る方なる故に、比登母など云ふ事の有りけるなるべし) ○陰神先唱曰は、陽神の御言を待ち敢へ給はずして、言出爲給へるなり、釋秘訓に、私記曰、問唱字訓讀、説々如何、答

師説、登那賣氏止讀之、或説、伊邪那比氏、又説、都宜氏、又説、許登傳志氏、而師説未詳と有れば古より種々な訓の有り來りしと見えたり、登那賣は登那閉にて、音那布の略なり、欽明天皇の十三年、孝德天皇元年御紀などに、歷問を登那賣發布と訓めるは、唱問なるを以て知るべし、人に言を傳ふるを音信ネツと云ふが如し、(偕、言を許登と云ふも聲音の切れるなり、言を音と云は、萬葉二に、音耳母名耳母不絶云々、又、梓弓聲爾聞而、又、喧鳥之音母不所聞など多かり繼體天皇七年御紀に、勾大兄皇子、親聘春日皇女云々、口唱曰云々、和唱曰云々と有る口唱を、久知都宇多氏と訓み、和唱を加閉志宇多志氏と訓り、偕、此の唱和の字は、呂氏春秋と云へる漢籍に、言不欲先、人唱而我和、又、陽唱而陰和、と有るを取られしものなり)或説、伊邪那比氏は、傳三に註せる如く、二神の相共に誘ひ合ひ給ひて、伊弉諾尊、伊弉册尊と申す御名定まれる事なれば、唱の字の訓には允に當るべし、又の説、都宜氏は、萬葉二(四十二丁)に、家知者往而毛將告ツギなど多き語なれば、然云はむも僻事には非ざれども、唱字の訓には迂遠マダホし、(都具には、告、又託字等を、常に書く事なり、常に伊邪那布には、倡字を書く事には有れども、關尹子に、天下之理、夫者唱、婦者隨と有るなどは、然訓むべき所なり、説文に、唱導也と見えれば、伊邪那布に叶へるなり)又説、許登傳志氏は、言に先出づるを云ふなり、通證に引る萬葉四(五十四丁)に、事出之者、誰言爾有鹿云云、十四(七丁)に、阿我志多婆倍乎、許知氏都留可毛、又東舞歌章に、和賀世古加、介左乃古止天者など有る是なり、六帖に、昔我が言出に爲てし日枝の山、心弱くも歸る物かは、又、源氏夕霧卷(五十三丁)に「用ひざらむ物から、我が儂がに言出むも愛無しと思して止みぬ、寄生(三十丁)に「心ざしの程も知らせ奉るべき一節なむ有る、容易く言出べき事にも非ねば

東屋(十二丁)に「此度の願は、帝の御口づからこと、給へるなり」とも有り、但し右等の訓は、此の義に當て、古人の言ひ傳へたるにこそは有りけれ、正しく字に當れる訓は登那閉にて然るべし、(文選に、言傳を許登傳と訓み、又、誣謗をも然訓めるが、爾雅注に、此言相屬累曰誣謗とあり、偕、右の東屋卷に、計氏と有るは言出の略なるが、今も俗に、譽氏々々物云ふなど云へる事有る是なり)○意哉遇可美少男焉を、釋秘訓に、私記曰、問此讀様如何、答、阿那宇禮志惠夜、宇麻志袁登古爾阿比奴、是卷私記之説也、但養老説云々、阿比奴流許登と有れども、此にては調を成さざるのみならず、詞も亦鄙俚イダシくして、此の神語とも所思えぬ事なり、古今集序に「此歌天地開け始まりける時より出で來にけり」とある古註に、天浮橋の許にて、婦神夫神と成り給へるを云へる歌なり」と有るは、此歌なるを、凡人の心にも如何と、思ふ計り、拙かるべき筈はなければ、必ず中古の人の僻訓なる者なり、(撰者の御心は、漢文に書かれたるこそ有りけれ、其訓様は、共爲夫婦を美斗能麻具波比と、文章は文章にして、其訓を立て物爲給へるなれば、其の共爾夫婦止爲氏と訓みては違へるを以て、此も右の如き訓を用ひては、其意を失ふ事なれば、古訓を求むべきなり)記傳に、此唱和の御言を、書紀には意哉遇可美少男焉、其一一書には、妍哉可愛少男歟、第五一書には、美哉善少男、第十一書に、妍哉可愛少男乎と書けるを、此記に阿那邇夜志愛袁登古袁と有と見合せて、右何れも、阿那邇惠夜愛袁登古袁と訓むべし、袁登賣袁の方も同じく、五言二句宛の御言なり」と云はれたるに従ひて、右の誤訓を正すべき者なり、(其は神の御言などは、右の邇夜志を、邇惠夜計りの違ひこそ有らめ、阿那邇惠夜を阿那宇禮志惠夜など、然計り唱へ僻めて記さる可きに非ざればなり)○意哉は、第一一書に、妍哉、此云阿那而惠夜」と註し、神武

天皇御紀に、妍哉、此云<sup>ニ</sup>鞅奈珥夜<sup>ニ</sup>と見え、第五一書に、美哉と有り、舊事紀延佳本に、意哉にも妍哉にも、阿那邇夜志と訓みたるは、古事記に依りて、私に物爲るなるべし、右の訓註有る上は御紀なるは、何れも阿那而惠夜と訓むぞ宜しかるべき(何れに訓みても、五言二句になるを、其一是惠夜と有り、其一是夜志と有るを思ふに、二神の先と後と、二度唱和し給へりし時、一度は惠夜、一度は夜志と宣へるが、其に傳はれるなるべし)舊事紀には、意を喜に作れる、意、喜相通へるが故なり、阿那は、記傳四(十丁)に、「古語拾遺に、古語、事之甚切稱<sup>ニ</sup>阿那<sup>ニ</sup>とあり、何事にあれ、指當りて切に思ゆるを阿那云々と云へり、神武天皇御紀に、大醜、此云<sup>ニ</sup>鞅奈彌備句<sup>ニ</sup>と有り、萬葉には多く痛と書けり、又、伊勢物語に、「鬼早一口に喰ひてけり、阿那夜と云ひけれど、雷鳴る騒ぎに得聞かざりけり」なども云へり、後には轉じて阿良とも云ふなり」と有るが如し、(傳三、阿夜訶志古泥神の傳見るべし、出雲風土記に、竹葉動之云々、男云<sup>ニ</sup>動<sup>ニ</sup>とも有れば、心の動くを、阿夜とも阿用とも云ふなるべし、阿那を、又通はしては阿夜と云ふ事、古言に多在り)而は二神の、相共に御顔の麗々しきを見愛給へる御言にて、其而は、陰神を那邇妹命と宣給ひし邇も同じく、御面貌の和やかにして美麗しきを申せるなり、玉を邇と云ふも、其美麗しく光澤有るを美稱へたる言なると等しく、物の色にも香にも言ひも得難なる味ひの有るを邇保比と云ふは、邇の滋蔓<sup>ホ</sup>こる義にて同言也、萬葉三(四十五丁)に、狹丹<sup>サ</sup>頼相、吾大王者、十(十五丁)に、左丹<sup>サ</sup>頼經、妹乎念登、七(二十六丁)に、雜豆<sup>サ</sup>臘、漢女乎座而、十三(十六丁)に、散鈎<sup>サ</sup>相、君名曰者など云へる、狹は發語、丹は此の邇に同じく、頼相は出合にて、艶やかに赤く色の面に出づる事にて、祝詞に、御酒に酔ひ赤らみ坐すを、赤丹穗と云へると同じ事なり、萬葉八(十六丁)に、開爾鷄

類、櫻花能丹穗日波母安奈何とある、何を一本爾に作れるに依て、玉之緒琴に、荷の誤ならむかと云はれたる、如何にも其如くにて、安奈荷の義、此と同じ事知るべし、然れば、此の意哉も妍哉も美哉も、右の義を含みて書ける字共なるなり、(記傳に、「字書に、意、悦也好也と註し、妍、麗也美好也と註せれば、意、字妍、字邇、字言には當れる」と云はれたる、然る言なり、猶、美哉の美字は、醜の反なれば、彼大醜に對へて、大美哉と心得べし、物語などに、御顔の邇保比云々と云へるは、其美麗しきを云ふなるを思ひ互すべし)惠夜は咲はし哉なり、四神出生章第二一書に、巡柱之時、陰神先發<sup>ニ</sup>喜言<sup>ニ</sup>と有るを以て、其狀を想像奉るべし、通證に引ける和名抄に、靨<sup>オモヒ</sup>而小下也、和名惠久保と見え、笑顔を惠加保と云へる惠是なり、寶鏡開始章なる噓樂を、古事記に歡喜と書き、古語拾遺に歌樂とも作けるを、共に惠良岐と訓めるを、口訣に笑遊也と註し、萬葉十九(四十三丁)に、千年保伎、々々吉等餘毛之、惠良々々爾と有る惠良は、笑み咲ふ狀なり、偕此の而惠夜と云ふに就て考ふるに、崇神天皇の大御名を、御間城入彦五十瓊殖天皇と申す、御間城は、御可美城にて、大宮を稱へたる言なるが、五十は物の饒はしく足へる意にて、瓊殖は此の而惠夜の例にて、大御面の麗はしく大坐します由なる事決し、而惠と云ふを延へて、其續きの同じきは、十六(十五丁)に、吾兄子者、二布夫爾<sup>ニ</sup>咲而<sup>ニ</sup>、立麻爲所見とある二布夫は、顔の艶はしきを云ひ、咲は其笑めるを云ふなり、十八(三十一丁)に、爾布夫爾惠美天、阿波之多流云々と有るも、夫婦の逢ふには、互みに顔に笑を含む者なればなり、此を以て思ふに、古事記の阿那邇夜志はしも、阿那邇惠夜志の義なる可くぞ所思えたる、其は萬葉二(十八丁)に、能嘆<sup>オシ</sup>八師、浦者無友、縱畫<sup>オシ</sup>屋師、瀟者無軛、又或本歌に、吉咲<sup>オシ</sup>八師、浦者雖無、縱惠<sup>オシ</sup>夜思、瀟者雖無、十三(三丁)に、吉咲<sup>オシ</sup>八師、

浦者無友、吉畫矢寺、磯者無友、<sup>レ</sup>十(二十七丁)に、吉哉雖不直、<sup>レ</sup>十五(十九丁)に、與志惠也之、比等里奴流欲波、<sup>レ</sup>十七(三十二丁)に、與思惠夜志、餘志播阿良武會、など、惠夜志と續くる例なるを思ふべし、(又吉咲八師を切めて、萬葉四に、四惠也五背子、十に思惠也安多良思、十一に四惠也壽之など云へるも、惠夜志の志を略ける者にて、此の阿那而惠夜の例なり、五に、古飛斯、宜志惠夜と語の下に附けて云へり、十一に、吾持留、心者吉惠と有るに同じ、但し右の阿那而惠夜などは、物を愛で、笑むなるが、此吉咲八師、又思惠夜などは、物を嘲りて笑むなれども同じ可笑を、善き方にも悪しき方にも用ふに等し)○遇可美少男焉は、愛袁登古袁と訓むべし、然れば、此は可美を愛に當て、書かれたるなり、第一第十一書に可愛と記されて、可愛此云<sup>レ</sup>袁と注され、第五一書に、善、天孫降臨章なる地名に、日向、可愛と有る下に、可愛、此云<sup>レ</sup>埃と見えたり、神世七代章第二一書に、可美、此云<sup>レ</sup>于麻時と注されたる、同じ可美字を、此には愛と訓むべく書れたるを以て、其義を知るべき者なり、(但し御紀の可愛は、其字の意を以て書かれたるを、古事記に愛袁登古袁と有る愛は、唯假字にて、音を耳取れる事、記傳の説の如し)記傳四(十丁)に、白檮原宮段大御歌に、延袁斯麻加牟とある延も、可愛少女と云ふ事なり、朝倉宮段大御歌に、吉野を延斯怒と詠ませ給ひ、天智天皇御紀の童謡に、善けむを、多拖尼之曳雞武と云ひ、住吉、日吉を、須美能延、日吉を比延と云ひ、吉を延と云ふ事、古も今も然なり」とある如く、愛と云ふは、傍の物に眼を着けずして、一向に意に得て權ぶ義なる事、神武天皇御紀に、廻望國狀曰、妍哉乎國之獲矣とある、獲と善とは同じからざれども、言の等しきを以て、其意を合せ味ふべき者、釋述義に、可愛、先師說云、得也、可愛思之意也と有るは、實に然る事なり、(五十首義訣に、曳は善

の義にて、擇の曳即ち是なり、然れば善は曳と云ふが本語にて、余と云ふは却りて後なるを、擇は心に好しと爲る物を、擇み取る義なり」と有るは、云はれたり、但し得は阿行、善は夜行にて、別條なれども、得を善と心得、善を得と思ひて違はざるなり)○少男、此云<sup>レ</sup>鳥等孤は、古事記に、袁登古と有りて袁登賣の對なり、同書に、訓<sup>レ</sup>壯夫云<sup>レ</sup>袁等古、記傳四(二十九丁)に、萬葉にも、壯士、壯子など書きて、若く壯なる男を云へり、老いたる若きを云はず、男を總べて袁登古と云ふは後の事なり」と有るが如し、袁登古と云ふ意は袁は少字に當りて、若き義なり、登は人なり、比登の比を省きて登と云ふ例多し、(弟は劣人なるを、俗に於登々と云ひ、妹を伊毛登と云ふは妹人なり、從父兄弟を伊登古と云ふは彌人子なり、夫婦を賣遠登と云ふは、女男人の義なるを、何れも登と云へり、又人の長たるを袁登那と云ふ那は、和名抄に、翁を於岐奈、姫を於無奈と云へる奈にて、長の義なり、然れば、袁登那は少人長にて、年の長けたるを云ふなり、源氏物語などに、袁登那毘たる云々と、多く用ひたる是なり、然れば袁登は少人なる事著し)古は、比古の古に同じく、男を云ふ稱なる事、傳三(大戸摩彦尊條)に註せるが如し、伊邪那岐神、又、神漏岐命など申す岐と同じ事なり、神武天皇御紀に、磐排別之子、又、苞苴擔之子、雄略天皇御紀に、水江浦島子など、男子の名に某之子と云へる是なり、(然るを後には男に多く彦と云に對へて女名に某子と號る言は同じけれども此は若く幼きを稱へて子と云意に用ひたるにて別なり)○少女、此云<sup>レ</sup>鳥等咩は、寶劍出現章には、童女をも然訓せたり、和名抄に、小女、日本紀云、小女(名和乎止米)童女(同上)と見ゆ、然れば、少を小と作れる本も有りしなるべし、古事記に、袁登賣と有りて、記傳四(二十九丁)に、袁登古の對にて、若く盛なる女を云ふ稱なり、萬葉には、處女、未通

女など書ければ、未だ夫に嫁ぬを云ふに似たれども然らず、既に嫁たるをも云ふ、倭建命御歌に、袁登賣能、登許能辨爾云々とある、此袁登賣は、美夜受比賣にて、既に御合坐せる後の事なり、又、輕太子の輕大郎女に好て後の御歌に迦流能袁登賣と詠み給へる、此は嫁ぎて後を云へり、又童なるをも云へる事多し、袁登古とは、童なるをば云はず中昔にも、元服爲るを袁登古に成ると云へるにても知るべし、然るに、女は童なるにも、袁登賣と云ふは一向に若きを賞る故にや有らむ」と有るにて通えたり、「右の袁登古は、童なるは男具那と云ひけるにや、景行天皇二年御紀に、童男、此云鳥具那」と有り、鳥具那は男少名にて、少彦名命の少に同じかるべし、古事記を見るに、倭建命を、倭男具那命と申せるが、御紀に熊襲を訂平に往き坐し、所に、日本武尊、解髮作童女姿」と有りて、川上梟帥を刺し殺し給へるに、汝尊誰人也、對曰云々、名日本童男也と有るを見れば、童男に對へては、賣具那とも云ふべき狀なれども然るに言無ければ、童女を袁登賣と云へりしにこそ賣は、比賣の賣に同じく、女を云ふ稱なる事、傳三（大戸摩姬尊）に註せるが如し、伊邪那美神、又神漏美命など申す美と同じ事なり、神名人名などに、某女と云ふが如き、即ち是なり、○終の袁に當て、焉字の上の遇字に合せて用ひられたるは、歎息を含みて其の意上に復るが故なり、記傳四（三十丁）に引かれたる須佐之男命の御歌の終に、會能夜弊賀岐袁、倭建命の御歌の末を續けたるに、比邇波登袁加袁、若櫻宮段大御歌に、阿布夜袁登賣袁などの袁は、余に通ふと見ても濟む事には有れども、然耳には有るべからず、其の意の言外に溢るゝ計なるは、言に述べべき方なければ、袁の辭以て終を極めて、主と有る上の言の上に係る意味なり、阿那而惠夜と宣ひ出でたる、二神の其時の大御心は如何計有りけむ、想像り奉りて味ふべき事なり、然れ

ば、此の愛袁登古袁、又、愛袁登賣袁の袁を、姑く阿那而惠夜の上に回らして心得べし、（焉は、字書に意揚と見えれば、其意を以て書かれたるべし、一書に、歎と有るは、語末之辭とも、語之餘とも有れば、焉字の方正しく當れるなり）○第一一書、及古事記には、陰神の如し此唱へ給へる後に、陽神の御和有りて、必ず其如くなる可きを、此と第五、第十の一書とは、其傍耳を擧げられたるは、事略きたる記し様なり、此は蛭兒を神なりとして四神出生章に送られ、淡洲と淡路島とを此に打ち混らしたる故に、此にては遷合の事は無かりし由を知らせむとの私意なるべし、其は第五一書にも、此と同じ狀に、以陰神先言故、更復改巡、則陽神先唱曰云々と、有るを以て知られたり、第十一書には、陰神先唱曰云々、便握陽神之手、遂爲夫婦」と有りて、此には、全く陽神の御和には及ばざりし狀なりけるこそ不足ぬ事なりけれ、又此も第五一書も、次なる度には陽神の御唱耳有りて、陰神の御和なきも、漢文體に事を約められたるなるべけれど、物にこそ依れ斯る止む事なき大義を取捨し給はむ事などは有るべかしくも思はぬ事共なり、舊事紀に此紀を引けるには、兩方共に唱和を漏さず記せり、應に然有るべき事なり）○陽神不悅云々は言痛し、第一一書には此事なく、古事記には、各言之後、告其妹曰女人先言不良、雖然久美度邇興而、と有るが如くなる可きなり、其は其時に當りて、男女前後の理迄は所思し着かず、何となく御心に落ち着かざる所有るに依りて、女人先言不良と迄は宣へりしなれども、其何の故とは所思し蹴らせざりし故に、御合し給へりしが、礎して生み坐る御子良はしからざりしかば、天神に太占に卜相申し給ひて、愈女人を言先立ちしに依て不良とは所思し定め給ひて、又更に復り降らして、改め旋らむとは所思し成りぬるなり、然るを、此には始終共に、天神の御事は略かれて、此二神



の御上耳の狀に書されらるる故に、斯る私事も交れる者なり、(又、次度には、陽神の方耳を記されて、陰神の御和を略かれたる、其も此と同じ狀なる私事なりかし) ○陽神不悦日の悦は、四神出生章第二一書に、伊弉諾伊弉册尊、巡柱之時、陰神先發喜言、既違陰陽之理と有る如く、陽神の御方より、先御言を發給へらむには、打ち合ひて宜しかる可きを、今は其反なる故に、悦び給はざりし者なり、(其は次に云ふべし、此下にも、先以淡路洲爲胞、所不悦云々と見えたるも、此と同じ意に云へるなり) 悦字を余呂許布と訓むは寄來合の義にて、往合にも通ふなり、其は余呂古布には、善字、快字、喜字、又歡喜等の字を用ふる事なれども、其本義を云ふ時は物を得て事の具足へるを心に悦ぶなり、其は第二一書に、得礮馭盧島、則拔矛而喜之、曰、善乎國之在矣と有るは、國を探得て喜ばしむ也、四神出生章に於是共生日神云々、故二神喜曰云々は、貴御子を生み得坐して喜び坐しむなり、同第十一一書に保食神の身より化れる物を奉進る所に、天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生、可食而活也と有るは、物を受け得て喜び給へるなり、(然れば得ても心に不足ぬ物事には、不悦と云へるなり、次に所不悦也と有るを合せて、其反なるを思ふべし) 人に物を寄せて任ずる事依と云なり、古事記に、於是天神諸命以云々、賜天沼矛而、言依賜也、又汝命者所知高天原矣、事依而賜也など有る類、古書中計へも知らず多くあり、又佗より物の訓ひ來るを寄ると云ふ、萬葉一(十九丁)に、山神乃奉御調等云々、川之神母大御食爾仕奉等云々と有りて、下に、山川母依氏奉流神乃御代鴨と結び、反歌に、山川毛因而仕流神長柄と詠み、又(廿二丁)に、天地毛縁而有許曾と先云ひて、後に、新代登泉乃河爾、持越流眞木乃都麻手乎、百不足五十日太爾作、泝良牟伊蘇波久見者、神隨爾有之、と云へる類是なり、然れば、余呂

許布の余呂も、此の事依、又縁而云々と云ふと同言なるを先知りて、其義を明らむべし、(善惡の善を余呂斯と云ふも同語にて、其具足へる狀を云ふなり、萬葉一に、取與呂布天乃香具山と續けさせ給へるも、形の具足るを以てなり、具足を余呂比と云ふなども、物を多く寄せ着けて形容の具足へる故の名なり、又藤原宮御井歌に、耳爲之青菅山者云々、宜名倍神佐備立有と見え、三に宜名倍吾背乃君之、六に宜名倍見者清之など有る宜名倍の名倍は、並にて、具足へる物の並ぶなり) 許比を來合、又往合なりと云ふは、大殿祭詞別に神等能伊須呂許比阿禮坐とある、伊は往にて來合合なると同じ事なり、人に媚と云ふも來合にて向の人の心に合せて物を謀るを云ひて、皆同じ事なり、(右の須呂許比と、余呂許比と相反對へる由は、已にも其講義に委しく記せるが如きなり、傳十卷、忿然の下に云へる事あり、考ふべし) 然れば、陰陽の理の隨に喜言を發給へらむには、陽神の御心に往き合て宜しきを、然有らざりし故に、不悦とは記されたるにて、謂ゆる御紀の地より云ふ詞なる者なり、物を得るは、其物と我と往き合ふ義なるを曉りて、悦の語の意を思ふべくなむ、○吾是男子は、吾者男子爾坐者と訓むべし、是字は意に存ちて訓むべからず、男子は、古より麻須良袁と訓み來れるに依るべし、婦人を多和夜賣と云ふに對ひたる稱なり、唱和の御言に依れば男子を鳥等孤、婦人を鳥等咩と訓むべきかとも所思ゆれども、其には少男少女の字を用ひて其訓をさへに註されたれば、此は然は訓むまじき所なるを知るべし、和名抄に、説文云、男、丈夫也(和名乎乃古)一云、萬葉集云(萬須良乎)、大人之稱也と所見たり、(瑞珠盟約章に、男を袁能古とも、麻須良袁とも訓める、其を取りて、和名抄には記されたるなるべし、其は次に引く婦人の下に、日本紀云と有ればなり、偕、吾を阿禮と訓める義は、下なる吾が身汝が身の下に云ふべし)

瑞珠盟約章第一一書に、日神本知素戔鳴尊、有武健陵、物之意云々、設丈夫武備云々、天孫降臨章に、武甕槌神進曰、豈唯經津主神獨丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、神武天皇御紀に、五瀨命云々、雄詰之曰、慨哉大丈夫云々とある初なるに武備と云ひ、中なるに辭氣慷慨と見え、後なるに雄詰之と有るを合せて、其義を知るに足れり、出雲風土記に、吾御子麻須羅神御子坐者、所亡弓箭出來願坐爾時、角弓箭隨水流、爾時所生御子詔、此者非吾弓箭詔而擲廢給、又金弓箭流出來、即待取之坐而、闇鬱痛哉詔而、射通坐と有るは益荒神と云ふ意に合へり、萬葉には、多く丈夫と作き、九(三十二丁)には、益荒夫とも、益荒丁子ともあり、又二十(五十丁)には、麻須良多祁乎とも見えたり、偕、麻須良袁の、麻は眞にて、須良は進む勢の強き狀なるべし、古事記伊弉河宮段に、美知能宇志王、娶丹波之河上之摩須郎女、と有る摩須郎は、丈夫の意なる事、右の例なるが、神名式に、丹後國熊野郡衆良神社見ゆ、此を以て、須良は本にて、麻は、其須良の意を強むる爲に、上に添はれる言なるを知るべし、又右に引ける益荒夫より、去能進爾と續きたると、上に引ける大殿祭詞別に、伊須呂許比の須呂に、進又爰の義有るを思ふべし、(然れば、益は、借りて書ける者と見えたり、萬葉九に、須酒師競とある須酒、又進に同じくして、此の須良、是なり、又俗に須良理と云ふ語の有るも、此に同じ、萬葉十六に、荒雄と云ふ事三處出たれば、予が説は立ざるが如くなれども、上に引ける如き例ども有れば捨て難し)偕、此は唱和の御言に合せて、少男と宣ひても宜しき所なれども、陰神の言先立坐ししを押へての事なる故に、殊更に麻須良袁とは宣へる者なり、猶傳十三に又云ふを合せ見るべきなり、(此を以ても、古人の讀法には、悉く所謂有りて亂りならざりし程知るべし、然れば今も御紀を讀み奉むには、古き訓を用ひながら、

漢文讀に讀まわして有るべきなり)○理當先唱は、先爾唱布可伎理也と訓むべし、理は言割也と、士清が云へる、實に其如くにて、物の條理を割りて云ふなり、四神出生章第二一書に、此事を違陰陽之理と見え、寶鏡開始章第二一書に、以神逐之理、遂之、天孫降臨章第二一書に、今者聞汝所言、深有其理など是なり、萬葉四(三十五丁)に、與能奈可能、都年能己等利、可久左麻爾、奈里伎爾家良之、又十八(二十五丁)に、父母乎、見波多布刀久、妻子見波、可奈之久米具之、宇都世美能、余乃許等利止云々とも有り、(後世の歌詞に、條理に違ひて有るまじき事を強ひて物爲るを、和利那志と云へるは此反なり、通證に、凡事言、以其理裁斷之、故無其理、云和利奈之とあり、傳十七卷に、理の例を擧げたる、考へ合すべし)此は陰神に向はせ給ひて、當然なる條理を割りて宣ひ解かせ給ふ御言なり、言を立つるを言立と云ひ言を止むるを言止と云ふ如く言の條理を分けて云を言割とは云なりけり、○如何は、陰神の言先立坐せるを咎め給へる義を含めり、常に物を問ひ懸けて如何と云ふとは別にて、此は上より壓へたる語なること爾曾の辭を附け云ふを以て曉るべし、(天孫降臨章なる、味耜高彥根神の言に、何爲誤我於亡者と見えたる、何爲と同じ意味に見るべし)○婦人反先言乎は、婦人能言先立給比都流と訓むべし、古事記に、女人先言不不良とあり、偕、此婦人は、舊訓、多和夜賣と有るに従ふべし、麻須良袁に對へるなり、釋秘訓に、私記曰、問多夜賣止讀、其意如何、答、案古事記、凡呼女人者、稱手弱女、言女人者、是手力劣弱之人也、是古說而已と有り、然れば、右の女人も、當昔には多和夜賣と訓めりしにこそ、和名抄に、婦人、日本紀云、手弱女人、(和名、太平夜米)同レ上とあり、(同上は、手弱女人の訓も、上なる婦人の訓も同じとなり、但し太平夜米の乎は、古は和と唱へたりし事

次に云へり。右の手弱女人の字は、垂仁天皇八十七年御紀に出でたり、古事記に、我心清明故、我所生之子得手弱女云々、又、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布、而勝神など見え、萬葉四(三十四丁)に、幼婦、十(二十三丁)に、手弱女、十五(三十四丁)に、多和也女能など記し、其外は多く姦女と作り、(又御紀には、瑞珠盟約章に、女字を然訓み、寶鏡開始章には、婦女字をも訓みたりき)多は、手にて、和夜は弱の與和を倒反して云へるなり、古事記倭建命御歌に、比波煩曾多和夜賀比那袁と有るは、弱細之手弱腕と云ふ事にて、美夜受比賣の手の嫺やぎたる貌を歌はししなり、萬葉三(四十五丁)に、手弱寸など有るに同じ、男子を麻須良袁と云ふ對には實に然有るべき言なり、猶傳十三に委しく云ふべし、(又萬葉四に、幼婦常言雲知久、手小童之、哭耳泣管とある、手小童も、亦此に同じ、和名抄に童、和良波、未冠之稱也と見え、偃子、師説和良波倍、童男女也、童男、乎乃和良倍、童女、女乃和良倍と有る、童を和良波と云へる、和良は弱々しき狀を云へり、童男、童女共に幼き時の狀は、手弱くして弱々しく有るが故に、此稱有るなり、又、波とも、波倍とも、倍とも云へるは、部の意なり)○先言は、第五ノ一書、又、古事記も然り、第一一書には、辭已先揚乎と見えたり、記傳四(三十一丁)に、許登佐伎陀知氏と訓むべし、萬葉十(十八丁)に、春去者、先鳴鳥乃、鶯之、事先立之、君乎之將待と有る、事は借字にて、言先立なり」と有るが如し、古事記高津宮段に、物云ふを言立と見えたり、(此の事を、舊事紀には、婦人先唱事、既不祥とも、先舉婦言、是不良乎とも有り、上に引ける私説の一説に依れば、唱を許登傳と訓めりしにや)○事既不祥は、天神に御誓などを物爲給ひしには非じかと思ゆる狀なり、此の語勢、天孫降臨章第二一書に、大山祇神、乃使三女、持三百机飲食奉進時、皇孫謂三姉者爲醜不

御而罷、妹有國色引而幸之云々、故磐長姬大慙而、詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常存、今既不然而然とある、今既不然而の語に似たり、其を古事記には大山津見神の御言として、我之女二、並立奉由者、使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而、常石堅石不動坐、亦使木花之佐久夜毘賣者、如木花之榮榮坐、宇氣比氏貢進云々、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐と有り、此は言と事との違ある耳ならず、自ら誓ひたると不意く言先立しとの異こそありけれ、其錯ひに肖る事、同じきを思ふべし、(但し此の事を、天神の誓ひなど物爲給へりけむとは、餘りに強言めかしくは有れども、事既不祥と思ほし入り給ふには、必ず殊なる所由の無くては有るべからざるなり)萬葉五(三十一丁)に、虛見倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能佐吉播布國等、加多利繼伊比都賀比計理、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るは、皇國は皇神の愛くしき國、言靈の幸はふ國と、語り繼ぎ言ひ繼ぎ來て、今世の人も悉く言靈の幸はふ微を、目前に見たり知りたり爲る事となり、十三(十丁)に、葦原水穗國者、神在隨事舉不爲國、雖然辭舉叙吾爲、言幸眞福座跡、恙無福座者、荒浪有毛見登、百重波千重浪數爾、言上爲吾、反歌、志貴島倭國者、事靈之所佐國叙、眞福在與具と有るは、神在隨言舉け爲ぬ國には有れども、眞福く坐せと言舉け爲る言の幸の隨に、恙く福く在さば、存在乍も見むと、愈言舉け爲となるなり、短歌には、其長歌に云取れる意を述べて、倭國は言靈の所佐る國ぞ、能く眞福在れとなり、言は事の用、事は言の體なる者にして、相離れぬ理なり、所以に吉詞を述べれば、幸其に因りて來り、言過ては殃其に屬きて來る者なるを、此なるは、陰神の喜言はしも、實に祥はしき吉詞には有れども、次序を亂り給へりしが祥はしからぬ事と成りて、蛭兒、淡洲を生まれ給ふ

には至れりし者なり、萬葉十一(十三丁)に、事靈、八十衢、夕占問と詠めるも、八十衢に出で、人の語るを聞きて心の占を定むるにて、陽神の事既不祥と宣へる御心も、又其に近き者なり、(仁明天皇御紀の長歌にも、事玉之當國度會云々と詠みたり、俗に、禁句とて、慎みて云はざる類あり、婚禮には、「去る、返る、重ぬる、」船路にては、「歸る、破る」などの言なり、言ふ人は何の心も着かざる事なれども其時に取りては禁はしき言なる故に言ひ改めしむるを、猶其に肖かる事も有る者なり、此を以て言の慎しむべき事を曉るべし、猶言靈の事は、寶鏡開始章に就きて委しく云ふべければ傳二十卷見る可し、○不祥は、第五一書、又、四神出生章第十一書にも見えたるを、共に佐賀那志と訓めり、釋秘訓に、私記曰、師說佐賀那志止讀之、安氏說、佐伊波比那志、案古事記云、余訶良受とあり、但し此安氏說は如何なれども、佐賀那志も余訶良受も、共に當れる訓なり、又布佐波受とも訓むべし、此は八千矛神の御歌に、麻都夫佐邇と對へて、布佐波受と宣へれば、取具はらざる意なりと見えたり、博十二(百十丁)に云ふべし、先記傳四(三十二丁)に、「源氏物佐などに、布佐波志加良受と云ふ語、所々に在る中に、花宴卷に見えたる、河海抄の釋に、不祥、日本紀と有り、斯れば、不祥を然訓める本も有りつと見えたり」と有るが如し、花宴卷(十三丁)に、「殊更めき持ち出でたるを、祥はしからず、先藤壺わたりを思し出でらる、薄雲卷(三十五丁)に、「公私の營み繁き身こそ、祥はしからぬ」夕霧卷(七十四丁)に、「寢殿の御交らひは祥はしからぬ心の筋とは、年頃見知りたれど、」寄生の卷(三十五丁)に、「煩らはいきわたりをも祥はしからず思ひて云しを、」浮舟卷(七丁)に、「甚愛たき御住ひの心深さを猶祥はしからず見奉る、」蜻蛉卷(五十六丁)に、「臺の御方の波御有様をば祥はしからぬ物思聞えて、」手習卷(三十丁)に、「如此屈したる人の心う

らにや、祥はしからずなむ物思らむ人に思ふ事を聞えばや、」など有り、此は布佐布と云言の有る其反語なる事、紅梅卷(十五丁)に、「宮は御布佐此の方に聞傳へ給ひて、深う如何でと思し成にけり、」と有る是なり、但し、此は佐賀那志と訓むべきなり、(右の余訶良受は、記傳に引かれたる聖武天皇御紀宣命に、天下君坐而、年緒長久皇后不坐事母、一豆乃善有努行爾在と見え、垂仁天皇二十八年御紀に、非良何從など有り、布佐波受は、記傳に、「八千矛神の御歌に云々、許禮波布佐波受云々、許母布佐波受云々、許斯與呂志と有りて、不良は宜しの反にて、宜しからずと云ふなり、又、今世の語に、物の相應ひて幸有るを布佐布と云ひ、否を布佐波奴と云ふ、是不祥の意に合へば、彼河海抄に引かれたる、克く叶ひたり、又萬葉十八に、等理我奈久安豆麻乎佐之天、布佐倍之爾由可牟登於毛倍臈、與之母佐禰奈之と有る、布佐倍之爾行くとは、幸を得むとして行くなり」と有るが如し、記傳には、此三の中に、布佐波受の方を用ひて、不良の訓を附けられたるは、當れる言なり、猶、右の余訶良受の余は、寄にて寄るべき事の寄り合はざる謂なり、布佐波受の布佐は、統る意なり、神功皇后御紀、應神天皇御紀に、攝政を布佐禰袁佐米多麻布と訓み、顯宗天皇二年御紀に、正統萬機と有る此なり、萬葉十七に、和我勢古我、布佐多乎里家流と有るを、八に翟菱花總手折と書ける此なり、物名にも、麻を總と云ふ事、古語拾遺に見え、草は莖多なりと、記傳に註されたる、同意なり)四神出生章第二一書に、惡字を佐賀那志と訓めれば、其反は善字なれば、通證に、不祥無善也と云へる、實に然るべし、紀中に、祥字善字性字を佐賀と訓めるは、眞心の謂にて、古語に、惟神など云ふに等しく、天神より稟け得たる任にして、少かも修飾は潤色らざる、美善しき天然なる性を云へるなれば、此の唱和も、先陽神、次陰神と云ふ次序な

らむには、天性の任にして、神隨なる所なれども、其理に違はせ給へる故に、不祥とは宜へりしなり、垂仁天皇三十二年御紀に、是不良と有るをも、然訓めり、(記傳に、性を佐賀と訓める、是古語にて、後歌に、憂世の佐賀など云ふも、此に能く叶へり、其は元より自然に然有るべき事を云ふ言なり、佐賀那志は、其反にて、自然に然有るべき狀に背き違へるを云ひて、此も古語と聞ゆ、垂仁天皇三十二年御紀に、夫君王陵墓埋立生人、是不良也、推古天皇十六年御紀に、大國客等聞之亦不良、乃赦之とありと云はれたる、寔に然り) ○宜以改旋は、宜以改言の意に見るべきなり、第一一書には、妹自左巡、吾當右巡と有る故に、後に、故二神改復巡柱、陽神自左、陰神自右と云へる、其は柱の巡を改め給へるなれども、此と古事記の傳とは、柱は始より陽神は左より陰神は右より旋り給へれば、巡に於ては異り無けれども、今度は陽神は先に唱へ陰神は後に和へむとなれば、御言を改め給ふにては有れども、其は又國柱を分れ巡らして唱和し給ふ事なる故に、宜以改旋とは有るなりけり、(古事記に、天神云々、詔云、因女先言、而不良亦還降改言、故爾反降、更往廻其天之御柱如先と有るを以て思ひ合す可し、これも、上に、如何婦人反先言乎と有るに照し見ば、疑ひ無からむものぞ) 改は、改過などの改にして、事を新に爲るを云ふなり、次に、二神却更相遇と有る、是其の謂ゆる改なり、萬葉二十(十一丁)に、年月波安良多安良多爾と有るは、新々になれども改まる意なり、(今本に宗多良安多良と有るは誤なり、今は官本に依れり、古今、春上に、百千鳥轉る春は、物事に改まれども我ぞ舊り行く、と有るを合せて、新々、改々同じきを曉るべし) ○却更相遇は、第一一書に、故二神改復巡柱、陽神自左、陰神自右、既遇之、第五一書に、故爲不祥、更復改巡と有る是なり、然れば、此の却字も復

と訓むべきなり、先に在りし事を、後に復亦重て行はせ給ふ義なり、(此を加間理氏と訓む時は、先に柱を巡らして、其遇はしし所より、元の所に復らし、事と成れり、其にては、第一一書、及古事記と合はざるなり、但し其は其、此は此にて、傳の異なるなりと云は、事も無らむなれども、餘りに事實を失へるなれば、強ひて此の却を復と同じく訓みたるなり) 相遇を、米具理阿此多麻比努と有る其宜し、明石卷(四十六丁)に、宮柱巡り逢ひける時し有れば、別れし春の恨残すなと有るも、此の文を取りて詠める者なり、上に、分巡國柱、同會一面と有ると同じ事を復々殊更に行ひ給へるなればなり、古事記に、行廻逢是天之御柱云云、故爾反降、往廻其天之御柱如先と有るに合せて訓める者なる可し、(舊事紀には、巡行天柱、會逢同處と有れば、相遇をも阿比阿布など訓むべきが如くなれども、其如くにては落着難し) ○是行也、陽神先唱曰、意哉遇可美少女焉、(少女此云鳥等咩) 此に陰神の御和有るべきを、又略き漏されたり、先の度には陰神の耳有りて、陽神のを擧げられざると同例なれども、甚々謂れなき事なる由、上に云へるがごとし、第五一書なるもこれに同じく、陰神先唱曰、美哉善少女、遂將合交と有るも事省きたる記し様にて、此にては唱和には成らざる者をや) ○因問陰神曰云々より、思欲以吾身元處、合汝身之元處と云ふ迄の文、此に在るは記者の誤にて、上に以礮馭廬島爲國中柱と有るに續きて有るべき文なり、然るは、二神其島を探り得て、天降り着かしけるに、地質に感けて、久代より隱身なりし神の、始めて顯身と成り給へりければ、彼天浮橋の仆れ伏して久志比濱と成れるが如く、靈し奇し奇し坐して、陽神先其成々れる御身を見行し、次に陰神の御上を問ひ給へるなり、然して、此は有餘れり其は不足と所知食し定めて、其より媾合の事を所思し立ち給へるなれば、彼

唱和は已に御合ひ坐むと爲る時に在りし事、古事記は殊に正しく、次ぎては此の第一一書の趣ぞ善かりけるはや、(舊事紀は、始は古事記を取りて、成餘處不成合處などの事を記せるを、此紀に習ひて、次度の唱和の後にも、此の如く雄元之處雌元之處云云の問答を加へて、同じ事の二度有るなど、殊に拙き事なり) ○汝身の汝を伊麻斯と訓る、其も悪くは非ざれども、此は吾と對へるなれば、那賀美はと訓むべし、記傳四(二十丁)に、「汝は、常に、漢文訓には那牟遲と云ひ、上代の歌共に多く那と詠み、又那禮と云ふも、吾を和禮已を己禮と云ふ如く、汝を汝禮と云ふなり、又那兄、那泥は汝兄、汝姉なり、允恭天皇御紀に、汝者、此云奈鼻苦と見ゆ、又、汝命など云へる、皆那を本としたる稱なり、斯れば汝を那と云ふぞ本なりける」と有るが如し、(右の那牟遲の牟遲は、大日靈貴、又、大己貴神など申す貴にて崇詞なり、源氏少女卷に、「伎牟遲等は同じ年なれど云々」と有るは、君貴なり、細流に、其を汝等也と有り、偕、右の牟遲は、武智麻呂公傳に、義取茂榮、故爲名と有る如く、茂榮の義を以て稱ふるなり、又、和禮、己禮、汝禮と下に屬けて云ふは有にて、其狀を云ふなり、但し汝を汝禮と云ふは、押ふる意添るなり) 那は名なり、已に引ける景行天皇の大御命に、大倭國者、以行事負名國也と詔り給へる如く、凡て、神も人も何某と名に負ふ事はしも其行事に依れるが故に、物有りて名なき事なく、名有りて物なき事非ざれば、此を以て其物に對ひて汝と云ふ事とは成れりし者なり、然れば、其人の名を云はずして、其人を指すには那と云ふ事なるを、其人、兄ならば汝兄と云ひ、妹ならば汝妹など、下に其類の目をも添へ呼ぶなり、(名と云ふことの所出、傳二に委しく云へるがごとし、今は汝と云ふは卑しめたる意なれども、上代は敬ひて云ふ事なり、沼河比賣、又、須勢理毘賣命の歌には、其の夫神を那

と云へるなり、建内宿禰の歌には、天皇をしも那賀美古夜と申せり、傳三、伊弉諾尊、伊弉册尊の下に云へり) 又、伊麻斯は、記傳の右の續きに引かれたる萬葉十一(十四丁)に、伊麻思毛吾毛、事應成、十四(五丁)に、伊麻思乎多能美、高野天皇御紀詔に、天下方朕子伊末之仁授給云々、又、萬葉十四(十七丁)に、奈禮毛安禮毛と有るを、一云、麻之毛安禮母と見え、源氏少女卷に、「麻斯が常に見らむも羨ましきを」と有るを、細流に、「汝がなり」と有り、又、美麻斯とも云へり、續紀九(十六丁)に、藤原宮爾天下所知、美麻斯乃父止坐天皇乃、美麻斯爾賜志天下之業止云々、食國天下之業乎吾子美麻斯王爾、授賜讓賜止詔、三十一(十五丁)に、美麻之大臣乃萬政摠以云々、彌麻之大臣之家内子等云々、など有る是なり、偕、右の麻斯、伊麻斯、美麻斯の三つを、汝字の意に用ふる事はしも如何と云ふに、麻斯は坐なり、伊麻斯は在なり、美麻斯は御座なり、若て、古には尊きを崇まへて大前とも御前とも前とも申す事常なるが、其より差降れるには其在る所を直に指す故に、麻斯とは云へりし者なり、神樂譜前張の、木綿作の末方に、萬志毛加美會也、又、萬志毛可見所と云ひ、又、本に、幾美毛可美所也と云ふに對へて、末之毛可美所と云へるは、君と云ふ程の事に、汝と云ふが常なる者なり、(然れば、伊も美も上に添へる辭なる事知らるゝを、美は御なる事決きを、伊の義知難きを強ひて思ふに、向の人を的として云ふ辭にて、射鑄などの伊と同じかるべし、通證にも、汝猶言坐と云へり、偕て其の麻斯よりは伊麻斯の方重く、伊麻斯よりは美麻斯の方此上なく重き事、右に引けるを考ふべし、源氏乙女卷に、「麻斯が常に見らむも羨ましきを云々」と有るを、細流に、「汝がなり」と云へり、然れば麻斯は身主の義も有るにや、○有、何成耶、第一一書にも有る共に、古事記に、汝身者如何成と有るに依りて、何爾成有止と訓み

て、上の間に應ず可きなり、何字を伊加爾と訓める事、萬葉に多在り、(本の任に、那邇能成禮流所有耶と訓みては、漢風に成りて古意を失ふ事、人の知るがごとし)成は、第一一書に、吾身具成而云々、吾身亦具成而云々と有る具成を成々と訓み、古事記にも、吾身者成々、不<sub>レ</sub>成合<sub>レ</sub>處一處在云々、吾身者成々、成餘處一處在云々と有る成にて、二神の、始めて顯身と成り出で給ひて、御體の成具へるを云ふなり、上に云へることく、人の產生を成と云ふとは異にて、此は御體の上に成れることを、問ひ懸けさせ給へるものなり、(其は古事記訶志比宮段に、此太子所以負<sub>レ</sub>大輶和氣命者、初所生時、如<sub>レ</sub>輶<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>御腕、故着<sub>レ</sub>御名と有る、生を古く那禮利と訓めるこれなり、應神天皇御紀には、右の宍生腕上と云ふ所に、於比多理と訓めれども、其は正實に叶はず)此は陽神陰神共に、素より隱身に御在しけるを、此時に始めて顯身と現出思ひて、共に御體の成具はり、御面足はし坐し<sub>レ</sub>かば、陽神、其御自らの上に少か異在りと所思<sub>レ</sub>事有しかば、陰神の御上を問はせさせ給へりしなり、偕、成を那須と云へば、己が然爲る事なるを、那流と云へば自ら然るなりと雖も、此は彼高皇產靈尊、神皇產靈尊の預鑿造坐せるが、其作られ奉り給ふ此二神の御上に取りては、自然に成れる事の如く有りし故に、那禮流とは、互に宣はし<sub>レ</sub>なり、此は世に顯身と生出づる人の形體の定まり成れる始にし有ければ、甚々容易き事には非ざるべく想像奉らる<sub>レ</sub>事なりかし、(傳二、高皇產靈尊、神皇產靈尊の下に註せる事共を見、又其に引ける顯宗天皇御紀なる、日神月神の御託言、又、拾遺集に、君見れば產靈の神ぞ恨めしき、難面<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>を何造りけむ、と詠めるなどを味はへ知るべき者なり)○吾身は、阿賀美と訓むべし、汝身を那賀美と云へる對なり、吾を阿と云ふは、人に向ひて己を名告る時に、親昵む意の甚切りたる時に限れる事なり、

其中に夫婦の間などは、殊に深く思交して親昵しむ意の甚切れる者なる故に、多く阿とも阿賀とも阿禮とも云へり、然れば阿は狭くして、和は廣きなり、字も阿には吾、和には我字ぞ當れりける、其は四神出生章第七一書に、吾夫君、此云<sub>レ</sub>阿我儼勢と注され、崇神天皇十年御紀に、號<sub>レ</sub>叩頭之處、曰<sub>レ</sub>我君と有るを、神名式に、山城國相樂郡和伎座天乃夫支賣神社(大月次新嘗)とある地名を以て知るべし、古事記(明宮段)に、佐邪岐阿藝とあるは、吾君にて、右とは別也、(漢字の上にては、我は我國、我朝など廣き事に用ひ、吾は、己に係づらへる事に耳用ふるなり、説文に、吾我自稱也と云へり)古事記八千矛神の歌に、淤曾夫良比和賀多々勢禮婆、比許豆良比、和何多々勢禮婆と有るは、未だ婚坐さ<sub>レ</sub>りし時なる故に、和何と宣へるに合せて、沼河比賣の答にも和何許々呂、宇良須能登理敍と大凡に和何と云へるなり、又、傳廿八に註へるが如く、其神之嫡后須勢理毘賣命、甚爲<sub>レ</sub>嫉妬、故其日子遲神和備氏、自<sub>レ</sub>出雲將<sub>レ</sub>上坐倭國云々、歌曰云々、牟良登理能、和賀牟禮伊那婆、比氣登理能、和賀比氣伊那婆云々と、此に和賀と有るは、嫡後の許を離れむと爲給へるが故なり、然るを、其嫡後の答へ給へるには、夜知富許能加微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯許曾波云々、阿波母與賣邇斯阿禮婆、那遠岐氏袁波那志、那遠岐氏都麻波那斯云々と有りて、此には夫神を留めむと爲る故に、阿賀とも阿波とも宣ひて、其甚切れる意を示奉り給へる者なり、(又、日子穗々出見命の、豊玉毘賣命に答へ給へる大御歌に、意岐都登理、加毛度久斯麻邇、和賀韋泥斯と詠ませ給へるは、己に有去し事なる故に、和賀とあり、又、神武天皇の、伊須氣余理の許に一宿御寢坐せる事を、須賀多々美、伊夜佐夜斯岐氏、和賀布多理泥斯と詠ませ給へるは、二柱の事を合せ云ふ故に、和賀と詠ませ給へるなり)古事記(日代宮段)に、倭建命云々、

故登立其坂、三數詔、云阿豆麻波夜、故號其國、謂阿豆麻也と有るを、御紀に、吾孀者耶、又吾孀國とも作られたれば、阿には正しく吾字ぞ當れりける、萬葉の歌は、人々の心々に書けるを輯めたる故に、吾と我と文字遣の差別は非ざれども、訓は其意を得て附くべきなり、假字に阿賀とも阿禮とも有るを試みるに、和賀和禮などは、用意別なり、中昔の物語などに、阿賀佛尊しなど、一向に心の甚切りて云ふ事なるを知るべきなり、然れば、吾の阿は、阿那とも阿々とも歎息く辭と等しく、事の甚々迫切れるに云ふ事にて、上古は其差別正しかりし者と所見たり、(神武天皇御紀に、皇軍大悅、仰天而咲、因歌之曰云々、阿誤豫云々阿誤豫と有るは、吾子よ吾子よにて、御方を親しみて云へるなり、神功皇后御紀に、忍熊王逃無所入、則喚五十狹茅宿禰而歌之曰、伊裝阿藝云々と有るは、逃れて入るべき所無かりし故に、御方に參れる五十狹茅宿禰を去來吾君と宣ひて、其救を乞はしなり、又、應神天皇十三年御紀に、天皇宴于後宮之時云々、搗大鷦鷯尊、以指髮長媛乃歌之曰、伊裝阿藝云々と詠ませ給へるは、其髮長媛を皇太子に合せ給ふ所なる故なり、此等を以て、阿の意を知るべし) 和賀は、廣く云ふ我なりとは、古事記(日代宮段)に、美夜受比賣の多迦比迦流比能美古、夜須美斯志和賀意富岐美と詠るは、倭建命を大君と申せるなるが、其を大君と指す我は、己一人に非ず、天下の人、共に大君と仰ぎ奉る事なる故に、此は其一統を云ふ我なる故に、和賀と有り、譬へば萬葉一なる藤原宮之役民作歌に、八隅知之吾大王と有るは、天下の人と、役民と一つに成りて云ふ故に此吾は和賀なり、阿賀には非ず、吾作日之御門爾と有るは、役民擧りての吾なる故に、阿賀には非ず和賀なり、我國者常世爾成卒と有るは、此も天下の人と、役民とを統べて我國と云へるなれば、本より和賀なり、此を以て和と訓むべき我の意を知るべし、然れば、萬葉には吾も和と訓むべく、我も阿と正しく讀むべき所の多在れば、能々心を以て訓むべき事なるが、和賀とも和禮とも假字にて書けるには、大凡は、定りの如く、和は廣き方、阿は狭き方に用ひたり(今思ふに、和は絲の素ねたるを句と云ひ、物に輪と云ひ、和珥臣を丸邇臣など作ける句、輪、丸などの同言なるべし、又、和を和禮と云ふは、汝を汝禮と云ふに同じきなり) ○身は、古事記に、云々、獨神成坐而隱身也と云ふ事三所に出でたり、其を朝倉宮段に、天皇の一言主神に白し給へる御言に、恐我大神、有字都志意美者不覺云々とある、宇都志意美は顯御身にて、隱身の反なり、天孫降臨章第二一書に、大己貴神報曰、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事云々、即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣とある顯幽と同じ、(萬葉一、中大兄三山歌に、神代從、如此爾有良之云々、虚蟬毛、孀乎相格良思吉と有りて、神と顯身とを對へさせ給へり、發語に、虚蟬之云々と有るは、皆借字にて、顯しき身、又顯の身なりと、冠辭考に有るが如し) 又、美を麻と云へり、皇御孫尊と申し奉るも、孫は借字にて、身と申す義なり、其は儀式、奏御卜儀に、御體とある下に、詞云於保美麻と有るを以て知るべし、(此外にも、身を麻と云ふ事多在り、右の事を、四時祭式にも、辭云と出たり、但し人の死を麻加流と云ふは、身枯と云ふ義なり、學を麻那布と云ふは、身並にて、教ふる人と並ぶ事を爲るなり、招を麻禰久と云ふは、身勞にて勞らふなり) 又、牟とも云ふなり、四神出生章第八一書に、身中、又、景行天皇御紀に、身體を牟久呂と訓み、筑前風土記に、宗像大神、自天降、居埜門山之時云々、以此三表、成神體之形、納置即隱之、因曰身形郡と見え、齊明天皇二年御紀に、田身山名、曰太務と註されたり、其餘、紀中に身毛津君、田身輪邑、身狹など、身を牟と用ひたり、景



行天皇二十八年御紀に、形則我子、實則神人とある實は身實なり、(胸は身根、空は身無、庭は身代にて、其は苗代などの代なり、親は身聯、結は身統、産は得身、生は身爲なる事、傳二、産靈の下に註せるを見て知るべく、又此の始に産生洲國と云ふ所にも云へり、又萬葉九に、如已男と有るは、身の同じ頃ほひの男と云ふ事なり、然れば、身毛とも云へりしなり)右の如く、麻とも美とも牟とも云ふ事なるが、其本義を探索るに、聚の義なり、其は彼造化三神の産靈に資て、人の形體を成す物質はしも、風を以て呼吸となり、火を以て溫暖まり、金を以て骨幹となり、水を以て津液と成り、土を以て皮肉となり毛髮と成りて、此五の物聚り圍在れる上に、此を使令ふ天神の御靈、此に備はるなり、和名抄に、顯會、一云天窓、和名阿太萬と有るは天靈の義なり、又、腦頭中髓腦也、和名奈豆岐と有るは名着にて、名は成にて、成は其天靈の作用なる事、已に註へるが如し、其天靈は君主にして、耳目手足の臣下を使令ふ事にて、神、見むと爲れば、目此に従ひ、神、聞かむと爲れば、耳此に従ひ、神、把らむと爲れば、手此に従ひ、神、行かむと爲れば、足此に従ひて、耳目手足は、皆其神の心の任に使令る事にて、毛髮の末迄も遺す事なし、又同抄に、頂顙頭上也、伊太々伎と有るも、尊者より賜はる物に戴くと云ふが如く、天神の御靈を戴き持つ稱なり、如此く諸物の聚がり合混がりて人身とは成りにたるなり、(萬葉一、十六などに、村肝乃心と續けたるは、群肝乃にて、臟腑の群在れる中の心と續けたるなり、和名抄に、腎、和名無良止と有るは群後にて、背の方に倚れる由なるを以て、後と云へるなり、又、腓脚腓也、古無良と有るは小群なり、又、雄略天皇四年御紀に、蛇疾飛來嗜天皇臂とある、其大御歌に、陀俱符羅爾と有るを、古事記に多古牟良と有れば、臂は手の腓なる由なり、又、和名抄に脂膏、和名阿布

良と有るは、上群にて、油の性として、上に浮きて群がるを云ふ)然れば、人の己が事を麻呂と云ひ、名に屬けて麻呂と云ふも、麻呂は身と云ふ事なりけり、古事記(明宮段)に見えたる、吉野之國主等の歌に、宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知とある、麻呂賀知を、政事要略に引けるには、丸賀朕と作れども、身之君と云ふ事なるを以て思ふに身體の成れるに就きて云ふには、牟良なり、成れる上にて、唯、身の事を云ふには麻呂と云ふ例と聞ゆ、牟良、麻呂、相通ふ由は、傳一渾沌の下に云へり、俗に、人を一箇の小天地と云ふも然る事なれば、能々其條と考へ合す可く、又傳二天御中至尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の件々に云へる、御、又皇の義をも合せ見て曉るべし、(自らの事を麻呂と云ふは、古今集序に、夫麻久良詞は云々と有るを、京都角倉氏に藏むる北畠本には、麻呂良とあり、其にて聞えたり、源氏橫柱卷に、麻呂が爲にも云々、)「麻呂等をも云々」など、其外、中昔の書共に多く有る事なるなり)○有一雌元之處の一字は訓むべからず、次には、唯雄元之處と耳有ればなり、第一一書には、吾身具成而、有稱陰元者一處と見え、古事記にも、吾身者成々、不成合處一處在、とある是なり、(古事記の不成合處と云へるは、缺け凹みて成り整はぬ狀を云ふなり、源氏松風卷に、少し成り合ふ程に成り給ひにけり、東屋卷に、未だ幼なく成り合はぬ人を指し越えて云々、)又、寄生卷に、少し成り合ひたる心ちし給へる、東屋卷に、未だ成り合はぬ佛の御傍など云々、浮舟卷に、宜しう成り合はぬ所を云々と有るなど、物の不足なる事に云へるを思ふべし)雌は、雄の對に用ひたる字なり、此を賣と訓む事はしも、彼成りて成り合へる身中に、一處未だ成り合はぬ狀にて、乙し處の出で來れるを謂ふなり、此事傳三に、已に委しく註せるが如し、又、姉は上女、伊呂泥は伊呂賣なる如く、賣と根と通ふ事にて、古

事記に、生<sub>ヒシ</sub>女島<sub>ノ</sub>亦名謂<sub>フ</sub>天一根<sub>ト</sub>と有るは、傍に速吸名門と云ふ大地の陰門<sub>ノ</sub>の有る、其に依れる名なる事已に傳一、傳二に云へる如くなるを、敏達天皇十二年御紀に、韓婦用<sub>フ</sub>韓語<sub>ヲ</sub>言<sub>フ</sub>以<sub>テ</sub>汝之根<sub>ヲ</sub>入<sub>ル</sub>我根内<sub>ニ</sub>即入<sub>ル</sub>家と有るは、韓語を我が古語に改め記されたるが、根は素より男根にも云ふ事なれども、此より人の生れ来る事にし有れば、女陰を根と云ひしが本なるにこそ、(桑家漢語抄に、陰門、比奈登と有る、比は彦、姫の比にて、奈は根、登は門なり、其は和名抄に、揚氏漢語抄云、吉舌、和名比奈佐伎は、陰門より尖の出でたる山の名なるべし)元處は、右に根と云へるに同じ、釋述義に、凡男女初生之時、先見<sub>ス</sub>此處<sub>ニ</sub>、乃定<sub>ム</sub>男女<sub>ノ</sub>故謂<sub>フ</sub>之<sub>ヲ</sub>元處<sub>ト</sub>耳、下雄元、又同<sub>レ</sub>之<sub>ト</sub>有るは然る事なれども、雌雄相婚<sub>ギ</sub>て子を産み成す其元處と見るや、勝る可からむ猶考定む可き者なりかし、(通證に、易曰、大哉乾元、萬物資始、至哉坤元、萬物資生、精蘊曰元者、天地之大德、所以生<sub>ク</sub>者也とあり、元字は其心にて用ひられたるべし)○有<sub>ル</sub>雄元之處<sub>ニ</sub>は、第一一書に、吾身亦具成而、有<sub>ル</sub>稱<sub>フ</sub>陽元<sub>者</sub>一處<sub>ト</sub>見え、古事記に、我身者成々而成餘處一處在とあり、(右の古事記に、成餘處と云ふは、此の雄元にて、而足と神名にも負ひ坐る所縁なり、源氏藤裏葉卷に、雄々しく速よかに足<sub>ヲ</sub>給<sub>フ</sub>云々、又、「下の心ばへ雄々しからず」など有る雄々しを健き事に説くは末にて、女々し乙々しなる反に、物の足へる狀に云へるに起れるなり)此雄は男根の稱なり、古事記朝倉宮段歌に、麻那婆志良、袁由岐阿間と有るは、雄行合<sub>ニ</sub>にて、同記に以<sub>テ</sub>此吾身成餘處<sub>ヲ</sub>刺<sub>シ</sub>塞汝身<sub>不<sub>レ</sub>成合<sub>ニ</sub>處<sub>ト</sub>と有ると同じ事にて、唯に尾と尾とを打ち合す耳の事には非ざるなり、萬葉には、多く向峰<sub>ト</sub>、又は八岑<sub>ト</sub>などの字を用ひたるを、和名抄、峰(和名三禰)又用<sub>フ</sub>三<sub>ノ</sub>字<sub>ト</sub>岑<sub>ト</sub>嶺<sub>ト</sub>、山尖高處也と有りて、三禰は身根にて、男根の名、又山尖高處也と有るは、男根の形容なるを以</sub>

て知るべし、又土高、曰<sub>レ</sub>丘(和名乎加)と云ふも、右の例に依れば、雄處の義なり、又、嶽高山名也、漢語抄云(美太介)と云ふも、身莖<sub>ニ</sub>にて、男根に勢<sub>ト</sub>と云へる是なり、凡<sub>ソ</sub>國土<sub>ノ</sub>の中に、其大凡を云ふ時は、山海の二なるを、海は女陰に形し、山は男根に象れる者なる事にて、人の形體に異ならざる者なり、(猶、山に御面と云ひ、美富登と云ひ、谷を久良とも云へるを、人々も、勝を麻多具良と云ふなど、互に通はし云へる事多在り)古語拾遺に、男莖形を袁波是賀多と訓めるも、男莖柱形なる物から、猶雄元形にも有るべし、和名抄に、玉莖、男陰名也、揚氏漢語抄云、屢(破前、一云麻良云々)と有るも、破前は、右に同じく元なるが、次には唯に元處<sub>ト</sub>と耳有るを以て、莖にも柱にも拘はらずして云ふ稱なるを知るべし、然れば、雄と云へるぞ、正しく男根の古名には有りける、(右に、雌元の事を云へると、傳一に註せる陰陽の義、又三に説ける彦、姫などの義を、此に合せて曉るべし、四神出生章第六一書に、取<sub>リ</sub>湯津爪櫛<sub>ヲ</sub>牽<sub>リ</sub>折<sub>リ</sub>其雄柱<sub>ト</sub>とある雄柱を、古く保登理婆斯良と訓み來れるに依りて、口訣に、端牙也と云へるは然る事なれども、上古の製は、其端牙を少か長く作れるに、其尖りて有りしかば、例の雄元に似たるを以て、男柱とは云ふなり)○思<sub>フ</sub>欲<sub>フ</sub>以<sub>テ</sub>吾身元處<sub>ヲ</sub>合<sub>ス</sub>汝身之元處<sub>ト</sub>は、吾身雄元之處、汝身之雌元之處、と云ふを約めたるなり、其は第一一書に、此事を、思<sub>フ</sub>欲<sub>フ</sub>以<sub>テ</sub>吾身陽元<sub>ヲ</sub>合<sub>ス</sub>汝身之陰元<sub>ト</sub>と有るを以て知るべし、古事記には、故<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>此吾身成餘處<sub>ヲ</sub>刺<sub>シ</sub>塞汝身<sub>不<sub>レ</sub>成合<sub>ニ</sub>處<sub>ト</sub>而、以<sub>テ</sub>爲<sub>ス</sub>生<sub>ク</sub>成國土<sub>ト</sub>奈何と有りて、殊に委曲しき者なり、(然るを、舊事紀には、先に右の如く記しながら、後に思<sub>フ</sub>欲<sub>フ</sub>以<sub>テ</sub>吾身成餘雄元之處<sub>ヲ</sub>刺<sub>シ</sub>塞汝身<sub>不<sub>レ</sub>成合<sub>ニ</sub>處<sub>ト</sub>、以<sub>テ</sub>爲<sub>ス</sub>産<sub>ム</sub>生國土<sub>ト</sub>如何と再び出せるは、御紀を取り合せて文を成せる物から、甚々叢睦しき心ちす)合とは、次に陰陽始遇合爲<sub>ス</sub>夫婦<sub>ト</sub>とある事なり、古事記に刺塞とある、</sub></sub>

其同じ事を、後には然は云はずして御合と云るは、事を切めたる者にて、御合生子淡道之穗之狭別島云々、と有り、猶、爲御合とも、御合とも、記中に多きはなり、又、此第五一書に、將合交と有るは、身合にて、身と身と交に合すを云へるなり、(猶、上に共爲夫婦の下に委しく云れば、今更に云ふべき限に非ず)

於是陰陽始遭合。爲夫婦及至產時。先以淡路洲爲胞。意所不快。故名之曰淡路洲。廼生大日本。日本。此云耶麻騰。下皆效此。豐秋津洲。次生伊豫二名洲。次生筑紫洲。次雙生隱岐洲。與佐度洲。世人或有雙生者象此也。次生越洲。次生大洲。次生吉備子洲。由是始起大八洲國之號焉。即對馬嶋壹岐嶋及處處小島。皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。

陰陽始遭合は、陰神陽神始氏遭合志氏と訓むべし、其は正書一書共に然有るを、此に限りて賣袁と耳云ふべきに非ざればなり、然るを釋秘訓に、私記曰、師說讀陰陽始遭爲雌雄初合也、合爲夫婦、與上同也と有るは、二つ共に誤れり、遭合の字を分けて一は上に、一は下に附けても、義は通ゆるが如くなれども、寶劍出現章に、乃相與遭合而と有るを如何にか爲む、又遭を阿比氏と訓み、合爲夫婦をと同じく訓みては、合と合と重複れれば、第六一書に、合爲夫婦を美斗能麻具波比と訓めれども、此は然は訓むべからざるなり、(私記の右文に次て、安氏說、始遭合

二字、讀美斗能麻具波比爲夫婦三字、讀如本字、舊說又有同安家者也、と有れば、古人も然は有るまじき者と爲しなり) 始遭合は、一書とは違ひて、此と第五一書には陰神の先言し給ひし時には、遭合し給はざりし趣に傳へたる故に、始とは有るなれども、實は第一一書、及び古事記の如く、此度は再度なるなり、(然るを、舊事紀には、先に此と同じく記しながら、再度のにも、於是雌雄初會云々と云へるは、拙き事なり、先なるを始と云はば、此は後なる事云ふも更なる者なり、古事記に、女人先言不レ良、雖然久美度邇興而、生子水蛭子云々と有れば、先に始て遭合し給ふ事、著き物から、此には蛭兒を神として、四神出生章に收め、又淡洲の事と淡路洲の事と、一に成れれば始とは置かれたるなり) 遭合は、上に欲共爲夫婦産生洲國と見えたる其欲ほしし事を、此にて行ひ給へる者なり、然れば遭合の字と、共爲夫婦とを、同じく美斗能麻具波比と云ふ事、尤に當れる事なりけり、(共爲夫婦は、字の如く、遭合の字は、易に、天地網緼、萬物化醇、男女構精、萬物化生、乾道成男、坤道爲女、乾知大始、坤作成物、と有るを取られたるなり) ○爲夫婦は、美伊毛勢登爲給布と訓むべし、其は第一、第十等の一書に、爲夫婦を、美斗能麻具波比志氏と訓みたる、同じ字をこそは用ひられたりけれ、上に遭合の字有る上は、必ず侘に訓むべき言の有るなり、古く此の爲夫婦を賣登賣那流と有るは、夫人婦人と成ると云ふ事なるべきが、上の陰陽は、二神の唯男女なるを云へるは、此は正しく夫妻と成り給へるに叶へれども、上に少女、此云鳥等咩と有り、言の混らはしければ、猶此にても非ざるなり、(夫婦と爲るを、俗に賣登登に成ると云ふは、夫婦人に成ると云ふ事なれば、其を反して賣登賣となるとも云ふまじきにも非ざれども、餘りに聞き着かぬ語なり、和名抄に、夫、猶扶也、以道扶接也、和

名乎字止、一云乎止古とある、乎字止は、乎比止の音便なり、又、妻、和名米、妻者齊也、與夫齊體也、又用夫妻婦妻、一云、米阿波須と有る、此二を寄せ合せては、袁登賣とも賣袁登とも云ふべし、景行天皇四年御紀に、夫婦之道、古今達則也と有る、夫婦を袁比登賣と訓めるは未だ婚ざる前には、唯に男女なれども、已に嫁ては、女は夫の者なる故に、夫人之妻と云ふ事なる可くや、鎮火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、姊妹二柱嫁繼給氏、國能八十國嶋能八十島乎生給氏云々と有るは、神語の任に載せられたる者にし有れば、夫婦を姊妹の言の如く、訓めらむこそは叶ふべかりけれ、其は古事記に、宇比地邇神、次妹須比智邇神より、伊邪那岐神、次妹伊邪奈美神に至る迄に、女神の方に妹と有れば、男神の方は夫なる事、云はずして著き者なりかし、四神出生章第六の一書第九ノ一書共に、陰神より、陽神を吾夫君とも吾夫君尊とも宣へるを、次に、吾夫君此云阿我儼勢と註し、又、陽神より、陰神の事を汝妹者と云ふも、吾妹とも宣へるを、古事記には正しく我那邇妹命と記されたり、(那邇妹の邇は、上なる意哉、又妍哉などの言に當りて、御面貌の和やかに美麗しきを申せる由、已に云へるが如し、夫婦を妹妹と云ふ事は、萬葉六に、不言問、木尙妹與兄有云乎云々、七に、木道爾社妹山在云、櫛上二上山母妹許曾有來、又、妹爾戀余越去者、勢能山云々、又、麻毛吉木川邊之妹與背之山、又、並居鴨妹與背能山、又、大穴道少御神作、妹勢能山見吉など其外にも多在り、然れば古は夫婦の事を専ら妹妹と云へりしにこそ、名義抄に、妹妹を伊母勢と訓めり、猶、鎮火祭詞の講義に云へり) 妹と云義は、彌身なるべし、女は男を主とし、其に順ひて世を経る者なる謂なり、身を毛と云ふ事はしも、萬葉九(三十六丁)に、如己男と有るは、如身男なるを以て知らる、古事記須勢理毘賣命の御歌に、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、

那遠岐氏遠波那志、那遠岐氏都麻波那斯と、詠ませ給へる、女は男をしも夫と定めて、其に順ふ者なれば、男の方より親しみて彌身とは云へるなり、(記傳三に、記中の例、兄と妹となれば、妹をば妹某と云ひ、姉と妹となれば、弟某と云ひて妹とは云はず、然れば、女と女との間にては、妹と云ふ事、上古には無りしなり) と有る如く、兄と妹の妹と云ふは、女は一身を以て立ち難き者なる故に、夫に婚するにも何にも、兄なる人の後見に依る事故に、其親しく後見する意を以て、古に妹とは云へりしなり、委しくは、傳三、壱土煮尊沙土煮尊の下に云へりき) 妹は狭兄と云ふ事の約まれるなり、女の方よりは、萬事其夫を頼もしき者にして、其一人を傳づく者なる事、右の御歌に、汝を除て男はなし、汝を除て夫はなしと云ふ意に、詠み出でさせ給へるを、此にも引きて心得べし、狭ば狭衣、狹席など云ふ狭にて、侘を顧みずして、一向に其物を指し云ふ辭なり、兄は先に長れる由なり、古事記に、女神の所には、次妹と有るに對へて知るべし、兄猶、弟猶、兄磯城、弟磯城、兄比賣、弟比賣と云ふ名、紀記共に見えたるを以て知るべし、然れば、狭兄を合せて妹と云ふ名には成りたるなり、(俗の人の長の高低を云ふに、勢の高し低しと云ひ、山の峯傳ひの所を勢續と云ひ、背を勢と云ふも同等の言なり、此を以つて、男は女の上なる謂を以て、狭兄と云ふべきを、約めて勢と云へるを曉るべし) ○及至産時は、御子産須時爾至氏と訓むべし、上に産生洲國と有る、其事を今成し給ふ事なり、此の産字を古字牟と訓めるは然るべし、古事記なる、伊邪那岐命の御言に、吾者生生子而、於生終云々とある、御子生の始なり、仁德天皇五十年御紀に、簡利古武等、難波企箇輪耶とも、簡利古武等、和例破積箇儒とも有る、古武は子産の引き合ひにて、此の産字の訓と同じ(字の如く、至爾及氏と訓むは漢風なり、義に關からぬ事